

【公開版】

日本原燃株式会社	
資料番号	耐震建物01 R4
提出年月日	令和3年4月28日

設工認に係る補足説明資料

耐震設計の基本方針に関する

耐震評価対象の網羅性、

既設工認との手法の相違点の整理について

目 次

1.	再処理事業所の耐震評価について	1
1.1	今回設工認における評価対象施設の網羅性について	5
1.2	設計基準対象施設の評価	5
1.3	重大事故等対処施設の評価	11
1.4	1.2S s を考慮する重大事故施設の評価	11
2.	申請対象設備における既設工認との手法の相違点の整理について	13
2.1	今回設工認における既設工認との手法の相違点の整理方針	13
2.2	相違点の整理結果	14
3.	今回設工認における主な説明事項	18
3.1	機器・配管系	18
3.2	建物・構築物	20
添付－1－1	既設工認との比較による対象設備の網羅性（第1回申請分）（「重要度分類及び重大事故等対処設備の設備分類の基本方針」に基づく評価対象施設）	
添付－1－2	既設工認との比較による対象設備の網羅性（第1回申請分）（1.2S s を考慮する重大事故施設）	
添付－2	対象設備の評価部位の網羅性	
添付－3	対象設備の評価項目（応力分類）の網羅性について	
添付－4－1	建物・構築物に係る耐震評価フロー並びに評価対象一覧	
添付－4－2	建物・構築物の評価部位一覧（「重要度分類及び重大事故等対処設備の設備分類の基本方針」に基づく評価対象施設）	
添付－4－3	建物・構築物の評価部位一覧（1.2S s を考慮する重大事故施設）	
添付－5－1	既設工認との手法の整理一覧表（機器・配管系の構造強度評価）	
添付－5－2	既設工認との手法の整理一覧表（建物・構築物）	
添付－6－1	設工認申請に対する主な説明事項（機器・配管系）	
添付－6－2	今回設工認における主な説明事項（機器・配管系）	
添付－6－3－1	類型化における設備分類表（再処理施設）	
添付－6－3－2	類型化における設備分類表（廃棄物管理施設）	
添付－6－3－3	類型化における設備分類表（MOX燃料加工施設）	
添付－7－1	今回設工認における主な説明事項（建屋及び屋外機械基礎）	
添付－7－2	今回設工認における主な説明事項（屋外重要土木構造物（洞道））	
添付－7－3	今回設工認における主な説明事項（竜巻防護対策設備）	

■：商業機密の観点から公開できない箇所

1. 再処理事業所の耐震評価について

設計及び工事の方法の認可申請書の第1回申請及び後次回申請における「耐震性に関する説明書」（以下「今回設工認」という。）においては、「再処理施設の位置，構造及び設備の基準に関する規則」，「廃棄物管理施設の位置，構造及び設備の基準に関する規則」及び「加工施設の位置，構造及び設備の基準に関する規則」（以下「事業指定基準規則」という。）における耐震重要度分類に基づくSクラス施設の耐震評価結果及び下位クラス施設のSクラス施設への波及的影響の評価結果を示しており，その他のB，Cクラス施設については耐震評価方針を示している。

重大事故等対処施設のうち，Sクラス施設の機能を代替する常設耐震重要重大事故等対処設備については耐震評価結果を示しており，その他のB，Cクラス施設の機能を代替する常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備については今回設工認において耐震評価方針を示している。

また，基準地震動を1.2倍した地震力を考慮した地震時においても耐震性を確保することで重大事故等を起こさない設備（以下「1.2S sによる機能維持施設」という。），地震を要因として発生する重大事故等に対処する重大事故等対処設備（以下「重大事故対処系施設」という。）及びこれらを設置する建物・構築物（屋外重要土木構造物（洞道）を含む）（以下，これらを総称して「1.2S sを考慮する重大事故施設」という。）についても，その耐震評価結果を示している。なお，機器・配管系の重大事故評価において1.2S sを考慮する重大事故施設の耐震評価結果については後次回申請にて示す。

本資料は，設工認の添付書類「設工認申請対象設備の技術基準への適合性に係る整理」の申請施設における評価対象施設，評価項目・部位の網羅性及び代表性を示すとともに再処理施設，廃棄物管理施設及びMOX燃料加工施設（以下「再処理事業所」という。）における既設工認との評価手法の相違点を整理した上で，今回設工認における評価方法及び主要な説明項目を示すものである。本資料の適用範囲は，再処理施設，廃棄物管理施設及びMOX燃料加工施設の添付書類「耐震性に関する説明書」とする。

なお，後次回での申請施設についても同様の整理を行い，申請にあわせて説明する。

申請施設の網羅性確認の観点から，設工認の添付書類「IV-1-1-3 重要度分類及び重大事故等対処設備の設備分類の基本方針」に示す耐震重要度分類ごとの対象設備と「設工認申請対象設備の技術基準への適合性に係る整理」との紐付け整理を行った資料を，補足説明資料「申請対象設備と耐震重要度分類の関係について」に示す。

なお，本資料においては，新規制基準施行後に認可となった発電用原子炉施設の工認及び設工認を「新規制基準対応設工認」と記載する。

評価対象施設，評価項目・部位の網羅性及び代表性の確認手順を図1-1及び図1-2に示す。

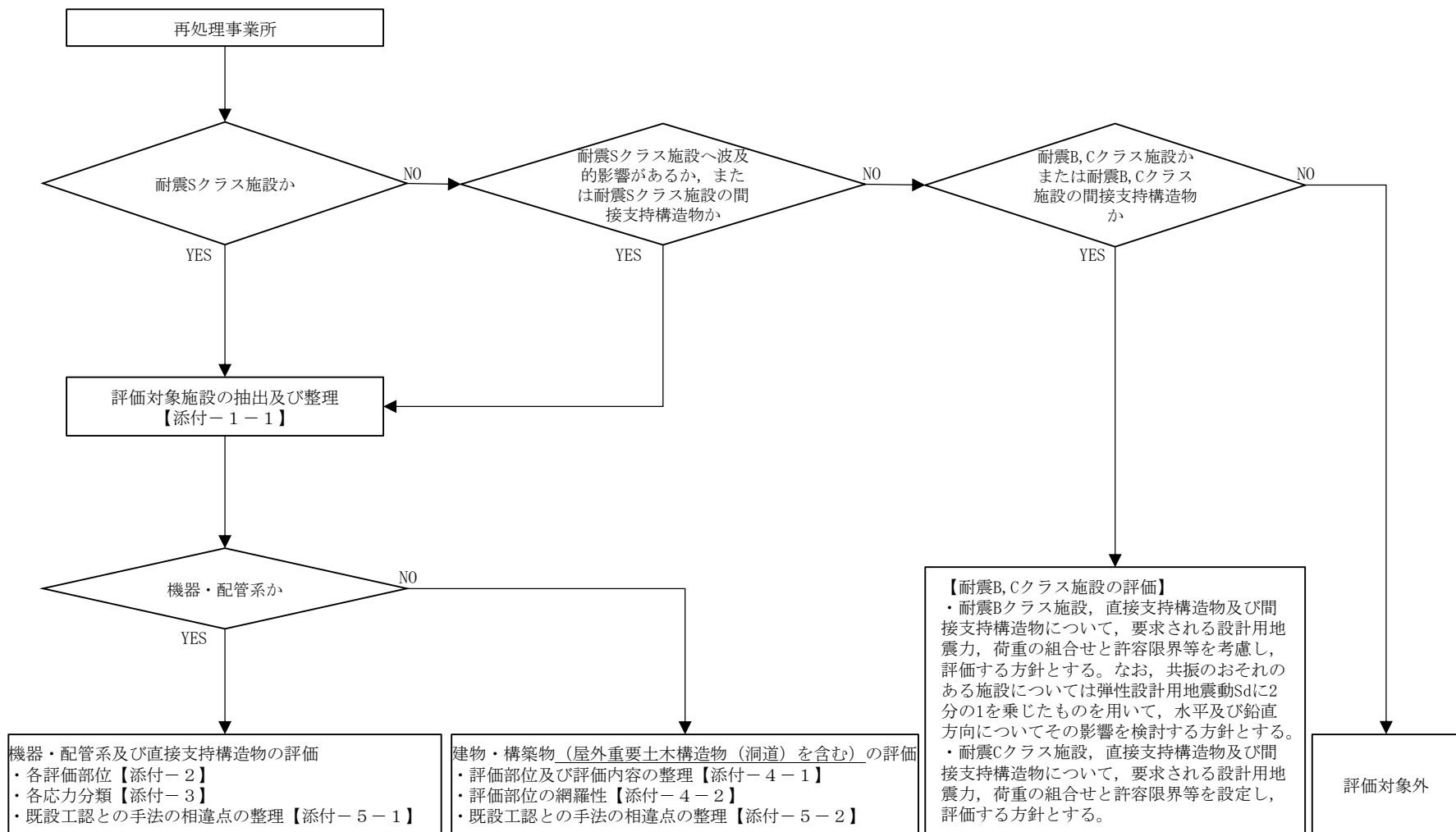
【評価対象施設及び評価項目・部位の網羅性・代表性確認手順の説明】

① 評価対象施設の選定

- ・ 設工認の添付書類「設工認申請対象設備の技術基準への適合性に係る整理」の第1回申請における申請施設に対し、「IV-1-1-3 重要度分類及び重大事故等対処設備の設備分類の基本方針」及び「IV-2-1-4-1 波及的影響を及ぼすおそれのある下位クラス施設の耐震評価方針」に基づき、設計基準対象施設についてはSクラス施設、Sクラス施設の間接支持構造物及びSクラス施設への波及的影響を考慮すべき設備を抽出し、重大事故等対処施設については常設耐震重要重大事故等対処設備、常設耐震重要重大事故等対処設備の間接支持構造物及び常設耐震重要重大事故等対処設備への波及的影響を考慮すべき設備を抽出し、添付-1-1に整理した。
- ・ あわせて、添付-1-1において既認可における記載内容との比較を行った。
- ・ 1.2S_sを考慮する重大事故施設についても、設工認の添付書類「設工認申請対象設備の技術基準への適合性に係る整理」の第1回申請における申請施設から抽出し、添付-1-2に整理した。

② 評価の実施

- ・ 添付-1-1に整理した施設のうち、Sクラス施設及び常設重大事故等対処設備について、機器・配管系に係る評価部位を添付-2、応力分類を添付-3に、建物・構築物に係る評価部位及び評価内容について添付-4-1及び添付-4-2に整理し、評価を実施した。
- ・ 添付-1-1に整理した施設のうち、Sクラス施設または常設耐震重要重大事故等対処設備に関連する間接支持構造物及びSクラス施設または常設耐震重要重大事故等対処設備への波及的影響を考慮すべき設備については、基準地震動S_sによる評価を実施した。
- ・ なお、上記に該当しないB、Cクラス施設及び常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備（Sクラス施設または常設耐震重要重大事故等対処設備への波及的影響を考慮すべき設備を除く。）については、今回設工認において評価の方針を示した。
- ・ 添付-1-2に整理した1.2S_sを考慮する重大事故施設については、建物・構築物に係る評価部位及び評価内容について添付-4-3に整理し、評価を実施した。なお、屋外重要土木構造物（洞道）及び機器・配管系については、後次回申請にて示す。



※重大事故等対処施設については、上図の「耐震Sクラス施設」を「常設耐震重要重大事故等対処設備」に、「耐震B、Cクラス施設」を「常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備」に読み替える。

図1-1 評価対象施設及び評価項目・部位の網羅性・代表性の確認手順
 (「重要度分類及び重大事故等対処設備の設備分類の基本方針」に基づく評価対象施設)

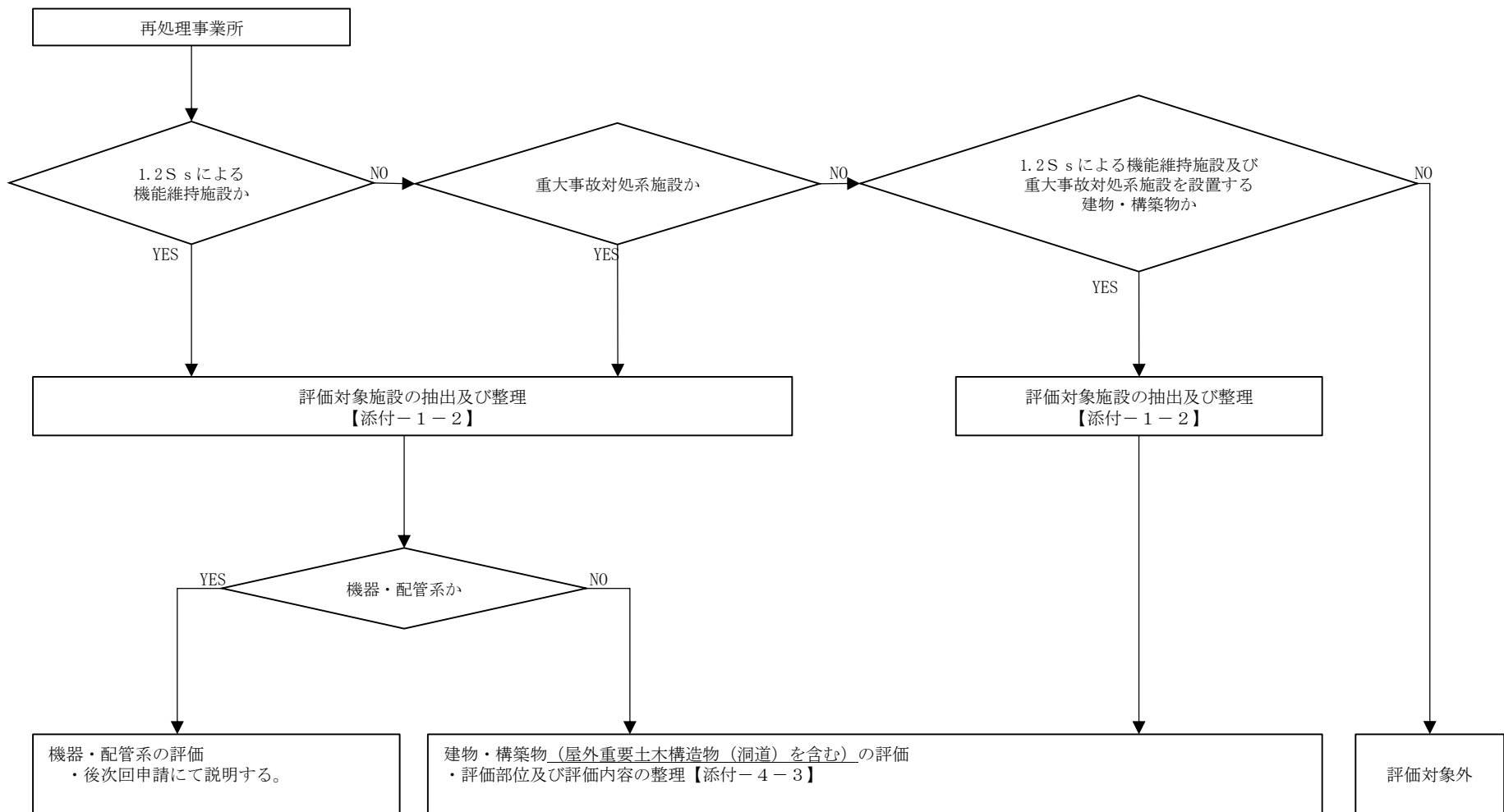


図1-2 評価対象施設及び評価項目・部位の網羅性・代表性の確認手順
(1.2S sを考慮する重大事故施設)

1.1 今回設工認における評価対象施設の網羅性について

今回設工認における申請施設のうち、Sクラス施設、間接支持構造物及び波及的影響を考慮すべき設備について、「重要度分類及び重大事故等対処設備の設備分類の基本方針」に基づき評価対象施設を抽出する。

ここで、波及的影響を検討すべき設備については、「波及的影響に係る基本方針」において選定した下位クラス施設を抽出する。

また、1.2 S s を考慮する重大事故施設については、「設工認申請対象設備の技術基準への適合性に係る整理」の第1回申請における申請施設から抽出する。

上記のとおり抽出されたSクラス施設及び波及的影響を考慮すべき設備について、今回設工認における評価対象施設と既設工認における評価対象施設の比較を行う。

設工認の添付書類「設工認申請対象設備の技術基準への適合性に係る整理」の第1回申請における申請施設について、評価対象施設を抽出した結果を添付－1－1及び添付1－2に示す。

1.2 設計基準対象施設の評価

1.2.1 Sクラス施設の評価

1.2.1.1 基準地震動S s による評価

基準地震動S s による評価は、耐震重要度分類におけるSクラス施設に対して実施する。

a. 機器・配管系

設備の評価については規格基準に基づく定型式及び計算機プログラムによる評価を実施し、そのうち配管系の標準支持間隔法は各建屋の配管系の仕様（口径、板厚）ごとに支持間隔を算出し、その際に用いる床応答曲線は各建屋の複数階層包絡又は階層ごとのものを適用している。

評価部位については、JEAG4601-1987に基づき設備ごとに設定した既設工認における評価部位に対し、先行発電プラントである東海第二発電所及び柏崎刈羽原子力発電所7号機を参照して選定する。

評価結果については、機器・配管系は設備ごとに最も厳しい部位や設備の代表的な部位を記載し、そのうち配管系の標準支持間隔については各建屋の配管系の仕様ごと及び複数階層包絡又は階層ごとに記載する。また、弁類は型式ごとに最も厳しいものを選定し記載する。

b. 建物・構築物

建物・構築物については、先行発電プラントである東海第二発電所及び柏崎刈羽原子力発電所7号機を参照して選定した評価部位に対し、既認可及び先行発電プラントで実績のある評価手法に基づいて評価を実施する。評価結果については、評価部位ごとに最も厳しい部位を選定し、記載する。

第1回申請における評価対象施設が網羅されていること及びそれらの評価部位が既往の評価等と比べて必要な項目が網羅されていることの確認を以下のとおり行った。

(1) 対象設備の評価部位の網羅性について

a. 機器・配管系

機器・配管系における対象設備の評価部位については、先行発電プラントの設備と比較したものを添付-2に示す。

比較に当たっては、先行発電プラントと同様の設備又は再処理事業所特有の設備と類似している先行発電プラント設備の評価部位との比較を行う。ここで指している同様の設備とは機能及び構造から先行発電プラントと同一の設備を指し、先行発電プラントと類似している設備とは機能は異なるが設備の形状に応じた規格基準の応力分類が同一の設備を指す。

ここでは、先行発電プラントと同様の設備は「○」を示し、更にその右欄には、今回設工認における評価部位を「○」で示した上で、評価部位の選定理由についても併せて記載する。

この結果、第1回申請範囲の対象設備である安全冷却水B冷却塔及び配管（安全冷却水B冷却塔～前処理建屋）については、評価部位が網羅的に選定されていることを確認した。

b. 建物・構築物

今回設工認においては、評価対象施設ごとの評価部位及び評価方法について、既設工認と先行発電プラントである東海第二発電所及び柏崎刈羽原子力発電所7号機の新規制基準対応設工認との比較を行う。

建物・構築物の評価部位は、既設工認に基づき選定するとともに、東海第二発電所及び柏崎刈羽原子力発電所7号機の新規制基準対応設工認における建物・構築物の評価部位について参照した上で選定し、評価を行う。また、建物・構築物の基礎地盤の支持性能について、基準地震動S_sによる接地圧が地盤の極限支持力度に対して妥当な安全余裕を有することを確認する。

建物・構築物の躯体のうち、Sクラスの機能を有する部位（以下、「Sクラスの部位」という。）を構成する壁については建屋の一部であることから、構造物全体としての変形能力を層レベルで評価し、鉄筋コンクリート造耐震壁の最大せん断ひずみ度が許容限界を超えないことを確認する。

Sクラスの部位を構成する床・天井スラブについては、地震力と地震力以外の荷重を組み合わせ、その結果発生する応力（又はひずみ）が許容限界を超えないことを確認する。

Sクラスの屋外重要土木構造物（洞道）については、構造部材の曲げ、せん断評価について、基準地震動S_sによる最大層間変形角及び発生せん断力が許容限界を超えないことを確認する。また、基礎地盤の支持性能評価について、基準地震動S_sによる接地圧が地盤の極限支持力度に対して妥当な安全余裕を有することを確認する。

上記に基づき、添付-1-1に示した第1回申請における評価対象施設について、添付-4-1及び添付-4-2に示すとおり、評価部位及び評価方法を整理した。

Sクラスの部位のうち、燃料加工施設における重要区域を構成する壁については建屋の一部であることから、構造物全体としての変形能力を層レベルで評価し、鉄筋コンクリート造耐震壁の最大せん断ひずみ度が許容限界を超えないことを確認する。

燃料加工施設における重要区域を構成する床・天井スラブについては、地震力と地震力以外の

荷重を組み合わせ、その結果発生する応力が許容限界を超えないことを確認する。

(2) 対象設備の評価項目（応力分類）の網羅性について

対象設備の評価項目（応力分類）の網羅性について添付－3に示す。

ここでは、第1回申請範囲となる対象設備について、JEAG4601・補－1984等にて要求されている評価項目を左欄に示しており、その右側に各項目の評価実施有無を整理し、実施するものを「○」で示す。

なお、評価を省略した項目が一部あるが、それらは以下の理由により評価の省略が可能と整理している項目であり、既設工認時より評価項目としての記載を省略しているため、今回設工認においても記載は行わない。

- ①設備の構造上、当該応力が生じる部位がない。
- ②規格基準上、省略が可能。
- ③他の応力分類にて代表可能。

この結果、第1回申請範囲の対象設備である安全冷却水B冷却塔及び配管（安全冷却水B冷却塔～前処理建屋）については、JEAG4601・補－1984等にて要求されている評価項目を網羅的に評価していることを確認した。

(3) 対象設備の耐震重要度分類の区分（主要設備等）を踏まえた整理について

第1回申請範囲となる対象設備について、耐震重要度分類ごとに主要設備、補助設備、直接支持構造物、間接支持構造物、波及的影響を考慮すべき設備に区分して整理した。

1.2.1.2 弾性設計用地震動S dによる評価

(1) 機器・配管系

機器・配管系の評価対象設備が弾性設計用地震動S dに対して概ね弾性状態にあることを確認するために、弾性設計用地震動S dによる地震力又は静的地震力のいずれか大きい方の地震力と、地震力以外の荷重を組み合わせ、その結果発生する応力が許容限界を超えないことを確認する。

(2) 建物・構築物

今回設工認においては、評価対象施設ごとの評価部位及び評価方法について、既設工認と先行発電プラントである東海第二発電所及び柏崎刈羽原子力発電所7号機の新規制基準対応設工認との比較を行う。建物・構築物の評価部位は、既設工認に基づき選定するとともに、東海第二発電所及び柏崎刈羽原子力発電所7号機の新規制基準対応設工認における建物・構築物の評価部位について参照した上で選定し、評価を行う。

建物・構築物のSクラスの部位については、弾性設計用地震動S dによる地震力又は静的地震力のいずれか大きい方と地震力以外の荷重を組み合わせ、その結果発生する応力が許容限界を超えないことを確認する。

Sクラスの屋外重要土木構造物（洞道）については、弾性設計用地震動S dによる地震力又は静的地震力のいずれか大きい方と地震力以外の荷重を組み合わせ、その結果発生する応力度及び接地圧が許容限界を超えないことを確認する。

上記に基づき、添付-1-1に示した第1回申請における評価対象施設について、添付-4-1及び添付-4-2に示すとおり、評価部位及び評価方法を整理した。

Sクラスの部位のうち、燃料加工施設における重要区域を構成する壁及び床・天井スラブについては、弾性設計用地震動S dによる地震力又は静的地震力のいずれか大きい方と地震力以外の荷重を組み合わせ、その結果発生する応力が許容限界を超えないことを確認する。

また、MOX燃料加工施設の事業変更許可申請書の添付書類五に示された燃料加工建屋固有の評価として、燃料加工建屋については、弾性設計用地震動S dによる地震力又は静的地震力のいずれか大きい方の地震力に対して層レベルで建屋全体として概ね弾性範囲に留まることを確認する。

1.2.1.3 静的地震力による評価

(1) 機器・配管系

既設の設備については、既設工認時より「実用発電用原子炉及びその付属施設の技術基準に関する規則」（原子力規制委員会）で求められている現在の建築基準法に基づく静的震度（ C_i ）に対する評価を実施している。

今回設工認において、弾性設計用地震動 S_d による耐震評価については、弾性設計用地震動 S_d による地震力と静的地震力（ $3.6C_i$ ）のいずれか大きい方の地震力を用いて評価を行う。

(2) 建物・構築物

建物・構築物の S クラスの部位については、弾性設計用地震動 S_d による地震力又は静的地震力のいずれか大きい方と地震力以外の荷重を組み合わせ、その結果発生する応力が許容限界を超えないことを確認する。

S クラスの屋外重要土木構造物（洞道）については、弾性設計用地震動 S_d による地震力又は静的地震力のいずれか大きい方と地震力以外の荷重を組み合わせ、その結果発生する応力度及び接地圧が許容限界を超えないことを確認する。

1.2.2 Bクラス施設の評価

Bクラス施設及び直接支持構造物については、基本方針の計算方針に基づいた計算を行い、要求される設計用地震力、荷重の組合せ、許容限界等の考慮としては基本方針の耐震支持方針に基づき評価を行う方針とする。なお、共振のおそれのある設備については弾性設計用地震動 S_d に2分の1を乗じたものを用いて、水平及び鉛直方向について評価する方針とする。

1.2.3 Cクラス施設の評価

Cクラス施設及び直接支持構造物については、要求される設計用地震力、荷重の組合せと許容限界等の考慮は基本方針の耐震支持方針に基づき評価を行う方針とする。

1.2.4 Sクラス施設の間接支持構造物の評価

S クラス施設の間接支持構造物である建物・構築物については、基準地震動 S_s による評価を実施する。あわせて、今回設工認について、既設工認と先行発電プラントである東海第二発電所及び柏崎刈羽原子力発電所7号機の新規制基準対応設工認との比較を行う。

S クラス施設の間接支持構造物のうち建屋については、耐震壁の評価として、構造物全体としての変形能力を層レベルで評価し、耐震壁の最大せん断ひずみ度が許容限界を超えないことを確認する。また、建屋の基礎及び屋外機械基礎の評価として、地震力と地震力以外の荷重を組み合わせ、その結果発生する応力が許容限界を超えないこと及び接地圧が許容限界以下であることを確認する。また、建物・構築物の保有水平耐力が必要保有水平耐力に対して妥当な安全余裕を有することを確認する。

S クラス施設の間接支持構造物のうち屋外重要土木構造物（洞道）については、構造部材の曲げ、せん断評価について、基準地震動 S_s による最大層間変形角及び発生せん断力が許容限界を

超えないことを確認する。また、基礎地盤の支持性能評価について、基準地震動 S_s による接地圧が地盤の極限支持力度に対して妥当な安全余裕を有することを確認する。

上記に基づき、添付-1-1に示した第1回申請における評価対象施設について、添付-4-1及び添付-4-2に示すとおり、間接支持構造物としての評価部位及び評価方法を整理した。

Sクラス施設の間接支持構造物のうち、燃料加工建屋については、耐震壁に対して構造物全体としての変形能力を層レベルで評価し、鉄筋コンクリート造耐震壁の最大せん断ひずみ度が許容限界を超えないことを確認するとともに、基礎に対して地震力と地震力以外の荷重を組み合わせ、その結果発生する応力（又はひずみ）が許容限界を超えないことを確認する。

安全冷却水B冷却塔基礎については、地震力と地震力以外の荷重を組み合わせ、その結果発生する応力（又はひずみ）が許容限界を超えないことを確認する。

1.2.5 Bクラス施設の間接支持構造物の評価

Bクラス施設の間接支持構造物について、要求される設計用地震力、荷重の組合せと許容限界等を考慮し、評価する方針とする。

1.2.6 Cクラス施設の間接支持構造物の評価

Cクラス施設の間接支持構造物については、要求される設計用地震力、荷重の組み合わせと許容限界等を考慮し、評価する方針とする。

1.2.7 波及的影響を考慮すべき設備

Sクラス施設への波及的影響を考慮すべき設備については、検討すべき地震動（基準地震動 S_s ）を用いて評価を実施する。

波及的影響を考慮すべき設備については、「波及的影響に係る基本方針」の「3. 波及的影響を考慮した施設の設計方針」に基づく評価を行い、Sクラス施設の安全機能を損なわないことを確認する。

波及的影響を考慮すべき設備の評価部位及び評価方法についても、Sクラス施設及びSクラス施設の間接支持構造物と同様に添付-4-1及び添付-4-2により整理した。

1.3 重大事故等対処施設の評価

常設耐震重要重大事故等対処設備及び常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設は、基準地震動による地震力に対して重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないように設計する。

Sクラス施設の機能を代替する常設耐震重要重大事故等対処設備については、「1.2.1.1 基準地震動 S_s による評価」、「1.2.4 Sクラス施設の間接支持構造物の評価」及び「1.2.7 波及的影響を考慮すべき設備」における「Sクラス施設」を「常設耐震重要重大事故等対処設備」に読み替えて評価を行う。

常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備及び常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設は、代替する安全機能を有する施設が属する耐震重要度に適用される地震力に十分耐えることができるように設計する。

B, Cクラス施設の機能を代替する常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備については、「1.2 設計基準対象施設の評価」における「Bクラス施設」を「Bクラス施設の機能を代替する常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備」に、「Cクラス施設」を「Cクラス施設の機能を代替する常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備」に読み替えて評価を行う。

1.4 1.2 S_s を考慮する重大事故施設の評価

a. 1.2 S_s による機能維持施設

1.2 S_s による機能維持施設については、基準地震動を1.2倍した地震力に対して、必要な機能が損なわれることによって重大事故等の発生のおそれがないように設計することとしている。

本項目に示す設備に関する具体的な耐震評価方法については、設備ごとの必要な機能を整理した上で、後次回申請にて説明する。

b. 重大事故対処系施設

重大事故対処系施設については、基準地震動を1.2倍した地震力に対して、重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないように設計することとしている。

本項目に示す設備に関する具体的な耐震評価方法については、設備ごとの必要な機能を整理した上で、後次回申請にて説明する。

c. a. 及びb. を設置する建物・構築物

上記a. 及びb. を設置する建物・構築物のうち建屋については、耐震壁の評価として、構造物全体としての変形能力を層レベルで評価し、基準地震動を1.2倍した地震力による耐震壁の最大せん断ひずみ度が許容限界を超えないことを確認する。

上記a. 及びb. を設置する建物・構築物のうち屋外重要土木構築物（洞道）については、構造部材の曲げ、せん断評価について、基準地震動を1.2倍した地震力による最大層間変形角及び発生せん断力が許容限界を超えないことを確認する。

上記に基づき、添付－１－２に示した第１回申請における評価対象施設について、添付－４－３に示すとおり、評価部位及び評価方法を整理した。

燃料加工建屋については、耐震壁に対して構造物全体としての変形能力を層レベルで評価し、鉄筋コンクリート造耐震壁の最大せん断ひずみ度が許容限界を超えないことを確認する。

2. 申請対象設備における既設工認との手法の相違点の整理について

2.1 今回設工認における既設工認との手法の相違点の整理方針

申請対象施設について、既設工認との手法の相違点の整理を行う。整理方針を以下に示す。

まず、各評価部位の解析手法、解析モデル、減衰定数及びその他（評価条件の変更等）について既設工認と今回設工認で比較する。

次に解析手法、解析モデル、減衰定数及びその他（評価条件の変更等）が既設工認と今回設工認で異なる場合（既設工認の記載がない場合を含む）には、先行発電プラントである東海第二発電所及び柏崎刈羽原子力発電所7号機の新規制基準対応設工認を参照し、左記2プラントにて適用例がない場合はその他プラントにおける同じ手法の適用例の有無を整理する。

加えて、同じ手法の適用例があると整理したものについては、規格・基準類等に基づき、プラントの仕様等によらず適用性が確認された手法は“プラント共通の適用例”，プラント個別に適用性が確認された手法は“プラント個別の適用例”として整理する。

第1回申請の評価対象施設における評価手法と既設工認における評価手法との比較を実施し、添付－5－1，5－2のとおり一覧に整理した。整理に当たっては、添付－1－1及び添付－1－2で抽出された設備を対象とした。なお、後次回申請設備についても同様の整理を実施する。

2.2 相違点の整理結果

2.2.1 機器・配管系

2.2.1.1 手法の相違点

第1回申請範囲の対象設備である安全冷却水B冷却塔及び配管（安全冷却水B冷却塔～前処理建屋）について、添付－5－1において整理した結果、既設工認から評価手法を変更したものについて分類化し、以下のとおり内容を整理した。

なお、後次回申請設備についても同様の整理を実施する。

2.2.1.2 手法の変更項目に対する再処理事業所への適用性

手法の変更点について、変更項目を3項目に分別した上で適用性を示す。

(1) 先行発電プラントの知見を反映し変更した手法

a. 屋外設備に対する自然現象による荷重の適用性について

屋外設備の評価においては、自然現象による荷重を考慮した評価を実施している。

自然現象による荷重の評価並びに地震荷重との組合せ方法は、先行発電プラントにおいて適用実績のある手法と同じであり、適用可能なものである。

先行発電プラントの知見を反映し変更した手法に対する後次回申請の主な説明事項としては、以下が該当する。

b. 機器・配管系の応力解析へのFEMモデルの適用について

既設工認において、定型式、公式等による評価にて耐震計算を実施していた設備について、FEMモデル、多質点モデルを適用した耐震評価を実施している。FEMモデル、多質点モデルを用いて応力評価を行う手法は、既設工認及び先行発電プラントにおいて適用実績がある手法である。

(2) 鉛直方向地震の動的な取扱いを踏まえて適用する手法

「発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針（平成18年9月原子力安全委員会改定）」において鉛直方向地震力に対する動的な取扱いがなされており、先行発電プラントでの工認において適用実績のある手法と同じであり、適用可能なものである。

a. 水平方向と鉛直方向の動的地震力の二乗和平方根による組合せ

今回設工認の評価では、鉛直方向の動的地震力が導入されたことから、水平方向と鉛直方向の地震力の組合せとして、二乗和平方根（以下、「SRSS」という。）法を用いる。SRSS法による荷重の組合せは、先行発電プラントにおいて適用実績のある手法と同じであり、適用可能なものである。

後次回申請では、建屋毎に水平方向と鉛直方向の動的地震力の二乗和平方根による組合せの適用根拠となる生起時刻の差について示す。

- (3) より現実的な応答を模擬する観点から採用する手法
第1回申請範囲となる対象設備においては、該当なし。

より現実的な応答を模擬する観点から採用する手法に対する後次回申請の主な説明事項としては、以下が該当する。

a. 最新知見として得られた減衰定数の適用性について

今回設工認において、減衰定数については、振動試験結果等を踏まえて設定した減衰定数（以下「最新知見として得られた減衰定数」という）を採用している。

最新知見として得られた減衰定数は、先行発電プラントにおいて適用実績のある減衰定数であり、適用可能なものである。

2.2.2 建物・構築物

添付－５－２における既設工認との相違点のうち、主な相違点を以下に示す。

なお、詳細については、補足説明資料「地震応答解析における既設工認と今回設工認の解析モデル及び手法の比較」及び「応力解析における既設工認と今回設工認の解析モデル及び手法の比較」に示す。

今回設工認における各解析での共通事項として、材料物性については、「鉄筋コンクリート構造計算規準・同解説（1999年日本建築学会）」（以下、「RC規準」という。）が既設工認時点から改訂されていることを踏まえ、コンクリート及び鉄筋のヤング係数並びにコンクリートのポアソン比をRC規準に基づく値に再設定する。

なお、後次回申請設備についても同様の整理を実施する。

(1) 地震応答計算書における解析手法

a. 燃料加工建屋

(a) 入力地震動

地震応答解析モデルへの地震動入力について、水平方向及び鉛直方向共に、既設工認では一次元波動論に基づき当時の基準地震動 S_s 及び弾性設計用地震動 S_d に対する地盤の応答として評価したものを考慮しており、今回設工認では一次元波動論に基づき、事業変更許可申請書における基準地震動 S_s 及び弾性設計用地震動 S_d に対する地盤の応答として評価したものをを用いる。

また、「(b)解析モデル」に示す通り、既設工認では建屋－地盤間相互作用については基礎底面地盤との相互作用のみ考慮しており、今回設工認では基礎底面地盤に加えて建屋側面地盤との相互作用を考慮していることから、地盤の応答の評価に当たっては基礎底面地盤に加えて建屋側面地盤を考慮している。

(b) 解析モデル

地震応答解析に用いる解析モデルについて、既設工認では多質点系でモデル化しており、その考え方は今回設工認と同様であるが、既設工認時点からの階高の変更に伴う質点レベルの変更及び建屋の増床に伴う重量増加及び剛性の変更をモデルに反映している。

建屋－地盤間相互作用について、既設工認では基礎底面地盤ばねのみ考慮しており、建屋側面地盤ばねは考慮していないが、今回設工認ではNovakの方法により水平ばねを考慮する。

地盤の非線形特性について、既設工認では建屋側面地盤を考慮していないが、今回設工認では建屋側面地盤である六ヶ所層及び造成盛土のひずみ依存特性を考慮する。

b. 安全冷却水B冷却塔

(a) 入力地震動

地震応答解析モデルへの地震動入力について、水平方向については、既設工認では一次元波動論に基づき基準地震動 S_1 及び S_2 に対する地盤の応答として評価したものを考慮しており、今回設工認では一次元波動論に基づき基準地震動 S_s 及び弾性設計用地震動 S_d に対する地盤

の応答として評価したものをを用いる。

鉛直方向については、既設工認では「発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針（昭和56年7月原子力安全委員会決定）」に基づき静的地震力を考慮しており、動的地震力に対する評価は行っていないが、今回設工認では一次元波動論に基づき基準地震動 S_s 及び弾性設計用地震動 S_d に対する地盤の応答として評価したものをを用いる。

(b) 解析モデル

地震応答解析に用いる解析モデルについて、既設工認では1軸多質点系でモデル化しており、その考え方は今回設工認と同様であるが、既設工認時点からモデルの精緻化を行い、多軸多質点系でモデル化している。

建屋－地盤間相互作用の考慮における基礎底面地盤の回転ばねの非線形特性について、既設工認では考慮していないが、今回設工認では、JEAG4601-1991 追補版に基づいて設定している。

(2) 耐震性についての計算書における解析手法

a. 燃料加工建屋

(a) 重要区域の壁および天井・床スラブ（Sクラスの部位）

既設工認では重要区域については局所評価の対象としていなかったが、今回設工認において重要区域の耐震重要度分類をSクラスに変更したことを踏まえ、重要区域の壁及び天井・床スラブについて、弾性設計用地震動 S_d 及び静的地震力（Sクラス）による発生応力が短期許容応力度を超えないこと、及び基準地震動 S_s による天井・床スラブの発生応力又は壁の最大せん断ひずみ度が許容値を超えないことを確認する。

(b) 耐震壁（間接支持構造物）

評価方法については、既設工認と同様に、今回設工認では、基準地震動 S_s による最大せん断ひずみ度が許容値を超えないことを確認する。

(c) 基礎スラブ（間接支持構造物）

評価方法については、既設工認と同様に、今回設工認では、基準地震動 S_s による発生応力が許容値を超えないことを確認する。

b. 安全冷却水B冷却塔

(a) 基礎スラブ（間接支持構造物）

評価方法について、既設工認では基準地震動 S_2 による発生応力が許容値を超えないことを確認した。

今回設工認では、基準地震動 S_s による発生応力が許容値を超えないことを確認する。

3. 今回設工認における主な説明事項

3.1 機器・配管系

機器・配管系に係る今回設工認における主な説明項目の選定としては、事業許可との整合性に関する説明事項、既設工認からの変更点に係る説明事項、新規制基準における追加要求事項に係る説明事項及びその他先行発電プラントの審査実績を踏まえた説明事項等に対して行い、第1回申請及び後次回申請の主な説明事項を添付6-1に整理したうえで、添付6-2にて設備毎の説明事項及び代表設備の管理を行う。

設工認における主な説明事項に関する詳細な内容については申請にあわせて補足説明資料を準備したうえで示す。

以下に、前述の4つの観点で整理した第1回申請に関わる主な説明項目を示す。

(1) 事業許可との整合性に関する説明事項

a. 一関東の鉛直地震動に対する影響評価

建物・構築物にて実施する「一関東の鉛直地震動」の建屋応答を用いた機器・配管系いちのせきびがしに対する影響確認方法及び屋外設備に対する確認結果を補足説明資料で示す。

(2) 既設工認からの変更点に係る説明事項

a. 冷却塔の評価内容及び変更点

安全冷却水B冷却塔について、耐震補強に伴い既設工認から評価モデル及び評価条件である自然荷重の組合せ等を変更していることから、変更内容、考え方等について補足説明資料にて示す。

(3) 新規制基準における追加要求事項に係る説明事項

a. 水平2方向の組合せに関する設備の抽出及び考え方

新規制基準による追加要求事項として、従来の水平1方向及び鉛直方向地震力を組み合わせた耐震計算に対し、設備の構造特性から水平2方向の組合せによる影響の可能性のある設備の抽出、確認を行っていることから、設備の抽出結果及び考え方について補足説明資料にて示す。

(4) その他先行発電プラントの審査実績を踏まえた説明事項等

以下に示す説明事項については、先行発電プラントにおける工認審査において対応を実施している説明事項となっており、これらに対する当社の対応を示す。当社と先行発電プラントとで方針に差異がある場合は、差異に対する考え方を補足説明資料にて示す。

a. 鉛直方向の動的地震考慮による設備の浮き上がり等の影響

鉛直方向の動的地震力考慮による設備の浮き上がり等の影響について、従来設計における設備の鉛直方向に対する拘束状況を踏まえた浮き上がり等に対する対応方法について補足説明資料で示す。

- b. 水平方向と鉛直方向の動的地震力の二乗和平方根法による組合せ
今回設工認においては、水平方向と鉛直方向の動的地震力の組合せ方法として二乗和平方根（S R S S）法を適用していることから、S R S S法が適用可能であることの根拠、妥当性の確認方法及び安全冷却水B冷却塔に対する確認結果を補足説明資料で示す。
- c. 下位クラス施設の波及的影響の検討
波及的影響の基本方針に示す「波及的影響の設計対象とする下位クラス施設」の選定方法及び「安全機能を有する施設」への波及的影響の設計対象とする下位クラス施設の確認結果を補足説明資料で示す。
また、波及的影響の設計対象とする下位クラス施設選定のために実施するウォークダウンによる調査については、第1回申請にて対応方針を示し、その結果を後次回申請で示す。
- d. 耐震計算書におけるS d評価結果の記載方法
基準地震動S sの発生値を用いて弾性設計用地震動S dに対する健全性を示す設備の妥当性及びその場合の耐震計算書上の弾性設計用地震動S dの評価結果の記載方法を補足説明資料にて示す。
- e. 剛な設備の固有周期の算出
安全冷却水B冷却塔のファン部について、固有周期の算出を行わず剛構造としている考え方について補足説明資料で示す。
- f. 配管支持構造物の耐震性確認方法
再処理事業所の設計に用いている配管支持構造物について、基本方針である配管類の耐震支持方針に記載の最大使用荷重及び許容応力等の確認内容について補足説明資料にて示す。
- g. 配管設計における考慮事項
配管類の耐震支持方針に示している「異なる耐震クラス配管との接続部」、「隣接する配管」、「高温配管」の扱いに対する考え方について補足説明資料にて示す。
- h. 配管系の評価手法
配管評価に用いている標準支持間隔法の評価方法及び評価条件の詳細化内容について補足説明資料にて示す。なお、第1回申請範囲は、補強設備に該当するため、既設工認評価条件に対して詳細化を行った定ピッチの評価手順、実施内容は後次回申請で示す。
- i. 地震応答解析における材料物性のばらつきに伴う影響評価
地震応答解析における材料物性のばらつきに伴う影響の確認方法及び屋外設備に対する確認結果を補足説明資料で示す。

j. 冷却塔の動的機能維持評価手法の適用

安全冷却水B冷却塔のファン部について、動的機能を維持するために必要となる評価部位の妥当性、評価方法について補足説明資料にて示す。

(5) その他

再処理事業所の申請対象設備を対象とした類型化による分類及び説明を行う代表設備選定の考え方を第1回申請の補足説明資料にて示す。後次回申請では、第1回申請で示す分類及び代表選定の考え方を活用した上で、代表設備選定等の具体的な内容を示す。

説明対象となる代表設備の選定に当たっては、申請対象設備ごとに(1)～(4)の説明事項を整理した上で選定する。

申請対象設備及び(1)～(4)で整理した説明事項の管理表を添付6-2に示す。このうち、(2)既設工認からの変更点に係る説明事項について、当該説明事項を詳細化した管理表を添付6-3に示す。

3.2 建物・構築物

建物・構築物に係る今回設工認における主な説明項目については、事業許可との整合性に関する説明事項、既設工認からの変更点に係る説明事項、新規制基準における追加要求事項に係る説明事項及びその他先行発電プラントの審査実績を踏まえた説明事項等に分類し、添付-7-1～添付-7-3に整理した。

説明にあたっては、後次回申請対象の建物・構築物も含め、今回設工認の申請対象全体を俯瞰した上で、主な説明項目を網羅できるように説明対象の建物・構築物を代表として選定し、効率的な説明を行う。

以下に、それぞれの主な説明項目について、選定の理由及び第1回申請及び後次回申請での説明方針を示す。

3.2.1 建屋及び屋外機械基礎

(1) 事業許可との整合性に関する説明事項

以下に示す事項については、事業変更許可申請書においてその方針を記載した事項であることから、今回設工認における評価の考え方及び評価方法について補足説明資料にて説明を行う。

a. 地盤モデルの設定

事業変更許可申請書では、建物・構築物への入力地震動の算定に当たっては、「解放基盤表面からの地震波の伝播特性を適切に考慮」し、「必要に応じて地盤の非線形応答を考慮することとし、地盤のひずみに応じた地盤物性値を用いて作成」することとされている。

上記を踏まえ、再処理事業所における今回設工認では、地質調査結果等のデータについて示したうえで、今回設工認における入力地震動の算定に用いている地盤モデルのパラメータ設定方法を補足説明資料にて示す。

今回設工認において用いている地盤モデルについては、再処理事業所全体で共通であること

から、説明に当たっては、第1回申請において後次回申請対象の建屋及び屋外機械基礎も含む再処理事業所全体における地盤モデルの考え方について説明を行う。あわせて、第1回申請対象の建物・構築物について、直下または近傍のボーリング調査結果を参照した検討方針及び施設の耐震性に与える影響評価結果について説明を行い、その他の建屋及び屋外機械基礎については、各申請回次にて施設の耐震性に与える影響評価結果の提示のみ行う。

b. 一関東の鉛直地震動

事業変更許可申請書では、「基準地震動 $S_s - C4$ については、水平方向のみの地震動であることから、水平成分と鉛直方向の地震力を組み合わせた影響評価を行う際には、工学的に水平方向の地震動から設定した鉛直方向の評価用地震力（以下、「一関東評価用地震動（鉛直）」という。）による地震力を用いる」こととされている。

上記を踏まえ、再処理事業所における今回設工認では基準地震動 S_s に対しての評価を記載していることから、一関東評価用地震動（鉛直）による地震力を水平地震力と組み合わせた場合の、基準地震動 S_s による評価への影響確認を実施することとし、その確認方法及び確認結果を補足説明資料にて示す。

一関東評価用地震動（鉛直）を用いた評価の考え方は、再処理事業所全体で共通であることから、第1回申請では、後次回申請対象建屋も含む確認方法及び燃料加工建屋を代表として確認結果について説明を行い、その他の建屋及び屋外機械基礎については、各申請回次にて確認結果の提示のみ行う。

c. $1.2 \times S_s$ 評価

事業変更許可申請書では、 $1.2 S_s$ による機能維持施設及び重大事故対処系施設を設置する建物・構築物については、基準地震動を1.2倍した地震力に対し、建物・構築物全体としての変形能力について、許容限界を満足することとされている。

上記を踏まえ、「1.4 $1.2 S_s$ を考慮する重大事故施設の評価」に基づく評価方法及び結果について、今回設工認における「耐震性に関する説明書」において示している。なお、本評価に係る解析方針及び評価条件については、基準地震動 S_s による評価と同じであることから補足説明資料として説明する内容は無いが、側面地盤ばねについて、基準地震動を1.2倍した地震動に対する地盤の有効せん断ひずみを踏まえた設定を行っていることから、この内容について、「(2) b. 埋め込み効果」にて説明を行う。

(2) 既設工認からの変更点に係る説明事項

以下に示す事項については、既設工認から地震応答解析に用いる建屋モデルを変更していることから、その変更内容について補足説明資料にて説明を行う。

a. 解析モデル及び手法の比較

再処理事業所における今回設工認では、建物・構築物の地震応答解析及び応力評価に用いるモデルについて変更を行っている。また、一部建物・構築物については、既設工認段階から設

計の変更がされており、その変更内容をモデルに反映している。

上記を踏まえ、再処理事業所における今回設工認では、各建物・構築物ごとに、既設工認段階からモデルの変更を行っている箇所と、変更の根拠となる設計変更の詳細な考え方を補足説明資料にて示す。

解析モデル及び手法の変更点並びに設計の変更内容については、建物・構築物ごとに異なるが、その整理方針は同一であることから、第1回申請対象の建屋及び屋外機械基礎における整理結果について説明を行い、その他の建屋及び屋外機械基礎については、各申請回次にて整理結果の提示のみ行う。

b. 埋め込み効果

「a. 解析モデル及び手法の比較」に示した再処理事業所における今回設工認における建物・構築物の地震応答解析に用いるモデルの変更点として、埋め込み効果を考慮して側面地盤ばねを設定していることが挙げられる。

上記を踏まえ、再処理事業所における今回設工認では、建物・構築物の地震応答解析に用いるモデルに考慮している側面地盤ばねの設定方法及び結果について、補足説明資料にて示す。

説明に当たっては、解析モデル及び手法の変更点並びに設計の変更有無については、建物・構築物ごとに異なることから、各建物・構築物の申請回次ごとに説明を行う。

地盤ばねの設定方法については、再処理事業所全体で共通であることから、第1回申請では、後次回申請対象建屋も含む設定方針及び燃料加工建屋を代表とした設定結果について説明を行い、その他の建屋及び屋外機械基礎については、各申請回次にて設定結果の提示のみ行う。

(3) 新規制基準における追加要求事項に係る説明事項

以下に示す事項については、新規制基準による追加要求事項であり、既設工認では実施していない評価であることから、その評価方法及び評価結果について補足説明資料にて説明を行う。

a. 水平2方向（評価部位の抽出）

本項目は、新規制基準における追加要求事項である水平2方向及び鉛直方向の地震動の組合せに関する内容であり、今回設工認における「水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せに関する影響評価方針」及び「建物・構築物の水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せに関する影響評価結果」にてその評価方針及び結果を示している。

上記を踏まえ、水平2方向及び鉛直方向地震動の組合せに関する影響評価対象の抽出の考え方及びその根拠について、補足説明資料にて示す。

影響評価対象の抽出の考え方については、再処理事業所全体で共通であることから、第1回申請では、後次回申請対象建屋も含む抽出の考え方、抽出結果及び第1回申請対象施設における抽出の根拠（各部位のディテール）について説明を行い、後次回の各建屋の申請回次では、抽出の根拠について提示のみ行う。

b. 水平2方向（3次元FEM応答解析）

c. 観測記録シミュレーション

上記b. 及びc. については、建屋の3次元FEMモデルを用いて水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せによる影響を確認することで、建屋の局所的な応答性状を確認するものである。

第1回申請では、「b. 水平2方向（3次元FEM）」については、新設建屋である燃料加工建屋についてその評価方針及び結果を示す。また、「c. 観測記録シミュレーション」については、燃料加工建屋は建設中であり、地震観測記録を有していないが、3次元FEMモデルの作成方針は建屋ごとに共通であることから、地震計を設置している建屋の内、偏心率の高い分離建屋のシミュレーション解析結果を用いて、燃料加工建屋の3次元FEMモデルのモデル化方法が妥当であることを説明する。

さらに、後次回申請では、第1回申請において「c. 観測記録シミュレーション」の検討を実施した分離建屋について、「b. 水平2方向（3次元FEM）」の評価結果の提示のみ行う。

(4)その他先行発電プラントの審査実績を踏まえた説明事項等

以下に示す事項については、先行発電プラントにおける工認審査において、補足説明資料を提出している実績があり、耐震評価の前提条件に係る考え方及びそのエビデンスを補足説明資料にて示しているものであることから、今回設工認において再処理事業所の建物・構築物の考え方を反映した上で、先行発電プラントと同様の補足説明資料にて説明を行う。

a. 設計用地下水位の設定

本項目は先行発電プラントの審査にて地盤の支持性能に係る内容として示されている項目である。建物・構築物の設計用地下水位の設定について示すとともに、地下水排水設備については、設計用地下水位維持の前提となっていることから、基準地震動 S_s に対してその機能を維持する設計とすることとし、その方針についても補足説明資料にて示す。

また、設計用地下水位を地表面に設定している建物・構築物については、液状化による耐震性への影響を評価し、その評価方法及び結果を補足説明資料にて示す。

第1回申請では、後次回申請対象建屋も含む再処理事業所の敷地全体における設計用地下水位の設定方針、地下水排水設備の設計方針及び液状化による耐震性への影響評価方針について説明を行う。

液状化による耐震性への影響評価を行う建屋については、その評価方法及び結果について、各建屋の申請回次において説明を行う。地下水排水設備の設計の結果については、当該地下水排水設備の申請回次において説明を行う。

b. 隣接効果

本項目は先行発電プラントの審査にて補足説明資料として示されている項目である。再処理施設等の建物・構築物の地震応答解析は、構造毎に独立して構築した解析モデルを用いて実施しており、隣接建屋の影響は考慮していない。このことを踏まえ、隣接建屋が評価対象建屋の建屋応答に与える影響について検討を行うことで、構造毎に独立して構築した解析モデルを用

いても安全上支障がないことを説明する。

隣接建屋の影響検討にあたっては、既往の知見を参考に、考慮すべき影響要因を抽出し、それを踏まえた代表例によるケーススタディを実施することで、当社事業所における隣接建屋の影響有無について網羅的な判定を行っており、第1回申請においてはその詳細を説明する。

後次回の各建屋の申請回次では、上記判定の結果、「隣接建屋の影響が無いとは言い切れない」と判定された建物・構築物に対して、FEMを用いた詳細検討を実施することとしており、その詳細を説明する。

- c. スケルトンカーブの設定
- d. RC減衰定数
- e. 材料物性のばらつき
- f. 応力解析モデルのモデル化
- g. 地震荷重の入力方法
- h. 組合せ係数法の適用
- i. 断面の評価部位
- j. 2重床等のディティール

上記c.～j.については、先行発電プラントの審査にて補足説明資料として示されている項目であり、モデル化及び評価条件の設定根拠となるものである。

これらについては、再処理事業所全体で考え方は共通であることから、第1回申請では、後次回申請対象建屋も含むモデル化及び評価条件の考え方並びに第1回申請対象施設における設定根拠を補足説明資料にて示し、後次回の各建屋の申請回次では、モデル化及び評価条件の設定結果を示した補足説明資料の提出を行い、必要に応じて説明を行う。なお、f.及びg.については、評価部位によって考え方が異なる部分があることから、後次回の各建屋の申請回次では、第1回申請において説明のないSクラスの評価部位（プール等）について、それぞれの部位種別について代表建屋を選定し、必要に応じて説明を行う。

3.2.2 屋外重要土木構造物（洞道）

(1) 事業許可との整合性に関する説明事項

以下に示す事項については、事業変更許可申請書においてその方針を記載した事項であることから、今回設工認における評価の考え方及び評価方法について後次回申請にて説明を行う。

a. 地盤モデルの設定

事業変更許可申請書では、建物・構築物への入力地震動の算定に当たっては、「解放基盤表面からの地震波の伝播特性を適切に考慮」し、「必要に応じて地盤の非線形応答を考慮することとし、地盤のひずみに応じた地盤物性値を用いて作成」することとされている。

上記を踏まえ、再処理事業所における今回設工認では、地質調査結果等のデータについて示したうえで、今回設工認における入力地震動の算定に用いている地盤モデルのパラメータ設定方法を補足説明資料にて示す。

今回設工認において用いている地盤モデルについては、再処理事業所全体で共通であることから、説明に当たっては、第1回申請において後次回申請対象である屋外重要土木構造物（洞道）も含む再処理事業所全体における地盤モデルの考え方について説明を行う。

b. 一関東の鉛直地震動

事業変更許可申請書では、「基準地震動 $S_s - C4$ については、水平方向のみの地震動であることから、水平成分と鉛直方向の地震力を組み合わせた影響評価を行う際には、工学的に水平方向の地震動から設定した鉛直方向の評価用地震力（以下、「一関東評価用地震動（鉛直）」という。）による地震力を用いる」こととされている。

上記を踏まえ、再処理事業所における今回設工認では、屋外重要土木構造物（洞道）の耐震評価における一関東評価用地震動（鉛直）の地震力を水平地震力と組み合わせた評価の考え方及び評価結果について、後次回申請にて、Sクラスの分離建屋／高レベル廃液ガラス固化建屋間洞道を代表として説明し、その他の洞道については評価結果の提示のみ行う。

c. $1.2 \times S_s$ 評価

再処理事業所における今回設工認では、「1.4 $1.2 S_s$ を考慮する重大事故施設の評価」に示したとおり、事業変更許可申請書では、選定において基準地震動を1.2倍した地震力を考慮する設備及び地震を要因として発生する重大事故等に対処する重大事故等対処設備を設置する建物・構築物については、基準地震動を1.2倍した地震力に対し、建物・構築物全体としての変形能力について、許容限界を満足する旨の記載がされている。

上記を踏まえ、基準地震動を1.2倍した地震力に対する屋外重要土木構造物（洞道）の評価方法及び結果について、後次回申請にて、Sクラスの分離建屋／高レベル廃液ガラス固化建屋間洞道を代表として説明し、その他の洞道については評価結果の提示のみ行う。

(2) 既設工認からの変更点に係る説明事項

以下に示す事項については、既設工認から地震応答解析に用いる解析モデルを変更していることから、その変更内容について後次回申請にて説明を行う。

a. 解析モデル及び手法の比較

再処理事業所における今回設工認では、屋外重要土木構造物（洞道）の地震応答解析及び耐震評価に用いるモデルについて変更を行っている。

上記を踏まえ、再処理事業所における今回設工認では、既設工認段階からモデルの変更を行っている箇所と、変更の根拠となる設計変更の詳細な考え方について、後次回申請にて、Sクラスの分離建屋／高レベル廃液ガラス固化建屋間洞道を代表として説明し、その他の洞道については整理結果の提示のみ行う。

b. 洞道側方の地盤改良、隣接構造物の考慮

「a. 解析モデル及び手法の比較」に示した再処理事業所における今回設工認における屋外

重要土木構造物（洞道）の地震応答解析に用いるモデルの変更点として、洞道側方の地盤改良、隣接構造物を考慮していることが挙げられる。

上記を踏まえ、再処理事業所における今回設工認では、屋外重要土木構造物（洞道）の地震応答解析に用いるモデルにおける洞道側方の地盤改良、隣接構造物の考慮方法について、後次回申請にて示す。

c. 材料非線形解析

再処理事業所における今回設工認における屋外重要土木構造物（洞道）の耐震評価において、基準地震動 S_s に対する耐震評価については、先行発電炉の工認審査において適用実績のある「原子力発電所屋外重要土木構造物の耐震性能照査指針・マニュアル」（(社)土木学会、2005年）を参照している。このうち、せん断に対する評価においては、せん断耐力評価式による評価を基本としているが、発生するせん断力がせん断耐力評価式によるせん断耐力を上回る場合には材料非線形解析による評価を実施することとしている。

上記を踏まえ、再処理事業所における今回設工認では、屋外重要土木構造物（洞道）の耐震評価における材料非線形解析の手法及び結果について、後次回申請にて、構造形式が複数ある洞道を代表として説明し、その他の洞道については結果の提示のみ行う。

(3) 新規制基準における追加要求事項に係る説明事項

以下に示す事項については、新規制基準による追加要求事項であり、既設工認では実施していない評価であることから、その評価方法及び評価結果について後次回申請にて説明を行う。

a. 水平2方向影響評価

本項目については、新規制基準における追加要求事項である水平2方向及び鉛直方向の地震動の組合せに関する内容であり、今回設工認における「水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せに関する影響評価方針」に基づき、屋外重要土木構造物（洞道）の水平2方向及び鉛直方向地震力に関する影響評価を実施している。

上記を踏まえ、屋外重要土木構造物（洞道）の水平2方向及び鉛直方向地震動の組合せに関する影響評価における評価対象構造物の選定及び評価結果について、後次回申請にて示す。

(4) その他先行発電プラントの審査実績を踏まえた説明事項等

以下に示す事項については、先行発電プラントにおける工認審査において、補足説明資料を提出している実績があり、耐震評価の前提条件に係る考え方及びそのエビデンスを補足説明資料にて示しているものであることから、今回設工認において再処理事業所の屋外重要土木構造物（洞道）の考え方を反映した上で、先行発電プラントと同様の補足説明資料にて説明を行う。

a. 液状化の取り扱い

本項目は先行発電プラントの審査にて地盤の支持性能に係る内容として示されている項目である。屋外重要土木構造物（洞道）の設計用地下水位の設定について示すとともに、液状化に

よる耐震性への影響を評価し、その評価方法及び結果を補足説明資料にて示す。

第1回申請では、後次回申請である屋外重要土木構造物（洞道）については、液状化による耐震性への影響評価方針について説明を行い、影響評価結果は後次回の屋外重要土木構造物（洞道）の申請回次では、液状化による耐震性への影響評価方法及び結果について説明を行う。

b. 評価対象断面の代表性

本項目は先行発電プラントの審査にて補足説明資料として示されている項目である。屋外重要土木構造物（洞道）の耐震評価については、洞道の構造的特徴等を踏まえ既設工認評価断面を対象に検討を実施していることから、評価断面の代表性について、後次回申請にて、構造形式が複数ある洞道を代表として整理の考え方及び結果を説明し、その他の洞道については整理結果の提示のみ行う。

c. 隣接建屋影響

本項目は先行発電プラントの審査にて補足説明資料として示されている項目である。屋外重要土木構造物（洞道）の地震応答解析の設定に当たっては、隣接建屋を考慮しないことを基本としており、隣接建屋による影響は考慮していないことから、隣接建屋による地震応答解析結果への影響を確認し、その内容を後次回申請にて示す。

d. 断層交差部の影響

本項目は先行発電プラントの審査にて補足説明資料として示されている項目である。屋外重要土木構造物（洞道）の地震応答解析モデルの設定に当たっては、洞道のほとんどの区間において断層とは交差していないことから断層を考慮していないが、一部交差している箇所があることから、断層を考慮することによる地震応答解析結果への影響を確認し、その内容を後次回申請にて示す。

e. 物性のばらつきの影響評価

f. 位相反転影響

g. ひずみ依存特性設定の影響

上記e.～g.については、先行発電プラントの審査にて補足説明資料として示されている項目であり、モデル化及び評価条件の設定根拠となるものであることから、後次回申請にて説明する。

3.2.3 飛来物防護ネット

飛来物防護ネットに係る今回設工認における主な説明項目については、「耐震建物 23【補足説明資料】安全冷却水B冷却塔 竜巻防護ネットの耐震性評価に関する補足説明」にて以下の内容を示す。

(1) 事業許可との整合性に関する説明事項

a. 地盤モデルの設定

事業変更許可申請書では、建物・構築物への入力地震動の算定にあたっては、「解放基盤表面からの地震波の伝播特性を適切に考慮」し、「必要に応じて地盤の非線形応答を考慮することとし、地盤のひずみに応じた地盤物性値を用いて作成」することとされている。

上記を踏まえ、再処理事業所における今回設工認では、地質調査結果等のデータについて示したうえで、今回設工認における入力地震動の算定に用いている地盤モデルのパラメータ設定方法を補足説明資料にて示す。

今回設工認において用いている地盤モデルについては、再処理事業所全体で共通であることから、説明にあたっては、第1回申請において後次回申請対象建屋も含む再処理事業所全体における地盤モデルの考え方について説明を行う。

b. 一関東の鉛直地震動

事業変更許可申請書では、「基準地震動 $S_s - C4$ については、水平方向のみの地震動であることから、水平成分と鉛直方向の地震力を組み合わせた影響評価を行う際には、工学的に水平方向の地震動から設定した鉛直方向の評価用地震力（以下、「一関東評価用地震動（鉛直）」という。）による地震力を用いる」こととされている。

以上のことから、一関東の鉛直地震動を考慮し、水平方向の地震力と組み合わせた場合の基準地震動 S_s への影響確認を行い、その確認方法及び結果について示す。

一関東評価用地震動（鉛直）を用いた評価の考え方は、再処理事業所全体で共通であることから、第1回申請では、時刻歴評価を実施する設備の確認方法及び確認結果について説明を行い、後次回の設備の申請回次では確認結果の提示のみ行う。なお、床応答曲線による評価を実施する設備については新たに代表設備を設け、後次回申請にて示す。

(2) 既設工認からの変更点に係る説明事項

該当なし。

(3) 新規制基準における追加要求事項に係る説明事項

a. 水平2方向（評価部位の抽出）

新規制基準による追加要求事項として、従来の水平1方向及び鉛直方向地震力を組み合わせた耐震計算に対し、設備の構造特性から水平2方向の組み合わせによる影響の確認を行っていることから、安全冷却水B冷却塔竜巻防護ネットについて影響確認結果を補足説明資料にて示す。

水平2方向の組合せによる評価は、再処理事業所全体で共通であることから、第1回申請設備の確認方法及び確認結果について説明を行い、後次回においては、部位抽出の考え方が同様の施設については、確認結果の提示のみ行う。また、第1回申請設備と部位抽出の考え方が異なる施設については新たに代表設備を設け、確認方法及び結果を後次回申請にて示す。

(4) その他先行発電プラントの審査実績踏まえた説明事項等

先行発電プラントにおける工認審査以上の対応については、補足説明資料にて考え方及び確認

方法等を示しているため、同様の対応として考え方及び確認方法等を補足説明資料にて示す。

また、当社と先行発電プラントとで方針に差異がある場合は、差異に対する考え方を補足説明資料にて示す。

以下の評価は、再処理事業所全体で共通であることから、a～hについては第1回申請にて説明を実施する。a～hの内、c,eについては時刻歴評価を実施している代表設備として第1回申請設備を説明し、d,gについてはネット構造である設備の代表として第1回申請設備を説明する。

その他、評価手法及び構造形式が同様の設備については後次回申請にて評価結果のみ示す。

なお、第1回申請設備と評価手法及び構造形式が違う設備については、新たに代表設備を設け、後次回申請にて示す。

- a. 材料非線形解析
- b. 減衰定数
- c. 材料物性のばらつき
- d. 応力解析モデルのモデル化
- e. 地震荷重の入力方法
- f. 組合せ係数法の適用
- g. 風荷重影響
- h. 液状化の取り扱い

3.2.4 排気筒及び換気筒

排気筒及び換気筒に係る今回設工認における主な説明項目については、説明方針について整理の上、後次回申請にて示す。

既設工認との比較による対象設備の網羅性（第1回申請分）
 （「重要度分類及び重大事故等対処設備の設備分類の基本方針」に基づく評価対象施設）

■耐震Sクラス施設

設備名称 ^{注1} (耐震設計S表記のうち, Sクラス設備)			今回設工認記載内容 Sクラス設備 ^{注2}	(参考) 既設工認記載 Sクラス設備 (建設時As, A) ^{注3}	備考	
再 処 理 施 設	その他再処 理設備の附 属施設	安全冷却水 系	安全冷却水B冷却塔	安全冷却水B冷却塔	安全冷却水B冷却塔	—
			配管	安全冷却水B冷却塔～前処理建屋 ^{注4}	安全冷却水B冷却塔まわり配管	—
M O X 燃 料 加 工 施 設	成形施設	燃料加工建屋 (安全上重要な施設である構築物)	重要区域の壁及び床	—	・今回設工認において安全上重要な施設として新たに選定	

注1: 設工認申請対象機器の技術基準への適合性に係る整理に基づく設備名称を記載している。

注2: 今回設工認本文に記載されている設備・部位等について, 今回設工認本文に準じて名称を示す。

注3: 既設工認本文に記載されている設備・部位等について, 既設工認本文に準じて名称を示す。

注4: 申請範囲は, 安全冷却水B冷却塔から前処理建屋までの配管のうち, 安全冷却水B冷却塔から見て洞道手前の配管拘束部までの範囲である。

■耐震Sクラス施設の間接支持構造物または波及的影響に係る耐震評価を実施する施設

今回設工認記載内容 Sクラス設備 ^{注1}	種別	今回設工認における評価対象 耐震Sクラス施設の間接支持構造物または 波及的影響に係る耐震評価を実施する施設	(参考) 既設工認における評価対象 耐震Sクラス施設の間接支持構造物または 波及的影響に係る耐震評価を実施する施設	備考	
再 処 理 施 設	安全冷却水B冷却塔 配管(安全冷却水B冷却塔～前処理建屋)	間接支持構造物	安全冷却水B冷却塔基礎	再処理設備本体用安全冷却水冷却塔B基礎	
		波及的影響に係る耐 震評価を実施する施 設	安全冷却水B冷却塔 飛来物防護ネット	—	・新規設置
			分析建屋	—	・後次回申請にて説明
M O X 燃 料 加 工 施 設	重要区域の壁及び床	間接支持構造物	燃料加工建屋	燃料加工建屋	
		波及的影響に係る耐 震評価を実施する施 設	排気筒	—	・後次回申請にて説明

注1: 今回設工認本文に記載されている設備・部位等について, 今回設工認本文に準じて名称を示す。

既設工認との比較による対象設備の網羅性（第1回申請分）
 （1.2Ssを考慮する重大事故施設）

■1.2Ssによる機能維持施設

設備名称 ^{注1} (1.2Ssによる機能維持施設)		今回設工認記載内容 1.2Ssによる機能維持施設 ^{注2}	1.2Ssによる機能維持施設を設置する建物・構築物	備考
再 処 理 施 設	—	—	—	—
加 工 施 設 M O X 燃 料	燃料加工建屋に設置される1.2Ssによる機能維持施設については、後次回申請にて示す。	燃料加工建屋に設置される1.2Ssによる機能維持施設については、後次回申請にて示す。	燃料加工建屋	

注1:設工認申請対象機器の技術基準への適合性に係る整理に基づく設備名称を記載している。

注2:今回設工認本文に記載されている設備・部位等について、今回設工認本文に準じて名称を示す。

■重大事故対処系施設

設備名称 ^{注1} (重大事故対処系施設)		今回設工認記載内容 重大事故対処系施設 ^{注2}	重大事故対処系施設を設置する建物・構築物	備考
再 処 理 施 設	—	—	—	—
加 工 施 設 M O X 燃 料	燃料加工建屋に設置される重大事故対処系施設については、後次回申請にて示す。	燃料加工建屋に設置される重大事故対処系施設については、後次回申請にて示す。	燃料加工建屋	

注1:設工認申請対象機器の技術基準への適合性に係る整理に基づく設備名称を記載している。

注2:今回設工認本文に記載されている設備・部位等について、今回設工認本文に準じて名称を示す。

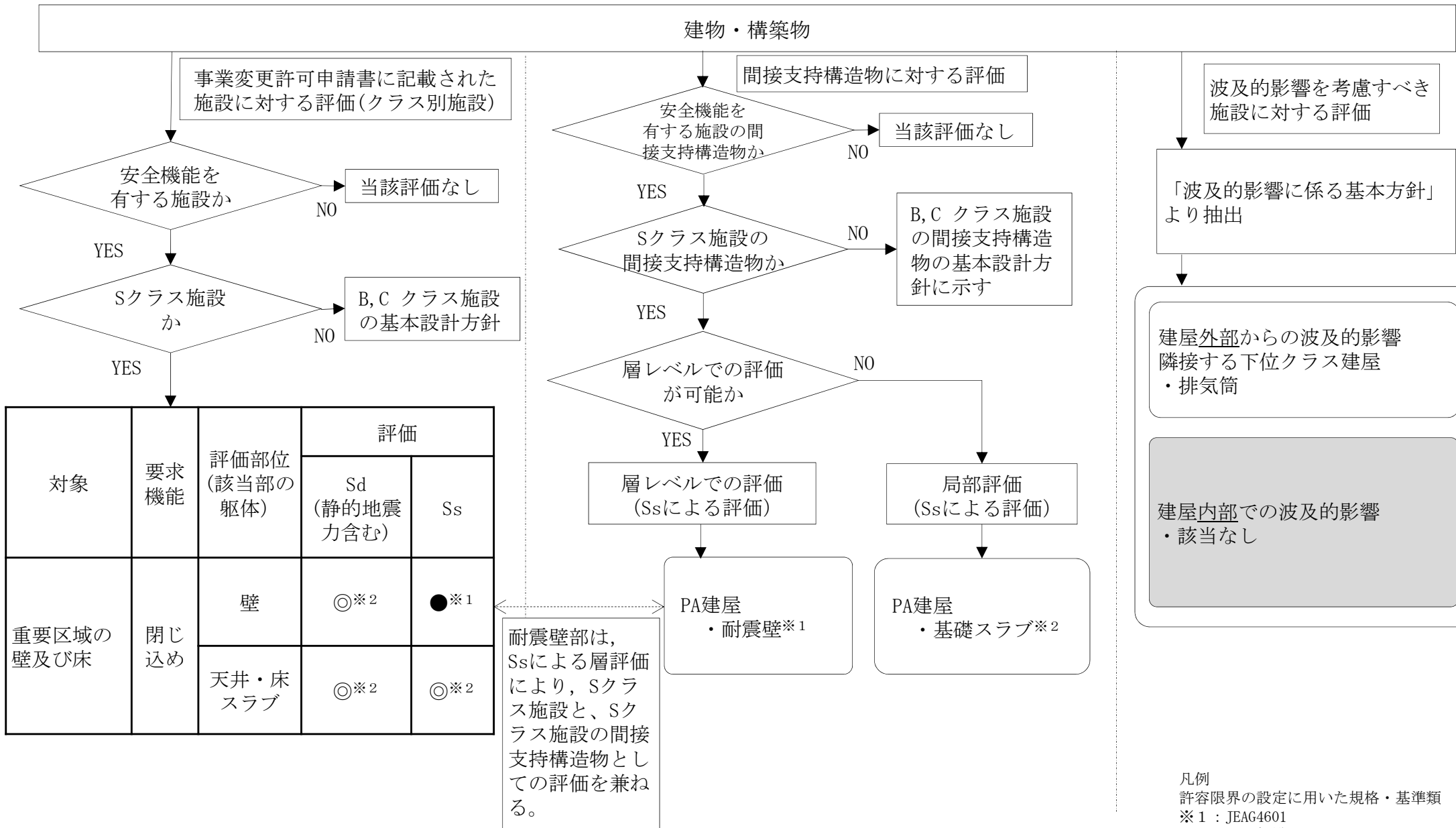
対象設備の評価部位の網羅性

評価対象設備		耐震重要度分類	再処理施設における既設工認記載設備・部位	先行発電プラントの工認記載設備・部位		今回設工認における評価		評価部位の選定理由	理由番号 ①:構造上他の部位で代表可能 ②:過去の評価実績から他の部位で代表可能 ③:過去の評価実績から裕度を十分に有する ④該当する部位がない	
				構造強度	機能維持	構造強度	機能維持			
安全冷却水B冷却塔	伝熱管	S	○	-	-	○	-	主要部位(当該プラントでの既設工認評価部位)であるため評価対象とする。	-	
	取付ボルト	原動機	S			○				○
		減速機	S			○				○
		ファンリングサポート	S			○				○
		管束	S			○				○
		ルーバ	S			○				○
		支持架構	S			○				○
	基礎ボルト	S	○			○				
	ファン	S	○			-				○
配管 (安全冷却水B冷却塔~前処理建屋)	配管	S	○	○	-	○	-	主要部位(当該プラントでの既設工認評価部位)であるため評価対象とする。	-	
	サポート	S	-	○	-	○	-	主要部位であるため評価対象とする。	-	

対象設備の評価項目(応力分類)の網羅性について

設備名称 設備分類	許容限界	許容限界に記載されている応力分類を評価しているか? (設工認記載のSs評価を対象とする。) (評価する場合「○」、省略している場合「×」、組合せ応力他にまとめて評価している場合「(○)」)	左記で省略している場合、省略理由を記載	既設工認での実施の有無 ○:実施有 ×:実施無 -:既工認対象外	省略理由分類 ①構造上、当該応力が生じる部位がない。 ②規格基準上、要求されていない。 ③他の応力分類にて代表できる。		
安全冷却水B冷却塔 伝熱管 (配管釜)	一次一般膜応力	×	一次一般膜応力より、一次応力が厳しい評価となるため、一次一般膜応力の評価は省略。	×	③		
	一次応力(曲げ応力を含む)	○	-	○			
	一次+二次応力	○	※:規格基準(JEAG4601・補1984)に従い、一次+二次応力で求めた応力範囲が2Sy以下であることを確認しているため疲労評価は不要。	○			
	一次+二次+ピーク応力	○*		○*	②		
安全冷却水B冷却塔 (支持構造物)	ボルト以外	一次応力	引張	○	-	○	
			せん断	○	-	○	
			圧縮	○	-	○	
			曲げ	○	-	○	
			支圧	×	支圧評価についてはピン、すべり支承、ローラ支承等の接触部が対象となり、このような接触部がないため省略。	×	①
			組合せ	○	-	○	
	ボルト等	一次+二次応力	引張 圧縮	×	自重による荷重も含めた一次応力評価に包絡されているため省略。	×	③
			せん断	×	自重による荷重も含めた一次応力評価に包絡されているため省略。	×	③
			曲げ	×	自重による荷重も含めた一次応力評価に包絡されているため省略。	×	③
			支圧	×	支圧評価についてはピン、すべり支承、ローラ支承等の接触部が対象となり、このような接触部がないため省略。	×	①
			座屈	×	自重による荷重も含めた一次応力評価に包絡されているため省略。	×	③
	ボルト等	一次応力	引張	○	-	○	
			せん断	○	-	○	
			(組合せ)	(○)	せん断を組み合わせた引張評価を行っているため省略。	×	③
	配管(安全冷却水B冷却塔~前処理建屋) (配管系)	一次一般膜応力	×	一次一般膜応力より、一次応力が厳しい評価となるため、一次一般膜応力の評価は省略。	×	③	
一次応力(曲げ応力を含む)		○	-	○			
一次+二次応力		×	二次応力が発生する荷重が作用しないため省略。	×	①		
一次+二次+ピーク応力		×	二次応力が発生する荷重が作用しないため省略。	×	①		
配管(安全冷却水B冷却塔~前処理建屋) (支持構造物)	レストレイント	一次応力	引張	○	-	-	
			せん断	(○)	組合せ応力に含めて評価を行っているため省略。	-	
			圧縮	(○)	組合せ応力に含めて評価を行っているため省略。	-	
			曲げ	(○)	組合せ応力に含めて評価を行っているため省略。	-	
			支圧	×	対象無し	-	①
			組合せ	○	-	-	
	レストレイント	一次+二次応力	引張 圧縮	×	配管の支持構造物は、以下発生荷重の考え方により、一次+二次応力評価を省略し、一次応力評価で代表して評価を実施している。 ・配管の支持構造物に作用する荷重を、一次と二次に分類すると、以下の通りである。 一次:自重、機械的荷重、地震慣性力 二次:熱膨張荷重、地震相対変位による荷重 ・一方、配管の支持構造物の評価では、一次応力評価において一次応力の許容値に対し一次と二次応力全ての荷重を足し合わせることを想定した応力による確認を行っている。 ・したがって、一次応力評価においては二次応力も含めた保守的な発生荷重となるよう評価を実施することで、一次+二次応力を省略している。	-	③
			せん断	×		-	
			曲げ	×		-	
			支圧	×		-	
		座屈	×	-			

建物・構築物に係る耐震評価フロー並びに評価対象一覧



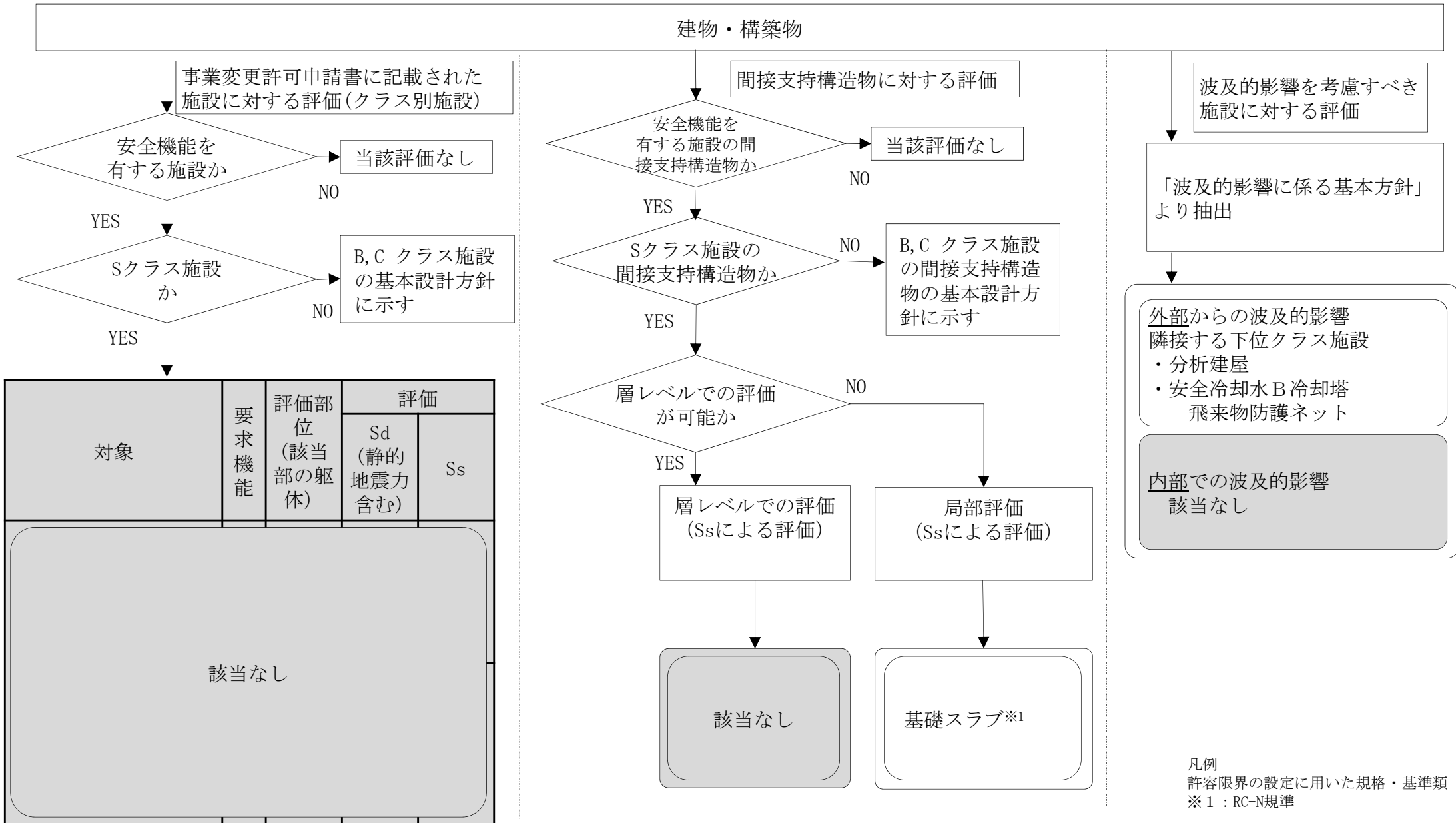
対象	要求機能	評価部位 (該当部の 躯体)	評価	
			Sd (静的地震力含む)	Ss
重要区域の壁及び床	閉じ込め	壁	◎※2	●※1
		天井・床スラブ	◎※2	◎※2

耐震壁部は、Ssによる層評価により、Sクラス施設と、Sクラス施設の間接支持構造物としての評価を兼ねる。

◎局所評価
●層レベルで評価

凡例
許容限界の設定に用いた規格・基準類
※1 : JEAG4601
※2 : RC-N規準

建物・構築物に係る耐震評価フロー並びに評価対象一覧



対象	要求機能	評価部位 (該当部の躯体)	評価	
			Sd (静的地震力含む)	Ss
該当なし				

建物・構築物の評価部位一覧
 (「重要度分類及び重大事故等対処設備の設備分類の基本方針」に基づく評価対象施設)

■建物・構築物(Sクラス施設)の評価概要(第1回申請)

評価対象施設	評価部位	当該プラントにおける 既設工認の評価*1	先行発電炉における評価 (東海第二:新規制基準対応工認)		先行発電炉における評価 (柏崎刈羽7号機:新規制基準対応工認)		今回設工認における評価			
			Sd評価 (静的地震力)	Ss評価	Sd評価 (静的地震力)	Ss評価	Sd評価 (静的地震力)	Ss評価	先行発電炉との相違点	記載箇所
再処理施設	*2	-	-	-	-	-	-	-	-	-
MOX燃料加工施設	重要区域の壁及び床	記載なし (今回設工認においてSクラス化)	/	/	/	/	◎ (層レベルで建屋全 体として概ね弾性で あることを確認)	●	-	III-3-1-1-1 燃料加工建屋の耐震計算書
	天井・床スラブ	記載なし (今回設工認においてSクラス化)	/	/	/	/	◎	◎	-	III-3-1-1-1 燃料加工建屋の耐震計算書

*1:建設時設工認及び改造工事認可をいう

*2:当該施設については、第1回申請では評価対象施設が無く、第2回申請以降において評価対象施設が記載される。

■:基準地震動S1または弾性設計用地震力Sdによる地震力または静的地震力に対して許容応力度設計での断面算定を実施。基準地震動S2または基準地震動Ssに対して終局耐力の確認。

◎:局部評価を実施。(赤字は許容応力度評価を実施)

●:層レベルでの評価

■建物・構築物(Sクラス施設の間接支持構造物)の評価概要(第1回申請)

評価対象施設	評価部位	当該プラントにおける 既設工認の評価*1	先行発電炉における評価 (東海第二:新規制基準対応工認)		先行発電炉における評価 (柏崎刈羽7号機:新規制基準対応工認)		今回設工認における評価			
			Sd評価 (静的地震力)	Ss評価	Sd評価 (静的地震力)	Ss評価	Sd評価 (静的地震力)	Ss評価	先行発電炉との相違点	記載箇所
再処理施設	安全冷却水B冷却塔基礎	■	/	/	/	◎	/	◎	(柏崎刈羽7号機:軽油タンク基礎と比較)	IV-2-1-1-1b 安全冷却水B冷却塔基礎の耐震計算書
MOX燃料加工施設	燃料加工建屋	■	/	●	/	●	/	●	(東海第二及び柏崎刈羽7号機:原子炉建屋と比較)	III-3-1-1-1 燃料加工建屋の耐震計算書
	基礎	■	/	◎	/	◎	/	◎	(東海第二及び柏崎刈羽7号機:原子炉建屋と比較)	III-3-1-1-1 燃料加工建屋の耐震計算書

*1:建設時設工認及び改造工事認可をいう

*2:当該施設については、第1回申請では評価対象施設が無く、第2回申請以降において評価対象施設が記載される。

◎:局部評価を実施。

●:層レベルでの評価

■波及的影響を考慮すべき施設に対する評価概要(第1回申請)

評価対象施設	評価部位	当該プラントにおける 既設工認の評価*1	先行発電炉における評価 (東海第二:新規制基準対応工認)		先行発電炉における評価 (柏崎刈羽7号機:新規制基準対応工認)		今回設工認における評価			
			Sd評価 (静的地震力)	Ss評価	Sd評価 (静的地震力)	Ss評価	Sd評価 (静的地震力)	Ss評価	先行発電炉との相違点	記載箇所
再処理施設	安全冷却水B冷却塔の飛来物防護ネット	記載なし (新規施設)	/	◎	/	◎	/	◎	(東海第二:海水ポンプエリア防護対策施設と比較) 柏崎刈羽7号機:非常用ディーゼル発電設備燃料移送ボ ンプ防護板に該当	IV-2-1-4-2-1 再処理設備本体用 安全冷却推計冷 却塔B 飛来物防護ネット(一部、防護板)の計算書
MOX燃料加工施設	*2	-	-	-	-	-	-	-	-	-

*1:建設時設工認及び改造工事認可をいう

*2:当該施設については、第1回申請では評価対象施設が無く、第2回申請以降において評価対象施設が記載される。

■:基準地震動S1または基準地震動S2または基準地震動Ssによる地震力に対して終局耐力の確認。

◎:局部評価を実施。

●:転倒に対する評価又は相対変位に対する評価

-:第1回申請対象施設では評価対象施設及び部位は無く、第2回申請以降の申請対象施設及び部位としてエントリー

建物・構築物の評価部位一覧
(1.2Ssを考慮する重大事故施設)

■ 1.2Ssによる機能維持施設

評価対象施設	評価部位	当該プラントにおける 既設工認の評価*1	先行発電炉における評価 (東海第二:新規制基準対応工認)	先行発電炉における評価 (柏崎刈羽7号機:新規制基準対応工認)	今回設工認における評価			
			1.2Ss評価	1.2Ss評価	1.2Ss評価	先行発電炉との相違点	記載箇所	
再処理施設	*2	—	—	—	—	—	—	—
MOX燃料加工施設	*2	—	—	—	—	—	—	—

*1:建設時設工認及び改造工事認可をいう

*2:当該施設については、第1回申請では評価対象施設が無く、第2回申請以降において評価対象施設が記載される。

◎:局部評価を実施。(赤字は許容応力度評価を実施)

●:層レベルでの評価

■ 重大事故対処系施設

評価対象施設	評価部位	当該プラントにおける 既設工認の評価*1	先行発電炉における評価 (東海第二:新規制基準対応工認)	先行発電炉における評価 (柏崎刈羽7号機:新規制基準対応工認)	今回設工認における評価			
			1.2Ss評価	1.2Ss評価	1.2Ss評価	先行発電炉との相違点	記載箇所	
再処理施設	*2	—	—	—	—	—	—	—
MOX燃料加工施設	*2	—	—	—	—	—	—	—

*1:建設時設工認及び改造工事認可をいう

*2:当該施設については、第1回申請では評価対象施設が無く、第2回申請以降において評価対象施設が記載される。

◎:局部評価を実施。

●:層レベルでの評価

■ 1.2Ssによる機能維持施設及び重大事故対処系施設を設置する建物・構築物

評価対象施設	評価部位	当該プラントにおける 既設工認の評価*1	先行発電炉における評価 (東海第二:新規制基準対応工認)	先行発電炉における評価*2 (柏崎刈羽7号機:新規制基準対応工認)	今回設工認における評価			
			1.2Ss評価	1.2Ss評価	1.2Ss評価	先行発電炉との相違点	記載箇所	
再処理施設	*2	—	—	—	—	—	—	—
MOX燃料加工施設	燃料加工建屋	耐震壁	(既設工認では、基準地震動を1.2倍した地震力に対する評価は実施していない。)	—	●	先行発電炉では、基準地震動を1.2倍した地震力に対する評価は実施していない。	3-別添-3-1-1 燃料加工建屋の基準地震動を1.2倍した地震力に対する耐震性評価結果	

*1:建設時設工認及び改造工事認可をいう

*2:当該施設については、第1回申請では評価対象施設が無く、第2回申請以降において評価対象施設が記載される。

◎:局部評価を実施。

●:層レベルでの評価

既設工認との手法の整理一覧表(機器・配管系の構造強度評価)

評価対象設備	評価部位	既設工認と今回工認時の比較												備考 (左欄にて比較した 既設工認)	他プラントでの適用例					
		解析手法 (公式等による評価、スベクトルモーダル解析、時刻歴解析他)			解析モデル			減衰定数			その他(評価条件の変更等)※1				※2 ○:共通適用例あり □:個別適用例あり ×:適用例なし	内容	参照した設備名称	減衰定数の実績 ○:構造上の差異なし ×:構造上の差異あり (適用可能であること理由)		
		○:同じ ●:異なる -:該当なし	相違内容		○:同じ ●:異なる -:該当なし	相違内容		○:同じ ●:異なる -:該当なし	相違内容		○:同じ ●:異なる -:該当なし	相違内容								
			設工認	解析種別 内容		設工認	解析種別 内容		設工認	内容		設工認	内容							
安全冷却水日冷却塔	伝熱管	既設工認	応答解析	-	○(応答解析)	既設工認	応答解析	-	○	既設工認	-	○	既設工認	-	第6回設工認 添付書類 「安全冷却水系の耐震性に関する計算書」	地震荷重と自然荷重の組合せ:○ (その他)	(その他) 地震荷重と自然荷重の組合せ: 東海第二新規制基準対応工認での共通適用例のある地震荷重と自然荷重の組合せ。	東海第二 主排気筒を参照	-	
			応力解析				応答解析													応力解析
		今回設工認	応答解析	-	○(応答解析)	今回設工認	応答解析	-	○	今回設工認	応答解析	-	○	今回設工認						-
			応力解析				応力解析				応力解析									
	支持架構	既設工認	応答解析	-	○(応答解析)	既設工認	応答解析	-	○	既設工認	-	○	既設工認	-	第6回設工認 添付書類 「安全冷却水系の耐震性に関する計算書」	地震荷重と自然荷重の組合せ:○ (その他) 動的地震力の組合せ:○	(その他) 動的地震力の組合せ: 東海第二新規制基準対応工認での共通適用例のある動的地震力の組合せ。 地震荷重と自然荷重の組合せ: 東海第二新規制基準対応工認での共通適用例のある地震荷重と自然荷重の組合せ。	東海第二 原子炉再循環系配管を参照	-	
			応力解析				応答解析													応力解析
		今回設工認	応答解析	-	○(応答解析)	今回設工認	応答解析	-	○	今回設工認	応答解析	-	○	今回設工認						-
			応力解析				応力解析				応力解析									
	取付ボルト	既設工認	応答解析	-	○(応答解析)	既設工認	応答解析	-	○	既設工認	-	○	既設工認	-	第6回設工認 添付書類 「安全冷却水系の耐震性に関する計算書」	地震荷重と自然荷重の組合せ:○ (その他)	(その他) 地震荷重と自然荷重の組合せ: 東海第二新規制基準対応工認での共通適用例のある地震荷重と自然荷重の組合せ。	東海第二 主排気筒を参照	-	
			応力解析				応答解析													応力解析
		今回設工認	応答解析	-	○(応答解析)	今回設工認	応答解析	-	○	今回設工認	応答解析	-	○	今回設工認						-
			応力解析				応力解析				応力解析									
基礎ボルト	既設工認	応答解析	-	○(応答解析)	既設工認	応答解析	-	○	既設工認	-	○	既設工認	-	第6回設工認 添付書類 「安全冷却水系の耐震性に関する計算書」	地震荷重と自然荷重の組合せ:○ (その他)	(その他) 地震荷重と自然荷重の組合せ: 東海第二新規制基準対応工認での共通適用例のある地震荷重と自然荷重の組合せ。	東海第二 主排気筒を参照	-		
		応力解析				応答解析													応力解析	応答解析
	今回設工認	応答解析	-	○(応答解析)	今回設工認	応答解析	-	○	今回設工認	応答解析	-	○	今回設工認						-	
		応力解析				応力解析				応力解析										応力解析
配管(標準支持間隔)	既設工認	応答解析	-	○(応答解析)	既設工認	応答解析	-	○	既設工認	-	○	既設工認	-	第6回設工認 添付書類 「安全冷却水日冷却塔の配管標準支持間隔」	(解析手法) ○	(解析手法) 東海第二新規制基準対応工認での共通適用例のある解析手法。	東海第二 残留熱除去系配管を参照	-		
		応力解析				応答解析													応力解析	応答解析
	今回設工認	応答解析	-	○(応答解析)	今回設工認	応答解析	-	○	今回設工認	応答解析	-	○	今回設工認						-	
		応力解析				応力解析				応力解析										応力解析
配管支持構造物	既設工認	応答解析	-	-	既設工認	応答解析	-	-	既設工認	-	-	既設工認	-	-	(解析手法) ○ (減衰定数) ○	(解析手法) 東海第二新規制基準対応工認での共通適用例がある解析手法。 (減衰定数) 東海第二新規制基準対応工認での共通適用例がある減衰定数。	東海第二 配管支持構造物を参照	-		
		応力解析	-	-		応答解析	-	-		応答解析	-		応力解析						-	
	今回設工認	応答解析	-	-	今回設工認	応答解析	-	-	今回設工認	応答解析	-	-	今回設工認						-	
		応力解析	-	-		応力解析	-	-		応力解析	-	応力解析							-	

※1左記の項目以外で評価条件の変更等を行ったものを示す。
 ※2共通適用例あり:規格・基準類等に基づきプラント共通の適用例がある手法
 個別適用例あり:プラント個別に適用例が確認されたプラント個別の適用例がある手法

既設工認との手法の整理一覧表(機器・配管系の動的機能維持評価)

評価対象設備	評価部位	既設工認と今回工認時の比較										備考 (左欄にて比較した 既設工認)	他プラントでの適用例							
		解析手法 (公式等による評価、スベクトルモーダル解析、時刻歴解析他)			解析モデル			減衰定数		その他(評価条件の変更等)※1			※2 ○:共通適用例あり △:個別適用例あり ×:適用例なし	内容	参照した設備名称	減衰定数の実績 ○:構造上の差異なし ×:構造上の差異あり (適用可能であることの理由)				
		○:同じ ●:異なる -:該当なし	相違内容		○:同じ ●:異なる -:該当なし	相違内容		○:同じ ●:異なる -:該当なし	相違内容		○:同じ ●:異なる -:該当なし						相違内容			
			設工認	解析種別		内容	設工認		解析種別	内容							設工認	内容	設工認	内容
安全冷却水B冷却塔	ファン	(応答解析) ○ (応力解析) ○	既設工認	応答解析		(応答解析) ○ (応力解析) ○	既設工認	応答解析		○	既設工認		○	既設工認	-	第6回設工認 添付書類 「安全冷却水系の耐震性に関する計算書」	×	-	-	-
			今回設工認	応答解析			今回設工認	応答解析			今回設工認			今回設工認	-					

※1 左記の項目以外で評価条件の変更を行ったものを示す。
 ※2 共通適用例あり:規格・基準類等)に基づきプラント共通の適用例がある手法
 個別適用例あり:プラント個別に適用例が確認されたプラント個別の適用例がある手法

既設工認との手法の整理一覧表 (建物・構築物)

■再処理施設

評価対象設備	評価部位	既設工認と今回設工認の比較												他プラントでの適用例																	
		解析手法 (公式等による評価、スペクトルモデル解析、時刻歴解析他)			解析モデル				減衰定数		その他(評価条件の変更等)※1			備考 (左欄にて比較した既設工認)	※2 ○:共通適用例あり □:個別適用例あり ×:適用例なし	内容	参照した設備名称	減衰定数の実績 ○:構造上の差異なし ×:構造上の差異あり (適用可能であること理由)													
		○:同じ ●:異なる -:該当なし	相違内容		○:同じ ●:異なる -:該当なし	相違内容			○:同じ ●:異なる -:該当なし	相違内容		○:同じ ●:異なる -:該当なし	相違内容																		
			設工認	解析種別		内容	設工認	解析種別		方向	内容		設工認						内容	設工認	内容										
間接支持構造物	安全冷却水日冷却塔基礎	基礎スラブ	(応答解析) ○ (応力解析) ○	既設工認	応答解析	時刻歴応答解析	(応答解析) ● (応力解析) ○	既設工認	応答解析	水平	多質点系SRモデル(1軸)	○	既設工認	内容	●	既設工認	内容	第6回設工認 添付書類 「安全冷却水B冷却塔基礎の耐震計算書」	(解析手法) ○ (解析モデル) ○ (減衰定数) ○ (その他) ○	(解析手法) 時刻歴応答解析は、東海第二及び柏崎刈羽7号機工認で共通適用例のある手法 (解析モデル) 解析モデルは、東海第二及び柏崎刈羽7号機工認で共通適用例のある手法 (減衰定数) 減衰定数は、東海第二及び柏崎刈羽7号機工認で共通適用例のある手法 (その他) 基礎浮き上がり非線形は、東海第二及び柏崎刈羽7号機工認で共通適用例のある手法	東海第二原子炉建屋及び原子炉格納施設、柏崎刈羽7号機原子炉建屋を参照	○									
						鉛直				-	鉛直												線形シェルモデル	鉛直	線形シェルモデル	鉛直	線形シェルモデル	鉛直	線形シェルモデル	鉛直	線形シェルモデル
					応力解析	静的応力解析			応力解析	水平	多質点系SRモデル(多軸)			応力解析			水平						線形シェルモデル	応力解析	水平	線形シェルモデル	応力解析	静的応力解析	応力解析	鉛直	線形シェルモデル
					今回設工認	応答解析			時刻歴応答解析	今回設工認	応答解析			水平			多質点系SRモデル(多軸)						今回設工認	内容	今回設工認	内容	今回設工認	内容	今回設工認	内容	今回設工認
				波及的影響を考慮すべき施設	安全冷却水日冷却塔 飛来物防護ネット	支持架構	(応答解析) - (応力解析) -	既設工認	応答解析	-	(応答解析) - (応力解析) -		既設工認	応答解析	水平	-	-	既設工認	内容	-	既設工認	内容	-	(解析手法) ○ (解析モデル) ○ (減衰定数) ○ (その他) ○	(解析手法) 時刻歴応答解析は、東海第二の新規制基準対応工認での共通適用例のある手法 静的応力解析は、柏崎刈羽7号機の建設工認での共通適用例のある手法 (解析モデル) 応答解析の解析モデルは、東海第二の新規制基準対応工認での共通適用例のある手法 (減衰定数) 減衰定数は、東海第二の新規制基準対応工認での共通適用例のある手法 (その他) 高浜1号の新規制基準対応工認での共通適用例のある非線形解析。	東海第二原子炉建屋、柏崎刈羽7号機主排気筒、高浜1号機燃料取扱建屋を参照	○				
									応力解析	-				応力解析	水平	-			応力解析	鉛直		-	応力解析					鉛直	-		
								今回設工認	応答解析	時刻歴応答解析			今回設工認	応答解析	水平	多質点系モデル		今回設工認	内容	今回設工認	鉄骨: 2%	今回設工認	内容					今回設工認	鉄骨プレースの非線形性を考慮		
									応力解析	静的応力解析			今回設工認	応力解析	水平	三次元立体フレームモデル		今回設工認	内容	今回設工認	内容	今回設工認	内容					今回設工認	内容		

※1: 左記の項目以外で評価条件の変更等を行ったものを示す。
 ※2: 共通適用例あり: 規格・規準類等に基づきプラントの仕様等によらずプラント共通の適用例がある手法
 個別適用例あり: プラント個別に適用例が確認されたプラント個別の適用例がある手法

■MOX燃料加工施設

評価対象設備	評価部位	既設工認と今回設工認の比較												他プラントでの適用例					
		解析手法 (公式等による評価、スペクトルモーダル解析、時刻歴解析他)			解析モデル			減衰定数			その他(評価条件の変更等)※1			備考 (左欄にて比較した既設工認)	※2 ○:共通適用例あり □:個別適用例あり ×:適用例なし	内容	参照した設備名称	減衰定数の実績 ○:構造上の差異なし ×:構造上の差異あり (適用可能であること理由)	
		○:同じ ●:異なる -:該当なし	相連内容		○:同じ ●:異なる -:該当なし	相連内容		○:同じ ●:異なる -:該当なし	相連内容		○:同じ ●:異なる -:該当なし	相連内容							
			設工認	解析種別 内容		設工認	解析種別 方向 内容		設工認	内容		設工認	内容						
燃料加工建屋	重要区域	(応答解析)○ (応力解析)-	既設工認	応答解析	-	(応答解析)○ (応力解析)-	既設工認	応答解析	水平	-	-	既設工認	-	-	-	(解析手法) ○ (解析モデル) ○ (減衰定数) - (その他) -	(解析手法) 静的応力解析は、柏崎刈羽7号機工認で共通適用例のある手法 (解析モデル) 解析モデルは、柏崎刈羽7号機工認で共通適用例のある手法 (減衰定数) - (その他) -	柏崎刈羽7号機タービン建屋を参照	-
	今回設工認		応答解析	-	今回設工認		応答解析	水平	-	今回設工認		-	今回設工認						
	天井・床スラブ	(応答解析)○ (応力解析)-	既設工認	応答解析	-	(応答解析)○ (応力解析)-	既設工認	応答解析	水平	-	-	既設工認	-	-	-	(解析手法) ○ (解析モデル) ○ (減衰定数) - (その他) -	(解析手法) 静的応力解析は、柏崎刈羽7号機工認で共通適用例のある手法 (解析モデル) 解析モデルは、東海第二及び柏崎刈羽7号機工認で共通適用例のある手法 (減衰定数) - (その他) -	柏崎刈羽7号機中央制御室遮蔽を参照	-
	今回設工認		応答解析	-	今回設工認		応答解析	水平	-	今回設工認		-	今回設工認						
間接支持構造物	燃料加工建屋	(応答解析)○ (応力解析)-	既設工認	時刻歴応答解析	-	(応答解析)○ (応力解析)-	既設工認	応答解析	水平	多質点系SRモデル	○	既設工認	・コンクリート:3%	●	第1回設工認 添付書類 「燃料加工建屋の耐震計算書」	(解析手法) ○ (解析モデル) ○ (減衰定数) × (その他) ○	(解析手法) 時刻歴応答解析は、東海第二及び柏崎刈羽7号機工認で共通適用例のある手法 (解析モデル) 解析モデルは、東海第二及び柏崎刈羽7号機工認で共通適用例のある手法 (減衰定数) 減衰定数は、適用例なし (その他) 非線形性の考慮は、東海第二及び柏崎刈羽7号機工認で共通適用例のある手法	東海第二原子炉格納施設、柏崎刈羽7号機原子炉建屋原子炉区域(二次格納施設)を参照	○ (JEAG4601-1991追加補版では5%が慣用的な値とされているが、既設工認における設定を踏まえ、3%としている。)
	今回設工認		時刻歴応答解析	-	今回設工認		応答解析	水平	多質点系SRモデル(既設工認時点から階高の変更等を反映)	今回設工認		・コンクリート:3%	今回設工認						
	基礎スラブ	(応答解析)○ (応力解析)○	既設工認	静的応力解析	-	(応答解析)○ (応力解析)○	既設工認	応答解析	水平	-	-	既設工認	-	-	第1回設工認 添付書類 「燃料加工建屋の耐震計算書」	(解析手法) ○ (解析モデル) ○ (減衰定数) - (その他) -	(解析手法) 静的応力解析は、東海第二工認で共通適用例のある手法 (解析モデル) 解析モデルは、東海第二工認で共通適用例のある手法 (減衰定数) - (その他) -	東海第二原子炉建屋を参照	-
	今回設工認		静的応力解析	-	今回設工認		応答解析	水平	線形シェルモデル	今回設工認		-	今回設工認						

※1: 左記の項目以外で評価条件の変更等を行ったものを示す。
 ※2: 共通適用例あり: 規格・標準等に基づきプラントの仕様等によらずプラント共通の適用例がある手法
 個別適用例あり: プラント個別に適用例が確認されたプラント個別の適用例がある手法

設工認申請に対する主な説明事項(機器・配管系)

分類	補足説明資料を提出する項目	提出資料	説明を行う申請回	対応内容
建物・機電共通	耐震設計の基本方針	耐震評価対象の網羅性, 既設工認との手法の相違点の整理について	第1回及び第2回以降	・再処理事業所の評価対象設備を対象に先行発電プラントとの評価部位, 応力分類の相違点を整理し, 既設工認との手法の相違点を申請毎に示す。また, 補足説明資料の全体管理表として活用する。
		耐震設計の基本方針の比較表(事業間及び先行発電炉(東海第二))	第1回及び第2回以降	・再処理事業所の耐震設計に関する基本方針について, 第1回申請対象に事業間及び先行発電プラントの比較にて当社基本方針及び先行発電プラントとの差異の考え方を示す。 ・第2回申請以降に申請する基本方針については, 第1回申請同様, 差異の考え方を申請毎に示す。
機器・配管系	耐震設計の基本方針	・鉛直方向の動的地震考慮による設備の浮き上がり等の影響について	第1回及び第2回以降	・再処理事業所の評価対象設備を対象に鉛直方向地震力の導入により影響を受ける設備を抽出し, 従来評価手法による評価結果を耐震計算書にて示す。 ・第2回申請以降では, 鉛直方向が拘束されていないクレーンの吊荷について鉛直方向地震力が1Gを超える場合の影響を補足説明資料で示し, 評価結果を耐震計算書にて示す。
		・水平方向と鉛直方向の動的地震力の二乗和平方根(SRSS)法による組合せについて	第1回及び第2回以降	・再処理施設及び廃棄物管理施設の設備について, 鉛直方向地震力の導入に伴うSRSS法の適用性について示す。 ・第2回申請以降では, 適用根拠である各建屋の生起時刻の差を示す。
	地震応答解析の基本方針	・最新知見として得られた減衰定数の適用について	第2回以降	・先行発電プラント同様の対応として, 最新知見として得られた減衰定数を適用する搬送設備, 配管系等について適用する減衰定数及び当社設備への適用性について示す。
		・隣接建屋影響を考慮した地震応答による機器・配管系への影響確認結果について	第2回以降	・隣接建屋影響を考慮した地震応答について, 先行発電プラントを参考とした影響検討評価方法(簡易評価又は詳細評価)にて行った機器・配管系への影響確認結果を示す。
	波及的影響に係る基本方針	・下位クラス施設の波及的影響の検討について	第1回及び第2回以降	・基本方針で示している波及的影響対象設備について, 第1回申請では設計基準対象に本補足説明資料にて抽出過程である設計図書や現場調査等による確認方法, 確認内容を示す。 ・第2回申請以降では, 重大事故等対処設備等について第1回申請同様, 確認方法, 確認内容を示す。
	水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せに関する影響評価方針	・水平2方向の組合せに関する設備の抽出及び考え方について	第1回及び第2回以降	・再処理事業所の設備について, 第1回申請では構造強度評価に対する水平2方向の設備分類と対応する設備の抽出結果及び考え方を示す。 ・再処理事業所の設備のうち機能維持評価については, 評価結果を用いる必要があるため, 第1回申請同様, 第2回申請以降にて考え方を示す。
	機能維持の基本方針	・耐震Sクラス設備の耐震計算書におけるSd評価結果の記載方法	第1回	・再処理事業所の耐震計算書について, S _s の発生値が許容応力状態Ⅲ _A S以下となる場合にSd評価結果の記載を省略する場合の記載方法を示す。
		・動的機能維持に対する評価内容(高振動数領域考慮, 加振試験等)について	第2回以降	・先行発電プラント同様の対応として, 弁及び弁以外の設備について高振動領域まで考慮した影響確認結果を示す。また, 加振試験結果について, 加振試験の試験条件, 方法等を示す。
		・電気盤等の機能維持評価に適用する水平方向の評価用地震力について	第2回以降	・先行発電プラント同様の対応として, 電気盤の電気的機能について器具取付位置での応答は, 水平方向入力に対し応答増幅があることが確認されていることから, 評価に用いる水平方向加速度の保守性に対する確認結果を示す。
		・耐震評価における等価繰返し回数の妥当性確認について	第2回以降	・先行発電プラント同様の対応として, 疲労評価を実施している設備について, 適用する等価繰返し回数(サイクル数)の設定方法, サイクル数のカウント方法等の妥当性について示す。
		・屋内設備に対するアンカー定着部の評価について	第2回以降	・先行発電プラント同様の対応として, 屋内設備のコンクリート定着部が基礎ボルトより耐震性を有しており, 基礎ボルトの耐震評価を実施することにより健全性を確認できることを示す。
		・可搬型SA設備等の耐震計算方針について	第2回以降	・先行発電プラント同様の対応として, 可搬型SA設備等の耐震評価について, 評価条件や評価内容に対する考え方を示す。また, 加振試験結果について, 加振試験の試験条件, 試験方法を示す。 ・可搬型SA設備に対する説明としては, 第1回申請にて示した類型化を活用し, 可搬型SA設備の代表設備に対する説明を行う。
	機器の耐震支持方針	・機器, 配管系の類型化に対する分類の考え方について	第1回及び第2回以降	・再処理事業所の設備について, 既設工認時の評価内容及び説明内容の変更有無を踏まえ機器, 配管系に対する類型化の全体像, 分類の考え方を示す。また, 代表設備の選定にあたり最も効率的な説明となる設備の選定方法を示す。 ・第2回申請以降では第1回申請にて示した全体像を活用し, 第2回申請以降の設備がその他の類型化分類の代表設備である考え方を示す。
		・機電設備の耐震計算書の作成について	第2回以降	・先行発電プラント同様の対応として, 設計基準及び重大事故評価に対する機電設備の耐震計算書の構成, 記載方法, 記載の留意点等を示す。
・機器の耐震計算書作成の基本方針に対する既設工認からの変更点について		第2回以降	・機器の耐震計算書作成の基本方針に変更点として, 定型式への最新知見の反映等の考え方を示す。	
・剛な設備の固有周期の算出について		第1回及び第2回以降	・先行発電プラントと同様の対応として, 第1回申請においてはファンの固有周期を算出せず剛と見なした設備に対して, 剛構造であることの妥当性を示す。 ・第2回申請以降についてはファン同様, 剛と見なしているポンプ等があるため, 妥当性を示す。	

設工認申請に対する主な説明事項(機器・配管系)

分類	補足説明資料を提出する項目	提出資料	説明を行う申請回	対応内容
	配管系の耐震支持方針	・配管支持構造物の耐震性確認方法について	第1回	・再処理事業所の基本方針にて記載している配管支持構造物である、レストレイントの最大使用荷重及び許容応力、並びに支持装置の定格荷重及び許容応力について、確認内容を示す。
		・配管設計における考慮事項について	第1回	・再処理施設の基本方針に示している以下の配管設計における考慮事項について、考え方を示す。 ①異なる耐震クラス配管との接続部の扱い ②隣接する配管に対する扱い ③高温配管の扱い
		・配管系の評価手法(標準支持間隔評価の保守性、相対変位の考慮等)について	第1回及び第2回以降	・第1回申請においては再処理事業所の配管評価のうち、標準支持間隔による評価方法の考え方を示す。 ・先行発電プラント同様の対応として、配管標準支持間隔評価の保守性等各種評価内容、ダクト標準支持間隔に対する曲管部等の考慮方法を示す。 ・建屋間を跨る配管の評価方針、評価結果について示す。 ・既設工認評価条件に対して詳細化を行った定ピッチの評価手順、実施内容について示す。
	重大事故評価における計算書作成方針	・重大事故評価において適用する許容限界等の考え方について	第2回以降	・重大事故評価は原則設計基準と同様の評価を行うが、一部設備について設計基準以上の対応を行った場合は、設備の機能に影響を与えないこと及び設計基準以上の許容限界を適用することの考え方について示す。
	液状化の影響について	・建屋・屋外構築物(洞道)の液状化に対する影響確認について	第2回以降	・先行発電プラント同様の対応として、液状化による影響について設計用床応答曲線と液状化影響を考慮した床応答曲線との比較等、影響確認結果について示す。
	地震応答計算書	・地震応答解析における材料物性のばらつきに伴う影響評価について	第1回及び第2回以降	・地盤の材料物性のばらつきによる影響について、第1回申請にて屋外設備に対するばらつきの地震応答解析結果から得た床応答曲線との比較等、影響確認結果を示す。 ・第2回申請以降については、屋外設備同様、屋内設備に対する影響確認結果を示す。
		・一関東の鉛直地震動に対する影響評価について	第1回及び第2回以降	・一関東の鉛直地震動による影響について、屋外設備に対する一関東の鉛直地震動を考慮した地震応答解析結果から得た床応答曲線との比較等、影響確認結果を示す。 ・第2回申請以降については、屋外設備同様、屋内設備に対する影響確認結果を示す。
	耐震計算書	・冷却塔の評価実施内容及び既設工認からの変更点について	第1回	・冷却塔に対する耐震補強に伴う評価内容の変更として、応答解析モデル、評価条件である自然荷重の組合せ、風力係数の選定等に対する考え方を示す。
		・冷却塔の動的機能維持評価手法の適用について	第1回	・ファンの動的機能維持評価について、ファン駆動部の仕様について、動的機能を維持するために必要な評価部位、評価項目の妥当性を示す。
		・申請設備の評価実施内容及び既設工認からの変更点について	第2回以降	・第2回申請以降の評価対象設備のうち、評価条件の変更等、既設工認から変更を行った設備について、類型化を活用した説明を行う。

今回設工認における主な説明事項（機器・配管系）

（青枠は第1回申請における説明範囲を示す。）

【注記】

- ※1：本表の設備に対する説明は類型化を活用した上で行うため、補足説明資料(耐震機電07 機器・配管系に対する分類の考え方)においてその考え方を示す。
- ※2：評価内容及び変更点については設備ごとに解析モデルの変更、評価手法の変更、計算諸元の精緻化等、変更内容が多様であることから、代表として説明する内容については添付-6-3-1～添付-6-3-3にて示す。
- ※3：本表における設備名称については、既設工認申請にて示している、第6条要求の設備を対象として記載しており、第6条要求以外の設備（併類含む）については後次回申請以降で示す。
- ※4：ダクト等については支持方法が配管と同様であるため、評価手法としては配管と同じ標準支持間隔法を適用した評価を行っている。そのため、本表においては、配管とダクトに対する標準支持間隔を統合し、共通的な設備名称として配管系標準支持間隔と示している。
- ※5：本表における説明事項の詳細は添付-6-1にて示す。
- ※6：説明範囲については第1回申請範囲までを示しており、後次回以降の範囲は随時説明する。

【凡例】

- ★：ヒアリングにおいて説明すべき項目（再処理事業所全体に共通する事項） ※ヒアリングで説明を行う申請回数。
- ☆：ヒアリングにおいて説明すべき項目（再処理事業所全体に共通する事項） ※先の申請回数において説明済のため、資料提出のみを予定。
- ：ヒアリングにおいて説明すべき項目（各機器・配管系それぞれについて個別に説明すべき事項） ※ヒアリングで説明を行う代表説明設備。
- ：ヒアリングにおいて説明すべき項目（各機器・配管系それぞれについて個別に説明すべき事項） ※代表説明設備で全体の考え方を示しているため、資料提出のみを予定。
- ：該当なし

【機器】

申請 回数	施設 区分	主な説明事項 ^{※1}		(1)事業許可との整合性に関する説明事項			(2)既設工認 からの変更点 に係る説明事項	(3)新規基準 における追加要求事 項に係る説明事項	(4)その他先行発電プラントの審査実績を踏まえた説明事項等																		
				一関東 の鉛直地震動	重大事故評価における 評価実施内容	可搬型SA	設備の評価内容及び 変更点	水平2方向に対する 影響評価	鉛直方向の動的 地震力考慮による設備の 浮き上がり等の 影響	動的地震力の SRSS組合せ	下位クラス施 設の波及的影響	Sd評価結果 の記載方法	剛な設備の 固有周期算出	配管支持構造 物の耐震性確 認方法	配管設計にお ける考慮事項	配管系の評価 手法	材料物性 のばらつき	動的機能維持 評価手法の適 用	最新知見として 得られた減衰 定数の適用	隣接建屋 影響確認	動的機能維持 に対する評価 内容	電気盤機能維 持に適用する 水平方向地震 力	等価繰返し回 数	屋内設備の アンカー定着部	機電設備の耐 震計算書作成	定型式への 最新知見の反 映	液化化に対 する影響確認
		設備名称 ^{※3,※4}	補足説明資料	耐震機電12	後次回	後次回	耐震機電13	耐震機電10	耐震機電01	耐震機電02	耐震機電03	耐震機電09	耐震機電○	耐震機電06	耐震機電15	耐震機電16	耐震機電11	耐震機電14	後次回	後次回	後次回	後次回	後次回	後次回	後次回	後次回	後次回
第1回申請	再処理施設	安全冷却水B 冷却塔	屋外	★	—	—	※2	● ^{※6}	● ^{※6}	★	★	★	● ^{※6}	—	—	—	★	● ^{※6}	—	—	—	—	—	—	★	—	—
第2回以降	再処理施設	安全冷却水系冷却塔 A, B	屋外	—	—	—	—	—	—	—	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
第2回以降	再処理施設	安全冷却水A 冷却塔	屋外	☆	—	—	※2	—	—	☆	☆	☆	○	—	—	—	☆	○	—	—	—	—	—	—	☆	—	—
第2回以降	再処理施設	冷却塔 A, B	屋外	—	—	—	—	—	—	—	—	○	—	—	—	—	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—

今回設工認における主な説明事項（機器・配管系）

（青枠は第1回申請における説明範囲を示す。）

【注記】

- ※1： 本表の説明に対する説明は類型化を活用した上で行うため、補足説明資料(耐震機電07 機器・配管系に対する分類の考え方)においてその考え方を示す。
- ※2： 評価内容及び変更点については設備ごとに解析モデルの変更、評価手法の変更、計算諸元の精緻化等、変更内容が多様であることから、代表として説明する内容については添付-6-3-1～添付-6-3-3にて示す。
- ※3： 本表における設備名称については、設工認申請にて示している、第6条要求の設備を対象として記載しており、第6条要求以外の設備（併称含む）については後次回申請以降で示す。
- ※4： タクト等については支持方法が配管と同様であるため、評価手法としては配管と同じ標準支持間隔法を適用した評価を行っている。そのため、本表においては、配管とタクトに対する標準支持間隔を統合し、共通的な設備名称として配管系標準支持間隔と示している。
- ※5： 本表における説明事項の詳細は添付-6-1にて示す。
- ※6： 説明範囲については第1回申請範囲までを示しており、後次回以降の範囲は随時説明する。

【凡例】

- ★：ヒアリングにおいて説明すべき項目（再処理事業所全体に共通する事項） ※ヒアリングで説明を行う申請回数。
- ☆：ヒアリングにおいて説明すべき項目（再処理事業所全体に共通する事項） ※先の申請回数において説明済のため、資料提出のみを予定。
- ：ヒアリングにおいて説明すべき項目（各機器・配管系それぞれについて個別に説明すべき事項） ※ヒアリングで説明を行う代表説明設備。
- ：ヒアリングにおいて説明すべき項目（各機器・配管系それぞれについて個別に説明すべき事項） ※代表説明設備で全体の考え方を示しているため、資料提出のみを予定。
- ：該当なし

【機器】

申請 回数	施設 区分	主な説明事項 ^{※1}		(1)事業許可との整合性に関する説明事項			(2)既設工認 からの変更点 に係る説明事項	(3)新規基準 における追加要求 事項に係る説明事項	(4)その他先行発電プラントの審査実績を踏まえた説明事項等																			
				一関東 の鉛直地震動	重大事故評価における 評価実施内容	可搬型SA	設備の評価内容 及び変更点	水平2方向に対する 影響評価	鉛直方向の動的 地震力考慮 による設備の 浮き上がり等の 影響	動的地震力の SRSS組合せ	下位クラス施 設の波及的影響	Sd評価結果 の記載方法	耐震設備の 固有周期算出	配管支持構造 物の耐震性確 認方法	配管設計にお ける考慮事項	配管系の評価 手法	材料物性の ばらつき	動的機能維持 評価手法の適 用	最新知見として 得られた減衰 定数の適用	隣接建屋 影響確認	動的機能維持 に対する評価 内容	電気盤機能維 持に適用する 水平方向地震 力	等価繰返し回 数	屋内設備の アンカー定着部	機電設備の耐 震計算書作成	定型式への 最新知見の反 映	液化化に対す る影響確認	
		設備名称 ^{※3,4}	補足説明資料	耐震機電12	後次回	後次回	耐震機電13	耐震機電10	耐震機電01	耐震機電02	耐震機電03	耐震機電09	耐震機電○	耐震機電06	耐震機電15	耐震機電16	耐震機電11	耐震機電14	後次回	後次回	後次回	後次回	後次回	後次回	後次回	後次回	後次回	後次回
第2回以降	再処理施設	ア [*] -ル水冷却系熱交換器A,B,C	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋																									
第2回以降	再処理施設	中間 [*] ヌ [*] A,B	前処理建屋																									
第2回以降	再処理施設	リ [*] ケル槽A,B	前処理建屋																									
第2回以降	再処理施設	計量・調整槽	前処理建屋																									
第2回以降	再処理施設	極低 [*] ル [*] 廃 [*] ス洗浄塔	前処理建屋																									
第2回以降	再処理施設	廃 [*] ス洗浄塔	前処理建屋																									
第2回以降	再処理施設	凝縮器A,B	前処理建屋																									
第2回以降	再処理施設	NOx吸収塔A,B	前処理建屋																									
第2回以降	再処理施設	溶解液供給槽	分離建屋																									
第2回以降	再処理施設	補助抽出廃液受槽	分離建屋																									
第2回以降	再処理施設	抽出廃液受槽	分離建屋																									
第2回以降	再処理施設	溶解液供給槽 [*] ア [*] ウ [*] A,B 溶解液供給槽 [*] ア [*] ウ [*] A,B	分離建屋																									
第2回以降	再処理施設	抽出塔 [*] ル [*] ケ [*] 廃 [*] ス [*] ウ [*] ウ [*] 槽 第1洗浄塔 [*] ル [*] ケ [*] 廃 [*] ス [*] ウ [*] ウ [*] 槽 第2洗浄塔 [*] ル [*] ケ [*] 廃 [*] ス [*] ウ [*] ウ [*] 槽 TBP洗浄塔 [*] ル [*] ケ [*] 廃 [*] ス [*] ウ [*] ウ [*] 槽	分離建屋																									
第2回以降	再処理施設	ア [*] ル [*] ケ [*] ル分配塔 [*] ル [*] ケ [*] 廃 [*] ス [*] ウ [*] ウ [*] 槽 ケ [*] ル洗浄塔 [*] ル [*] ケ [*] 廃 [*] ス [*] ウ [*] ウ [*] 槽	分離建屋																									
第2回以降	再処理施設	第3一時貯留処理槽	分離建屋																									
第2回以降	再処理施設	第4一時貯留処理槽	分離建屋																									
第2回以降	再処理施設	第9一時貯留処理槽	分離建屋																									
第2回以降	再処理施設	第10一時貯留処理槽	分離建屋																									
第2回以降	再処理施設	第6一時貯留処理槽	分離建屋																									
第2回以降	再処理施設	極低 [*] ル [*] 廃 [*] ス洗浄塔	分離建屋																									
第2回以降	再処理施設	廃 [*] ス洗浄塔	分離建屋																									
第2回以降	再処理施設	高 [*] ル [*] 濃縮廃液分配器A	分離建屋																									
第2回以降	再処理施設	高 [*] ル [*] 濃縮廃液分配器B	分離建屋																									
第2回以降	再処理施設	高 [*] ル [*] 廃液濃縮缶凝縮器 [*] ミス [*]	分離建屋																									
第2回以降	再処理施設	第2 [*] ミス [*] 凝縮器 [*] ミス [*]	分離建屋																									
第2回以降	再処理施設	高 [*] ル [*] 廃液供給槽A供給液脈動整定 [*] ウ [*] A,B	分離建屋																									
第2回以降	再処理施設	供給 [*] ウ [*] A	分離建屋																									
第2回以降	再処理施設	高 [*] ル [*] 廃液供給槽A,B [*] ミス [*]	分離建屋																									
第2回以降	再処理施設	高 [*] ル [*] 廃液供給槽B供給液脈動整定 [*] ウ [*] A,B	分離建屋																									
第2回以降	再処理施設	供給 [*] ウ [*] B	分離建屋																									
第2回以降	再処理施設	高 [*] ル [*] 廃液濃縮缶A濃縮廃液抽出 [*] ウ [*] A,B	分離建屋																									
第2回以降	再処理施設	攪拌蒸気 [*] ウ [*] A	分離建屋																									
第2回以降	再処理施設	高 [*] ル [*] 廃液濃縮缶B濃縮廃液抽出 [*] ウ [*] A,B	分離建屋																									
第2回以降	再処理施設	攪拌蒸気 [*] ウ [*] B	分離建屋																									

当該範囲については、後次回申請にて示す。

今回設工認における主な説明事項（機器・配管系）

（青枠は第1回申請における説明範囲を示す。）

【注記】

- ※1： 本表の説明に対する説明は類型化を活用した上で行うため、補足説明資料(耐震機電07 機器・配管系に対する分類の考え方)においてその考え方を示す。
- ※2： 評価内容及び変更点については設備ごとに解析モデルの変更、評価手法の変更、計算連元の精緻化等、変更内容が多様であることから、代表として説明する内容については添付-6-3-1～添付-6-3-3にて示す。
- ※3： 本表における設備名称については、設工認申請にて示している、第6条要求の設備を対象として記載しており、第6条要求以外の設備（併称含む）については後次回申請以降で示す。
- ※4： グラウト等については支持方法が配管と同様であるため、評価手法としては配管と同じ標準支持間隔法を採用した評価を行っている。そのため、本表においては、配管とグラウトに対する標準支持間隔を統合し、共通的な設備名称として配管系標準支持間隔と示している。
- ※5： 本表における説明事項の詳細は添付-6-1にて示す。
- ※6： 説明範囲については第1回申請範囲までを示しており、後次回以降の範囲は随時説明する。

【凡例】

- ★：ヒアリングにおいて説明すべき項目（再処理事業所全体に共通する事項） ※ヒアリングで説明を行う申請回数。
- ☆：ヒアリングにおいて説明すべき項目（再処理事業所全体に共通する事項） ※先の申請回数において説明済のため、資料提出のみを予定。
- ：ヒアリングにおいて説明すべき項目（各機器・配管系それぞれについて個別に説明すべき事項） ※ヒアリングで説明を行う代表説明設備。
- ：ヒアリングにおいて説明すべき項目（各機器・配管系それぞれについて個別に説明すべき事項） ※代表説明設備で全体の考え方を示しているため、資料提出のみを予定。
- ：該当なし

【機器】

申請 回数	施設 区分	主な説明事項 ^{※1}		(1)事業許可との整合性に関する説明事項			(2)設工認 からの変更点 に係る説明事項	(3)新規基準 における追加要求 事項に係る説明事項	(4)その他先行発電プラントの審査実績を踏まえた説明事項等																			
				一関東 の鉛直地震動	重大事故評価における 評価実施内容	可搬型SA	設備の評価内容 及び変更点	水平2方向に対する 影響評価	鉛直方向の動的 地震力考慮 による設備の 浮き上がり等の 影響	動的地震力の SRSS組合せ	下位クラス施設 の波及的影響	Sd評価結果 の記載方法	耐震設備の 固有周期算出	配管支持構造 物の耐震性確認 方法	配管設計にお ける考慮事項	配管系の評価 手法	材料物性の ばらつき	動的機能維持 評価手法の適 用	最新知見として 得られた減衰 定数の適用	隣接建屋 影響確認	動的機能維持 に対する評価 内容	電気盤機能維 持に適用する 水平方向地震 力	等価繰返し回 数	屋内設備の アンカー定着部	機電設備の耐 震計算書作成	定型式への 最新知見の反 映	液化化に対 する影響確認	
		設備名称 ^{※3,※4}	補足説明資料	耐震機電12	後次回	後次回	耐震機電13	耐震機電10	耐震機電01	耐震機電02	耐震機電03	耐震機電09	耐震機電○	耐震機電06	耐震機電15	耐震機電16	耐震機電11	耐震機電14	後次回	後次回	後次回	後次回	後次回	後次回	後次回	後次回	後次回	後次回
第2回以降	再処理施設	高レベル廃液供給槽 [※] 漏えい液シールド [※] 91A,B	分離建屋																									
第2回以降	再処理施設	NOx廃ガス洗浄塔	精製建屋																									
第2回以降	再処理施設	廃ガス洗浄塔	精製建屋																									
第2回以降	再処理施設	硝酸 [※] 貯蔵槽 一時貯槽	ウラン・プルトニウム混合脱硝 建屋																									
第2回以降	再処理施設	混合槽A,B	ウラン・プルトニウム混合脱硝 建屋																									
第2回以降	再処理施設	よう素フィルタA,B	ウラン・プルトニウム混合脱硝 建屋																									
第2回以降	再処理施設	よう素フィルタ第1,第2加熱器	ウラン・プルトニウム混合脱硝 建屋																									
第2回以降	再処理施設	廃ガス洗浄塔	高レベル廃液ガラス固化建屋																									
第2回以降	再処理施設	廃ガス洗浄塔	高レベル廃液ガラス固化建屋																									
第2回以降	再処理施設	第1,第2高レベル濃縮廃液分配器	高レベル廃液ガラス固化建屋																									
第2回以降	再処理施設	第1,第2高レベル濃縮廃液貯槽	高レベル廃液ガラス固化建屋																									
第2回以降	再処理施設	第1,第2高レベル濃縮廃液一時貯槽	高レベル廃液ガラス固化建屋																									
第2回以降	再処理施設	高レベル濃縮廃液貯槽第1 [※] 漏えい液受皿第1 [※] 91	高レベル廃液ガラス固化建屋																									
第2回以降	再処理施設	第1,第2不溶解残渣廃液一時貯槽	高レベル廃液ガラス固化建屋																									
第2回以降	再処理施設	第1,第2不溶解残渣廃液貯槽	高レベル廃液ガラス固化建屋																									
第2回以降	再処理施設	不溶解残渣廃液一時貯槽 [※] 漏えい液受皿1 [※] 91	高レベル廃液ガラス固化建屋																									
第2回以降	再処理施設	高レベル廃液共用貯槽	高レベル廃液ガラス固化建屋																									
第2回以降	再処理施設	ミストフィルタA,B	高レベル廃液ガラス固化建屋																									
第2回以降	再処理施設	洗浄塔	高レベル廃液ガラス固化建屋																									
第2回以降	再処理施設	高レベル廃液混合槽A	高レベル廃液ガラス固化建屋																									
第2回以降	再処理施設	高レベル廃液混合槽B	高レベル廃液ガラス固化建屋																									
第2回以降	再処理施設	7リットル濃縮廃液中和槽	高レベル廃液ガラス固化建屋																									
第2回以降	再処理施設	供給液槽A	高レベル廃液ガラス固化建屋																									
第2回以降	再処理施設	供給槽A,B	高レベル廃液ガラス固化建屋																									
第2回以降	再処理施設	供給液槽B	高レベル廃液ガラス固化建屋																									
第2回以降	再処理施設	ミストフィルタA,B	高レベル廃液ガラス固化建屋																									
第2回以降	再処理施設	よう素フィルタA,B	高レベル廃液ガラス固化建屋																									
第2回以降	再処理施設	廃ガス洗浄器A,B	高レベル廃液ガラス固化建屋																									
第2回以降	再処理施設	第1,第2吸収塔	高レベル廃液ガラス固化建屋																									
第2回以降	再処理施設	活性炭吸着塔A,B	高レベル廃液ガラス固化建屋																									
第2回以降	再処理施設	溶媒供給槽	分離建屋																									

当該範囲については、後次回申請にて示す。

今回設工認における主な説明事項（機器・配管系）

（青枠は第1回申請における説明範囲を示す。）

- 【注記】
- ※1： 本表の説明に対する説明は類型化を活用した上で行うため、補足説明資料(耐震機電07 機器・配管系に対する分類の考え方)においてその考え方を示す。
 - ※2： 評価内容及び変更点については設備ごとに解析モデルの変更、評価手法の変更、計算諸元の精緻化等、変更内容が多様であることから、代表として説明する内容については添付-6-3-1～添付-6-3-3にて示す。
 - ※3： 本表における設備名称については、設工認申請にて示している、第6条要求の設備を対象として記載しており、第6条要求以外の設備（併録含む）については後次回申請以降で示す。
 - ※4： グラト等については支持方法が配管と同様であるため、評価手法としては配管と同じ標準支持間隔法を適用した評価を行っている。そのため、本表においては、配管とグラトに対する標準支持間隔を統合し、共通的な設備名称として配管標準支持間隔と示している。
 - ※5： 本表における説明事項の詳細は添付-6-1にて示す。
 - ※6： 説明範囲については第1回申請範囲までを示しており、後次回以降の範囲は随時説明する。

【凡例】

- ★：ヒアリングにおいて説明すべき項目（再処理事業所全体に共通する事項） ※ヒアリングで説明を行う申請回数。
- ☆：ヒアリングにおいて説明すべき項目（再処理事業所全体に共通する事項） ※先の申請回数において説明済のため、資料提出のみを予定。
- ：ヒアリングにおいて説明すべき項目（各機器・配管系それぞれについて個別に説明すべき事項） ※ヒアリングで説明を行う代表説明設備。
- ：ヒアリングにおいて説明すべき項目（各機器・配管系それぞれについて個別に説明すべき事項） ※代表説明設備で全体の考え方を示しているため、資料提出のみを予定。
- ：該当なし

【機器】

申請 回数	施設 区分	主な説明事項 ^{※1}		(1)事業許可との整合性に関する説明事項			(2)既設工認 からの変更点 に係る説明事項	(3)新規制基準 における追加要求事 項に係る説明事項	(4)その他先行発電プラントの審査実績を踏まえた説明事項等																		
				一関東 の鉛直地震動	重大事故評価における 評価実施内容	可搬型SA	設備の評価内容 及び変更点	水平2方向に対する 影響評価	鉛直方向の動 的地震力考慮 による設備の 浮き上がり等の 影響	動的地震力の SRSS組合せ	下位クラス施 設の波及的影響	Sd評価結果 の記載方法	耐震設備の 固有周期算出	配管支持構造 物の耐震性確 認方法	配管設計にお ける考慮事項	配管系の評価 手法	材料物性の ばらつき	動的機能維持 評価手法の適 用	最新知見として 得られた減衰 定数の適用	隣接建屋 影響確認	動的機能維持 に対する評価 内容	電気盤機能維 持に適用する 水平方向地震 力	等価繰返し回 数	屋内設備の アンカー定着部	機電設備の耐 震計算書作成	定型式への 最新知見の反 映	液化化に対 する影響確認
		設備名称 ^{※3,※4}	補足説明資料	耐震機電12	後次回	後次回	耐震機電13	耐震機電10	耐震機電01	耐震機電02	耐震機電03	耐震機電09	耐震機電○	耐震機電06	耐震機電15	耐震機電16	耐震機電11	耐震機電14	後次回	後次回	後次回	後次回	後次回	後次回	後次回	後次回	後次回
第2回以降	再処理施設	空気だめ	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋																								
第2回以降	再処理施設	安全冷却水系膨張槽A	屋外																								
第2回以降	再処理施設	安全冷却水系膨張槽B	屋外																								
第2回以降	再処理施設	超音波洗浄廃液受槽	前処理建屋																								
第2回以降	再処理施設	ソフターA,B	前処理建屋																								
第2回以降	再処理施設	中継槽A,B	前処理建屋																								
第2回以降	再処理施設	不溶解残渣回収槽A,B	前処理建屋																								
第2回以降	再処理施設	計量前中間貯槽A,B	前処理建屋																								
第2回以降	再処理施設	計量後中間貯槽	前処理建屋																								
第2回以降	再処理施設	計量補助槽	前処理建屋																								
第2回以降	再処理施設	漏えい液希釈水供給槽	前処理建屋																								
第2回以降	再処理施設	安全空気脱湿装置A,B(7"ワイルドA,B)	前処理建屋																								
第2回以降	再処理施設	安全空気脱湿装置A,B(7"ワイルドA,B)	前処理建屋																								
第2回以降	再処理施設	安全空気脱湿装置A,B(脱湿塔1A,2A,1B,2B)	前処理建屋																								
第2回以降	再処理施設	安全空気圧縮装置A,B,C(後置冷却器トワイルドA,B,C)	前処理建屋																								
第2回以降	再処理施設	水素掃気用空気貯槽	前処理建屋																								
第2回以降	再処理施設	溶解液中間貯槽	分離建屋																								
第2回以降	再処理施設	抽出廃液中間貯槽	分離建屋																								
第2回以降	再処理施設	抽出廃液供給槽A	分離建屋																								
第2回以降	再処理施設	抽出廃液供給槽B	分離建屋																								
第2回以降	再処理施設	高いA/B廃液供給槽A	分離建屋																								
第2回以降	再処理施設	高いA/B廃液供給槽B	分離建屋																								
第2回以降	再処理施設	フラッシュタンクA,B	分離建屋																								
第2回以降	再処理施設	第7一時貯留処理槽	精製建屋																								
第2回以降	再処理施設	第5一時貯留処理槽	精製建屋																								
第2回以降	再処理施設	安全冷却水A,B,C検知計	精製建屋																								
第2回以降	再処理施設	安全冷却水A,B膨張槽	ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋																								
第2回以降	再処理施設	安全冷却水A,B検知計	ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋																								
第2回以降	再処理施設	空気だめA 空気だめB	非常用電源建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	起動用空気槽A	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	起動用空気槽B	燃料加工建屋																								

当該範囲については、後次回申請にて示す。

今回設工認における主な説明事項（機器・配管系）

（青枠は第1回申請における説明範囲を示す。）

【注記】

- ※1：本表の設備に対する説明は類型化を活用した上で行うため、補足説明資料(耐震機電07 機器・配管系)に対する分類の考え方においてその考え方を示す。
- ※2：評価内容及び変更点については設備ごとに解析モデルの変更、評価手法の変更、計算諸元の精緻化等、変更内容が多様であることから、代表として説明する内容については添付-6-3-1～添付-6-3-3にて示す。
- ※3：本表における設備名称については、設工認申請にて示している、第6条要求の設備を対象として記載しており、第6条要求以外の設備（併称含む）については後次回申請以降で示す。
- ※4：ダクト等については支持方法が配管と同様であるため、評価手法としては配管と同じ標準支持間隔法を適用した評価を行っている。そのため、本表においては、配管とダクトに対する標準支持間隔を統合し、共通的な設備名称として配管系標準支持間隔と示している。
- ※5：本表における説明事項の詳細は添付-6-1にて示す。
- ※6：説明範囲については第1回申請範囲までを示しており、後次回以降の範囲は随時説明する。

【凡例】

- ★：ヒアリングにおいて説明すべき項目（再処理事業所全体に共通する事項） ※ヒアリングで説明を行う申請回数。
- ☆：ヒアリングにおいて説明すべき項目（再処理事業所全体に共通する事項） ※先の申請回数において説明済のため、資料提出のみを予定。
- ：ヒアリングにおいて説明すべき項目（各機器・配管系それぞれについて個別に説明すべき事項） ※ヒアリングで説明を行う代表説明設備。
- ：ヒアリングにおいて説明すべき項目（各機器・配管系それぞれについて個別に説明すべき事項） ※代表説明設備で全体の考え方を示しているため、資料提出のみを予定。
- ：該当なし

【機器】

申請 回数	施設 区分	主な説明事項 ^{※1}		(1)事業許可との整合性に関する説明事項			(2)既設工認 からの変更点 に係る説明事項	(3)新規基準 における追加要求事 項に係る説明事項	(4)その他先行発電プラントの審査実績を踏まえた説明事項等																		
				一関東 の鉛直地震動	重大事故評価における 評価実施内容	可搬型SA	設備の評価内容 及び変更点	水平2方向に対する 影響評価	鉛直方向の動 的地震力考慮 による設備の 浮き上がり等の 影響	動的地震力の SRSS組合せ	下位クラス施 設の波及的影響	Sd評価結果 の記載方法	耐震設備の 固有周期算出	配管支持構造 物の耐震性確 認方法	配管設計にお ける考慮事項	配管系の評価 手法	材料物性 のばらつき	動的機能維持 評価手法の適 用	最新知見として 得られた減衰 定数の適用	隣接建屋 影響確認	動的機能維持 に対する評価 内容	電気盤機能維 持に適用する 水平方向地震 力	等価繰返し回 数	屋内設備の アンカー定着部	機電設備の耐 震計算書作成	定型式への 最新知見の反 映	液化化に対 する影響確認
		設備名称 ^{※3,※4}	補足説明資料	耐震機電12	後次回	後次回	耐震機電13	耐震機電10	耐震機電01	耐震機電02	耐震機電03	耐震機電09	耐震機電○	耐震機電06	耐震機電15	耐震機電16	耐震機電11	耐震機電14	後次回	後次回	後次回	後次回	後次回	後次回	後次回	後次回	後次回
第2回以降	再処理施設	ア-ル水冷却系 [※] A,B,C	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋																								
第2回以降	再処理施設	補給水設備 [※] A,B	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋																								
第2回以降	再処理施設	安全冷却水系冷却水循環 [※] A,B,C	使用済燃料受入れ・貯蔵施設用 安全冷却水系冷却塔B																								
第2回以降	再処理施設	燃料移送 [※] A,B	使用済燃料受入れ・貯蔵施設用 安全冷却水系冷却塔B																								
第2回以降	再処理施設	排風機A,B	前処理建屋																								
第2回以降	再処理施設	排風機A,B	前処理建屋																								
第2回以降	再処理施設	溶解槽 [※] A排風機A 溶解槽 [※] B排風機B 溶解槽 [※] A排風機A 溶解槽 [※] B排風機B	前処理建屋																								
第2回以降	再処理施設	排風機A,B,C	前処理建屋																								
第2回以降	再処理施設	安全冷却水A循環 [※] A,B	前処理建屋																								
第2回以降	再処理施設	安全冷却水B循環 [※] A,B	前処理建屋																								
第2回以降	再処理施設	安全冷却水1A [※] A,B	前処理建屋																								
第2回以降	再処理施設	安全冷却水1B [※] A,B	前処理建屋																								
第2回以降	再処理施設	安全冷却水2 [※] A,B	前処理建屋																								
第2回以降	再処理施設	安全蒸気 [※] A,B(送風機)	前処理建屋																								
第2回以降	再処理施設	安全蒸気 [※] A,B(給水 [※])	前処理建屋																								
第2回以降	再処理施設	安全空気圧縮装置A,B,C(空気圧縮機A,B,C)	前処理建屋																								
第2回以降	再処理施設	排風機A,B	分離建屋																								
第2回以降	再処理施設	ク-フ [※] A,B・排風機A,B,C	分離建屋																								
第2回以降	再処理施設	排風機A,B	分離建屋																								
第2回以降	再処理施設	冷却水循環 [※] A,B,C,D	分離建屋																								
第2回以降	再処理施設	安全冷却水1A [※] A,B	分離建屋																								
第2回以降	再処理施設	安全冷却水1B [※] A,B	分離建屋																								
第2回以降	再処理施設	安全冷却水2 [※] A,B	分離建屋																								
第2回以降	再処理施設	ク-フ [※] A,B・排風機A,B	精製建屋																								
第2回以降	再処理施設	排風機A,B	精製建屋																								
第2回以降	再処理施設	排風機A,B	精製建屋																								
第2回以降	再処理施設	安全冷却水A [※] A,B	精製建屋																								
第2回以降	再処理施設	安全冷却水B [※] A,B	精製建屋																								
第2回以降	再処理施設	安全冷却水C [※] A,B	精製建屋																								
第2回以降	再処理施設	中央制御室送風機A,B	制御建屋																								
第2回以降	再処理施設	中央制御室排風機A,B	制御建屋																								
第2回以降	再処理施設	第1排風機A,B	ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋																								
第2回以降	再処理施設	第2排風機A,B,C	ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋																								
第2回以降	再処理施設	ク-フ [※] A,B・排風機A,B,C	ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋																								
第2回以降	再処理施設	換気設備用冷凍機A,B	ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋																								
第2回以降	再処理施設	冷水移送 [※] A,B,C,D	ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋																								
第2回以降	再処理施設	貯蔵室排風機A,B	ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋																								
第2回以降	再処理施設	貯蔵室排風機C,D	ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋																								
第2回以降	再処理施設	冷却水循環 [※] A,B	非常用電源建屋																								

当該範囲については、後次回申請にて示す。

今回設工認における主な説明事項（機器・配管系）

（青枠は第1回申請における説明範囲を示す。）

【注記】

- ※1： 本表の説明に対する説明は類型化を活用した上で、補足説明資料(耐震機電07 機器・配管系に対する分類の考え方)においてその考え方を示す。
- ※2： 評価内容及び変更点については設備ごとに解析モデルの変更、評価手法の変更、計算諸元の精緻化等、変更内容が多様であることから、代表として説明する内容については添付-6-3-1~添付-6-3-3にて示す。
- ※3： 本表における設備名称については、設工認申請にて示している、第6条要求の設備を対象として記載しており、第6条要求以外の設備(併称含む)については後次回申請以降で示す。
- ※4： ダクト等については支持方法が配管と同様であるため、評価手法としては配管と同じ標準支持間隔法を適用した評価を行っている。そのため、本表においては、配管とダクトに対する標準支持間隔を統合し、共通的な設備名称として配管系標準支持間隔と示している。
- ※5： 本表における説明事項の詳細は添付-6-1にて示す。
- ※6： 説明範囲については第1回申請範囲までを示しており、後次回以降の範囲は随時説明する。

【凡例】

- ★：ヒアリングにおいて説明すべき項目（再処理事業所全体に共通する事項） ※ヒアリングで説明を行う申請回数。
- ☆：ヒアリングにおいて説明すべき項目（再処理事業所全体に共通する事項） ※先の申請回数において説明済のため、資料提出のみを予定。
- ：ヒアリングにおいて説明すべき項目（各機器・配管系それぞれについて個別に説明すべき事項） ※ヒアリングで説明を行う代表説明設備。
- ：ヒアリングにおいて説明すべき項目（各機器・配管系それぞれについて個別に説明すべき事項） ※代表説明設備で全体の考え方を示しているため、資料提出のみを予定。
- ：該当なし

【機器】

申請 回数	施設 区分	主な説明事項 ^{※1}		(1)事業許可との整合性に関する説明事項			(2)既設工認 からの変更点 に係る説明事項	(3)新規制基準 における追加要求 事項に係る説明事項	(4)その他先行発電プラントの審査実績を踏まえた説明事項等																		
				一関東 の鉛直地震動	重大事故評価における 評価実施内容	可搬型SA	設備の評価内容 及び変更点	水平2方向に対する 影響評価	鉛直方向の動 的地震力考慮 による設備の 浮き上がり等の 影響	動的地震力の SRSS組合せ	下位クラス施 設の波及的影 響	Sd評価結果 の記載方法	耐震設備の 固有周期算出	配管支持構造 物の耐震性確 認方法	配管設計にお ける考慮事項	配管系の評価 手法	材料物性 のばらつき	動的機能維持 評価手法の適 用	最新知見として 得られた減衰 定数の適用	隣接建屋 影響確認	動的機能維持 に対する評価 内容	電気盤機能維 持に適用する 水平方向地震 力	等価繰返し回 数	屋内設備の アンカー定着部	機電設備の耐 震計算書作成	定型式への 最新知見の反 映	液状化に対 する影響確認
		設備名称 ^{※3,※4}	補足説明資料	耐震機電12	後次回	後次回	耐震機電13	耐震機電10	耐震機電01	耐震機電02	耐震機電03	耐震機電09	耐震機電〇	耐震機電06	耐震機電15	耐震機電16	耐震機電11	耐震機電14	後次回	後次回	後次回	後次回	後次回	後次回	後次回	後次回	後次回
第2回以降	再処理施設	燃料油移送機 ^{※3} A,B	非常用電源建屋																								
第2回以降	再処理施設	排風機A,B	高レベル廃液ガラス固化建屋																								
第2回以降	再処理施設	排風機A,B	高レベル廃液ガラス固化建屋																								
第2回以降	再処理施設	固化機換気系排風機A,B	高レベル廃液ガラス固化建屋																								
第2回以降	再処理施設	排風機A 排風機B	高レベル廃液ガラス固化建屋																								
第2回以降	再処理施設	第1排風機A,B	高レベル廃液ガラス固化建屋																								
第2回以降	再処理施設	第2排風機A,B	高レベル廃液ガラス固化建屋																								
第2回以降	再処理施設	安全冷水A系 ^{※3} A 安全冷水A系 ^{※3} B	高レベル廃液ガラス固化建屋																								
第2回以降	再処理施設	安全冷水B系 ^{※3} A 安全冷水B系 ^{※3} B	高レベル廃液ガラス固化建屋																								
第2回以降	再処理施設	第1高圧 ^{※3} 濃縮廃液貯槽冷却水A系 ^{※3} A 第1高圧 ^{※3} 濃縮廃液貯槽冷却水A系 ^{※3} B	高レベル廃液ガラス固化建屋																								
第2回以降	再処理施設	第1高圧 ^{※3} 濃縮廃液貯槽冷却水B系 ^{※3} A 第1高圧 ^{※3} 濃縮廃液貯槽冷却水B系 ^{※3} B	高レベル廃液ガラス固化建屋																								
第2回以降	再処理施設	第2高圧 ^{※3} 濃縮廃液貯槽冷却水A系 ^{※3} A 第2高圧 ^{※3} 濃縮廃液貯槽冷却水A系 ^{※3} B	高レベル廃液ガラス固化建屋																								
第2回以降	再処理施設	第2高圧 ^{※3} 濃縮廃液貯槽冷却水B系 ^{※3} A 第2高圧 ^{※3} 濃縮廃液貯槽冷却水B系 ^{※3} B	高レベル廃液ガラス固化建屋																								
第2回以降	再処理施設	安全冷却水A系 ^{※3} A 安全冷却水A系 ^{※3} B	高レベル廃液ガラス固化建屋																								
第2回以降	再処理施設	安全冷却水B系 ^{※3} A 安全冷却水B系 ^{※3} B	高レベル廃液ガラス固化建屋																								
第2回以降	再処理施設	高圧 ^{※3} 廃液共用貯槽冷却水A系 ^{※3} A 高圧 ^{※3} 廃液共用貯槽冷却水A系 ^{※3} B	高レベル廃液ガラス固化建屋																								
第2回以降	再処理施設	高圧 ^{※3} 廃液共用貯槽冷却水B系 ^{※3} A 高圧 ^{※3} 廃液共用貯槽冷却水B系 ^{※3} B	高レベル廃液ガラス固化建屋																								
第2回以降	再処理施設	安全冷水A冷凍機 スクリュー圧縮機 安全冷水A冷凍機 スクリュー圧縮機	高レベル廃液ガラス固化建屋																								
第2回以降	再処理施設	安全冷却水1A系 ^{※3} A 安全冷却水1A系 ^{※3} B	高レベル廃液ガラス固化建屋																								
第2回以降	再処理施設	安全冷却水1B系 ^{※3} A 安全冷却水1B系 ^{※3} B	高レベル廃液ガラス固化建屋																								
第2回以降	再処理施設	建屋排風機A,B	前処理建屋																								
第2回以降	再処理施設	建屋排風機C	前処理建屋																								
第2回以降	再処理施設	建屋排風機A,B	分離建屋																								
第2回以降	再処理施設	建屋排風機A,B	精製建屋																								
第2回以降	再処理施設	建屋排風機A,B	ウラン・プルトニウム混合脱硝 建屋																								
第2回以降	再処理施設	建屋排風機A,B	高レベル廃液ガラス固化建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	グローボックス排風機	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	窒素循環ファン	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	非常用ガスタービン発電機A	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	非常用ガスタービン発電機B	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	燃料油移送ポンプA	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	燃料油移送ポンプB	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	給気ファンA	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	給気ファンB	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	排気ファンA	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	排気ファンB	燃料加工建屋																								

当該範囲については、後次回申請にて示す。

今回設工認における主な説明事項（機器・配管系）

（青枠は第1回申請における説明範囲を示す。）

【注記】

- ※1： 本表の説明に対する説明は類型化を活用した上で行ったため、補足説明資料(耐震機電07 機器・配管系に対する分類の考え方)においてその考え方を示す。
- ※2： 評価内容及び変更点については設備ごとに解析モデルの変更、評価手法の変更、計算連元の精緻化等、変更内容が多様であることから、代表として説明する内容については添付-6-3-1～添付-6-3-3にて示す。
- ※3： 本表における設備名称については、設工認申請にて示している、第6条要求の設備を対象として記載しており、第6条要求以外の設備（併類含む）については後次回申請以降で示す。
- ※4： グラウト等については支持方法が配管と同様であるため、評価手法としては配管と同じ標準支持間隔法を適用した評価を行っている。そのため、本表においては、配管とグラウトに対する標準支持間隔を統合し、共通的な設備名称として配管系標準支持間隔と示している。
- ※5： 本表における説明事項の詳細は添付-6-1にて示す。
- ※6： 説明範囲については第1回申請範囲までを示しており、後次回以降の範囲は随時説明する。

【凡例】

- ★： ヒアリングにおいて説明すべき項目（再処理事業所全体に共通する事項） ※ヒアリングで説明を行う申請回数。
- ☆： ヒアリングにおいて説明すべき項目（再処理事業所全体に共通する事項） ※先の申請回数において説明済のため、資料提出のみを予定。
- ： ヒアリングにおいて説明すべき項目（各機器・配管系それぞれについて個別に説明すべき事項） ※ヒアリングで説明を行う代表説明設備。
- ： ヒアリングにおいて説明すべき項目（各機器・配管系それぞれについて個別に説明すべき事項） ※代表説明設備で全体の考え方を示しているため、資料提出のみを予定。
- ： 該当なし

【機器】

申請 回数	施設 区分	主な説明事項 ^{※1}		(1)事業許可との整合性に関する説明事項			(2)設工認 からの変更点 に係る説明事項	(3)新規制基準 における追加要求事 項に係る説明事項	(4)その他先行発電プラントの審査実績を踏まえた説明事項等																		
				一関東 の鉛直地震動	重大事故評価における 評価実施内容	可搬型SA	設備の評価内容 及び変更点	水平2方向に対する 影響評価	鉛直方向の動 的地震力考慮 による設備の 浮き上がり等の 影響	動的地震力の SRSS組合せ	下位クラス施 設の波及的影響	Sd評価結果 の記載方法	耐震設備の 固有周期算出	配管支持構造 物の耐震性確 認方法	配管設計にお ける考慮事項	配管系の評価 手法	材料物性 のばらつき	動的機能維持 評価手法の適 用	最新知見として 得られた減衰 定数の適用	隣接建屋 影響確認	動的機能維持 に対する評価 内容	電気盤機能維 持に適用する 水平方向地震 力	等価繰返し回 数	屋内設備の アンカー定着部	機電設備の耐 震計算書作成	定型式への 最新知見の反 映	液状化に対す る影響確認
		設備名称 ^{※3,※4}	補足説明資料	耐震機電12	後次回	後次回	耐震機電13	耐震機電10	耐震機電01	耐震機電02	耐震機電03	耐震機電09	耐震機電○	耐震機電06	耐震機電15	耐震機電16	耐震機電11	耐震機電14	後次回	後次回	後次回	後次回	後次回	後次回	後次回	後次回	後次回
第2回以降	再処理施設	重油クワA-1,2,B-1,2	第1非常用ディーゼル発電設備用重油タンク室																								
第2回以降	再処理施設	水バツァ槽	前処理建屋																								
第2回以降	再処理施設	フィルタ	前処理建屋																								
第2回以降	再処理施設	よう素フィルタ第1,第2加熱器	前処理建屋																								
第2回以降	再処理施設	廃ガス冷却器A,B,C	前処理建屋																								
第2回以降	再処理施設	安全冷却水A,B膨張槽	前処理建屋																								
第2回以降	再処理施設	安全冷却水1A,1B,2膨張槽	前処理建屋																								
第2回以降	再処理施設	水供給水槽	前処理建屋																								
第2回以降	再処理施設	安全蒸気水供給槽	前処理建屋																								
第2回以降	再処理施設	安全空気圧縮装置A,B,C(後置冷却器A,B,C)	前処理建屋																								
第2回以降	再処理施設	計測制御用空気貯槽	前処理建屋																								
第2回以降	再処理施設	第1一時貯留処理槽	分離建屋																								
第2回以降	再処理施設	第8一時貯留処理槽	分離建屋																								
第2回以降	再処理施設	第8一時貯留処理槽	分離建屋																								
第2回以降	再処理施設	よう素フィルタ後置フィルタ	分離建屋																								
第2回以降	再処理施設	よう素フィルタ第1,第2加熱器	分離建屋																								
第2回以降	再処理施設	高い濃度濃縮缶凝縮器A	分離建屋																								
第2回以降	再処理施設	第1濃縮器	分離建屋																								
第2回以降	再処理施設	第2濃縮器	分離建屋																								
第2回以降	再処理施設	高い濃度濃縮缶凝縮器B	分離建屋																								
第2回以降	再処理施設	排ガス槽	分離建屋																								
第2回以降	再処理施設	漏えい液希釈溶液供給槽	分離建屋																								
第2回以降	再処理施設	中間熱交換器A,B	分離建屋																								
第2回以降	再処理施設	安全冷却水1A,1B,2膨張槽	分離建屋																								
第2回以降	再処理施設	第1一時貯留処理槽供給槽	精製建屋																								
第2回以降	再処理施設	第2一時貯留処理槽供給槽	精製建屋																								
第2回以降	再処理施設	凝縮器	精製建屋																								
第2回以降	再処理施設	よう素フィルタ後置フィルタ	精製建屋																								
第2回以降	再処理施設	高性能粒子フィルタ第1,第2加熱器	精製建屋																								
第2回以降	再処理施設	よう素フィルタ第1,第2加熱器	精製建屋																								
第2回以降	再処理施設	廃ガス第1,第2電気加熱器	精製建屋																								
第2回以降	再処理施設	安全冷却水A,B,C膨張槽	精製建屋																								
第2回以降	再処理施設	換気設備用冷凍機A,B	制御建屋																								
第2回以降	再処理施設	換気設備用冷凍機A,B(凝縮器)	制御建屋																								
第2回以降	再処理施設	混合廃ガス凝縮器	ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋																								
第2回以降	再処理施設	安全冷却水A,B第1中間熱交換器	ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋																								
第2回以降	再処理施設	安全冷却水A,B第2中間熱交換器	ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋																								
第2回以降	再処理施設	第1,第2加熱器	高レベル廃液ガラス固化建屋																								
第2回以降	再処理施設	第1,第2加熱器	高レベル廃液ガラス固化建屋																								
第2回以降	再処理施設	純水中間貯槽	高レベル廃液ガラス固化建屋																								
第2回以降	再処理施設	安全冷水A,B冷凍機 油冷却器	高レベル廃液ガラス固化建屋																								

当該範囲については、後次回申請にて示す。

今回設工認における主な説明事項（機器・配管系）

（青枠は第1回申請における説明範囲を示す。）

【注記】

- ※1：本表の設備に対する説明は類型化を活用した上で、補足説明資料(耐震機電07 機器・配管系)に対する分類の考え方においてその考え方を示す。
- ※2：評価内容及び変更点については設備ごとに解析モデルの変更、評価手法の変更、計算諸元の精緻化等、変更内容が多様であることから、代表として説明する内容については添付-6-3-1～添付-6-3-3にて示す。
- ※3：本表における設備名称については、既設工認申請にて示している、第6条要求の設備を対象として記載しており、第6条要求以外の設備（併類含む）については後次回申請以降で示す。
- ※4：ダクト等については支持方法が配管と同様であるため、評価手法としては配管と同じ標準支持間隔法を適用した評価を行っている。そのため、本表においては、配管とダクトに対する標準支持間隔を統合し、共通的な設備名称として配管系標準支持間隔と示している。
- ※5：本表における説明事項の詳細は添付-6-1にて示す。
- ※6：説明範囲については第1回申請範囲までを示しており、後次回以降の範囲は随時説明する。

【凡例】

- ★：ヒアリングにおいて説明すべき項目（再処理事業所全体に共通する事項） ※ヒアリングで説明を行う申請回数。
- ☆：ヒアリングにおいて説明すべき項目（再処理事業所全体に共通する事項） ※先の申請回数において説明済のため、資料提出のみを予定。
- ：ヒアリングにおいて説明すべき項目（各機器・配管系それぞれについて個別に説明すべき事項） ※ヒアリングで説明を行う代表説明設備。
- ：ヒアリングにおいて説明すべき項目（各機器・配管系それぞれについて個別に説明すべき事項） ※代表説明設備で全体の考え方を示しているため、資料提出のみを予定。
- ：該当なし

【機器】

申請 回数	施設 区分	主な説明事項 ^{※1}		(1)事業許可との整合性に関する説明事項			(2)既設工認 からの変更点 に係る説明事項	(3)新規基準 における追加要求事 項に係る説明事項	(4)その他先行発電プラントの審査実績を踏まえた説明事項等																		
				一関東 の鉛直地震動	重大事故評価における 評価実施内容	可搬型SA	設備の評価内容 及び変更点	水平2方向に対する 影響評価	鉛直方向の動 的地震力考慮 による設備の 浮き上がり等の 影響	動的地震力の SRSS組合せ	下位クラス施 設の波及的影響	Sd評価結果 の記載方法	耐震設備の 固有周期算出	配管支持構造 物の耐震性確 認方法	配管設計にお ける考慮事項	配管系の評価 手法	材料物性 のばらつき	動的機能維持 評価手法の適 用	最新知見として 得られた減衰 定数の適用	隣接建屋 影響確認	動的機能維持 に対する評価 内容	電気盤機能維 持に適用する 水平方向地震 力	等価繰返し回 数	屋内設備の アンカー定着部	機電設備の耐 震計算書作成	定型式への 最新知見の反 映	液化化に対す る影響確認
				耐震機電12	後次回	後次回	耐震機電13	耐震機電10	耐震機電01	耐震機電02	耐震機電03	耐震機電09	耐震機電○	耐震機電06	耐震機電15	耐震機電16	耐震機電11	耐震機電14	後次回	後次回	後次回	後次回	後次回	後次回	後次回	後次回	後次回
第2回以降	再処理施設	安全冷水A,B冷凍機 油分離器	高レベル廃液ガラス固化建屋	当該範囲については、後次回申請にて示す。																							
第2回以降	再処理施設	安全冷水A,B冷却器	高レベル廃液ガラス固化建屋																								
第2回以降	再処理施設	凝縮液冷却器	精製建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	燃料油貯蔵タンク	燃料加工建屋																								

今回設工認における主な説明事項（機器・配管系）

（青枠は第1回申請における説明範囲を示す。）

【注記】

- ※1：本表の設備に対する説明は類型化を活用した上で行うため、補足説明資料(耐震機電07 機器・配管系に対する分類の考え方)においてその考え方を示す。
- ※2：評価内容及び変更点については設備ごとに解析モデルの変更、評価手法の変更、計算諸元の精緻化等、変更内容が多様であることから、代表として説明する内容については添付-6-3-1～添付-6-3-3にて示す。
- ※3：本表における設備名称については、設工認申請にて示している、第6条要求の設備を対象として記載しており、第6条要求以外の設備（併類含む）については後次回申請以降で示す。
- ※4：ダクト等については支持方法が配管と同様であるため、評価手法としては配管と同じ標準支持間隔法を適用した評価を行っている。そのため、本表においては、配管とダクトに対する標準支持間隔を統合し、共通的な設備名称として配管系標準支持間隔と示している。
- ※5：本表における説明事項の詳細は添付-6-1にて示す。
- ※6：説明範囲については第1回申請範囲までを示しており、後次回以降の範囲は随時説明する。

【凡例】

- ★：ヒアリングにおいて説明すべき項目（再処理事業所全体に共通する事項） ※ヒアリングで説明を行う申請回数。
- ☆：ヒアリングにおいて説明すべき項目（再処理事業所全体に共通する事項） ※先の申請回数において説明済のため、資料提出のみを予定。
- ：ヒアリングにおいて説明すべき項目（各機器・配管系それぞれについて個別に説明すべき事項） ※ヒアリングで説明を行う代表説明設備。
- ：ヒアリングにおいて説明すべき項目（各機器・配管系それぞれについて個別に説明すべき事項） ※代表説明設備で全体の考え方を示しているため、資料提出のみを予定。
- ：該当なし

【機器】

申請 回数	施設 区分	主な説明事項 ^{※1}		(1)事業許可との整合性に関する説明事項			(2)既設工認 からの変更点 に係る説明事項	(3)新規耐震 における追加要求 事項に係る説明事項	(4)その他先行発電プラントの審査実績を踏まえた説明事項等																		
				一関東 の鉛直地震動	重大事故評価における 評価実施内容	可搬型SA			設備の評価内容 及び変更点	鉛直方向の動的 地震力考慮 による設備の 浮き上がり等の 影響	鉛直方向の動的 地震力考慮 による設備の 浮き上がり等の 影響	動的地震力の SRSS組合せ	下位クラス施設 の波及的影響	Sd評価結果 の記載方法	耐震設備の 固有周期算出	配管支持構造 物の耐震性確認 方法	配管設計にお ける考慮事項	配管系の評価 手法	材料物性 のばらつき	動的機能維持 評価手法の適 用	最新知見として 得られた減衰 定数の適用	隣接建屋 影響確認	動的機能維持 に対する評価 内容	電気盤機能維 持に適用する 水平方向地震 力	等価繰返し回 数	屋内設備の アンカー定着部	機電設備の耐 震計算書作成
		設備名称 ^{※3,※4}	補足説明資料	耐震機電12	後次回	後次回			耐震機電13	耐震機電10	耐震機電01	耐震機電02	耐震機電03	耐震機電09	耐震機電○	耐震機電06	耐震機電15	耐震機電16	耐震機電11	耐震機電14	後次回	後次回	後次回	後次回	後次回	後次回	後次回
第2回以降	再処理施設	燃料タンク	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋																								
第2回以降	再処理施設	安全冷却水1A,1B,2放射線計測槽	前処理建屋																								
第2回以降	再処理施設	燃料油サービスタックA,B	非常用電源建屋																								
第2回以降	再処理施設	安全冷却水A,B検知機	高レベル廃液ガラス固化建屋																								
第2回以降	再処理施設	第1,第2高濃縮廃液貯槽冷却水A,B検知機	高レベル廃液ガラス固化建屋																								
第2回以降	再処理施設	安全冷却水A系,B系検知機	高レベル廃液ガラス固化建屋																								
第2回以降	再処理施設	高濃縮廃液共用貯槽冷却水A,B検知機	高レベル廃液ガラス固化建屋																								
第2回以降	再処理施設	安全冷却水1A,1B検知機	高レベル廃液ガラス固化建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	燃料油サービスタックA	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	燃料油サービスタックB	燃料加工建屋																								

当該範囲については、後次回申請にて示す。

今回設工認における主な説明事項（機器・配管系）

（青枠は第1回申請における説明範囲を示す。）

【注記】

- ※1：本表の設備に対する説明は類型化を活用した上で行うため、補足説明資料(耐震機電07 機器・配管系)に対する分類の考え方においてその考え方を示す。
- ※2：評価内容及び変更点については設備ごとに解析モデルの変更、評価手法の変更、計算連元の精緻化等、変更内容が多様であることから、代表として説明する内容については添付-6-3-1～添付-6-3-3にて示す。
- ※3：本表における設備名称については、設工認申請にて示している、第6条要求の設備を対象として記載しており、第6条要求以外の設備（併類含む）については後次回申請以降で示す。
- ※4：ダクト等については支持方法が配管と同様であるため、評価手法としては配管と同じ標準支持間隔法を適用した評価を行っている。そのため、本表においては、配管とダクトに対する標準支持間隔を統合し、共通的な設備名称として配管系標準支持間隔と示している。
- ※5：本表における説明事項の詳細は添付-6-1にて示す。
- ※6：説明範囲については第1回申請範囲までを示しており、後次回以降の範囲は随時説明する。

【凡例】

- ★：ヒアリングにおいて説明すべき項目（再処理事業所全体に共通する事項） ※ヒアリングで説明を行う申請回数。
- ☆：ヒアリングにおいて説明すべき項目（再処理事業所全体に共通する事項） ※先の申請回数において説明済のため、資料提出のみを予定。
- ：ヒアリングにおいて説明すべき項目（各機器・配管系それぞれについて個別に説明すべき事項） ※ヒアリングで説明を行う代表説明設備。
- ：ヒアリングにおいて説明すべき項目（各機器・配管系それぞれについて個別に説明すべき事項） ※代表説明設備で全体の考え方を示しているため、資料提出のみを予定。
- ：該当なし

【機器】

申請 回数	施設 区分	主な説明事項 ^{※1}		(1)事業許可との整合性に関する説明事項			(2)設工認 からの変更点 に係る説明事 項	(3)新規基準 における追加要 求事項に係る 説明事項	(4)その他先行発電プラントの審査実績を踏まえた説明事項等																			
				一関東 の鉛直地震動	重大事故評価における 評価実施内容	可搬型SA	設備の評価内容 及び変更点	水平2方向に対する 影響評価	鉛直方向の動 的地震力考慮 による設備の 浮き上がり等の 影響	動的地震力の SRSS組合せ	下位クラス施 設の波及的影 響	Sd評価結果 の記載方法	耐な設備の 固有周期算出	配管支持構造 物の耐震性確 認方法	配管設計にお ける考慮事項	配管系の評価 手法	材料物性 のばらつき	動的機能維持 評価手法の適 用	最新知見として 得られた減衰 定数の適用	隣接建屋 影響確認	動的機能維持 に対する評価 内容	電気盤機能維 持に適用する 水平方向地震 力	等価繰返し回 数	屋内設備の アンカー定着部	機電設備の耐 震計算書作成	定型式への 最新知見の反 映	液状化に対す る影響確認	
		設備名称 ^{※3,※4}	補足説明資料	耐震機電12	後次回	後次回	耐震機電13	耐震機電10	耐震機電01	耐震機電02	耐震機電03	耐震機電09	耐震機電○	耐震機電06	耐震機電15	耐震機電16	耐震機電11	耐震機電14	後次回	後次回	後次回	後次回	後次回	後次回	後次回	後次回	後次回	後次回
第2回以降	再処理施設	溶解槽A,B埋付サiveA分離 [※] 槽 溶解槽A,B埋付サiveB分離 [※] 槽 第1よう素追出し槽A,B埋付サiveA分離 [※] 槽 第1よう素追出し槽A,B埋付サiveB分離 [※] 槽 第2よう素追出し槽A,B埋付サiveA分離 [※] 槽 第2よう素追出し槽A,B埋付サiveB分離 [※] 槽	前処理建屋																									
第2回以降	再処理施設	中間 [※] 槽A,B埋付サive分離 [※] 槽	前処理建屋																									
第2回以降	再処理施設	溶解槽A,Bに漏えい検知 [※] 槽1	前処理建屋																									
第2回以降	再処理施設	漏えい液受皿中間 [※] 槽1A	前処理建屋																									
第2回以降	再処理施設	漏えい液受皿中間 [※] 槽2A	前処理建屋																									
第2回以降	再処理施設	漏えい液受皿中間 [※] 槽3A	前処理建屋																									
第2回以降	再処理施設	漏えい液受皿中間 [※] 槽B	前処理建屋																									
第2回以降	再処理施設	中継槽A,Bが"デ"オA"ライシ" 槽 [※]	前処理建屋																									
第2回以降	再処理施設	ル"セ" 槽 [※] A,B	前処理建屋																									
第2回以降	再処理施設	中継槽A,Bが"デ"オA,B	前処理建屋																									
第2回以降	再処理施設	廃ガス"シ" 槽 [※]	前処理建屋																									
第2回以降	再処理施設	ミスト"イ" A1,A2,B1,B2,C1,C2	前処理建屋																									
第2回以降	再処理施設	第1高性能粒子"イ" A,B,C	前処理建屋																									
第2回以降	再処理施設	第1よう素"イ" A1,A2,B1,B2,C1,C2	前処理建屋																									
第2回以降	再処理施設	第2よう素"イ" A1,A2,B1,B2,C1,C2	前処理建屋																									
第2回以降	再処理施設	第2高性能粒子"イ" A,B,C	前処理建屋																									
第2回以降	再処理施設	廃ガス加熱器A,B,C	前処理建屋																									
第2回以降	再処理施設	DOG"ン"ル"に漏えい検知 [※] 槽	前処理建屋																									
第2回以降	再処理施設	溶解液中間貯槽に漏えい液受皿3"フ"イ" 槽"ン" 槽 [※]	分離建屋																									
第2回以降	再処理施設	抽出塔に漏えい液受皿"フ"イ" 槽"ン" 槽 [※]	分離建屋																									
第2回以降	再処理施設	抽出塔予備に漏えい液受皿"フ"イ" 槽"ン" 槽 [※]	分離建屋																									
第2回以降	再処理施設	抽出廃液受槽に漏えい液受皿"フ"イ" 槽"ン" 槽 [※]	分離建屋																									
第2回以降	再処理施設	分離建屋一時貯留処理槽第1に漏えい液受皿"フ"イ" 槽"ン" 槽 [※]	分離建屋																									
第2回以降	再処理施設	分離建屋一時貯留処理槽第1に漏えい液受皿"フ"イ" 槽"ン" 槽 [※]	分離建屋																									
第2回以降	再処理施設	膨張 [※] 槽A	精製建屋																									
第2回以降	再処理施設	膨張 [※] 槽B,D,E	精製建屋																									
第2回以降	再処理施設	硝酸 [※] 槽"ニ"貯槽"イ" A分離 [※] 槽 硝酸 [※] 槽"ニ"貯槽"イ" B分離 [※] 槽 硝酸 [※] 槽"ニ"貯槽"イ" C分離 [※] 槽 硝酸 [※] 槽"ニ"貯槽"イ" E分離 [※] 槽 混合槽A"イ" A分離 [※] 槽 混合槽A"イ" B分離 [※] 槽 混合槽A"イ" C分離 [※] 槽 混合槽B"イ" A分離 [※] 槽 混合槽B"イ" B分離 [※] 槽 混合槽B"イ" C分離 [※] 槽 一時貯槽"イ" A分離 [※] 槽 一時貯槽"イ" B分離 [※] 槽	ウラン・プルトニウム混合脱硝 建屋																									
第2回以降	再処理施設	定量 [※] 槽A 定量 [※] 槽B 定量 [※] 槽C 定量 [※] 槽D	ウラン・プルトニウム混合脱硝 建屋																									
第2回以降	再処理施設	中間 [※] 槽A,B	ウラン・プルトニウム混合脱硝 建屋																									
第2回以降	再処理施設	廃ガス第1冷却器	ウラン・プルトニウム混合脱硝 建屋																									
第2回以降	再処理施設	第1廃ガス洗浄塔"ミ" 槽	ウラン・プルトニウム混合脱硝 建屋																									

当該範囲については、後次回申請にて示す。

今回設工認における主な説明事項（機器・配管系）

（青枠は第1回申請における説明範囲を示す。）

【注記】

- ※1： 本表の説明に対する説明は類型化を活用した上で行うため、補足説明資料(耐震機電07 機器・配管系に対する分類の考え方)においてその考え方を示す。
- ※2： 評価内容及び変更点については設備ごとに解析モデルの変更、評価手法の変更、計算諸元の精緻化等、変更内容が多様であることから、代表として説明する内容については添付-6-3-1～添付-6-3-3にて示す。
- ※3： 本表における設備名称については、設工認申請にて示している、第6条要求の設備を対象として記載しており、第6条要求以外の設備（併称含む）については後次回申請以降で示す。
- ※4： グラト等については支持方法が配管と同様であるため、評価手法としては配管と同じ標準支持間隔法を適用した評価を行っている。そのため、本表においては、配管とグラトに対する標準支持間隔を統合し、共通的な設備名称として配管系標準支持間隔と示している。
- ※5： 本表における説明事項の詳細は添付-6-1にて示す。
- ※6： 説明範囲については第1回申請範囲までを示しており、後次回以降の範囲は随時説明する。

【凡例】

- ★：ヒアリングにおいて説明すべき項目（再処理事業所全体に共通する事項） ※ヒアリングで説明を行う申請回数。
- ☆：ヒアリングにおいて説明すべき項目（再処理事業所全体に共通する事項） ※先の申請回数において説明済のため、資料提出のみを予定。
- ：ヒアリングにおいて説明すべき項目（各機器・配管系それぞれについて個別に説明すべき事項） ※ヒアリングで説明を行う代表説明設備。
- ：ヒアリングにおいて説明すべき項目（各機器・配管系それぞれについて個別に説明すべき事項） ※代表説明設備で全体の考え方を示しているため、資料提出のみを予定。
- ：該当なし

【機器】

申請 回数	施設 区分	主な説明事項 ^{※1}		(1)事業許可との整合性に関する説明事項			(2)設工認 からの変更点 に係る説明事項	(3)新規基準 における追加要求事 項に係る説明事項	(4)その他先行発電プラントの審査実績を踏まえた説明事項等																			
				一関東 の鉛直地震動	重大事故評価における 評価実施内容	可搬型SA	設備の評価内容 及び変更点	水平2方向に対する 影響評価	鉛直方向の動 的地震力考慮 による設備の 浮き上がり等の 影響	動的地震力の SRSS組合せ	下位クラス施 設の波及的影響	Sd評価結果 の記載方法	耐な設備の 固有周期算出	配管支持構造 物の耐震性確 認方法	配管設計にお ける考慮事項	配管系の評価 手法	材料物性 のばらつき	動的機能維持 評価手法の適 用	最新知見として 得られた減衰 定数の適用	隣接建屋 影響確認	動的機能維持 に対する評価 内容	電気盤機能維 持に適用する 水平方向地震 力	等価繰返し回 数	屋内設備の アンカー定着部	機電設備の耐 震計算書作成	定型式への 最新知見の反 映	液化化に対す る影響確認	
		設備名称 ^{※3,※4}	補足説明資料	耐震機電12	後次回	後次回	耐震機電13	耐震機電10	耐震機電01	耐震機電02	耐震機電03	耐震機電09	耐震機電〇	耐震機電06	耐震機電15	耐震機電16	耐震機電11	耐震機電14	後次回	後次回	後次回	後次回	後次回	後次回	後次回	後次回	後次回	後次回
第2回以降	再処理施設	第2廃ガス洗浄塔 ^{※ミタ}	ウラン・プルトニウム混合脱硝 建屋																									
第2回以降	再処理施設	廃ガス第1冷却器 ^{※ミタ}	ウラン・プルトニウム混合脱硝 建屋																									
第2回以降	再処理施設	第1廃ガス洗浄塔	ウラン・プルトニウム混合脱硝 建屋																									
第2回以降	再処理施設	第2廃ガス洗浄塔	ウラン・プルトニウム混合脱硝 建屋																									
第2回以降	再処理施設	第3廃ガス洗浄塔	ウラン・プルトニウム混合脱硝 建屋																									
第2回以降	再処理施設	定量ホットA,B,C,D ^{※ミタ}	ウラン・プルトニウム混合脱硝 建屋																									
第2回以降	再処理施設	混合廃ガス ^{※ミタ}	ウラン・プルトニウム混合脱硝 建屋																									
第2回以降	再処理施設	脱硝廃ガスA第1凝縮器 脱硝廃ガスA第2凝縮器 脱硝廃ガスB第1凝縮器 脱硝廃ガスB第2凝縮器 脱硝廃ガス冷却器	ウラン・プルトニウム混合脱硝 建屋																									
第2回以降	再処理施設	脱硝廃ガス冷却器気液分離器	ウラン・プルトニウム混合脱硝 建屋																									
第2回以降	再処理施設	膨張槽A,B	非常用電源建屋																									
第2回以降	再処理施設	高いレベル濃縮液貯槽第1セル漏えい液受皿第2セルホット	高レベル廃液ガラス固化建屋																									
第2回以降	再処理施設	高いレベル廃液共用貯槽セル漏えい液受皿セルホット	高レベル廃液ガラス固化建屋																									
第2回以降	再処理施設	凝縮器	高レベル廃液ガラス固化建屋																									
第2回以降	再処理施設	固化セル換気系粒子フィルタA,B	高レベル廃液ガラス固化建屋																									
第2回以降	再処理施設	第1加温器A,B	高レベル廃液ガラス固化建屋																									
第2回以降	再処理施設	第2加温器A,B	高レベル廃液ガラス固化建屋																									
第2回以降	再処理施設	凝縮器	高レベル廃液ガラス固化建屋																									
第2回以降	再処理施設	よう素フィルタA,B冷却器	高レベル廃液ガラス固化建屋																									
第2回以降	再処理施設	第1排風機A,B冷却器	高レベル廃液ガラス固化建屋																									
第2回以降	再処理施設	第1高性能粒子フィルタA,B	高レベル廃液ガラス固化建屋																									
第2回以降	再処理施設	第2高性能粒子フィルタA,B	高レベル廃液ガラス固化建屋																									
第2回以降	再処理施設	セルホット吸着塔A,B加温器	高レベル廃液ガラス固化建屋																									
第2回以降	再処理施設	加熱器A,B	高レベル廃液ガラス固化建屋																									
第2回以降	再処理施設	第1不溶解残渣廃液一時貯槽サンプリング分離ポットA	高レベル廃液ガラス固化建屋																									
第2回以降	再処理施設	第2不溶解残渣廃液一時貯槽サンプリング分離ポットA	高レベル廃液ガラス固化建屋																									
第2回以降	再処理施設	不溶解残渣廃液一時貯槽セル漏えい液受皿サンプリング分離ポット	高レベル廃液ガラス固化建屋																									
第2回以降	再処理施設	第1不溶解残渣廃液貯槽サンプリング分離ポットA	高レベル廃液ガラス固化建屋																									
第2回以降	再処理施設	不溶解残渣廃液貯槽第1セル漏えい液受皿サンプリング分離ポット	高レベル廃液ガラス固化建屋																									
第2回以降	再処理施設	第2不溶解残渣廃液貯槽サンプリング分離ポットA	高レベル廃液ガラス固化建屋																									
第2回以降	再処理施設	不溶解残渣廃液貯槽第2セル漏えい液受皿サンプリング分離ポット	高レベル廃液ガラス固化建屋																									

当該範囲については、後次回申請にて示す。

今回設工認における主な説明事項（機器・配管系）

（青枠は第1回申請における説明範囲を示す。）

【注記】

- ※1：本表の設備に対する説明は類型化を活用した上で行うため、補足説明資料「耐震機電07 機器・配管系に対する分類の考え方」においてその考え方を示す。
- ※2：評価内容及び変更点については設備ごとに解析モデルの変更、評価手法の変更、計算諸元の精緻化等、変更内容が多様であることから、代表として説明する内容については添付-6-3-1～添付-6-3-3にて示す。
- ※3：本表における設備名称については、設工認申請にて示している、第6条要求の設備を対象として記載しており、第6条要求以外の設備（併類含む）については後次回申請以降で示す。
- ※4：ダクト等については支持方法が配管と同様であるため、評価手法としては配管と同じ標準支持間隔法を適用した評価を行っている。そのため、本表においては、配管とダクトに対する標準支持間隔を統合し、共通的な設備名称として配管標準支持間隔と示している。
- ※5：本表における説明事項の詳細は添付-6-1にて示す。
- ※6：説明範囲については第1回申請範囲までを示しており、後次回以降の範囲は随時説明する。

【凡例】

- ★：ヒアリングにおいて説明すべき項目（再処理事業所全体に共通する事項） ※ヒアリングで説明を行う申請回次。
- ☆：ヒアリングにおいて説明すべき項目（再処理事業所全体に共通する事項） ※先の申請回次において説明済のため、資料提出のみを予定。
- ：ヒアリングにおいて説明すべき項目（各機器・配管系それぞれについて個別に説明すべき事項） ※ヒアリングで説明を行う代表説明設備。
- ：ヒアリングにおいて説明すべき項目（各機器・配管系それぞれについて個別に説明すべき事項） ※代表説明設備で全体の考え方を示しているため、資料提出のみを予定。
- ：該当なし

【機器】

申請回次	施設区分	主な説明事項 ^{※1}		(1)事業許可との整合性に関する説明事項			(2)設工認からの変更点に係る説明事項	(3)新規耐基準における追加要求事項に係る説明事項	(4)その他先行発電プラントの審査実績を踏まえた説明事項等																			
				一関東の鉛直地震動	重大事故評価における評価実施内容	可搬型SA	設備の評価内容及び変更点	水平2方向に対する影響評価	鉛直方向の動的地震力考慮による設備の浮き上がり等の影響	動的地震力のSRSS組合せ	下位クラス施設の波及的影響	Sd評価結果の記載方法	剛な設備の固有周期算出	配管支持構造物の耐震性確認方法	配管設計における考慮事項	配管系の評価手法	材料物性のばらつき	動的機能維持評価手法の適用	最新知見として得られた減衰定数の適用	隣接建屋影響確認	動的機能維持に対する評価内容	電気盤機能維持に適用する水平方向地震力	等価繰返し回数	屋内設備のアンカー定着部	機電設備の耐震計算書作成	定型式への最新知見の反映	液化化に対する影響確認	
				耐震機電12	後次回	後次回	耐震機電13	耐震機電10	耐震機電01	耐震機電02	耐震機電03	耐震機電09	耐震機電〇	耐震機電06	耐震機電15	耐震機電16	耐震機電11	耐震機電14	後次回	後次回	後次回	後次回	後次回	後次回	後次回	後次回	後次回	
第2回以降	再処理施設	不溶解残渣回収槽A,B ^{※2} 1,2 計量前中間貯槽A ^{※2} 1,2A,2B,3 計量前中間貯槽B ^{※2} 1,2A,2B,3 計量後中間貯槽A ^{※2} A,B	前処理建屋																									
第2回以降	再処理施設	H ^{※3} M ^{※3} ライザ ^{※3} -A,B	前処理建屋																									
第2回以降	再処理施設	溶解液中間貯槽A ^{※3} A,B	分離建屋																									
第2回以降	再処理施設	A ^{※3} M ^{※3} コム溶液中間貯槽A ^{※3} A,B	分離建屋																									
第2回以降	再処理施設	A ^{※3} M ^{※3} コム濃縮液A ^{※3} A,B	精製建屋																									
第2回以降	再処理施設	A ^{※3} M ^{※3} コム濃縮液A ^{※3} C,F	精製建屋																									
第2回以降	再処理施設	A ^{※3} M ^{※3} コム濃縮液A ^{※3} E,D	精製建屋																									
第2回以降	再処理施設	一時貯槽A ^{※3} 漏えい液移送A ^{※3} A 漏えい液移送A ^{※3} B	ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋																									

当該範囲については、後次回申請にて示す。

今回設工認における主な説明事項（機器・配管系）

（青枠は第1回申請における説明範囲を示す。）

【注記】

- ※1：本表の設備に対する説明は類型化を活用した上で行ったため、補足説明資料(耐震機電07 機器・配管系)に対する分類の考え方においてその考え方を示す。
- ※2：評価内容及び変更点については設備ごとに解析モデルの変更、評価手法の変更、計算諸元の精緻化等、変更内容が多様であることから、代表として説明する内容については添付 - 6 - 3 - 1 ~ 添付 - 6 - 3 - 3 にて示す。
- ※3：本表における設備名称については、設工認申請にて示している、第6条要求の設備を対象として記載しており、第6条要求以外の設備（併類含む）については後次回申請以降で示す。
- ※4：タクト等については支持方法が配管と同様であるため、評価手法としては配管と同じ標準支持間隔法を適用した評価を行っている。そのため、本表においては、配管とタクトに対する標準支持間隔を統合し、共通的な設備名称として配管系標準支持間隔と示している。
- ※5：本表における説明事項の詳細は添付 - 6 - 1 にて示す。
- ※6：説明範囲については第1回申請範囲までを示しており、後次回以降の範囲は随時説明する。

【凡例】

- ★：ヒアリングにおいて説明すべき項目（再処理事業所全体に共通する事項） ※ヒアリングで説明を行う申請回数。
- ☆：ヒアリングにおいて説明すべき項目（再処理事業所全体に共通する事項） ※先の申請回数において説明済のため、資料提出のみを予定。
- ：ヒアリングにおいて説明すべき項目（各機器・配管系それぞれについて個別に説明すべき事項） ※ヒアリングで説明を行う代表説明設備。
- ：ヒアリングにおいて説明すべき項目（各機器・配管系それぞれについて個別に説明すべき事項） ※代表説明設備で全体の考え方を示しているため、資料提出のみを予定。
- ：該当なし

【機器】

申請 回数	施設 区分	主な説明事項 ^{※1}		(1)事業許可との整合性に関する説明事項			(2)設工認 からの変更点 に係る説明事項	(3)新規基準 における追加要求事 項に係る説明事項	(4)その他先行発電プラントの審査実績を踏まえた説明事項等																			
				一関東 の鉛直地震動	重大事故評価における 評価実施内容	可搬型SA	設備の評価内容 及び変更点	水平2方向に対する 影響評価	鉛直方向の動的 地震力考慮による設備の 浮き上がり等の 影響	鉛直方向の動的 地震力考慮による設備の 浮き上がり等の 影響	動的地震力の SRSS組合せ	下位クラス施 設の波及的影響	Sd評価結果 の記載方法	耐な設備の 固有周期算出	配管支持構造 物の耐震性補 強方法	配管設計にお ける考慮事項	配管系の評価 手法	材料物性の ばらつき	動的機能維持 評価手法の適 用	最新知見として 得られた減衰 定数の適用	隣接建屋 影響確認	動的機能維持 に対する評価 内容	電気盤機能維 持に適用する 水平方向地震 力	等価繰返し回 数	屋内設備の アンカー定着部	機電設備の耐 震計算書作成	定型式への 最新知見の反 映	液状化に対す る影響確認
設備名称 ^{※3,※4}	補足説明資料	耐震機電12	後次回	後次回	耐震機電13	耐震機電10	耐震機電01	耐震機電02	耐震機電03	耐震機電09	耐震機電0	耐震機電06	耐震機電15	耐震機電16	耐震機電11	耐震機電14	後次回	後次回	後次回	後次回	後次回	後次回	後次回	後次回	後次回	後次回		
第2回以降	再処理施設	中間ホットA,B,E/Fリフト分離ホット																										
第2回以降	再処理施設	リサイクル槽Aデミスタ																										
第2回以降	再処理施設	リサイクル槽Bデミスタ																										
第2回以降	再処理施設	計量前中間貯槽Aデミスタ																										
第2回以降	再処理施設	計量前中間貯槽Bデミスタ 計量後中間貯槽デミスタ 計量補助槽デミスタ																										
第2回以降	再処理施設	デミスタ																										
第2回以降	再処理施設	溶解液中間貯槽デミスタ																										
第2回以降	再処理施設	溶解液供給槽デミスタ																										
第2回以降	再処理施設	抽出塔リアクトホットAデミスタ 第1洗浄塔リアクトホットAデミスタ 第2洗浄塔リアクトホットAデミスタ																										
第2回以降	再処理施設	抽出塔リアクトホットBデミスタ																										
第2回以降	再処理施設	抽出塔リアクトホットEデミスタ カウ洗浄塔リアクトホットAデミスタ TBP洗浄塔リアクトホットEデミスタ																										
第2回以降	再処理施設	予備抽出塔リアクトホットBデミスタ																										
第2回以降	再処理施設	TBP洗浄塔リアクトホットBデミスタ																										
第2回以降	再処理施設	抽出廃液受槽デミスタ																										
第2回以降	再処理施設	抽出廃液供給槽Aデミスタ																										
第2回以降	再処理施設	第3一時貯留処理槽デミスタ																										
第2回以降	再処理施設	第6一時貯留処理槽デミスタ																										
第2回以降	再処理施設	NOx廃ガス洗浄塔デミスタ																										
第2回以降	再処理施設	デミスタ																										
第2回以降	再処理施設	膨張ホットデミスタ																										
第2回以降	再処理施設	廃ガス第2冷却器																										
第2回以降	再処理施設	デミスタ																										
第2回以降	再処理施設	高レベル廃液ガラス固化建屋																										
第2回以降	再処理施設	高レベル廃液ガラス固化建屋																										
第2回以降	再処理施設	高レベル廃液混合槽A,B凝縮器																										
第2回以降	再処理施設	アルカリ濃縮廃液中和槽凝縮器																										
第2回以降	再処理施設	供給液槽A,B凝縮器																										
第2回以降	再処理施設	補助抽出器予備エアリフトポンプデミスタ																										
第2回以降	再処理施設	ブルトニウム分配エアリフトポンプAデミスタ																										
第2回以降	再処理施設	デミスタ																										

当該範囲については、後次回申請にて示す。

今回設工認における主な説明事項（機器・配管系）

（青枠は第1回申請における説明範囲を示す。）

【注記】

- ※1： 本表の説明に対する説明は類型化を活用した上で行うため、補足説明資料(耐震機電07 機器・配管系に対する分類の考え方)においてその考え方を示す。
- ※2： 評価内容及び変更点については設備ごとに解析モデルの変更、評価手法の変更、計算連元の精緻化等、変更内容が多様であることから、代表として説明する内容については添付-6-3-1～添付-6-3-3にて示す。
- ※3： 本表における設備名称については、設工認申請にて示している。第6条要求の設備を対象として記載しており、第6条要求以外の設備（併類含む）については後次回申請以降で示す。
- ※4： グラウト等については支持方法が配管と同様であるため、評価手法としては配管と同じ標準支持間隔法を適用した評価を行っている。そのため、本表においては、配管とグラウトに対する標準支持間隔を統合し、共通的な設備名称として配管系標準支持間隔と示している。
- ※5： 本表における説明事項の詳細は添付-6-1にて示す。
- ※6： 説明範囲については第1回申請範囲までを示しており、後次回以降の範囲は随時説明する。

【凡例】

- ★：ヒアリングにおいて説明すべき項目（再処理事業所全体に共通する事項） ※ヒアリングで説明を行う申請回数。
- ☆：ヒアリングにおいて説明すべき項目（再処理事業所全体に共通する事項） ※先の申請回数において説明済のため、資料提出のみを予定。
- ：ヒアリングにおいて説明すべき項目（各機器・配管系それぞれについて個別に説明すべき事項） ※ヒアリングで説明を行う代表説明設備。
- ：ヒアリングにおいて説明すべき項目（各機器・配管系それぞれについて個別に説明すべき事項） ※代表説明設備で全体の考え方を示しているため、資料提出のみを予定。
- ：該当なし

【機器】

申請 回数	施設 区分	主な説明事項 ^{※1}		(1)事業許可との整合性に関する説明事項			(2)既設工認 からの変更点 に係る説明事項	(3)新規基準 における追加要求事 項に係る説明事項	(4)その他先行発電プラントの審査実績を踏まえた説明事項等																		
				一関東 の鉛直地震動	重大事故評価における 評価実施内容	可搬型SA	設備の評価内容 及び変更点	水平2方向に対する 影響評価	鉛直方向の動 的地震力考慮 による設備の 浮き上がり等の 影響	動的地震力の SRSS組合せ	下位クラス施 設の波及的影 響	Sd評価結果 の記載方法	耐な設備の 固有周期算出	配管支持構造 物の耐震性確 認方法	配管設計にお ける考慮事項	配管系の評価 手法	材料物性 のばらつき	動的機能維持 評価手法の適 用	最新知見として 得られた減衰 定数の適用	隣接建屋 影響確認	動的機能維持 に対する評価 内容	電気盤機能維 持に適用する 水平方向地震 力	等価繰返し回 数	屋内設備の アンカー定着部	機電設備の耐 震計算書作成	定型式への 最新知見の反 映	液化化に対す る影響確認
				耐震機電12	後次回	後次回	耐震機電13	耐震機電10	耐震機電01	耐震機電02	耐震機電03	耐震機電09	耐震機電○	耐震機電06	耐震機電15	耐震機電16	耐震機電11	耐震機電14	後次回	後次回	後次回	後次回	後次回	後次回	後次回	後次回	後次回
第2回以降	再処理施設	計量・調整槽 ^{※3,※4} 1分離 [※] 計量・調整槽 ^{※3,※4} 2分離 [※] 計量・調整槽 ^{※3,※4} 3分離 [※] 計量・調整槽 ^{※3,※4} 4分離 [※] 計量・調整槽 ^{※3,※4} 5分離 [※] 計量・調整槽 ^{※3,※4} 1分離 [※] 計量・調整槽 ^{※3,※4} 2分離 [※] 計量・調整槽 ^{※3,※4} 3分離 [※] 計量・調整槽 ^{※3,※4} 6A分離 [※] 計量・調整槽 ^{※3,※4} 6B分離 [※] 計量・調整槽 ^{※3,※4} 6A分離 [※] 計量・調整槽 ^{※3,※4} 6B分離 [※]	前処理建屋																								
第2回以降	再処理施設	計量・調整槽 ^{※3,※4} 4,5分離 [※]	前処理建屋																								
第2回以降	再処理施設	抽出塔Iリタ [※] ン [※] B分離 [※] 予備抽出塔Iリタ [※] ン [※] B分離 [※]	分離建屋																								
第2回以降	再処理施設	抽出塔Iリタ [※] ン [※] C分離 [※]	分離建屋																								
第2回以降	再処理施設	抽出塔Iリタ [※] ン [※] D分離 [※]	分離建屋																								
第2回以降	再処理施設	抽出塔Iリタ [※] ン [※] E分離 [※]	分離建屋																								
第2回以降	再処理施設	第1洗浄塔Iリタ [※] ン [※] A分離 [※]	分離建屋																								
第2回以降	再処理施設	第1洗浄塔Iリタ [※] ン [※] D分離 [※]	分離建屋																								
第2回以降	再処理施設	第2洗浄塔Iリタ [※] ン [※] D分離 [※]	分離建屋																								
第2回以降	再処理施設	ア [※] トリウム分配塔Iリタ [※] ン [※] B分離 [※] ウ [※] 洗浄塔Iリタ [※] ン [※] B分離 [※]	分離建屋																								
第2回以降	再処理施設	ア [※] トリウム分配塔Iリタ [※] ン [※] C分離 [※] ウ [※] 洗浄塔Iリタ [※] ン [※] C分離 [※]	分離建屋																								
第2回以降	再処理施設	TBP洗浄塔Iリタ [※] ン [※] A,B,C分離 [※]	分離建屋																								
第2回以降	再処理施設	TBP洗浄塔Iリタ [※] ン [※] D分離 [※]	分離建屋																								
第2回以降	再処理施設	TBP洗浄塔Iリタ [※] ン [※] E分離 [※]	分離建屋																								
第2回以降	再処理施設	溶解液供給槽 [※] ア [※] B [※] ライニング [※] 溶解液供給槽 [※] ア [※] A [※] ライニング [※] 溶解液供給槽 [※] ア [※] B [※] ライニング [※]	分離建屋																								
第2回以降	再処理施設	溶解液供給槽 [※] ア [※] B [※] ライニング [※] 溶解液供給槽 [※] ア [※] A [※] ライニング [※]	分離建屋																								
第2回以降	再処理施設	第1洗浄塔溶液採取 [※]	分離建屋																								
第2回以降	再処理施設	ア [※] トリウム溶液TBP洗浄器 [※]	分離建屋																								
第2回以降	再処理施設	ア [※] トリウム溶液中間貯槽 [※] ア [※] A,B [※] レイク [※]	分離建屋																								
第2回以降	再処理施設	溶解液供給槽流量計 [※] 溶解液供給槽流量計 [※] 溶解液供給槽予備流量計 [※] 溶解液供給槽予備流量計 [※] 抽出塔流量計 [※] 抽出塔流量計 [※] 抽出塔流量計 [※] TBP洗浄塔流量計 [※] TBP洗浄塔流量計 [※]	分離建屋																								
第2回以降	再処理施設	第1洗浄塔流量計 [※]	分離建屋																								
第2回以降	再処理施設	ア [※] トリウム分配塔流量計 [※]	分離建屋																								
第2回以降	再処理施設	ウ [※] 洗浄塔流量計 [※]	分離建屋																								
第2回以降	再処理施設	第1一時貯留処理槽Iリタ [※] ン [※] A分離 [※]	分離建屋																								
第2回以降	再処理施設	第7一時貯留処理槽Iリタ [※] ン [※] A分離 [※]	分離建屋																								
第2回以降	再処理施設	第8一時貯留処理槽Iリタ [※] ン [※] A分離 [※]	分離建屋																								
第2回以降	再処理施設	第2一時貯留処理槽Iリタ [※] ン [※] A分離 [※]	分離建屋																								
第2回以降	再処理施設	第3,第4一時貯留処理槽第1Iリタ [※] ン [※] A分離 [※]	分離建屋																								
第2回以降	再処理施設	第3一時貯留処理槽第2Iリタ [※] ン [※] A分離 [※] 第3一時貯留処理槽予備第2Iリタ [※] ン [※] A分離 [※] 第4一時貯留処理槽第2Iリタ [※] ン [※] A分離 [※] 第4一時貯留処理槽予備第2Iリタ [※] ン [※] A分離 [※]	分離建屋																								
第2回以降	再処理施設	第4一時貯留処理槽 [※] ア [※] F [※] レイク [※]	分離建屋																								

当該範囲については、後次回申請にて示す。

今回設工認における主な説明事項（機器・配管系）

（青枠は第1回申請における説明範囲を示す。）

【注記】

- ※1： 本表の説明に対する説明は類型化を活用した上で行うため、補足説明資料(耐震機電07 機器・配管系に対する分類の考え方)においてその考え方を示す。
- ※2： 評価内容及び変更点については設備ごとに解析モデルの変更、評価手法の変更、計算諸元の精緻化等、変更内容が多様であることから、代表として説明する内容については添付-6-3-1～添付-6-3-3にて示す。
- ※3： 本表における設備名称については、設工認申請にて示している、第6条要求の設備を対象として記載しており、第6条要求以外の設備（併類含む）については後次回申請以降で示す。
- ※4： グラト等については支持方法が配管と同様であるため、評価手法としては配管と同じ標準支持間隔法を適用した評価を行っている。そのため、本表においては、配管とグラトに対する標準支持間隔を統合し、共通的な設備名称として配管系標準支持間隔と示している。
- ※5： 本表における説明事項の詳細は添付-6-1にて示す。
- ※6： 説明範囲については第1回申請範囲までを示しており、後次回以降の範囲は随時説明する。

【凡例】

- ★： ヒアリングにおいて説明すべき項目（再処理事業所全体に共通する事項） ※ヒアリングで説明を行う申請回数。
- ☆： ヒアリングにおいて説明すべき項目（再処理事業所全体に共通する事項） ※先の申請回数において説明済のため、資料提出のみを予定。
- ： ヒアリングにおいて説明すべき項目（各機器・配管系それぞれについて個別に説明すべき事項） ※ヒアリングで説明を行う代表説明設備。
- ： ヒアリングにおいて説明すべき項目（各機器・配管系それぞれについて個別に説明すべき事項） ※代表説明設備で全体の考え方を示しているため、資料提出のみを予定。
- ： 該当なし

【機器】

申請回数	施設区分	主な説明事項 ^{※1}		(1)事業許可との整合性に関する説明事項			(2)設工認からの変更点に係る説明事項	(3)新規制基準における追加要求事項に係る説明事項	(4)その他先行発電プラントの審査実績を踏まえた説明事項等																		
				一関東の鉛直地震動	重大事故評価における評価実施内容	可搬型SA	設備の評価内容及び変更点	水平2方向に対する影響評価	鉛直方向の動的地震力考慮による設備の浮き上がり等の影響	動的地震力のSRSS組合せ	下位クラス施設の波及的影響	Sd評価結果の記載方法	耐な設備の固有周期算出	配管支持構造物の耐震性確認方法	配管設計における考慮事項	配管系の評価手法	材料物性のばらつき	動的機能維持評価手法の適用	最新知見として得られた減衰定数の適用	隣接建屋影響確認	動的機能維持に対する評価内容	電気盤機能維持に適用する水平方向地震力	等価繰返し回数	屋内設備のアンカー定着部	機電設備の耐震計算書作成	定型式への最新知見の反映	液化化に対する影響確認
				耐震機電12	後次回	後次回	耐震機電13	耐震機電10	耐震機電01	耐震機電02	耐震機電03	耐震機電09	耐震機電〇	耐震機電06	耐震機電15	耐震機電16	耐震機電11	耐震機電14	後次回	後次回	後次回	後次回	後次回	後次回	後次回	後次回	後次回
第2回以降	再処理施設	第6一時貯留処理槽 ^{3,4} 「D,F」レイアウト	分離建屋																								
第2回以降	再処理施設	第3一時貯留処理槽流量計測 ⁵	分離建屋																								
第2回以降	再処理施設	第3一時貯留処理槽第11「A」分離 ⁵ 第3一時貯留処理槽第21「A」分離 ⁵ 第7一時貯留処理槽第11「A」分離 ⁵	精製建屋																								
第2回以降	再処理施設	第3一時貯留処理槽「B」分離 ⁵	精製建屋																								
第2回以降	再処理施設	第7一時貯留処理槽「B」分離 ⁵	精製建屋																								
第2回以降	再処理施設	アルミニウム溶液供給槽「A」分離 ⁵ 第2脱ガス塔「B」分離 ⁵ アルミニウム溶液受槽「A」分離 ⁵ アルミニウム濃縮缶供給槽「B」分離 ⁵ リサイクル槽「A」分離 ⁵ 希釈槽「A」分離 ⁵ 希釈槽「B」分離 ⁵ 希釈槽第11「D」分離 ⁵ 希釈槽第21「D」分離 ⁵	精製建屋																								
第2回以降	再処理施設	アルミニウム溶液供給槽第11「B」分離 ⁵ アルミニウム溶液供給槽第21「B」分離 ⁵ 第1酸化塔第11「A」分離 ⁵ 第1酸化塔第21「A」分離 ⁵ 第1脱ガス塔第11「A」分離 ⁵ 第1脱ガス塔第21「A」分離 ⁵ 抽出塔「A」分離 ⁵ 核分裂生成物洗浄塔「B」分離 ⁵ 逆抽出塔「A」分離 ⁵ 油水分離槽「A」分離 ⁵	精製建屋																								
第2回以降	再処理施設	核分裂生成物洗浄塔「A」分離 ⁵ 逆抽出塔「B」分離 ⁵ ウラン洗浄塔「A」分離 ⁵ ウラン洗浄塔「B」分離 ⁵ TBP洗浄器「A」分離 ⁵ 補助油水分離槽「A」分離 ⁵ 第2酸化塔「A」分離 ⁵ 第2脱ガス塔「A」分離 ⁵ 油分リサイクル「A」分離 ⁵ アルミニウム濃縮缶供給槽第11「A」分離 ⁵ アルミニウム濃縮缶供給槽第21「A」分離 ⁵	精製建屋																								
第2回以降	再処理施設	油水分離槽「B」分離 ⁵	精製建屋																								
第2回以降	再処理施設	アルミニウム溶液槽	精製建屋																								
第2回以降	再処理施設	第1脱ガス塔第1「A」ライニング ⁵	精製建屋																								
第2回以降	再処理施設	第1脱ガス塔第2「A」ライニング ⁵	精製建屋																								
第2回以降	再処理施設	TBP洗浄器「A」 ⁵	精製建屋																								
第2回以降	再処理施設	TBP洗浄器「B」 ⁵	精製建屋																								
第2回以降	再処理施設	第2脱ガス塔「A」ライニング ⁵	精製建屋																								
第2回以降	再処理施設	油水分離槽「B」ライニング ⁵ アルミニウム濃縮缶「A」ライニング ⁵ アルミニウム濃縮缶「B」ライニング ⁵	精製建屋																								
第2回以降	再処理施設	油分リサイクル ⁵	精製建屋																								
第2回以降	再処理施設	抽出塔供給流量計測 ⁵ ウラン洗浄塔供給流量計測 ⁵ 補助油水分離槽供給流量計測 ⁵	精製建屋																								
第2回以降	再処理施設	抽出塔流量計測 ⁵	精製建屋																								

当該範囲については、後次回申請にて示す。

今回設工認における主な説明事項（機器・配管系）

（青枠は第1回申請における説明範囲を示す。）

【注記】

- ※1：本表の説明に対する説明は類型化を活用した上で行うため、補足説明資料「耐震機電07 機器・配管系に対する分類の考え方」においてその考え方を示す。
- ※2：評価内容及び変更点については設備ごとに解析モデルの変更、評価手法の変更、計算諸元の精緻化等、変更内容が多様であることから、代表として説明する内容については添付-6-3-1～添付-6-3-3にて示す。
- ※3：本表における設備名称については、設工認申請にて示している。第6条要求の設備を対象として記載しており、第6条要求以外の設備（併類含む）については後次回申請以降で示す。
- ※4：ダクト等については支持方法が配管と同様であるため、評価手法としては配管と同じ標準支持間隔法を適用した評価を行っている。そのため、本表においては、配管とダクトに対する標準支持間隔を統合し、共通的な設備名称として配管系標準支持間隔と示している。
- ※5：本表における説明事項の詳細は添付-6-1にて示す。
- ※6：説明範囲については第1回申請範囲までを示しており、後次回以降の範囲は随時説明する。

【凡例】

- ★：ヒアリングにおいて説明すべき項目（再処理事業所全体に共通する事項） ※ヒアリングで説明を行う申請回数。
- ☆：ヒアリングにおいて説明すべき項目（再処理事業所全体に共通する事項） ※先の申請回数において説明済のため、資料提出のみを予定。
- ：ヒアリングにおいて説明すべき項目（各機器・配管系それぞれについて個別に説明すべき事項） ※ヒアリングで説明を行う代表説明設備。
- ：ヒアリングにおいて説明すべき項目（各機器・配管系それぞれについて個別に説明すべき事項） ※代表説明設備で全体の考え方を示しているため、資料提出のみを予定。
- ：該当なし

【機器】

申請 回数	施設 区分	主な説明事項 ^{※1}		(1)事業許可との整合性に関する説明事項			(2)設工認 からの変更点 に係る説明事項	(3)新規耐震 における追加要求 事項に係る説明事項	(4)その他先行発電プラントの審査実績を踏まえた説明事項等																			
				一関東 の鉛直地震動	重大事故評価における 評価実施内容	可搬型SA			設備の評価内容及び 変更点	水平2方向に対する 影響評価	鉛直方向の動的 地震力考慮による設備の 浮き上がり等の 影響	動的地震力の SRSS組合せ	下位クラス施 設の波及的影響	Sd評価結果 の記載方法	耐な設備の 固有周期算出	配管支持構造 物の耐震性確 認方法	配管設計にお ける考慮事項	配管系の評価 手法	材料物性 のばらつき	動的機能維持 評価手法の適 用	最新知見として 得られた減衰 定数の適用	隣接建屋 影響確認	動的機能維持 に対する評価 内容	電気盤機能維 持に適用する 水平方向地震 力	等価繰返し回 数	屋内設備の アンカー定着部	機電設備の耐 震計算書作成	定型式への 最新知見の反 映
		設備名称 ^{※3,※4}	補足説明資料	耐震機電12	後次回	後次回			耐震機電13	耐震機電10	耐震機電01	耐震機電02	耐震機電03	耐震機電09	耐震機電〇	耐震機電06	耐震機電15	耐震機電16	耐震機電11	耐震機電14	後次回	後次回	後次回	後次回	後次回	後次回	後次回	後次回
第2回以降	再処理施設	核分裂生成物洗浄塔流量計測 [※] ツ	精製建屋																									
第2回以降	再処理施設	抽出塔供給流量計測 [※] ツB	精製建屋																									
第2回以降	再処理施設	ウラン洗浄塔流量計測 [※] ツA	精製建屋																									
第2回以降	再処理施設	アルミニウム濃縮缶サイホンA,B分離 [※] ツ	精製建屋																									
第2回以降	再処理施設	アルミニウム濃縮缶供給槽 [※] ライミング [※] ツ	精製建屋																									
第2回以降	再処理施設	アルミニウム濃縮缶供給槽 [※] デモ [※] A,B [※] ライミング [※] ツ	精製建屋																									
第2回以降	再処理施設	供給槽A,B気液分離器A,B	高レベル廃液ガラス固化建屋																									
第2回以降	再処理施設	溶媒供給槽ゲデオンBライミングボット	分離建屋																									
第2回以降	再処理施設	第2アルファモニタ流量計測ボット	分離建屋																									
第2回以降	再処理施設	第2アルファモニタサイホン分離ボット	分離建屋																									
第2回以降	再処理施設	第2アルファモニタサイホンライミングボット	分離建屋																									
第2回以降	再処理施設	ガンマモニタサイホン分離ボット	分離建屋																									
第2回以降	再処理施設	溶媒供給槽予備ゲデオンAライミングボット	分離建屋																									
第2回以降	再処理施設	予備ウラン濃縮缶サイホンB分離ボット	分離建屋																									
第2回以降	再処理施設	精製建屋一時貯留処理槽第1セル漏えい液受皿2 シールボット	精製建屋																									
第2回以降	再処理施設	凝縮液中間ボット	精製建屋																									
第2回以降	再処理施設	アクティブレンヂ漏えい検知ボット3サンプリングエリア トランプ分離ボット	精製建屋																									

当該範囲については、後次回申請にて示す。

今回設工認における主な説明事項（機器・配管系）

（青枠は第1回申請における説明範囲を示す。）

【注記】

- ※1： 本表の設備に対する説明は類型化を活用した上で行うため、補足説明資料(耐震機電07 機器・配管系に対する分類の考え方)においてその考え方を示す。
- ※2： 評価内容及び変更点については設備ごとに解析モデルの変更、評価手法の変更、計算諸元の精緻化等、変更内容が多様であることから、代表として説明する内容については添付-6-3-1～添付-6-3-3にて示す。
- ※3： 本表における設備名称については、設工認申請にて示している、第6条要求の設備を対象として記載しており、第6条要求以外の設備（併類含む）については後次回申請以降で示す。
- ※4： タクト等については支持方法が配管と同様であるため、評価手法としては配管と同じ標準支持間隔法を適用した評価を行っている。そのため、本表においては、配管とタクトに対する標準支持間隔を統合し、共通的な設備名称として配管系標準支持間隔と示している。
- ※5： 本表における説明事項の詳細は添付-6-1にて示す。
- ※6： 説明範囲については第1回申請範囲までを示しており、後次回以降の範囲は随時説明する。

【凡例】

- ★：ヒアリングにおいて説明すべき項目（再処理事業所全体に共通する事項） ※ヒアリングで説明を行う申請回数。
- ☆：ヒアリングにおいて説明すべき項目（再処理事業所全体に共通する事項） ※先の申請回数において説明済のため、資料提出のみを予定。
- ：ヒアリングにおいて説明すべき項目（各機器・配管系それぞれについて個別に説明すべき事項） ※ヒアリングで説明を行う代表説明設備。
- ：ヒアリングにおいて説明すべき項目（各機器・配管系それぞれについて個別に説明すべき事項） ※代表説明設備で全体の考え方を示しているため、資料提出のみを予定。
- ：該当なし

【機器】

申請 回数	施設 区分	主な説明事項 ^{※1}		(1)事業許可との整合性に関する説明事項			(2)既設工認 からの変更点 に係る説明事項	(3)新規基準 における追加要求 事項に係る説明事項	(4)その他先行発電プラントの審査実績を踏まえた説明事項等																			
				一閃束 の鉛直地震動	重大事故評価における 評価実施内容	可搬型SA	設備の評価内容 及び変更点	水平2方向に対する 影響評価	鉛直方向の動 的地震力考慮 による設備の 浮き上がり等の 影響	動的地震力の SRSS組合せ	下位クラス施 設の波及的影 響	Sd評価結果 の記載方法	耐な設備の 固有周期算出	配管支持構造 物の耐震性確 認方法	配管設計にお ける考慮事項	配管系の評価 手法	材料物性 のばらつき	動的機能維持 評価手法の適 用	最新知見として 得られた減衰 定数の適用	隣接建屋 影響確認	動的機能維持 に対する評価 内容	電気盤機能維 持に適用する 水平方向地震 力	等価繰返し回 数	屋内設備の アンカー定着部	機電設備の耐 震計算書作成	定型式への 最新知見の反 映	液化化に対 する影響確認	
		設備名称 ^{※3,※4}	補足説明資料	耐震機電12	後次回	後次回	耐震機電13	耐震機電10	耐震機電01	耐震機電02	耐震機電03	耐震機電09	耐震機電○	耐震機電06	耐震機電15	耐震機電16	耐震機電11	耐震機電14	後次回	後次回	後次回	後次回	後次回	後次回	後次回	後次回	後次回	後次回
第2回以降	再処理施設	凝縮器	前処理建屋																									
第2回以降	再処理施設	冷却器	前処理建屋																									
第2回以降	再処理施設	第8一時貯留処理槽 [※] ミタ	分離建屋																									
第2回以降	再処理施設	凝縮器	分離建屋																									
第2回以降	再処理施設	冷却器	分離建屋																									
第2回以降	再処理施設	アルミニウム溶液受槽 [※] ミタ 第1一時貯留処理槽 [※] ミタ 第7一時貯留処理槽 [※] ミタ 第2一時貯留処理槽 [※] ミタ	分離建屋																									
第2回以降	再処理施設	第1脱ガス塔第1 [※] ライミング [※] ユニット [※] ミタ	精製建屋																									
第2回以降	再処理施設	アルミニウム濃縮供給槽 [※] ミタA,B	精製建屋																									
第2回以降	再処理施設	凝縮器	精製建屋																									
第2回以降	再処理施設	よう素フィルタ冷却器	精製建屋																									
第2回以降	再処理施設	第1一時貯留処理槽 [※] ミタ 第3一時貯留処理槽 [※] ミタ アルミニウム溶液供給槽 [※] ミタ 第1酸化塔 [※] ミタ アルミニウム溶液受槽 [※] ミタ アルミニウム濃縮供給槽 [※] ミタ アルミニウム溶液一時貯槽 [※] ミタ 希釈槽 [※] ミタ アルミニウム濃縮液一時貯槽 [※] ミタ 第2一時貯留処理槽 [※] ミタ 第1脱ガス塔第2 [※] ライミング [※] ユニット [※] ミタ 第2酸化塔 [※] ミタ	精製建屋																									
第2回以降	再処理施設	第2脱ガス塔 [※] ライミング [※] ユニット [※] ミタ アルミニウム濃縮液受槽 [※] ミタ リサイクル槽 [※] ミタ アルミニウム濃縮液計量槽 [※] ミタ アルミニウム濃縮液中間貯槽 [※] ミタ	精製建屋																									
第2回以降	再処理施設	脱硝装置A,B	ウラン・プルトニウム混合脱硝 建屋																									
第2回以降	再処理施設	凝縮器	高レベル廃液ガラス固化建屋																									
第2回以降	再処理施設	凝縮器	高レベル廃液ガラス固化建屋																									
第2回以降	再処理施設	廃ガス冷却器	高レベル廃液ガラス固化建屋																									
第2回以降	再処理施設	廃ガス冷却器	高レベル廃液ガラス固化建屋																									

当該範囲については、後次回申請にて示す。

今回設工認における主な説明事項（機器・配管系）

（青枠は第1回申請における説明範囲を示す。）

【注記】

- ※1：本表の設備に対する説明は類型化を活用した上で行うため、補足説明資料「耐震機電07 機器・配管系に対する分類の考え方」においてその考え方を示す。
- ※2：評価内容及び変更点については設備ごとに解析モデルの変更、評価手法の変更、計算諸元の精緻化等、変更内容が多様であることから、代表として説明する内容については添付-6-3-1～添付-6-3-3にて示す。
- ※3：本表における設備名称については、設工認申請にて示している、第6条要求の設備を対象として記載しており、第6条要求以外の設備（併類含む）については後次回申請以降で示す。
- ※4：ダクト等については支持方法が配管と同様であるため、評価手法としては配管と同じ標準支持間隔法を適用した評価を行っている。そのため、本表においては、配管とダクトに対する標準支持間隔を統合し、共通的な設備名称として配管系標準支持間隔と示している。
- ※5：本表における説明事項の詳細は添付-6-1にて示す。
- ※6：説明範囲については第1回申請範囲までを示しており、後次回以降の範囲は随時説明する。

【凡例】

- ★：ヒアリングにおいて説明すべき項目（再処理事業所全体に共通する事項） ※ヒアリングで説明を行う申請回数。
- ☆：ヒアリングにおいて説明すべき項目（再処理事業所全体に共通する事項） ※先の申請回数において説明済のため、資料提出のみを予定。
- ：ヒアリングにおいて説明すべき項目（各機器・配管系それぞれについて個別に説明すべき事項） ※ヒアリングで説明を行う代表説明設備。
- ：ヒアリングにおいて説明すべき項目（各機器・配管系それぞれについて個別に説明すべき事項） ※代表説明設備で全体の考え方を示しているため、資料提出のみを予定。
- ：該当なし

【機器】

申請 回数	施設 区分	主な説明事項 ^{※1}		(1)事業許可との整合性に関する説明事項			(2)既設工認 からの変更点 に係る説明事項	(3)新規耐基準 における追加要求事 項に係る説明事項	(4)その他先行発電プラントの審査実績を踏まえた説明事項等																		
				一関東 の鉛直地震動	重大事故評価における 評価実施内容	可搬型SA			設備の評価内容及び 変更点	水平2方向に対する 影響評価	鉛直方向の動的 地震力考慮による設備の 浮き上がり等の 影響	動的地震力の SRSS組合せ	下位クラス施 設の波及的影響	Sd評価結果 の記載方法	耐な設備の 固有周期算出	配管支持構造 物の耐震性確 認方法	配管設計にお ける考慮事項	配管系の評価 手法	材料物性 のばらつき	動的機能維持 評価手法の適 用	最新知見として 得られた減衰 定数の適用	隣接建屋 影響確認	動的機能維持 に対する評価 内容	電気盤機能維 持に適用する 水平方向地震 力	等価繰返し回 数	屋内設備の アンカー定着部	機電設備の耐 震計算書作成
		設備名称 ^{※3,※4}	補足説明資料	耐震機電12	後次回	後次回	耐震機電13	耐震機電10	耐震機電01	耐震機電02	耐震機電03	耐震機電09	耐震機電○	耐震機電06	耐震機電15	耐震機電16	耐震機電11	耐震機電14	後次回	後次回	後次回	後次回	後次回	後次回	後次回	後次回	後次回
第2回以降	再処理施設	可溶性中性子吸収材緊急供給槽A,B	前処理建屋																								
第2回以降	再処理施設	流下ノズル冷却用空気槽A,B	高レベル廃液ガラス固化建屋																								
第2回以降	再処理施設	安全冷水A,B膨張槽	高レベル廃液ガラス固化建屋																								
第2回以降	再処理施設	第1高レベル濃縮廃液貯槽冷却水A膨張槽 第1高レベル濃縮廃液貯槽冷却水B膨張槽 第2高レベル濃縮廃液貯槽冷却水A膨張槽 第2高レベル濃縮廃液貯槽冷却水B膨張槽	高レベル廃液ガラス固化建屋																								
第2回以降	再処理施設	安全冷却水A系,B系膨張槽	高レベル廃液ガラス固化建屋																								
第2回以降	再処理施設	高レベル廃液共用貯槽冷却水A,B膨張槽	高レベル廃液ガラス固化建屋																								
第2回以降	再処理施設	安全冷水A,B冷凍機 凝縮器	高レベル廃液ガラス固化建屋																								
第2回以降	再処理施設	安全冷却水1A,1B膨張槽	高レベル廃液ガラス固化建屋																								

当該範囲については、後次回申請にて示す。

今回設工認における主な説明事項（機器・配管系）

（青枠は第1回申請における説明範囲を示す。）

【注記】

- ※1： 本表の設備に対する説明は類型化を活用した上で行うため、補足説明資料(耐震機電07 機器・配管系に対する分類の考え方)においてその考え方を示す。
- ※2： 評価内容及び変更点については設備ごとに解析モデルの変更、評価手法の変更、計算諸元の精緻化等、変更内容が多様であることから、代表として説明する内容については添付-6-3-1～添付-6-3-3にて示す。
- ※3： 本表における設備名称については、設工認申請にて示している。第6条要求の設備を対象として記載しており、第6条要求以外の設備（併録含む）については後次回申請以降で示す。
- ※4： タクト等については支持方法が配管と同様であるため、評価手法としては配管と同じ標準支持間隔法を適用した評価を行っている。そのため、本表においては、配管とタクトに対する標準支持間隔を統合し、共通的な設備名称として配管系標準支持間隔と示している。
- ※5： 本表における説明事項の詳細は添付-6-1にて示す。
- ※6： 説明範囲については第1回申請範囲までを示しており、後次回以降の範囲は随時説明する。

【凡例】

- ★：ヒアリングにおいて説明すべき項目（再処理事業所全体に共通する事項） ※ヒアリングで説明を行う申請回数。
- ☆：ヒアリングにおいて説明すべき項目（再処理事業所全体に共通する事項） ※先の申請回数において説明済のため、資料提出のみを予定。
- ：ヒアリングにおいて説明すべき項目（各機器・配管系それぞれについて個別に説明すべき事項） ※ヒアリングで説明を行う代表説明設備。
- ：ヒアリングにおいて説明すべき項目（各機器・配管系それぞれについて個別に説明すべき事項） ※代表説明設備で全体の考え方を示しているため、資料提出のみを予定。
- ：該当なし

【機器】

申請 回数	施設 区分	主な説明事項 ^{※1}		(1)事業許可との整合性に関する説明事項			(2)既設工認 からの変更点 に係る説明事項	(3)新規制基準 における追加要求 事項に係る説明事項	(4)その他先行発電プラントの審査実績を踏まえた説明事項等																		
				一閃束 の鉛直地震動	重大事故評価における 評価実施内容	可搬型SA	設備の評価内容 及び変更点	水平2方向に対する 影響評価	鉛直方向の動的 地震力考慮 による設備の 浮き上がり等の 影響	動的地震力の SRSS組合せ	下位クラス施 設の波及的影響	Sd評価結果 の記載方法	耐な設備の 固有周期算出	配管支持構造 物の耐震性補 強方法	配管設計にお ける考慮事項	配管系の評価 手法	材料物性 のばらつき	動的機能維持 評価手法の適 用	最新知見として 得られた減衰 定数の適用	隣接建屋 影響確認	動的機能維持 に対する評価 内容	電気盤機能維 持に適用する 水平方向地震 力	等価繰返し回 数	屋内設備の アンカー定着部	機電設備の耐 震計算書作成	定型式への 最新知見の反 映	液化化に対す る影響確認
				耐震機電12	後次回	後次回	耐震機電13	耐震機電10	耐震機電01	耐震機電02	耐震機電03	耐震機電09	耐震機電○	耐震機電06	耐震機電15	耐震機電16	耐震機電11	耐震機電14	後次回	後次回	後次回	後次回	後次回	後次回	後次回	後次回	後次回
第2回以降	再処理施設	中間 [※] A,B17リフト [※] ミタ	前処理建屋																								
第2回以降	再処理施設	抽出塔17リフト [※] A分離 [※] ット 第1洗浄塔17リフト [※] A分離 [※] ット	分離建屋																								
第2回以降	再処理施設	第2洗浄塔17リフト [※] A分離 [※] ット	分離建屋																								
第2回以降	再処理施設	17リフト洗浄塔17リフト [※] A分離 [※] ット	分離建屋																								
第2回以降	再処理施設	TBP洗浄塔17リフト [※] A分離 [※] ット	分離建屋																								
第2回以降	再処理施設	第27リフト [※] 17リフト [※] 第217リフト [※] A分離 [※] ット	分離建屋																								
第2回以降	再処理施設	予備第27リフト [※] 17リフト [※] 第217リフト [※] A分離 [※] ット	分離建屋																								
第2回以降	再処理施設	ガンマモニタ第217リフト [※] A分離 [※] ット ガンマモニタ分配塔17リフト [※] B分離 [※] ット	分離建屋																								
第2回以降	再処理施設	予備ガンマモニタ第217リフト [※] A分離 [※] ット	分離建屋																								
第2回以降	再処理施設	第1洗浄塔17リフト [※] B分離 [※] ット	分離建屋																								
第2回以降	再処理施設	17リフト洗浄塔17リフト [※] B分離 [※] ット	分離建屋																								
第2回以降	再処理施設	TBP洗浄塔17リフト [※] A分離 [※] ット	分離建屋																								
第2回以降	再処理施設	17リフト廃ガス [※] ミタ	分離建屋																								
第2回以降	再処理施設	第3一時貯留処理槽第217リフト [※] A分離 [※] ット 第4一時貯留処理槽第217リフト [※] A分離 [※] ット	分離建屋																								
第2回以降	再処理施設	抽出塔流量計測 [※] 17リフト [※] A分離 [※] ット 核分裂生成物洗浄塔流量計測 [※] 17リフト [※] A分離 [※] ット 17リフト洗浄塔流量計測 [※] 17リフト [※] A分離 [※] ット 17リフト洗浄塔流量計測 [※] 17リフト [※] A分離 [※] ット	精製建屋																								
第2回以降	再処理施設	第3一時貯留処理槽第217リフト [※] A分離 [※] ット 逆抽出塔17リフト [※] B分離 [※] ット 17リフト洗浄塔流量計測 [※] 17リフト [※] A分離 [※] ット 17リフト洗浄塔17リフト [※] A分離 [※] ット TBP洗浄塔17リフト [※] A分離 [※] ット 補助油水分離槽 [※] 17リフト [※] A分離 [※] ット 補助油水分離槽 [※] ミタ	精製建屋																								
第2回以降	再処理施設	第7一時貯留処理槽17リフト [※] B分離 [※] ット	精製建屋																								
第2回以降	再処理施設	抽出塔流量計測 [※] 17リフト [※] A分離 [※] ット 核分裂生成物洗浄塔流量計測 [※] 17リフト [※] A分離 [※] ット 核分裂生成物洗浄塔17リフト [※] A分離 [※] ット 希釈槽第217リフト [※] D分離 [※] ット	精製建屋																								
第2回以降	再処理施設	第2アルファモニタ第1エアリフトポンプ分離ポット	分離建屋																								
第2回以降	再処理施設	第2アルファモニタ第2エアリフトポンプ分離ポット	分離建屋																								
第2回以降	再処理施設	ガンマモニタ第1エアリフトポンプ分離ポット	分離建屋																								
第2回以降	再処理施設	ガンマモニタ第2エアリフトポンプ分離ポット	分離建屋																								
第2回以降	再処理施設	補助抽出器エアリフトポンプ分離ポット	分離建屋																								
第2回以降	再処理施設	補助抽出器予備エアリフトポンプ分離ポット	分離建屋																								

当該範囲については、後次回申請にて示す。

今回設工認における主な説明事項（機器・配管系）

（青枠は第1回申請における説明範囲を示す。）

【注記】

- ※1：本表の設備に対する説明は類型化を活用した上で行うため、補足説明資料(耐震機電07 機器・配管系に対する分類の考え方)においてその考え方を示す。
- ※2：評価内容及び変更点については設備ごとに解析モデルの変更、評価手法の変更、計算諸元の精緻化等、変更内容が多様であることから、代表として説明する内容については添付-6-3-1～添付-6-3-3にて示す。
- ※3：本表における設備名称については、設工認申請にて示している、第6条要求の設備を対象として記載しており、第6条要求以外の設備（併類含む）については後次回申請以降で示す。
- ※4：ダクト等については支持方法が配管と同様であるため、評価手法としては配管と同じ標準支持間隔法を適用した評価を行っている。そのため、本表においては、配管とダクトに対する標準支持間隔を統合し、共通的な設備名称として配管系標準支持間隔と示している。
- ※5：本表における説明事項の詳細は添付-6-1にて示す。
- ※6：説明範囲については第1回申請範囲までを示しており、後次回以降の範囲は随時説明する。

【凡例】

- ★：ヒアリングにおいて説明すべき項目（再処理事業所全体に共通する事項） ※ヒアリングで説明を行う申請回数。
- ☆：ヒアリングにおいて説明すべき項目（再処理事業所全体に共通する事項） ※先の申請回数において説明済のため、資料提出のみを予定。
- ：ヒアリングにおいて説明すべき項目（各機器・配管系それぞれについて個別に説明すべき事項） ※ヒアリングで説明を行う代表説明設備。
- ：ヒアリングにおいて説明すべき項目（各機器・配管系それぞれについて個別に説明すべき事項） ※代表説明設備で全体の考え方を示しているため、資料提出のみを予定。
- ：該当なし

【機器】

申請 回数	施設 区分	主な説明事項 ^{※1}		(1)事業許可との整合性に関する説明事項			(2)既設工認 からの変更点 に係る説明事項	(3)新規耐震 基準における追加 要求事項に係る 説明事項	(4)その他先行発電プラントの審査実績を踏まえた説明事項等																		
				一関東 の鉛直地震動	重大事故評価に おける評価実施 内容	可搬型SA			設備の評価内容 及び変更点	水平2方向に対する 影響評価	鉛直方向の動的 地震力考慮による 設備の浮き上がり 等の影響	動的地震力の SRSS組合せ	下位クラス施設 の波及的影響	Sd評価結果の 記載方法	耐震設備の固有 周期算出	配管支持構造物の 耐震性確認方法	配管設計における 考慮事項	配管系の評価 手法	材料物性のばら つき	動的機能維持評 価手法の適用	最新知見として 得られた減衰定 数の適用	隣接建屋影響 確認	動的機能維持に 対する評価内容	電気盤機能維持 に適用する水平 方向地震力	等価繰返し回 数	屋内設備のアン カー定着部	機電設備の耐 震計算書作成
		設備名称 ^{※3,※4}	補足説明資料	耐震機電12	後次回	後次回	耐震機電13	耐震機電10	耐震機電01	耐震機電02	耐震機電03	耐震機電09	耐震機電○	耐震機電06	耐震機電15	耐震機電16	耐震機電11	耐震機電14	後次回	後次回	後次回	後次回	後次回	後次回	後次回	後次回	後次回
第2回以降	再処理施設	安全冷却水A,B補助冷却器	前処理建屋																								
第2回以降	再処理施設	安全冷却水1A,1B中間熱交換器	前処理建屋																								
第2回以降	再処理施設	安全冷却水2中間熱交換器	前処理建屋																								
第2回以降	再処理施設	安全冷却水1A,1B中間熱交換器	分離建屋																								
第2回以降	再処理施設	安全冷却水2中間熱交換器	分離建屋																								
第2回以降	再処理施設	安全冷却水中間熱交換器A,B	精製建屋																								
第2回以降	再処理施設	安全冷却水中間熱交換器C	精製建屋																								
第2回以降	再処理施設	第1高レベル濃縮廃液貯槽冷却水A,B中間熱交換器	高レベル廃液ガラス固化建屋																								
第2回以降	再処理施設	第2高レベル濃縮廃液貯槽冷却水A,B中間熱交換器	高レベル廃液ガラス固化建屋																								
第2回以降	再処理施設	安全冷却水A系,B系中間熱交換器	高レベル廃液ガラス固化建屋																								
第2回以降	再処理施設	高レベル廃液共用貯槽冷却水A,B中間熱交換器	高レベル廃液ガラス固化建屋																								
第2回以降	再処理施設	安全冷却水1A,1B中間熱交換器	高レベル廃液ガラス固化建屋																								

当該範囲については、後次回申請にて示す。

今回設工認における主な説明事項（機器・配管系）

（青枠は第1回申請における説明範囲を示す。）

【注記】

- ※1： 本表の設備に対する説明は類型化を活用した上で行うため、補足説明資料「耐震機電07 機器・配管系」に対する分類の考え方においてその考え方を示す。
- ※2： 評価内容及び変更点については設備ごとに解析モデルの変更、評価手法の変更、計算諸元の精緻化等、変更内容が多様であることから、代表として説明する内容については添付-6-3-1～添付-6-3-3にて示す。
- ※3： 本表における設備名称については、設工認申請にて示している、第6条要求の設備を対象として記載しており、第6条要求以外の設備（併称含む）については後次回申請以降で示す。
- ※4： グラウト等については支持方法が配管と同様であるため、評価手法としては配管と同じ標準支持間隔法を適用した評価を行っている。そのため、本表においては、配管とグラウトに対する標準支持間隔を統合し、共通的な設備名称として配管系標準支持間隔と示している。
- ※5： 本表における説明事項の詳細は添付-6-1にて示す。
- ※6： 説明範囲については第1回申請範囲までを示しており、後次回以降の範囲は随時説明する。

【機器】

申請 回次	施設 区分	主な説明事項 ^{※1}		(1)事業許可との整合性に関する説明事項			(2)既設工認 からの変更点 に係る説明事項	(3)新規基準 における追加要求 事項に係る説明事項	(4)その他先行発電プラントの審査実績を踏まえた説明事項等																	
				一関東 の鉛直地震動	重大事故評価における 評価実施内容	可搬型SA	設備の評価内容 及び変更点	水平2方向に対する 影響評価	鉛直方向の動的 地震力考慮 による設備の 浮き上がり等の 影響	動的地震力の SRSS組合せ	下位クラス施 設の波及的影響	Sd評価結果 の記載方法	耐な設備の 固有周期算出	配管支持構造 物の耐震性補 強方法	配管設計にお ける考慮事項	配管系の評価 手法	材料物性 のばらつき	動的機能維持 評価手法の適 用	最新知見として 得られた減衰 定数の適用	隣接建屋 影響確認	動的機能維持 に対する評価 内容	電気盤機能維 持に適用する 水平方向地震 力	等価繰返し回 数	屋内設備の アンカー定着部	機電設備の耐 震計算書作成	定型式への 最新知見の反 映
		耐震機電12	後次回	後次回	耐震機電13	耐震機電10	耐震機電01	耐震機電02	耐震機電03	耐震機電09	耐震機電〇	耐震機電06	耐震機電15	耐震機電16	耐震機電11	耐震機電14	後次回	後次回	後次回	後次回	後次回	後次回	後次回	後次回	後次回	後次回
第2回以降	再処理施設	固化機 ¹ 双固化体収納架台	高レベル廃液ガラス固化建屋																							
第2回以降	再処理施設	セキ排気ファンユニットA セキ排気ファンユニットB セキ排気ファンユニットC セキ排気ファンユニットD	前処理建屋																							
第2回以降	再処理施設	溶解槽セキ排気ファンユニットA 溶解槽セキ排気ファンユニットB 溶解槽セキ排気ファンユニットC 溶解槽セキ排気ファンユニットD 溶解槽セキ排気ファンユニットA 溶解槽セキ排気ファンユニットB 溶解槽セキ排気ファンユニットC 溶解槽セキ排気ファンユニットD	前処理建屋																							
第2回以降	再処理施設	LPG ² ファンユニットA,B	前処理建屋																							
第2回以降	再処理施設	建屋排気ファンユニットN 建屋排気ファンユニットO 建屋排気ファンユニットB 建屋排気ファンユニットC 建屋排気ファンユニットD 建屋排気ファンユニットE 建屋排気ファンユニットF 建屋排気ファンユニットG 建屋排気ファンユニットH 建屋排気ファンユニットI 建屋排気ファンユニットJ 建屋排気ファンユニットK 建屋排気ファンユニットL 建屋排気ファンユニットM	分離建屋																							
第2回以降	再処理施設	グ ³ 0- ³ ア ³ セキ排気ファンユニットA	分離建屋																							
第2回以降	再処理施設	グ ³ 0- ³ ア ³ セキ排気ファンユニットB グ ³ 0- ³ ア ³ セキ排気ファンユニットC グ ³ 0- ³ ア ³ セキ排気ファンユニットD グ ³ 0- ³ ア ³ セキ排気ファンユニットE グ ³ 0- ³ ア ³ セキ排気ファンユニットF グ ³ 0- ³ ア ³ セキ排気ファンユニットG グ ³ 0- ³ ア ³ セキ排気ファンユニットH グ ³ 0- ³ ア ³ セキ排気ファンユニットI グ ³ 0- ³ ア ³ セキ排気ファンユニットJ グ ³ 0- ³ ア ³ セキ排気ファンユニットK	分離建屋																							
第2回以降	再処理施設	セキ排気ファンユニットA～J	精製建屋																							
第2回以降	再処理施設	C4Mセキ排気ファンユニットA,B,C	精製建屋																							
第2回以降	再処理施設	グ ³ 0- ³ ア ³ セキ排気ファンユニットA,B	精製建屋																							
第2回以降	再処理施設	ア ³ ト ³ ウム濃縮液 ⁴ セキ排気ファンユニットA,B	精製建屋																							
第2回以降	再処理施設	ア ³ ト ³ ウム濃縮液 ⁴ セキ排気ファンユニットA,B	精製建屋																							
第2回以降	再処理施設	ア ³ ト ³ ウム濃縮液 ⁴ セキ排気ファンユニットA,B	精製建屋																							
第2回以降	再処理施設	ア ³ ト ³ ウム濃縮液 ⁴ セキ排気ファンユニットA,B	精製建屋																							
第2回以降	再処理施設	中央制御室ファンユニットA,B,C	制御建屋																							
第2回以降	再処理施設	中央制御室空調ユニット	制御建屋																							
第2回以降	再処理施設	第1高性能粒子ファンユニットA,B,C	ウラン・プルトニウム混合脱硝 建屋																							
第2回以降	再処理施設	第2高性能粒子ファンユニットA,B	ウラン・プルトニウム混合脱硝 建屋																							
第2回以降	再処理施設	貯槽セキ排気ファンユニットA,B	ウラン・プルトニウム混合脱硝 建屋																							
第2回以降	再処理施設	混合槽セキ排気ファンユニットA,B	ウラン・プルトニウム混合脱硝 建屋																							
第2回以降	再処理施設	グ ³ 0- ³ ア ³ セキ排気ファンユニットA～F	ウラン・プルトニウム混合脱硝 建屋																							
第2回以降	再処理施設	グ ³ 0- ³ ア ³ セキ排気ファンユニット	ウラン・プルトニウム混合脱硝 建屋																							
第2回以降	再処理施設	グ ³ 0- ³ ア ³ セキ排気ファンユニット	ウラン・プルトニウム混合脱硝 建屋																							
第2回以降	再処理施設	貯蔵室排気ファンユニットA～Q	ウラン・プルトニウム混合酸化 物貯蔵建屋																							
第2回以降	再処理施設	グ ³ ストファン	高レベル廃液ガラス固化建屋																							

【凡例】

- ★：ヒアリングにおいて説明すべき項目（再処理事業所全体に共通する事項） ※ヒアリングで説明を行う申請回次。
- ☆：ヒアリングにおいて説明すべき項目（再処理事業所全体に共通する事項） ※先の申請回次において説明済のため、資料提出のみを予定。
- ：ヒアリングにおいて説明すべき項目（各機器・配管系それぞれについて個別に説明すべき事項） ※ヒアリングで説明を行う代表説明設備。
- ：ヒアリングにおいて説明すべき項目（各機器・配管系それぞれについて個別に説明すべき事項） ※代表説明設備で全体の考え方を示しているため、資料提出のみを予定。
- ：該当なし

当該範囲については、後次回申請にて示す。

今回設工認における主な説明事項（機器・配管系）

（青枠は第1回申請における説明範囲を示す。）

【注記】

- ※1：本表の設備に対する説明は類型化を活用した上で...
※2：評価内容及び変更点については設備ごとに...
※3：本表における設備名称については、設工認申請にて...
※4：ダクト等については支持方法が配管と同様であるため...
※5：本表における説明事項の詳細は添付-6-1にて示す。
※6：説明範囲については第1回申請範囲までを示して...

【凡例】

- ★：ヒアリングにおいて説明すべき項目（再処理事業所全体に共通する事項）
☆：ヒアリングにおいて説明すべき項目（再処理事業所全体に共通する事項）
●：ヒアリングにおいて説明すべき項目（各機器・配管系それぞれについて個別に説明すべき事項）
○：ヒアリングにおいて説明すべき項目（各機器・配管系それぞれについて個別に説明すべき事項）
-：該当なし

【機器】

Table with columns: 申請回次, 施設区分, 主な説明事項, (1)事業許可との整合性に関する説明事項, (2)設工認からの変更点に係る説明事項, (3)新規制基準における追加要求事項に係る説明事項, (4)その他先行発電プラントの審査実績を踏まえた説明事項等. Rows list various equipment like 高レベル廃液ガラス固化建屋 and 燃料加工建屋.

当該範囲については、後次回申請にて示す。

今回設工認における主な説明事項（機器・配管系）

（青枠は第1回申請における説明範囲を示す。）

【注記】

- ※1： 本表の設備に対する説明は類型化を活用した上で行うため、補足説明資料(耐震機電07 機器・配管系に対する分類の考え方)においてその考え方を示す。
- ※2： 評価内容及び変更点については設備ごとに解析モデルの変更、評価手法の変更、計算諸元の精緻化等、変更内容が多様であることから、代表として説明する内容については添付-6-3-1～添付-6-3-3にて示す。
- ※3： 本表における設備名称については、設工認申請にて示している。第6条要求の設備を対象として記載しており、第6条要求以外の設備（併録含む）については後次回申請以降で示す。
- ※4： グラト等については支持方法が配管と同様であるため、評価手法としては配管と同じ標準支持間隔法を適用した評価を行っている。そのため、本表においては、配管とグラトに対する標準支持間隔を統合し、共通的な設備名称として配管系標準支持間隔と示している。
- ※5： 本表における説明事項の詳細は添付-6-1にて示す。
- ※6： 説明範囲については第1回申請範囲までを示しており、後次回以降の範囲は随時説明する。

【凡例】

- ★：ヒアリングにおいて説明すべき項目（再処理事業所全体に共通する事項） ※ヒアリングで説明を行う申請回数。
- ☆：ヒアリングにおいて説明すべき項目（再処理事業所全体に共通する事項） ※先の申請回数において説明済のため、資料提出のみを予定。
- ：ヒアリングにおいて説明すべき項目（各機器・配管系それぞれについて個別に説明すべき事項） ※ヒアリングで説明を行う代表説明設備。
- ：ヒアリングにおいて説明すべき項目（各機器・配管系それぞれについて個別に説明すべき事項） ※代表説明設備で全体の考え方を示しているため、資料提出のみを予定。
- ：該当なし

【機器】

申請 回数	施設 区分	主な説明事項 ^{※1}		(1)事業許可との整合性に関する説明事項			(2)設工認 からの変更点 に係る説明事項	(3)新規基準 における追加要求 事項に係る説明事項	(4)その他先行発電プラントの審査実績を踏まえた説明事項等																		
				一関東 の鉛直地震動	重大事故評価における 評価実施内容	可搬型SA	設備の評価内容 及び変更点	水平2方向に対する 影響評価	鉛直方向の動的 地震力考慮 による設備の 浮き上がり等の 影響	動的地震力の SRSS組合せ	下位クラス施 設の波及的影響	Sd評価結果 の記載方法	耐震設備の 固有周期算出	配管支持構造 物の耐震性確 認方法	配管設計にお ける考慮事項	配管系の評価 手法	材料物性の ばらつき	動的機能維持 評価手法の適 用	最新知見として 得られた減衰 定数の適用	隣接建屋 影響確認	動的機能維持 に対する評価 内容	電気盤機能維 持に適用する 水平方向地震 力	等価繰返し回 数	屋内設備の アンカー定着部	機電設備の耐 震計算書作成	定型式への 最新知見の反 映	液化化に対す る影響確認
		設備名称 ^{※3,※4}	補足説明資料	耐震機電12	後次回	後次回	耐震機電13	耐震機電10	耐震機電01	耐震機電02	耐震機電03	耐震機電09	耐震機電○	耐震機電06	耐震機電15	耐震機電16	耐震機電11	耐震機電14	後次回	後次回	後次回	後次回	後次回	後次回	後次回	後次回	後次回
第2回以降	再処理施設	第1,第2高性能粒子フィルA	前処理建屋																								
第2回以降	再処理施設	第1,第2高性能粒子フィルB,C	前処理建屋																								
第2回以降	再処理施設	第1,第2高性能粒子フィルD	前処理建屋																								
第2回以降	再処理施設	よう素フィルA	前処理建屋																								
第2回以降	再処理施設	よう素フィルB,C	前処理建屋																								
第2回以降	再処理施設	よう素フィルD	前処理建屋																								
第2回以降	再処理施設	溶解槽A吐排気前置フィルA 溶解槽B吐排気前置フィルA せん断機・溶解槽A保守吐排気前置フィルA せん断機・溶解槽B保守吐排気前置フィルA	前処理建屋																								
第2回以降	再処理施設	溶解槽A吐排気前置フィル(B~D) 溶解槽B吐排気前置フィル(B~D) せん断機・溶解槽A保守吐排気前置フィル(B~D) せん断機・溶解槽B保守吐排気前置フィル(B~D)	前処理建屋																								
第2回以降	再処理施設	溶解槽A吐排気前置フィルE 溶解槽B吐排気前置フィルE せん断機・溶解槽A保守吐排気前置フィルE せん断機・溶解槽B保守吐排気前置フィルE	前処理建屋																								
第2回以降	再処理施設	第1,第2高性能粒子フィルA	分離建屋																								
第2回以降	再処理施設	第1,第2高性能粒子フィルB,C,D,E	分離建屋																								
第2回以降	再処理施設	よう素フィルA,C	分離建屋																								
第2回以降	再処理施設	よう素フィルB,D	分離建屋																								
第2回以降	再処理施設	第1,第2高性能粒子フィルA,B,C,D	分離建屋																								
第2回以降	再処理施設	第1,第2高性能粒子フィルE	分離建屋																								
第2回以降	再処理施設	第1,第2高性能粒子フィルA	精製建屋																								
第2回以降	再処理施設	第1,第2高性能粒子フィルB	精製建屋																								
第2回以降	再処理施設	第1,第2高性能粒子フィルC	精製建屋																								
第2回以降	再処理施設	よう素フィルA	精製建屋																								
第2回以降	再処理施設	よう素フィルB	精製建屋																								
第2回以降	再処理施設	よう素フィルC	精製建屋																								
第2回以降	再処理施設	第1,第2高性能粒子フィルA	精製建屋																								
第2回以降	再処理施設	第1,第2高性能粒子フィルB	精製建屋																								
第2回以降	再処理施設	第1,第2高性能粒子フィルC	精製建屋																								
第2回以降	再処理施設	第1,第2高性能粒子フィルA	高レベル廃液ガラス固化建屋																								
第2回以降	再処理施設	第1,第2高性能粒子フィルB	高レベル廃液ガラス固化建屋																								
第2回以降	再処理施設	第1,第2高性能粒子フィルA	高レベル廃液ガラス固化建屋																								
第2回以降	再処理施設	第1,第2高性能粒子フィルB	高レベル廃液ガラス固化建屋																								
第2回以降	再処理施設	よう素フィルA	高レベル廃液ガラス固化建屋																								
第2回以降	再処理施設	よう素フィルB	高レベル廃液ガラス固化建屋																								
第2回以降	再処理施設	よう素フィルC	高レベル廃液ガラス固化建屋																								
第2回以降	再処理施設	よう素フィルA	高レベル廃液ガラス固化建屋																								
第2回以降	再処理施設	よう素フィルB	高レベル廃液ガラス固化建屋																								
第2回以降	再処理施設	よう素フィルC	高レベル廃液ガラス固化建屋																								

当該範囲については、後次回申請にて示す。

今回設工認における主な説明事項（機器・配管系）

（青枠は第1回申請における説明範囲を示す。）

【注記】
 ※1：本表の設備に対する説明は類型化を活用した上で行うため、補足説明資料(耐震機電07 機器・配管系に対する分類の考え方)においてその考え方を示す。
 ※2：評価内容及び変更点については設備ごとに解析モデルの変更、評価手法の変更、計算諸元の精緻化等、変更内容が多様であることから、代表として説明する内容については添付-6-3-1～添付-6-3-3にて示す。
 ※3：本表における設備名称については、既設工認申請にて示している、第6条要求の設備を対象として記載しており、第6条要求以外の設備（併類含む）については後次回申請以降で示す。
 ※4：ダクト等については支持方法が配管と同様であるため、評価手法としては配管と同じ標準支持間隔法を適用した評価を行っている。そのため、本表においては、配管とダクトに対する標準支持間隔を統合し、共通的な設備名称として配管系標準支持間隔と示している。
 ※5：本表における説明事項の詳細は添付-6-1にて示す。
 ※6：説明範囲については第1回申請範囲までを示しており、後次回以降の範囲は随時説明する。

【凡例】
 ★：ヒアリングにおいて説明すべき項目（再処理事業所全体に共通する事項） ※ヒアリングで説明を行う申請回次。
 ☆：ヒアリングにおいて説明すべき項目（再処理事業所全体に共通する事項） ※先の申請回次において説明済のため、資料提出のみを予定。
 ●：ヒアリングにおいて説明すべき項目（各機器・配管系それぞれについて個別に説明すべき事項） ※ヒアリングで説明を行う代表説明設備。
 ○：ヒアリングにおいて説明すべき項目（各機器・配管系それぞれについて個別に説明すべき事項） ※代表説明設備で全体の考え方を示しているため、資料提出のみを予定。
 —：該当なし

【機器】

申請 回次	施設 区分	主な説明事項 ^{※1}		(1)事業許可との整合性に関する説明事項			(2)既設工認 からの変更点 に係る説明事項	(3)新規基準 における追加要求事項 に係る説明事項	(4)その他先行発電プラントの審査実績を踏まえた説明事項等																		
				一関東 の鉛直地震動	重大事故評価における 評価実施内容	可搬型SA	設備の評価内容及び 変更点	水平2方向に対する 影響評価	鉛直方向の動的 地震力考慮による設備の 浮き上がり等の影響	動的地震力の SRSS組合せ	下位クラス施設 の波及的影響	Sd評価結果 の記載方法	耐な設備の 固有周期算出	配管支持構造 物の耐震性確認 方法	配管設計にお ける考慮事項	配管系の評価 手法	材料物性の ばらつき	動的機能維持 評価手法の適 用	最新知見として 得られた減衰 定数の適用	隣接建屋 影響確認	動的機能維持 に対する評価 内容	電気盤機能維 持に適用する 水平方向地震 力	等価繰返し回 数	屋内設備の アンカー定着部	機電設備の耐 震計算書作成	定型式への 最新知見の反 映	液状化に対す る影響確認
		設備名称 ^{※3,※4}	補足説明資料	耐震機電12	後次回	後次回	耐震機電13	耐震機電10	耐震機電01	耐震機電02	耐震機電03	耐震機電09	耐震機電○	耐震機電06	耐震機電15	耐震機電16	耐震機電11	耐震機電14	後次回	後次回	後次回	後次回	後次回	後次回	後次回	後次回	後次回
第2回以降	再処理施設	第1酸化塔 ^{※1}	精製建屋	当該範囲については、後次回申請にて示す。																							
第2回以降	再処理施設	第1脱カ ^{※1}	精製建屋																								
第2回以降	再処理施設	第2酸化塔供給 ^{※1}	精製建屋																								
第2回以降	再処理施設	第2酸化塔 ^{※1}	精製建屋																								
第2回以降	再処理施設	第2脱カ ^{※1}	精製建屋																								

今回設工認における主な説明事項（機器・配管系）

（青枠は第1回申請における説明範囲を示す。）

【注記】

- ※1：本表の設備に対する説明は類型化を活用した上で行うため、補足説明資料(耐震機電07 機器・配管系に対する分類の考え方)においてその考え方を示す。
- ※2：評価内容及び変更点については設備ごとに解析モデルの変更、評価手法の変更、計算諸元の精緻化等、変更内容が多様であることから、代表として説明する内容については添付-6-3-1～添付-6-3-3にて示す。
- ※3：本表における設備名称については、設工認申請にて示している、第6条要求の設備を対象として記載しており、第6条要求以外の設備（併類含む）については後次回申請以降で示す。
- ※4：ダクト等については支持方法が配管と同様であるため、評価手法としては配管と同じ標準支持間隔法を適用した評価を行っている。そのため、本表においては、配管とダクトに対する標準支持間隔を統合し、共通的な設備名称として配管標準支持間隔と示している。
- ※5：本表における説明事項の詳細は添付-6-1にて示す。
- ※6：説明範囲については第1回申請範囲までを示しており、後次回以降の範囲は随時説明する。

【凡例】

- ★：ヒアリングにおいて説明すべき項目（再処理事業所全体に共通する事項） ※ヒアリングで説明を行う申請回数。
- ☆：ヒアリングにおいて説明すべき項目（再処理事業所全体に共通する事項） ※先の申請回数において説明済のため、資料提出のみを予定。
- ：ヒアリングにおいて説明すべき項目（各機器・配管系それぞれについて個別に説明すべき事項） ※ヒアリングで説明を行う代表説明設備。
- ：ヒアリングにおいて説明すべき項目（各機器・配管系それぞれについて個別に説明すべき事項） ※代表説明設備で全体の考え方を示しているため、資料提出のみを予定。
- ：該当なし

【機器】

申請 回数	施設 区分	主な説明事項 ^{※1}		(1)事業許可との整合性に関する説明事項			(2)既設工認 からの変更点 に係る説明事項	(3)新規制基準 における追加要求事 項に係る説明事項	(4)その他先行発電プラントの審査実績を踏まえた説明事項等																		
				一関東 の鉛直地震動	重大事故評価における 評価実施内容	可搬型SA			設備の評価内容及び 変更点	水平2方向に対する 影響評価	鉛直方向の動的 地震力考慮による設備の 浮き上がり等の 影響	動的地震力の SRSS組合せ	下位クラス施 設の波及的影響	Sd評価結果 の記載方法	耐震設備の 固有周期算出	配管支持構造 物の耐震性確 認方法	配管設計にお ける考慮事項	配管系の評価 手法	材料物性 のばらつき	動的機能維持 評価手法の適 用	最新知見として 得られた減衰 定数の適用	隣接建屋 影響確認	動的機能維持 に対する評価 内容	電気盤機能維 持に適用する 水平方向地震 力	等価繰返し回 数	屋内設備の アンカー定着部	機電設備の耐 震計算書作成
		設備名称 ^{※3,※4}	補足説明資料	耐震機電12	後次回	後次回	耐震機電13	耐震機電10	耐震機電01	耐震機電02	耐震機電03	耐震機電09	耐震機電○	耐震機電06	耐震機電15	耐震機電16	耐震機電11	耐震機電14	後次回	後次回	後次回	後次回	後次回	後次回	後次回	後次回	後次回
第2回以降	再処理施設	アルミニウム溶液受槽	分離建屋																								
第2回以降	再処理施設	アルミニウム溶液中間貯槽	分離建屋																								
第2回以降	再処理施設	第1一時貯留処理槽	分離建屋																								
第2回以降	再処理施設	第7一時貯留処理槽	分離建屋																								
第2回以降	再処理施設	第8一時貯留処理槽	分離建屋																								
第2回以降	再処理施設	第2一時貯留処理槽	分離建屋																								
第2回以降	再処理施設	第5一時貯留処理槽	分離建屋																								
第2回以降	再処理施設	第1一時貯留処理槽	精製建屋																								
第2回以降	再処理施設	第2一時貯留処理槽	精製建屋																								
第2回以降	再処理施設	第3一時貯留処理槽	精製建屋																								
第2回以降	再処理施設	第4一時貯留処理槽	精製建屋																								
第2回以降	再処理施設	アルミニウム溶液供給槽	精製建屋																								
第2回以降	再処理施設	アルミニウム溶液受槽	精製建屋																								
第2回以降	再処理施設	油水分離槽	精製建屋																								
第2回以降	再処理施設	アルミニウム濃縮缶供給槽	精製建屋																								
第2回以降	再処理施設	アルミニウム溶液一時貯槽	精製建屋																								
第2回以降	再処理施設	アルミニウム濃縮液受槽	精製建屋																								
第2回以降	再処理施設	リサイクル槽	精製建屋																								
第2回以降	再処理施設	希釈槽	精製建屋																								
第2回以降	再処理施設	アルミニウム濃縮液一時貯槽	精製建屋																								
第2回以降	再処理施設	アルミニウム濃縮液計量槽	精製建屋																								
第2回以降	再処理施設	アルミニウム濃縮液中間貯槽	精製建屋																								

当該範囲については、後次回申請にて示す。

今回設工認における主な説明事項（機器・配管系）

（青枠は第1回申請における説明範囲を示す。）

【注記】

- ※1：本表の設備に対する説明は類型化を活用した上で行うため、補足説明資料(耐震機電07 機器・配管系に対する分類の考え方)においてその考え方を示す。
- ※2：評価内容及び変更点については設備ごとに解析モデルの変更、評価手法の変更、計算諸元の精緻化等、変更内容が多様であることから、代表として説明する内容については添付-6-3-1～添付-6-3-3にて示す。
- ※3：本表における設備名称については、既設工認申請にて示している、第6条要求の設備を対象として記載しており、第6条要求以外の設備（併類含む）については後次回申請以降で示す。
- ※4：ダクト等については支持方法が配管と同様であるため、評価手法としては配管と同じ標準支持間隔法を適用した評価を行っている。そのため、本表においては、配管とダクトに対する標準支持間隔を統合し、共通的な設備名称として配管系標準支持間隔と示している。
- ※5：本表における説明事項の詳細は添付-6-1にて示す。
- ※6：説明範囲については第1回申請範囲までを示しており、後次回以降の範囲は随時説明する。

【凡例】

- ★：ヒアリングにおいて説明すべき項目（再処理事業所全体に共通する事項） ※ヒアリングで説明を行う申請回数。
- ☆：ヒアリングにおいて説明すべき項目（再処理事業所全体に共通する事項） ※先の申請回数において説明済のため、資料提出のみを予定。
- ：ヒアリングにおいて説明すべき項目（各機器・配管系それぞれについて個別に説明すべき事項） ※ヒアリングで説明を行う代表説明設備。
- ：ヒアリングにおいて説明すべき項目（各機器・配管系それぞれについて個別に説明すべき事項） ※代表説明設備で全体の考え方を示しているため、資料提出のみを予定。
- ：該当なし

【機器】

申請 回数	施設 区分	主な説明事項 ^{※1}		(1)事業許可との整合性に関する説明事項			(2)既設工認 からの変更点 に係る説明事項	(3)新規基準 における追加要求事 項に係る説明事項	(4)その他先行発電プラントの審査実績を踏まえた説明事項等																		
				一関東 の鉛直地震動	重大事故評価における 評価実施内容	可搬型SA			設備の評価内容及び 変更点	鉛直方向の動的 地震力考慮による設備の 浮き上がり等の 影響	鉛直方向の動的 地震力考慮による設備の 浮き上がり等の 影響	動的地震力の SRSS組合せ	下位クラス施設 の波及的影響	Sd評価結果 の記載方法	耐震設備の 固有周期算出	配管支持構造 物の耐震性確認 方法	配管設計にお ける考慮事項	配管系の評価 手法	材料物性の ばらつき	動的機能維持 評価手法の適 用	最新知見として 得られた減衰 定数の適用	隣接建屋 影響確認	動的機能維持 に対する評価 内容	電気盤機能維 持に適用する 水平方向地震 力	等価繰返し回 数	屋内設備の アンカー定着部	機電設備の耐 震計算書作成
		設備名称 ^{※3,※4}	補足説明資料	耐震機電12	後次回	後次回			耐震機電13	耐震機電10	耐震機電01	耐震機電02	耐震機電03	耐震機電09	耐震機電○	耐震機電06	耐震機電15	耐震機電16	耐震機電11	耐震機電14	後次回	後次回	後次回	後次回	後次回	後次回	後次回
第2回以降	再処理施設	抽出塔	精製建屋	当該範囲については、後次回申請にて示す。																							
第2回以降	再処理施設	核分裂生成物洗浄塔	精製建屋																								
第2回以降	再処理施設	TBP洗浄塔	精製建屋																								
第2回以降	再処理施設	逆抽出塔	精製建屋																								
第2回以降	再処理施設	ウラン洗浄塔	精製建屋																								

今回設工認における主な説明事項（機器・配管系）

（青枠は第1回申請における説明範囲を示す。）

【注記】

- ※1：本表の設備に対する説明は類型化を活用した上で行うため、補足説明資料(耐震機電07 機器・配管系に対する分類の考え方)においてその考え方を示す。
- ※2：評価内容及び変更点については設備ごとに解析モデルの変更、評価手法の変更、計算諸元の精緻化等、変更内容が多様であることから、代表として説明する内容については添付-6-3-1～添付-6-3-3にて示す。
- ※3：本表における設備名称については、設工認申請にて示している、第6条要求の設備を対象として記載しており、第6条要求以外の設備（併類含む）については後次回申請以降で示す。
- ※4：ダクト等については支持方法が配管と同様であるため、評価手法としては配管と同じ標準支持間隔法を適用した評価を行っている。そのため、本表においては、配管とダクトに対する標準支持間隔を統合し、共通的な設備名称として配管系標準支持間隔と示している。
- ※5：本表における説明事項の詳細は添付-6-1にて示す。
- ※6：説明範囲については第1回申請範囲までを示しており、後次回以降の範囲は随時説明する。

【凡例】

- ★：ヒアリングにおいて説明すべき項目（再処理事業所全体に共通する事項） ※ヒアリングで説明を行う申請回数。
- ☆：ヒアリングにおいて説明すべき項目（再処理事業所全体に共通する事項） ※先の申請回数において説明済のため、資料提出のみを予定。
- ：ヒアリングにおいて説明すべき項目（各機器・配管系それぞれについて個別に説明すべき事項） ※ヒアリングで説明を行う代表説明設備。
- ：ヒアリングにおいて説明すべき項目（各機器・配管系それぞれについて個別に説明すべき事項） ※代表説明設備で全体の考え方を示しているため、資料提出のみを予定。
- ：該当なし

【機器】

申請 回数	施設 区分	主な説明事項 ^{※1}		(1)事業許可との整合性に関する説明事項			(2)設工認 からの変更点 に係る説明事項	(3)新規基準 における追加要求事 項に係る説明事項	(4)その他先行発電プラントの審査実績を踏まえた説明事項等																		
				一関東 の鉛直地震動	重大事故評価における 評価実施内容	可搬型SA	設備の評価内容 及び変更点	水平2方向に対する 影響評価	鉛直方向の動 的地震力考慮 による設備の 浮き上がり等の 影響	動的地震力の SRSS組合せ	下位クラス施 設の波及的影響	Sd評価結果 の記載方法	耐な設備の 固有周期算出	配管支持構造 物の耐震性確 認方法	配管設計にお ける考慮事項	配管系の評価 手法	材料物性 のばらつき	動的機能維持 評価手法の適 用	最新知見として 得られた減衰 定数の適用	隣接建屋 影響確認	動的機能維持 に対する評価 内容	電気盤機能維 持に適用する 水平方向地震 力	等価繰返し回 数	屋内設備の アンカー定着部	機電設備の耐 震計算書作成	定型式への 最新知見の反 映	液化化に対す る影響確認
		設備名称 ^{※3,※4}	補足説明資料	耐震機電12	後次回	後次回	耐震機電13	耐震機電10	耐震機電01	耐震機電02	耐震機電03	耐震機電09	耐震機電○	耐震機電06	耐震機電15	耐震機電16	耐震機電11	耐震機電14	後次回	後次回	後次回	後次回	後次回	後次回	後次回	後次回	後次回
第2回以降	再処理施設	第1酸化塔	精製建屋	当該範囲については、後次回申請にて示す。																							
第2回以降	再処理施設	第1脱カ ^ス 塔	精製建屋																								
第2回以降	再処理施設	第2酸化塔	精製建屋																								
第2回以降	再処理施設	第2脱カ ^ス 塔	精製建屋																								

今回設工認における主な説明事項（機器・配管系）

（青枠は第1回申請における説明範囲を示す。）

【注記】

- ※1：本表の設備に対する説明は類型化を活用した上で行うため、補足説明資料(耐震機電07 機器・配管系に対する分類の考え方)においてその考え方を示す。
- ※2：評価内容及び変更点については設備ごとに解析モデルの変更、評価手法の変更、計算諸元の精緻化等、変更内容が多様であることから、代表として説明する内容については添付-6-3-1～添付-6-3-3にて示す。
- ※3：本表における設備名称については、既設工認申請にて示している、第6条要求の設備を対象として記載しており、第6条要求以外の設備（併類含む）については後次回申請以降で示す。
- ※4：ダクト等については支持方法が配管と同様であるため、評価手法としては配管と同じ標準支持間隔法を適用した評価を行っている。そのため、本表においては、配管とダクトに対する標準支持間隔を統合し、共通的な設備名称として配管系標準支持間隔と示している。
- ※5：本表における説明事項の詳細は添付-6-1にて示す。
- ※6：説明範囲については第1回申請範囲までを示しており、後次回以降の範囲は随時説明する。

【凡例】

- ★：ヒアリングにおいて説明すべき項目（再処理事業所全体に共通する事項） ※ヒアリングで説明を行う申請回数。
- ☆：ヒアリングにおいて説明すべき項目（再処理事業所全体に共通する事項） ※先の申請回数において説明済のため、資料提出のみを予定。
- ：ヒアリングにおいて説明すべき項目（各機器・配管系それぞれについて個別に説明すべき事項） ※ヒアリングで説明を行う代表説明設備。
- ：ヒアリングにおいて説明すべき項目（各機器・配管系それぞれについて個別に説明すべき事項） ※代表説明設備で全体の考え方を示しているため、資料提出のみを予定。
- ：該当なし

【機器】

申請 回数	施設 区分	主な説明事項 ^{※1}		(1)事業許可との整合性に関する説明事項			(2)既設工認 からの変更点 に係る説明事項	(3)新規基準 における追加要求事 項に係る説明事項	(4)その他先行発電プラントの審査実績を踏まえた説明事項等																		
				一関東 の鉛直地震動	重大事故評価における 評価実施内容	可搬型SA	設備の評価内容 及び変更点	水平2方向に対する 影響評価	鉛直方向の動 的地震力考慮 による設備の 浮き上がり等の 影響	動的地震力の SRSS組合せ	下位クラス施 設の波及的影響	Sd評価結果 の記載方法	耐な設備の 固有周期算出	配管支持構造 物の耐震性確 認方法	配管設計にお ける考慮事項	配管系の評価 手法	材料物性 のばらつき	動的機能維持 評価手法の適 用	最新知見として 得られた減衰 定数の適用	隣接建屋 影響確認	動的機能維持 に対する評価 内容	電気盤機能維 持に適用する 水平方向地震 力	等価繰返し回 数	屋内設備の アンカー定着部	機電設備の耐 震計算書作成	定型式への 最新知見の反 映	液化化に対 する影響確認
		設備名称 ^{※3,※4}	補足説明資料	耐震機電12	後次回	後次回	耐震機電13	耐震機電10	耐震機電01	耐震機電02	耐震機電03	耐震機電09	耐震機電○	耐震機電06	耐震機電15	耐震機電16	耐震機電11	耐震機電14	後次回	後次回	後次回	後次回	後次回	後次回	後次回	後次回	後次回
第2回以降	再処理施設	プルトニウム溶液TBP洗浄器	分離建屋	当該範囲については、後次回申請にて示す。																							
第2回以降	再処理施設	プルトニウム洗浄器	分離建屋																								
第2回以降	再処理施設	第1洗浄器	分離建屋																								
第2回以降	再処理施設	T B P 洗浄器	精製建屋																								

今回設工認における主な説明事項（機器・配管系）

（青枠は第1回申請における説明範囲を示す。）

【注記】

- ※1：本表の設備に対する説明は類型化を活用した上で行われ、補足説明資料「耐震機電07 機器・配管系に対する分類の考え方」においてその考え方を示す。
- ※2：評価内容及び変更点については設備ごとに解析モデルの変更、評価手法の変更、計算連元の精緻化等、変更内容が多様であることから、代表として説明する内容については添付-6-3-1～添付-6-3-3にて示す。
- ※3：本表における設備名称については、設工認申請にて示している、第6条要求の設備を対象として記載しており、第6条要求以外の設備（併称含む）については後次回申請以降で示す。
- ※4：ダクト等については支持方法が配管と同様であるため、評価手法としては配管と同じ標準支持間隔法を適用した評価を行っている。そのため、本表においては、配管とダクトに対する標準支持間隔を統合し、共通的な設備名称として配管系標準支持間隔と示している。
- ※5：本表における説明事項の詳細は添付-6-1にて示す。
- ※6：説明範囲については第1回申請範囲までを示しており、後次回以降の範囲は随時説明する。

【凡例】

- ★：ヒアリングにおいて説明すべき項目（再処理事業所全体に共通する事項） ※ヒアリングで説明を行う申請回数。
- ☆：ヒアリングにおいて説明すべき項目（再処理事業所全体に共通する事項） ※先の申請回数において説明済のため、資料提出のみを予定。
- ：ヒアリングにおいて説明すべき項目（各機器・配管系それぞれについて個別に説明すべき事項） ※ヒアリングで説明を行う代表説明設備。
- ：ヒアリングにおいて説明すべき項目（各機器・配管系それぞれについて個別に説明すべき事項） ※代表説明設備で全体の考え方を示しているため、資料提出のみを予定。
- ：該当なし

【機器】

申請 回数	施設 区分	主な説明事項 ^{※1}		(1)事業許可との整合性に関する説明事項			(2)既設工認 からの変更点 に係る説明事項	(3)新規基準 における追加要求事 項に係る説明事項	(4)その他先行発電プラントの審査実績を踏まえた説明事項等																		
				一関東 の鉛直地震動	重大事故評価における 評価実施内容	可搬型SA			設備の評価内容 及び変更点	水平2方向に対する 影響評価	鉛直方向の動 的地震力考慮 による設備の 浮き上がり等の 影響	動的地震力の SRSS組合せ	下位クラス施 設の波及的影響	Sd評価結果 の記載方法	耐震設備の 固有周期算出	配管支持構造 物の耐震性確 認方法	配管設計にお ける考慮事項	配管系の評価 手法	材料物性 のばらつき	動的機能維持 評価手法の適 用	最新知見として 得られた減衰 定数の適用	隣接建屋 影響確認	動的機能維持 に対する評価 内容	電気盤機能維 持に適用する 水平方向地震 力	等価繰返し回 数	屋内設備の アンカー定着部	機電設備の耐 震計算書作成
		設備名称 ^{※3,※4}	補足説明資料	耐震機電12	後次回	後次回	耐震機電13	耐震機電10	耐震機電01	耐震機電02	耐震機電03	耐震機電09	耐震機電○	耐震機電06	耐震機電15	耐震機電16	耐震機電11	耐震機電14	後次回	後次回	後次回	後次回	後次回	後次回	後次回	後次回	後次回
第2回以降	再処理施設	プルトニウム濃縮液ポンプAグローブボックス	精製建屋																								
第2回以降	再処理施設	プルトニウム濃縮液ポンプEグローブボックス	精製建屋																								
第2回以降	再処理施設	プルトニウム濃縮液ポンプDグローブボックス	精製建屋																								
第2回以降	再処理施設	プルトニウム濃縮液ポンプCグローブボックス	精製建屋																								
第2回以降	再処理施設	プルトニウム濃縮液弁グローブボックス	精製建屋																								
第2回以降	再処理施設	プルトニウム濃縮液ポンプBグローブボックス	精製建屋																								
第2回以降	再処理施設	硝酸プルトニウム移送グローブボックス	ウラン・プルトニウム混合脱硝 建屋																								
第2回以降	再処理施設	定量ボットグローブボックスA	ウラン・プルトニウム混合脱硝 建屋																								
第2回以降	再処理施設	定量ボットグローブボックスB	ウラン・プルトニウム混合脱硝 建屋																								
第2回以降	再処理施設	一時貯槽第1グローブボックス	ウラン・プルトニウム混合脱硝 建屋																								
第2回以降	再処理施設	一時貯槽第2グローブボックス	ウラン・プルトニウム混合脱硝 建屋																								
第2回以降	再処理施設	脱硝装置グローブボックスA, B	ウラン・プルトニウム混合脱硝 建屋																								
第2回以降	再処理施設	脱硝血取扱装置第1グローブボックスA, B	ウラン・プルトニウム混合脱硝 建屋																								
第2回以降	再処理施設	脱硝血取扱装置第2グローブボックスA, B	ウラン・プルトニウム混合脱硝 建屋																								
第2回以降	再処理施設	脱硝血取扱装置第3グローブボックスA, B	ウラン・プルトニウム混合脱硝 建屋																								
第2回以降	再処理施設	脱硝血取扱装置第4グローブボックスA, B	ウラン・プルトニウム混合脱硝 建屋																								
第2回以降	再処理施設	廃ガス処理第1グローブボックス	ウラン・プルトニウム混合脱硝 建屋																								
第2回以降	再処理施設	廃ガス処理第2グローブボックス	ウラン・プルトニウム混合脱硝 建屋																								
第2回以降	再処理施設	廃ガス処理第3グローブボックス	ウラン・プルトニウム混合脱硝 建屋																								
第2回以降	再処理施設	脱硝廃ガス処理グローブボックス	ウラン・プルトニウム混合脱硝 建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	ウラン粉末払出装置	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	原料MOX粉末左取装置	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	原料MOX粉末秤量・分取装置A	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	原料MOX粉末秤量・分取装置B	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	ウラン粉末・回収粉末秤量・分取装置	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	予備混合装置	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	一次混合装置A	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	一次混合装置B	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	一次混合粉末秤量・分取装置	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	ウラン粉末秤量・分取装置	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	均一化混合装置	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	造粒装置	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	添加剤混合装置A	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	添加剤混合装置B	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	原料MOX分析試料採取装置	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	分析試料採取・詰替装置	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	回収粉末処理・詰替装置	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	回収粉末微粉砕装置	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	回収粉末処理・混合装置	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	再生スクラップ培焼処理装置	燃料加工建屋																								

当該範囲については、後次回申請にて示す。

今回設工認における主な説明事項（機器・配管系）

（青枠は第1回申請における説明範囲を示す。）

【注記】

- ※1： 本表の設備に対する説明は類型化を活用した上で行うため、補足説明資料(耐震機電07 機器・配管系に対する分類の考え方)においてその考え方を示す。
- ※2： 評価内容及び変更点については設備ごとに解析モデルの変更、評価手法の変更、計算連元の精緻化等、変更内容が多様であることから、代表として説明する内容については添付-6-3-1～添付-6-3-3にて示す。
- ※3： 本表における設備名称については、設工認申請にて示している、第6条要求の設備を対象として記載しており、第6条要求以外の設備（併称含む）については後次回申請以降で示す。
- ※4： グラト等については支持方法が配管と同様であるため、評価手法としては配管と同じ標準支持間隔法を適用した評価を行っている。そのため、本表においては、配管とグラトに対する標準支持間隔を統合し、共通的な設備名称として配管系標準支持間隔と示している。
- ※5： 本表における説明事項の詳細は添付-6-1にて示す。
- ※6： 説明範囲については第1回申請範囲までを示しており、後次回以降の範囲は随時説明する。

【凡例】

- ★：ヒアリングにおいて説明すべき項目（再処理事業所全体に共通する事項） ※ヒアリングで説明を行う申請回数。
- ☆：ヒアリングにおいて説明すべき項目（再処理事業所全体に共通する事項） ※先の申請回数において説明済のため、資料提出のみを予定。
- ：ヒアリングにおいて説明すべき項目（各機器・配管系それぞれについて個別に説明すべき事項） ※ヒアリングで説明を行う代表説明設備。
- ：ヒアリングにおいて説明すべき項目（各機器・配管系それぞれについて個別に説明すべき事項） ※代表説明設備で全体の考え方を示しているため、資料提出のみを予定。
- ：該当なし

【機器】

申請 回数	施設 区分	主な説明事項 ^{※1}		(1)事業許可との整合性に関する説明事項			(2)既設工認 からの変更点 に係る説明事項	(3)新規基準 における追加要求事 項に係る説明事項	(4)その他先行発電プラントの審査実績を踏まえた説明事項等																		
				一関東 の鉛直地震動	重大事故評価における 評価実施内容	可搬型SA	設備の評価内容 及び変更点	水平2方向に対する 影響評価	鉛直方向の動 的地震力考慮 による設備の 浮き上がり等の 影響	動的地震力の SRSS組合せ	下位クラス施 設の波及的影 響	Sd評価結果 の記載方法	耐な設備の 固有周期算出	配管支持構造 物の耐震性確 認方法	配管設計にお ける考慮事項	配管系の評価 手法	材料物性 のばらつき	動的機能維持 評価手法の適 用	最新知見として 得られた減衰 定数の適用	隣接建屋 影響確認	動的機能維持 に対する評価 内容	電気盤機能維 持に適用する 水平方向地震 力	等価繰返し回 数	屋内設備の アンカー定着部	機電設備の耐 震計算書作成	定型式への 最新知見の反 映	液化化に対す る影響確認
		設備名称 ^{※3,※4}	補足説明資料	耐震機電12	後次回	後次回	耐震機電13	耐震機電10	耐震機電01	耐震機電02	耐震機電03	耐震機電09	耐震機電○	耐震機電06	耐震機電15	耐震機電16	耐震機電11	耐震機電14	後次回	後次回	後次回	後次回	後次回	後次回	後次回	後次回	後次回
第2回以降	MOX燃料加工施設	再生スクラップ受払装置	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	容器移送装置-1	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	容器移送装置-2	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	容器移送装置-3	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	容器移送装置-4	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	容器移送装置-5	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	容器移送装置-6	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	原料粉末搬送装置-1	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	原料粉末搬送装置-2	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	原料粉末搬送装置-3	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	原料粉末搬送装置-4	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	原料粉末搬送装置-5	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	原料粉末搬送装置-6	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	再生スクラップ搬送装置	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	添加剤混合粉末搬送装置	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	調整粉末搬送装置-1	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	調整粉末搬送装置-2	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	調整粉末搬送装置-3	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	調整粉末搬送装置-4	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	調整粉末搬送装置-5	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	調整粉末搬送装置-6	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	調整粉末搬送装置-7	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	調整粉末搬送装置-8	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	調整粉末搬送装置-9	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	調整粉末搬送装置-11	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	調整粉末搬送装置-13	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	調整粉末搬送装置-14	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	調整粉末搬送装置-16	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	調整粉末搬送装置-19	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	調整粉末搬送装置-20	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	プレス装置 A (粉末取扱部)	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	プレス装置 B (粉末取扱部)	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	プレス装置 A (プレス部)	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	プレス装置 B (プレス部)	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	空焼結ボート取扱装置	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	グリーンベレット積込装置A	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	グリーンベレット積込装置B	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	焼結ボート供給装置A	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	焼結ボート供給装置B	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	焼結ボート供給装置C	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	焼結ボート取出装置A	燃料加工建屋																								

当該範囲については、後次回申請にて示す。

今回設工認における主な説明事項（機器・配管系）

（青枠は第1回申請における説明範囲を示す。）

【注記】

- ※1：本表の設備に対する説明は類型化を活用した上で行うため、補足説明資料(耐震機電07 機器・配管系に対する分類の考え方)においてその考え方を示す。
- ※2：評価内容及び変更点については設備ごとに解析モデルの変更、評価手法の変更、計算連元の精緻化等、変更内容が多様であることから、代表として説明する内容については添付-6-3-1～添付-6-3-3にて示す。
- ※3：本表における設備名称については、設工認申請にて示している、第6条要求の設備を対象として記載しており、第6条要求以外の設備（弁類含む）については後次回申請以降で示す。
- ※4：ダクト等については支持方法が配管と同様であるため、評価手法としては配管と同じ標準支持間隔法を適用した評価を行っている。そのため、本表においては、配管とダクトに対する標準支持間隔を統合し、共通的な設備名称として配管系標準支持間隔と示している。
- ※5：本表における説明事項の詳細は添付-6-1にて示す。
- ※6：説明範囲については第1回申請範囲までを示しており、後次回以降の範囲は随時説明する。

【凡例】

- ★：ヒアリングにおいて説明すべき項目（再処理事業所全体に共通する事項） ※ヒアリングで説明を行う申請回数。
- ☆：ヒアリングにおいて説明すべき項目（再処理事業所全体に共通する事項） ※先の申請回数において説明済のため、資料提出のみを予定。
- ：ヒアリングにおいて説明すべき項目（各機器・配管系それぞれについて個別に説明すべき事項） ※ヒアリングで説明を行う代表説明設備。
- ：ヒアリングにおいて説明すべき項目（各機器・配管系それぞれについて個別に説明すべき事項） ※代表説明設備で全体の考え方を示しているため、資料提出のみを予定。
- ：該当なし

【機器】

申請 回数	施設 区分	主な説明事項 ^{※1}		(1)事業許可との整合性に関する説明事項			(2)設工認 からの変更点 に係る説明事項	(3)新規基準 における追加要求事 項に係る説明事項	(4)その他先行発電プラントの審査実績を踏まえた説明事項等																		
				一関東 の鉛直地震動	重大事故評価における 評価実施内容	可搬型SA	設備の評価内容 及び変更点	水平2方向に対する 影響評価	鉛直方向の動 的地震力考慮 による設備の 浮き上がり等の 影響	動的地震力の SRSS組合せ	下位クラス施 設の波及的影響	Sd評価結果 の記載方法	耐震設備の 固有周期算出	配管支持構造 物の耐震性確 認方法	配管設計にお ける考慮事項	配管系の評価 手法	材料物性 のばらつき	動的機能維持 評価手法の適 用	最新知見として 得られた減衰 定数の適用	隣接建屋 影響確認	動的機能維持 に対する評価 内容	電気盤機能維 持に適用する 水平方向地震 力	等価繰返し回 数	屋内設備の アンカー定着部	機電設備の耐 震計算書作成	定型式への 最新知見の反 映	液化化に対 する影響確認
		設備名称 ^{※3,※4}	補足説明資料	耐震機電12	後次回	後次回	耐震機電13	耐震機電10	耐震機電01	耐震機電02	耐震機電03	耐震機電09	耐震機電○	耐震機電06	耐震機電15	耐震機電16	耐震機電11	耐震機電14	後次回	後次回	後次回	後次回	後次回	後次回	後次回	後次回	後次回
第2回以降	MOX燃料加工施設	焼結ボート取出装置B	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	焼結ボート取出装置C	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	排ガス処理装置A	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	排ガス処理装置B	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	排ガス処理装置C	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	焼結ペレット供給装置A	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	焼結ペレット供給装置B	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	研削装置A	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	研削装置B	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	研削粉回収装置A	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	研削粉回収装置B	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	外観検査装置A	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	外観検査装置B	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	寸法・形状・密度検査装置A	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	寸法・形状・密度検査装置B	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	仕上がりペレット収容装置A	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	仕上がりペレット収容装置B	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	ペレット立会検査装置	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	焼結ボート搬送装置-1	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	焼結ボート搬送装置-2	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	焼結ボート搬送装置-3	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	焼結ボート搬送装置-4	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	焼結ボート搬送装置-5	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	焼結ボート搬送装置-6	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	焼結ボート搬送装置-7	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	焼結ボート搬送装置-8	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	焼結ボート搬送装置-9	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	焼結ボート搬送装置-10	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	ペレット保管容器搬送装置-1	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	ペレット保管容器搬送装置-2	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	回収粉末容器搬送装置	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	原料MOX粉末一時保管装置	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	原料MOX粉末一時保管搬送装置	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	粉末一時保管装置1	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	粉末一時保管装置2	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	粉末一時保管装置3	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	粉末一時保管装置4	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	粉末一時保管装置5	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	粉末一時保管装置6	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	粉末一時保管装置7	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	粉末一時保管装置8	燃料加工建屋																								

当該範囲については、後次回申請にて示す。

今回設工認における主な説明事項（機器・配管系）

（青枠は第1回申請における説明範囲を示す。）

【注記】

- ※1：本表の設備に対する説明は類型化を活用した上で行うため、補足説明資料(耐震機電07 機器・配管系に対する分類の考え方)においてその考え方を示す。
- ※2：評価内容及び変更点については設備ごとに解析モデルの変更、評価手法の変更、計算連元の精緻化等、変更内容が多様であることから、代表として説明する内容については添付-6-3-1～添付-6-3-3にて示す。
- ※3：本表における設備名称については、設工認申請にて示している、第6条要求の設備を対象として記載しており、第6条要求以外の設備（并列含む）については後次回申請以降で示す。
- ※4：ダクト等については支持方法が配管と同様であるため、評価手法としては配管と同じ標準支持間隔法を適用した評価を行っている。そのため、本表においては、配管とダクトに対する標準支持間隔を統合し、共通的な設備名称として配管系標準支持間隔と示している。
- ※5：本表における説明事項の詳細は添付-6-1にて示す。
- ※6：説明範囲については第1回申請範囲までを示しており、後次回以降の範囲は随時説明する。

【凡例】

- ★：ヒアリングにおいて説明すべき項目（再処理事業所全体に共通する事項） ※ヒアリングで説明を行う申請回数。
- ☆：ヒアリングにおいて説明すべき項目（再処理事業所全体に共通する事項） ※先の申請回数において説明済のため、資料提出のみを予定。
- ：ヒアリングにおいて説明すべき項目（各機器・配管系それぞれについて個別に説明すべき事項） ※ヒアリングで説明を行う代表説明設備。
- ：ヒアリングにおいて説明すべき項目（各機器・配管系それぞれについて個別に説明すべき事項） ※代表説明設備で全体の考え方を示しているため、資料提出のみを予定。
- ：該当なし

【機器】

申請 回数	施設 区分	主な説明事項 ^{※1}		(1)事業許可との整合性に関する説明事項			(2)既設工認 からの変更点 に係る説明事項	(3)新規制基準 における追加要求事 項に係る説明事項	(4)その他先行発電プラントの審査実績を踏まえた説明事項等																		
				一関東 の鉛直地震動	重大事故評価における 評価実施内容	可搬型SA	設備の評価内容 及び変更点	水平2方向に対する 影響評価	鉛直方向の動 的地震力考慮 による設備の 浮き上がり等の 影響	動的地震力の SRSS組合せ	下位クラス施 設の波及的影 響	Sd評価結果 の記載方法	耐震設備の 固有周期算出	配管支持構造 物の耐震性確 認方法	配管設計にお ける考慮事項	配管系の評価 手法	材料物性 のばらつき	動的機能維持 評価手法の適 用	最新知見として 得られた減衰 定数の適用	隣接建屋 影響確認	動的機能維持 に対する評価 内容	電気盤機能維 持に適用する 水平方向地震 力	等価繰返し回 数	屋内設備の アンカー定着部	機電設備の耐 震計算書作成	定型式への 最新知見の反 映	液化化に対す る影響確認
		設備名称 ^{※3,※4}	補足説明資料	耐震機電12	後次回	後次回	耐震機電13	耐震機電10	耐震機電01	耐震機電02	耐震機電03	耐震機電09	耐震機電○	耐震機電06	耐震機電15	耐震機電16	耐震機電11	耐震機電14	後次回	後次回	後次回	後次回	後次回	後次回	後次回	後次回	後次回
第2回以降	MOX燃料加工施設	粉末一時保管装置9	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	粉末一時保管装置10	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	粉末一時保管装置11	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	粉末一時保管装置12	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	粉末一時保管搬送装置A	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	粉末一時保管搬送装置B	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	粉末一時保管搬送装置C	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	粉末一時保管搬送装置D	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	ベレット一時保管棚-1	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	ベレット一時保管棚-2	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	ベレット一時保管棚-3	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	焼結ボート入庫装置-1	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	焼結ボート入庫装置-2	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	焼結ボート受渡装置-1	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	焼結ボート受渡装置-2	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	焼結ボート受渡装置-3	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	焼結ボート受渡装置-4	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	焼結ボート受渡装置-5	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	焼結ボート受渡装置-6	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	焼結ボート受渡装置-7	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	焼結ボート受渡装置-8	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	スクラップ貯蔵棚-1	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	スクラップ貯蔵棚-2	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	スクラップ貯蔵棚-3	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	スクラップ貯蔵棚-4	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	スクラップ貯蔵棚-5	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	スクラップ保管容器入庫装置	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	スクラップ保管容器受渡装置-1	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	スクラップ保管容器受渡装置-2	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	製品ベレット貯蔵棚-1	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	製品ベレット貯蔵棚-2	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	製品ベレット貯蔵棚-3	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	製品ベレット貯蔵棚-4	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	製品ベレット貯蔵棚-5	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	ベレット保管容器入庫装置	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	ベレット保管容器受渡装置-1	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	ベレット保管容器受渡装置-2	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	小規模粉末混合装置	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	小規模プレス装置	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	小規模焼結処理装置	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	小規模焼結炉排ガス処理装置	燃料加工建屋																								

当該範囲については、後次回申請にて示す。

今回設工認における主な説明事項（機器・配管系）

（青枠は第1回申請における説明範囲を示す。）

【注記】

- ※1：本表の説明に対する説明は類型化を活用した上で行うため、補足説明資料「耐震機電07 機器・配管系に対する分類の考え方」においてその考え方を示す。
- ※2：評価内容及び変更点については設備ごとに解析モデルの変更、評価手法の変更、計算諸元の精緻化等、変更内容が多様であることから、代表として説明する内容については添付-6-3-1～添付-6-3-3にて示す。
- ※3：本表における設備名称については、設工認申請にて示している、第6条要求の設備を対象として記載しており、第6条要求以外の設備（併類含む）については後次回申請以降で示す。
- ※4：ダクト等については支持方法が配管と同様であるため、評価手法としては配管と同じ標準支持間隔法を適用した評価を行っている。そのため、本表においては、配管とダクトに対する標準支持間隔を統合し、共通的な設備名称として配管系標準支持間隔と示している。
- ※5：本表における説明事項の詳細は添付-6-1にて示す。
- ※6：説明範囲については第1回申請範囲までを示しており、後次回以降の範囲は随時説明する。

【凡例】

- ★：ヒアリングにおいて説明すべき項目（再処理事業所全体に共通する事項） ※ヒアリングで説明を行う申請回数。
- ☆：ヒアリングにおいて説明すべき項目（再処理事業所全体に共通する事項） ※先の申請回数において説明済のため、資料提出のみを予定。
- ：ヒアリングにおいて説明すべき項目（各機器・配管系それぞれについて個別に説明すべき事項） ※ヒアリングで説明を行う代表説明設備。
- ：ヒアリングにおいて説明すべき項目（各機器・配管系それぞれについて個別に説明すべき事項） ※代表説明設備で全体の考え方を示しているため、資料提出のみを予定。
- ：該当なし

【機器】

申請 回数	施設 区分	主な説明事項 ^{※1}		(1)事業許可との整合性に関する説明事項			(2)既設工認 からの変更点 に係る説明事項	(3)新規基準 における追加要求事 項に係る説明事項	(4)その他先行発電プラントの審査実績を踏まえた説明事項等																		
				一関東 の鉛直地震動	重大事故評価における 評価実施内容	可搬型SA	設備の評価内容 及び変更点	水平2方向に対する 影響評価	鉛直方向の動的 地震力考慮 による設備の 浮き上がり等の 影響	動的地震力の SRSS組合せ	下位クラス施 設の波及的影響	Sd評価結果 の記載方法	耐な設備の 固有周期算出	配管支持構造 物の耐震性確 認方法	配管設計にお ける考慮事項	配管系の評価 手法	材料物性 のばらつき	動的機能維持 評価手法の適 用	最新知見として 得られた減衰 定数の適用	隣接建屋 影響確認	動的機能維持 に対する評価 内容	電気盤機能維 持に適用する 水平方向地震 力	等価繰返し回 数	屋内設備の アンカー定着部	機電設備の耐 震計算書作成	定型式への 最新知見の反 映	液状化に対す る影響確認
				耐震機電12	後次回	後次回	耐震機電13	耐震機電10	耐震機電01	耐震機電02	耐震機電03	耐震機電09	耐震機電○	耐震機電06	耐震機電15	耐震機電16	耐震機電11	耐震機電14	後次回	後次回	後次回	後次回	後次回	後次回	後次回	後次回	後次回
第2回以降	MOX燃料加工施設	小規模研削検査装置	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	資材保管装置	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	貯蔵容器受払装置オープンボックス	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	原料MOX粉末缶取出装置グローボックス	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	原料MOX粉末秤量・分取装置Aグローボックス	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	原料MOX粉末秤量・分取装置Bグローボックス	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	ウラン粉末・回収粉末秤量・分取装置グローボックス	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	予備混合装置グローボックス	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	一次混合装置 A グローボックス	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	一次混合装置 B グローボックス	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	一次混合粉末秤量・分取装置グローボックス	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	ウラン粉末秤量・分取装置グローボックス	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	均一化混合装置グローボックス	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	造粒装置グローボックス	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	添加剤混合装置Aグローボックス	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	添加剤混合装置Bグローボックス	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	原料MOX分析試料採取装置グローボックス	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	分析試料採取・詰替装置グローボックス	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	回収粉末処理・詰替装置グローボックス	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	回収粉末微粉砕装置グローボックス	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	回収粉末処理・混合装置グローボックス	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	再生スクラップ焙焼処理装置グローボックス	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	再生スクラップ受払装置グローボックス	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	容器移送装置グローボックス-1	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	容器移送装置グローボックス-2	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	容器移送装置グローボックス-3	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	容器移送装置グローボックス-4	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	容器移送装置グローボックス-5	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	容器移送装置グローボックス-6	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	原料粉末搬送装置-1グローボックス	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	原料粉末搬送装置-2グローボックス	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	原料粉末搬送装置-3グローボックス-1	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	原料粉末搬送装置-3グローボックス-2	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	原料粉末搬送装置-3グローボックス-3	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	原料粉末搬送装置-3グローボックス-4	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	原料粉末搬送装置-4グローボックス	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	原料粉末搬送装置-5グローボックス	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	原料粉末搬送装置-6グローボックス	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	再生スクラップ搬送装置グローボックス-1	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	再生スクラップ搬送装置グローボックス-2	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	添加剤混合粉末搬送装置-1グローボックス	燃料加工建屋																								

当該範囲については、後次回申請にて示す。

今回設工認における主な説明事項（機器・配管系）

（青枠は第1回申請における説明範囲を示す。）

【注記】

- ※1： 本表の設備に対する説明は類型化を活用した上で行うため、補足説明資料「耐震機電07 機器・配管系に対する分類の考え方」においてその考え方を示す。
- ※2： 評価内容及び変更点については設備ごとに解析モデルの変更、評価手法の変更、計算連元の精緻化等、変更内容が多様であることから、代表として説明する内容については添付-6-3-1～添付-6-3-3にて示す。
- ※3： 本表における設備名称については、取設工認申請にて示している、第6条要求の設備を対象として記載しており、第6条要求以外の設備（弁類含む）については後次回申請以降で示す。
- ※4： グラウト等については支持方法が配管と同様であるため、評価手法としては配管と同じ標準支持間隔法を適用した評価を行っている。そのため、本表においては、配管とグラウトに対する標準支持間隔を統合し、共通的な設備名称として配管系標準支持間隔と示している。
- ※5： 本表における説明事項の詳細は添付-6-1にて示す。
- ※6： 説明範囲については第1回申請範囲までを示しており、後次回以降の範囲は随時説明する。

【凡例】

- ★： ヒアリングにおいて説明すべき項目（再処理事業所全体に共通する事項） ※ヒアリングで説明を行う申請回数。
- ☆： ヒアリングにおいて説明すべき項目（再処理事業所全体に共通する事項） ※先の申請回数において説明済のため、資料提出のみを予定。
- ： ヒアリングにおいて説明すべき項目（各機器・配管系それぞれについて個別に説明すべき事項） ※ヒアリングで説明を行う代表説明設備。
- ： ヒアリングにおいて説明すべき項目（各機器・配管系それぞれについて個別に説明すべき事項） ※代表説明設備で全体の考え方を示しているため、資料提出のみを予定。
- ： 該当なし

【機器】

申請 回数	施設 区分	主な説明事項 ^{※1}		(1)事業許可との整合性に関する説明事項			(2)取設工認 からの変更点 に係る説明事項	(3)新規基準 における追加要求事 項に係る説明事項	(4)その他先行発電プラントの審査実績を踏まえた説明事項等																			
				一関東 の鉛直地震動	重大事故評価における 評価実施内容	可搬型SA	設備の評価内容 及び変更点	水平2方向に対する 影響評価	鉛直方向の動 的地震力考慮 による設備の 浮き上がり等の 影響	動的地震力の SRSS組合せ	下位クラス施 設の波及的影 響	Sd評価結果 の記載方法	耐震設備の 固有周期算出	配管支持構造 物の耐震性確 認方法	配管設計にお ける考慮事項	配管系の評価 手法	材料物性 のばらつき	動的機能維持 評価手法の適 用	最新知見として 得られた減衰 定数の適用	隣接建屋 影響確認	動的機能維持 に対する評価 内容	電気盤機能維 持に適用する 水平方向地震 力	等価繰返し回 数	屋内設備の アンカー定着部	機電設備の耐 震計算書作成	定型式への 最新知見の反 映	液化化に対す る影響確認	
		設備名称 ^{※3,※4}	補足説明資料	耐震機電12	後次回	後次回	耐震機電13	耐震機電10	耐震機電01	耐震機電02	耐震機電03	耐震機電09	耐震機電○	耐震機電06	耐震機電15	耐震機電16	耐震機電11	耐震機電14	後次回	後次回	後次回	後次回	後次回	後次回	後次回	後次回	後次回	後次回
第2回以降	MOX燃料加工施設	添加剤混合粉末搬送装置-2グローブボックス	燃料加工建屋																									
第2回以降	MOX燃料加工施設	添加剤混合粉末搬送装置-3グローブボックス	燃料加工建屋																									
第2回以降	MOX燃料加工施設	調整粉末搬送装置-1グローブボックス	燃料加工建屋																									
第2回以降	MOX燃料加工施設	調整粉末搬送装置-3グローブボックス	燃料加工建屋																									
第2回以降	MOX燃料加工施設	調整粉末搬送装置-4グローブボックス	燃料加工建屋																									
第2回以降	MOX燃料加工施設	調整粉末搬送装置-6グローブボックス	燃料加工建屋																									
第2回以降	MOX燃料加工施設	調整粉末搬送装置-7グローブボックス-1	燃料加工建屋																									
第2回以降	MOX燃料加工施設	調整粉末搬送装置-7グローブボックス-2	燃料加工建屋																									
第2回以降	MOX燃料加工施設	調整粉末搬送装置-8グローブボックス	燃料加工建屋																									
第2回以降	MOX燃料加工施設	調整粉末搬送装置-9グローブボックス	燃料加工建屋																									
第2回以降	MOX燃料加工施設	調整粉末搬送装置-11グローブボックス	燃料加工建屋																									
第2回以降	MOX燃料加工施設	調整粉末搬送装置-13グローブボックス	燃料加工建屋																									
第2回以降	MOX燃料加工施設	調整粉末搬送装置-14グローブボックス	燃料加工建屋																									
第2回以降	MOX燃料加工施設	調整粉末搬送装置-16グローブボックス	燃料加工建屋																									
第2回以降	MOX燃料加工施設	調整粉末搬送装置-19グローブボックス	燃料加工建屋																									
第2回以降	MOX燃料加工施設	調整粉末搬送装置-20グローブボックス	燃料加工建屋																									
第2回以降	MOX燃料加工施設	プレス装置A(粉末取扱部)グローブボックス	燃料加工建屋																									
第2回以降	MOX燃料加工施設	プレス装置B(粉末取扱部)グローブボックス	燃料加工建屋																									
第2回以降	MOX燃料加工施設	プレス装置A(プレス部)グローブボックス	燃料加工建屋																									
第2回以降	MOX燃料加工施設	プレス装置B(プレス部)グローブボックス	燃料加工建屋																									
第2回以降	MOX燃料加工施設	空焼結ポート取扱装置グローブボックス	燃料加工建屋																									
第2回以降	MOX燃料加工施設	グリーンベレット積込装置Aグローブボックス	燃料加工建屋																									
第2回以降	MOX燃料加工施設	グリーンベレット積込装置Bグローブボックス	燃料加工建屋																									
第2回以降	MOX燃料加工施設	焼結ポート供給装置Aグローブボックス	燃料加工建屋																									
第2回以降	MOX燃料加工施設	焼結ポート供給装置Bグローブボックス	燃料加工建屋																									
第2回以降	MOX燃料加工施設	焼結ポート供給装置Cグローブボックス	燃料加工建屋																									
第2回以降	MOX燃料加工施設	焼結ポート取出装置Aグローブボックス	燃料加工建屋																									
第2回以降	MOX燃料加工施設	焼結ポート取出装置Bグローブボックス	燃料加工建屋																									
第2回以降	MOX燃料加工施設	焼結ポート取出装置Cグローブボックス	燃料加工建屋																									
第2回以降	MOX燃料加工施設	排ガス処理装置Aグローブボックス(上部)	燃料加工建屋																									
第2回以降	MOX燃料加工施設	排ガス処理装置Bグローブボックス(上部)	燃料加工建屋																									
第2回以降	MOX燃料加工施設	排ガス処理装置Cグローブボックス(上部)	燃料加工建屋																									
第2回以降	MOX燃料加工施設	排ガス処理装置Aグローブボックス(下部)	燃料加工建屋																									
第2回以降	MOX燃料加工施設	排ガス処理装置Bグローブボックス(下部)	燃料加工建屋																									
第2回以降	MOX燃料加工施設	排ガス処理装置Cグローブボックス(下部)	燃料加工建屋																									
第2回以降	MOX燃料加工施設	焼結ベレット供給装置Aグローブボックス	燃料加工建屋																									
第2回以降	MOX燃料加工施設	焼結ベレット供給装置Bグローブボックス	燃料加工建屋																									
第2回以降	MOX燃料加工施設	研削装置Aグローブボックス	燃料加工建屋																									
第2回以降	MOX燃料加工施設	研削装置Bグローブボックス	燃料加工建屋																									
第2回以降	MOX燃料加工施設	研削粉回収装置Aグローブボックス	燃料加工建屋																									
第2回以降	MOX燃料加工施設	研削粉回収装置Bグローブボックス	燃料加工建屋																									

当該範囲については、後次回申請にて示す。

今回設工認における主な説明事項（機器・配管系）

（青枠は第1回申請における説明範囲を示す。）

【注記】

- ※1：本表の設備に対する説明は類型化を活用した上で行うため、補足説明資料「耐震機電07 機器・配管系に対する分類の考え方」においてその考え方を示す。
- ※2：評価内容及び変更点については設備ごとに解析モデルの変更、評価手法の変更、計算諸元の精緻化等、変更内容が多様であることから、代表として説明する内容については添付-6-3-1～添付-6-3-3にて示す。
- ※3：本表における設備名称については、設工認申請にて示している、第6条要求の設備を対象として記載しており、第6条要求以外の設備（併類含む）については後次回申請以降で示す。
- ※4：ダクト等については支持方法が配管と同様であるため、評価手法としては配管と同じ標準支持間隔法を適用した評価を行っている。そのため、本表においては、配管とダクトに対する標準支持間隔を統合し、共通的な設備名称として配管系標準支持間隔と示している。
- ※5：本表における説明事項の詳細は添付-6-1にて示す。
- ※6：説明範囲については第1回申請範囲までを示しており、後次回以降の範囲は随時説明する。

【凡例】

- ★：ヒアリングにおいて説明すべき項目（再処理事業所全体に共通する事項） ※ヒアリングで説明を行う申請回数。
- ☆：ヒアリングにおいて説明すべき項目（再処理事業所全体に共通する事項） ※先の申請回数において説明済のため、資料提出のみを予定。
- ：ヒアリングにおいて説明すべき項目（各機器・配管系それぞれについて個別に説明すべき事項） ※ヒアリングで説明を行う代表説明設備。
- ：ヒアリングにおいて説明すべき項目（各機器・配管系それぞれについて個別に説明すべき事項） ※代表説明設備で全体の考え方を示しているため、資料提出のみを予定。
- ：該当なし

【機器】

申請 回数	施設 区分	主な説明事項 ^{※1}		(1)事業許可との整合性に関する説明事項			(2)既設工認 からの変更点 に係る説明事項	(3)新規基準 における追加要求事 項に係る説明事項	(4)その他先行発電プラントの審査実績を踏まえた説明事項等																		
				一関東 の鉛直地震動	重大事故評価における 評価実施内容	可搬型SA	設備の評価内容 及び変更点	水平2方向に対する 影響評価	鉛直方向の動 的地震力考慮 による設備の 浮き上がり等の 影響	動的地震力の SRSS組合せ	下位クラス施 設の波及的影 響	Sd評価結果 の記載方法	耐な設備の 固有周期算出	配管支持構造 物の耐震性確 認方法	配管設計にお ける考慮事項	配管系の評価 手法	材料物性 のばらつき	動的機能維持 評価手法の適 用	最新知見として 得られた減衰 定数の適用	隣接建屋 影響確認	動的機能維持 に対する評価 内容	電気盤機能維 持に適用する 水平方向地震 力	等価繰返し回 数	屋内設備の アンカー定着部	機電設備の耐 震計算書作成	定型式への 最新知見の反 映	液化化に対す る影響確認
		設備名称 ^{※3,※4}	補足説明資料	耐震機電12	後次回	後次回	耐震機電13	耐震機電10	耐震機電01	耐震機電02	耐震機電03	耐震機電09	耐震機電○	耐震機電06	耐震機電15	耐震機電16	耐震機電11	耐震機電14	後次回	後次回	後次回	後次回	後次回	後次回	後次回	後次回	後次回
第2回以降	MOX燃料加工施設	ベレット検査設備Aグループボックス	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	ベレット検査設備Bグループボックス	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	ベレット立会検査装置グループボックス	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	焼結ポート搬送装置グループボックス-1	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	焼結ポート搬送装置グループボックス-2	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	焼結ポート搬送装置グループボックス-3	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	焼結ポート搬送装置グループボックス-4	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	焼結ポート搬送装置グループボックス-5	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	焼結ポート搬送装置グループボックス-6	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	焼結ポート搬送装置グループボックス-7	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	焼結ポート搬送装置グループボックス-8	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	焼結ポート搬送装置グループボックス-9	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	焼結ポート搬送装置グループボックス-10	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	焼結ポート搬送装置グループボックス-11	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	焼結ポート搬送装置グループボックス-12	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	焼結ポート搬送装置グループボックス-13	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	焼結ポート搬送装置グループボックス-14	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	焼結ポート搬送装置グループボックス-15	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	焼結ポート搬送装置グループボックス-16	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	焼結ポート搬送装置グループボックス-17	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	焼結ポート搬送装置グループボックス-18	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	焼結ポート搬送装置グループボックス-19	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	焼結ポート搬送装置グループボックス-20	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	焼結ポート搬送装置グループボックス-21	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	焼結ポート搬送装置グループボックス-22	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	焼結ポート搬送装置グループボックス-23	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	焼結ポート搬送装置グループボックス-24	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	焼結ポート搬送装置グループボックス-25	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	焼結ポート搬送装置グループボックス-26	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	焼結ポート搬送装置グループボックス-27	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	焼結ポート搬送装置グループボックス-28	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	焼結ポート搬送装置グループボックス-29	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	焼結ポート搬送装置グループボックス-30	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	焼結ポート搬送装置グループボックス-31	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	焼結ポート搬送装置グループボックス-32	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	焼結ポート搬送装置グループボックス-33	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	焼結ポート搬送装置グループボックス-34	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	焼結ポート搬送装置グループボックス-35	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	焼結ポート搬送装置グループボックス-36	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	焼結ポート搬送装置グループボックス-37	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	焼結ポート搬送装置グループボックス-38	燃料加工建屋																								

当該範囲については、後次回申請にて示す。

今回設工認における主な説明事項（機器・配管系）

（青枠は第1回申請における説明範囲を示す。）

【注記】

- ※1：本表の設備に対する説明は類型化を活用した上で行うため、補足説明資料「耐震機電07 機器・配管系に対する分類の考え方」においてその考え方を示す。
- ※2：評価内容及び変更点については設備ごとに解析モデルの変更、評価手法の変更、計算連元の精緻化等、変更内容が多様であることから、代表として説明する内容については添付-6-3-1～添付-6-3-3にて示す。
- ※3：本表における設備名称については、設工認申請にて示している、第6条要求の設備を対象として記載しており、第6条要求以外の設備（併称含む）については後次回申請以降で示す。
- ※4：ダクト等については支持方法が配管と同様であるため、評価手法としては配管と同じ標準支持間隔法を適用した評価を行っている。そのため、本表においては、配管とダクトに対する標準支持間隔を統合し、共通的な設備名称として配管系標準支持間隔と示している。
- ※5：本表における説明事項の詳細は添付-6-1にて示す。
- ※6：説明範囲については第1回申請範囲までを示しており、後次回以降の範囲は随時説明する。

【凡例】

- ★：ヒアリングにおいて説明すべき項目（再処理事業所全体に共通する事項） ※ヒアリングで説明を行う申請回数。
- ☆：ヒアリングにおいて説明すべき項目（再処理事業所全体に共通する事項） ※先の申請回数において説明済のため、資料提出のみを予定。
- ：ヒアリングにおいて説明すべき項目（各機器・配管系それぞれについて個別に説明すべき事項） ※ヒアリングで説明を行う代表説明設備。
- ：ヒアリングにおいて説明すべき項目（各機器・配管系それぞれについて個別に説明すべき事項） ※代表説明設備で全体の考え方を示しているため、資料提出のみを予定。
- ：該当なし

【機器】

申請 回数	施設 区分	主な説明事項 ^{※1}		(1)事業許可との整合性に関する説明事項			(2)既設工認 からの変更点 に係る説明事項	(3)新規基準 における追加要求事 項に係る説明事項	(4)その他先行発電プラントの審査実績を踏まえた説明事項等																		
				一関東 の鉛直地震動	重大事故評価における 評価実施内容	可搬型SA	設備の評価内容 及び変更点	水平2方向に対する 影響評価	鉛直方向の動 的地震力考慮 による設備の 浮き上がり等の 影響	動的地震力の SRSS組合せ	下位クラス施 設の波及的影 響	Sd評価結果 の記載方法	耐震設備の 固有周期算出	配管支持構造 物の耐震性確 認方法	配管設計にお ける考慮事項	配管系の評価 手法	材料物性 のばらつき	動的機能維持 評価手法の適 用	最新知見として 得られた減衰 定数の適用	隣接建屋 影響確認	動的機能維持 に対する評価 内容	電気盤機能維 持に適用する 水平方向地震 力	等価繰返し回 数	屋内設備の アンカー定着部	機電設備の耐 震計算書作成	定型式への 最新知見の反 映	液状化に対す る影響確認
		設備名称 ^{※3,※4}	補足説明資料	耐震機電12	後次回	後次回	耐震機電13	耐震機電10	耐震機電01	耐震機電02	耐震機電03	耐震機電09	耐震機電○	耐震機電06	耐震機電15	耐震機電16	耐震機電11	耐震機電14	後次回	後次回	後次回	後次回	後次回	後次回	後次回	後次回	後次回
第2回以降	MOX燃料加工施設	焼結ポート搬送装置グループボックス-39	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	焼結ポート搬送装置グループボックス-40	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	焼結ポート搬送装置グループボックス-41	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	焼結ポート搬送装置グループボックス-42	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	焼結ポート搬送装置グループボックス-43	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	焼結ポート搬送装置グループボックス-44	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	焼結ポート搬送装置グループボックス-45	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	焼結ポート搬送装置グループボックス-46-1	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	焼結ポート搬送装置グループボックス-46-2	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	焼結ポート搬送装置グループボックス-47	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	焼結ポート搬送装置グループボックス-48	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	焼結ポート搬送装置グループボックス-49	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	焼結ポート搬送装置グループボックス-50	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	焼結ポート搬送装置グループボックス-51	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	焼結ポート搬送装置グループボックス-52	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	ペレット保管容器搬送装置グループボックス-1	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	ペレット保管容器搬送装置グループボックス-2	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	ペレット保管容器搬送装置グループボックス-3	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	ペレット保管容器搬送装置グループボックス-4	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	ペレット保管容器搬送装置グループボックス-5	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	ペレット保管容器搬送装置グループボックス-6	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	ペレット保管容器搬送装置グループボックス-7	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	ペレット保管容器搬送装置グループボックス-8	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	ペレット保管容器搬送装置グループボックス-9	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	ペレット保管容器搬送装置グループボックス-10	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	ペレット保管容器搬送装置グループボックス-11	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	ペレット保管容器搬送装置グループボックス-12	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	ペレット保管容器搬送装置グループボックス-13	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	ペレット保管容器搬送装置グループボックス-14	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	回収粉末容器搬送装置グループボックス-1	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	回収粉末容器搬送装置グループボックス-2	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	回収粉末容器搬送装置グループボックス-3	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	原料MOX粉末一時保管装置グループボックス	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	粉末一時保管装置グループボックス-1	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	粉末一時保管装置グループボックス-2	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	粉末一時保管装置グループボックス-3	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	粉末一時保管装置グループボックス-4	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	粉末一時保管装置グループボックス-5	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	粉末一時保管装置グループボックス-6	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	ペレット一時保管棚グループボックス-1	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	ペレット一時保管棚グループボックス-2	燃料加工建屋																								

当該範囲については、後次回申請にて示す。

今回設工認における主な説明事項（機器・配管系）

（青枠は第1回申請における説明範囲を示す。）

【注記】

- ※1： 本表の設備に対する説明は類型化を活用した上で行うため、補足説明資料(耐震機電07 機器・配管系に対する分類の考え方)においてその考え方を示す。
- ※2： 評価内容及び変更点については設備ごとに解析モデルの変更、評価手法の変更、計算諸元の精緻化等、変更内容が多様であることから、代表として説明する内容については添付-6-3-1～添付-6-3-3にて示す。
- ※3： 本表における設備名称については、設工認申請にて示している。第6条要求の設備を対象として記載しており、第6条要求以外の設備（併録含む）については後次回申請以降で示す。
- ※4： グラウト等については支持方法が配管と同様であるため、評価手法としては配管と同じ標準支持間隔法を適用した評価を行っている。そのため、本表においては、配管とグラウトに対する標準支持間隔を統合し、共通的な設備名称として配管系標準支持間隔と示している。
- ※5： 本表における説明事項の詳細は添付-6-1にて示す。
- ※6： 説明範囲については第1回申請範囲までを示しており、後次回以降の範囲は随時説明する。

【凡例】

- ★：ヒアリングにおいて説明すべき項目（再処理事業所全体に共通する事項） ※ヒアリングで説明を行う申請回数。
- ☆：ヒアリングにおいて説明すべき項目（再処理事業所全体に共通する事項） ※先の申請回数において説明済のため、資料提出のみを予定。
- ：ヒアリングにおいて説明すべき項目（各機器・配管系それぞれについて個別に説明すべき事項） ※ヒアリングで説明を行う代表説明設備。
- ：ヒアリングにおいて説明すべき項目（各機器・配管系それぞれについて個別に説明すべき事項） ※代表説明設備で全体の考え方を示しているため、資料提出のみを予定。
- ：該当なし

【機器】

申請 回数	施設 区分	主な説明事項 ^{※1}		(1)事業許可との整合性に関する説明事項			(2)既設工認 からの変更点 に係る説明事項	(3)新規基準 における追加要求事 項に係る説明事項	(4)その他先行発電プラントの審査実績を踏まえた説明事項等																		
				一関東 の鉛直地震動	重大事故評価における 評価実施内容	可搬型SA	設備の評価内容 及び変更点	水平2方向に対する 影響評価	鉛直方向の動 的地震力考慮 による設備の 浮き上がり等の 影響	動的地震力の SRSS組合せ	下位クラス施 設の波及的影 響	Sd評価結果 の記載方法	耐な設備の 固有周期算出	配管支持構造 物の耐震性確 認方法	配管設計にお ける考慮事項	配管系の評価 手法	材料物性 のばらつき	動的機能維持 評価手法の適 用	最新知見として 得られた減衰 定数の適用	隣接建屋 影響確認	動的機能維持 に対する評価 内容	電気盤機能維 持に適用する 水平方向地震 力	等価繰返し回 数	屋内設備の アンカー定着部	機電設備の耐 震計算書作成	定型式への 最新知見の反 映	液化化に対 する影響確認
		設備名称 ^{※3,※4}	補足説明資料	耐震機電12	後次回	後次回	耐震機電13	耐震機電10	耐震機電01	耐震機電02	耐震機電03	耐震機電09	耐震機電○	耐震機電06	耐震機電15	耐震機電16	耐震機電11	耐震機電14	後次回	後次回	後次回	後次回	後次回	後次回	後次回	後次回	後次回
第2回以降	MOX燃料加工施設	ベレット一時保管棚グローブボックス-3	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	焼結ボート受渡装置グローブボックス-1	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	焼結ボート受渡装置グローブボックス-2	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	焼結ボート受渡装置グローブボックス-3	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	焼結ボート受渡装置グローブボックス-4	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	スクラップ貯蔵棚グローブボックス-1	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	スクラップ貯蔵棚グローブボックス-2	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	スクラップ貯蔵棚グローブボックス-3	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	スクラップ貯蔵棚グローブボックス-4	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	スクラップ貯蔵棚グローブボックス-5	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	スクラップ保管容器受渡装置グローブボックス-1	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	スクラップ保管容器受渡装置グローブボックス-2	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	製品ベレット貯蔵棚グローブボックス-1	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	製品ベレット貯蔵棚グローブボックス-2	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	製品ベレット貯蔵棚グローブボックス-3	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	製品ベレット貯蔵棚グローブボックス-4	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	製品ベレット貯蔵棚グローブボックス-5	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	ベレット保管容器受渡装置グローブボックス-1	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	ベレット保管容器受渡装置グローブボックス-2	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	ろ過・第1活性炭処理グローブボックス	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	第2活性炭・吸着処理グローブボックス	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	小規模粉未混合装置グローブボックス	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	小規模プレス装置グローブボックス	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	小規模焼結処理装置グローブボックス	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	小規模焼結炉排ガス処理装置グローブボックス	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	小規模研削検査装置グローブボックス	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	資材保管装置グローブボックス	燃料加工建屋																								

当該範囲については、後次回申請にて示す。

今回設工認における主な説明事項（機器・配管系）

（青枠は第1回申請における説明範囲を示す。）

【注記】

- ※1：本表の設備に対する説明は類型化を活用した上で行うため、補足説明資料(耐震機電07 機器・配管系に対する分類の考え方)においてその考え方を示す。
- ※2：評価内容及び変更点については設備ごとに解析モデルの変更、評価手法の変更、計算諸元の精緻化等、変更内容が多様であることから、代表として説明する内容については添付-6-3-1～添付-6-3-3にて示す。
- ※3：本表における設備名称については、設工認申請にて示している、第6条要求の設備を対象として記載しており、第6条要求以外の設備（併類含む）については後次回申請以降で示す。
- ※4：ダクト等については支持方法が配管と同様であるため、評価手法としては配管と同じ標準支持間隔法を適用した評価を行っている。そのため、本表においては、配管とダクトに対する標準支持間隔を統合し、共通的な設備名称として配管系標準支持間隔と示している。
- ※5：本表における説明事項の詳細は添付-6-1にて示す。
- ※6：説明範囲については第1回申請範囲までを示しており、後次回以降の範囲は随時説明する。

【凡例】

- ★：ヒアリングにおいて説明すべき項目（再処理事業所全体に共通する事項） ※ヒアリングで説明を行う申請回数。
- ☆：ヒアリングにおいて説明すべき項目（再処理事業所全体に共通する事項） ※先の申請回数において説明済のため、資料提出のみを予定。
- ：ヒアリングにおいて説明すべき項目（各機器・配管系それぞれについて個別に説明すべき事項） ※ヒアリングで説明を行う代表説明設備。
- ：ヒアリングにおいて説明すべき項目（各機器・配管系それぞれについて個別に説明すべき事項） ※代表説明設備で全体の考え方を示しているため、資料提出のみを予定。
- ：該当なし

【機器】

申請 回数	施設 区分	主な説明事項 ^{※1}		(1)事業許可との整合性に関する説明事項			(2)設工認 からの変更点 に係る説明事項	(3)新規制基準 における追加要求事 項に係る説明事項	(4)その他先行発電プラントの審査実績を踏まえた説明事項等																		
				一関東 の鉛直地震動	重大事故評価における 評価実施内容	可搬型SA	設備の評価内容及び 変更点	水平2方向に対する 影響評価	鉛直方向の動的 地震力考慮による設備の 浮き上がり等の 影響	動的地震力の SRSS組合せ	下位クラス施 設の波及的影響	Sd評価結果 の記載方法	耐な設備の 固有周期算出	配管支持構造 物の耐震性確 認方法	配管設計にお ける考慮事項	配管系の評価 手法	材料物性 のばらつき	動的機能維持 評価手法の適 用	最新知見として 得られた減衰 定数の適用	隣接建屋 影響確認	動的機能維持 に対する評価 内容	電気盤機能維 持に適用する 水平方向地震 力	等価繰返し回 数	屋内設備の アンカー定着部	機電設備の耐 震計算書作成	定型式への 最新知見の反 映	液状化に対す る影響確認
				設備名称 ^{※3,※4}	補足説明資料	耐震機電12	後次回	後次回	耐震機電13	耐震機電10	耐震機電01	耐震機電02	耐震機電03	耐震機電09	耐震機電○	耐震機電06	耐震機電15	耐震機電16	耐震機電11	耐震機電14	後次回	後次回	後次回	後次回	後次回	後次回	後次回
第2回以降	再処理施設	TBP洗浄塔I(リフトホ)A/AI(リフトホ)A	分離建屋																								
第2回以降	再処理施設	抽出塔流量計測機(リフトホ)A/AI(リフトホ)A	分離建屋																								
第2回以降	再処理施設	第1洗浄塔流量計測機(リフトホ)A/AI(リフトホ)A	分離建屋																								
第2回以降	再処理施設	第2洗浄塔流量計測機(リフトホ)A/AI(リフトホ)A	分離建屋																								
第2回以降	再処理施設	UO洗浄塔流量計測機(リフトホ)A/AI(リフトホ)A	分離建屋																								

当該範囲については、後次回申請にて示す。

今回設工認における主な説明事項（機器・配管系）

（青枠は第1回申請における説明範囲を示す。）

【注記】

- ※1：本表の設備に対する説明は類型化を活用した上で行うため、補足説明資料(耐震機電07 機器・配管系に対する分類の考え方)においてその考え方を示す。
- ※2：評価内容及び変更点については設備ごとに解析モデルの変更、評価手法の変更、計算諸元の精緻化等、変更内容が多様であることから、代表として説明する内容については添付-6-3-1～添付-6-3-3にて示す。
- ※3：本表における設備名称については、設工認申請にて示している、第6条要求の設備を対象として記載しており、第6条要求以外の設備（併類含む）については後次回申請以降で示す。
- ※4：ダクト等については支持方法が配管と同様であるため、評価手法としては配管と同じ標準支持間隔法を適用した評価を行っている。そのため、本表においては、配管とダクトに対する標準支持間隔を統合し、共通的な設備名称として配管系標準支持間隔と示している。
- ※5：本表における説明事項の詳細は添付-6-1にて示す。
- ※6：説明範囲については第1回申請範囲までを示しており、後次回以降の範囲は随時説明する。

【凡例】

- ★：ヒアリングにおいて説明すべき項目（再処理事業所全体に共通する事項） ※ヒアリングで説明を行う申請回数。
- ☆：ヒアリングにおいて説明すべき項目（再処理事業所全体に共通する事項） ※先の申請回数において説明済のため、資料提出のみを予定。
- ：ヒアリングにおいて説明すべき項目（各機器・配管系それぞれについて個別に説明すべき事項） ※ヒアリングで説明を行う代表説明設備。
- ：ヒアリングにおいて説明すべき項目（各機器・配管系それぞれについて個別に説明すべき事項） ※代表説明設備で全体の考え方を示しているため、資料提出のみを予定。
- ：該当なし

【機器】

申請 回数	施設 区分	主な説明事項 ^{※1}		(1)事業許可との整合性に関する説明事項			(2)設工認 からの変更点 に係る説明事項	(3)新規基準 における追加要求事 項に係る説明事項	(4)その他先行発電プラントの審査実績を踏まえた説明事項等																		
				一関東 の鉛直地震動	重大事故評価における 評価実施内容	可搬型SA			設備の評価内容 及び変更点	鉛直方向の動 的地震力考慮 による設備の 浮き上がり等の 影響	鉛直方向の動 的地震力考慮 による設備の 浮き上がり等の 影響	動的地震力の SRSS組合せ	下位クラス施 設の波及的影響	Sd評価結果 の記載方法	耐な設備の 固有周期算出	配管支持構造 物の耐震性確 認方法	配管設計にお ける考慮事項	配管系の評価 手法	材料物性 のばらつき	動的機能維持 評価手法の適 用	最新知見として 得られた減衰 定数の適用	隣接建屋 影響確認	動的機能維持 に対する評価 内容	電気盤機能維 持に適用する 水平方向地震 力	等価繰返し回 数	屋内設備の アンカー定着部	機電設備の耐 震計算書作成
		設備名称 ^{※3,※4}	補足説明資料	耐震機電12	後次回	後次回			耐震機電13	耐震機電10	耐震機電01	耐震機電02	耐震機電03	耐震機電09	耐震機電○	耐震機電06	耐震機電15	耐震機電16	耐震機電11	耐震機電14	後次回	後次回	後次回	後次回	後次回	後次回	後次回
第2回以降	再処理施設	抽出塔流量計測機 ^{※1} 「タラ」	精製建屋																								
第2回以降	再処理施設	核分裂生成物洗浄塔流量計測機 ^{※1} 「タラ」	精製建屋																								
第2回以降	再処理施設	ガン洗浄塔流量計測機 ^{※1} 「タラ」	精製建屋																								
第2回以降	再処理施設	TBP洗浄器 ^{※1} 「タラ」	精製建屋																								
第2回以降	再処理施設	補助油水分離槽 ^{※1} 「タラ」	精製建屋																								

当該範囲については、後次回申請にて示す。

今回設工認における主な説明事項（機器・配管系）

（青枠は第1回申請における説明範囲を示す。）

【注記】

- ※1：本表の設備に対する説明は類型化を活用した上で行うため、補足説明資料(耐震機電07 機器・配管系に対する分類の考え方)においてその考え方を示す。
- ※2：評価内容及び変更点については設備ごとに解析モデルの変更、評価手法の変更、計算諸元の精緻化等、変更内容が多様であることから、代表として説明する内容については添付-6-3-1～添付-6-3-3にて示す。
- ※3：本表における設備名称については、既設工認申請にて示している、第6条要求の設備を対象として記載しており、第6条要求以外の設備（併類含む）については後次回申請以降で示す。
- ※4：ダクト等については支持方法が配管と同様であるため、評価手法としては配管と同じ標準支持間隔法を適用した評価を行っている。そのため、本表においては、配管とダクトに対する標準支持間隔を統合し、共通的な設備名称として配管系標準支持間隔と示している。
- ※5：本表における説明事項の詳細は添付-6-1にて示す。
- ※6：説明範囲については第1回申請範囲までを示しており、後次回以降の範囲は随時説明する。

【凡例】

- ★：ヒアリングにおいて説明すべき項目（再処理事業所全体に共通する事項） ※ヒアリングで説明を行う申請回数。
- ☆：ヒアリングにおいて説明すべき項目（再処理事業所全体に共通する事項） ※先の申請回数において説明済のため、資料提出のみを予定。
- ：ヒアリングにおいて説明すべき項目（各機器・配管系それぞれについて個別に説明すべき事項） ※ヒアリングで説明を行う代表説明設備。
- ：ヒアリングにおいて説明すべき項目（各機器・配管系それぞれについて個別に説明すべき事項） ※代表説明設備で全体の考え方を示しているため、資料提出のみを予定。
- ：該当なし

【機器】

申請 回数	施設 区分	主な説明事項 ^{※1}		(1)事業許可との整合性に関する説明事項			(2)既設工認 からの変更点 に係る説明事項	(3)新規基準 における追加要求事 項に係る説明事項	(4)その他先行発電プラントの審査実績を踏まえた説明事項等																	
				一関東 の鉛直地震動	重大事故評価における 評価実施内容	可搬型SA			設備の評価内容 及び変更点	水平2方向に対する 影響評価	鉛直方向の動 的地震力考慮 による設備の 浮き上がり等の 影響	動的地震力の SRSS組合せ	下位クラス施 設の波及的影 響	Sd評価結果 の記載方法	耐な設備の 固有周期算出	配管支持構造 物の耐震性確 認方法	配管設計にお ける考慮事項	配管系の評価 手法	材料物性 のばらつき	動的機能維持 評価手法の適 用	最新知見として 得られた減衰 定数の適用	隣接建屋 影響確認	動的機能維持 に対する評価 内容	電気盤機能維 持に適用する 水平方向地震 力	等価繰返し回 数	屋内設備の アンカー定着部
		設備名称 ^{※3,※4}	補足説明資料	耐震機電12	後次回	後次回	耐震機電13	耐震機電10	耐震機電01	耐震機電02	耐震機電03	耐震機電09	耐震機電○	耐震機電06	耐震機電15	耐震機電16	耐震機電11	耐震機電14	後次回	後次回	後次回	後次回	後次回	後次回	後次回	後次回
第2回以降	再処理施設	洗浄廃液受槽	前処理建屋	当該範囲については、後次回申請にて示す。																						
第2回以降	再処理施設	燃料油貯蔵タンク1A,2A 燃料油貯蔵タンク1B,2B	非常用電源建屋																							

今回設工認における主な説明事項（機器・配管系）

（青枠は第1回申請における説明範囲を示す。）

【注記】

- ※1：本表の設備に対する説明は類型化を活用した上で行うため、補足説明資料(耐震機電07 機器・配管系に対する分類の考え方)においてその考え方を示す。
- ※2：評価内容及び変更点については設備ごとに解析モデルの変更、評価手法の変更、計算諸元の精緻化等、変更内容が多様であることから、代表として説明する内容については添付-6-3-1～添付-6-3-3にて示す。
- ※3：本表における設備名称については、既設工認申請にて示している、第6条要求の設備を対象として記載しており、第6条要求以外の設備（併類含む）については後次回申請以降で示す。
- ※4：ダクト等については支持方法が配管と同様であるため、評価手法としては配管と同じ標準支持間隔法を適用した評価を行っている。そのため、本表においては、配管とダクトに対する標準支持間隔を統合し、共通的な設備名称として配管系標準支持間隔と示している。
- ※5：本表における説明事項の詳細は添付-6-1にて示す。
- ※6：説明範囲については第1回申請範囲までを示しており、後次回以降の範囲は随時説明する。

【凡例】

- ★：ヒアリングにおいて説明すべき項目（再処理事業所全体に共通する事項） ※ヒアリングで説明を行う申請回数。
- ☆：ヒアリングにおいて説明すべき項目（再処理事業所全体に共通する事項） ※先の申請回数において説明済のため、資料提出のみを予定。
- ：ヒアリングにおいて説明すべき項目（各機器・配管系それぞれについて個別に説明すべき事項） ※ヒアリングで説明を行う代表説明設備。
- ：ヒアリングにおいて説明すべき項目（各機器・配管系それぞれについて個別に説明すべき事項） ※代表説明設備で全体の考え方を示しているため、資料提出のみを予定。
- ：該当なし

【機器】

申請 回数	施設 区分	主な説明事項 ^{※1}		(1)事業許可との整合性に関する説明事項			(2)既設工認 からの変更点 に係る説明事項	(3)新規基準 における追加要求事 項に係る説明事項	(4)その他先行発電プラントの審査実績を踏まえた説明事項等																		
				一閃東 の鉛直地震動	重大事故評価における 評価実施内容	可搬型SA	設備の評価内容 及び変更点	水平2方向に対する 影響評価	鉛直方向の動 的地震力考慮 による設備の 浮き上がり等の 影響	動的地震力の SRSS組合せ	下位クラス施 設の波及的影 響	Sd評価結果 の記載方法	耐な設備の 固有周期算出	配管支持構造 物の耐震性確 認方法	配管設計にお ける考慮事項	配管系の評価 手法	材料物性 のばらつき	動的機能維持 評価手法の適 用	最新知見として 得られた減衰 定数の適用	隣接建屋 影響確認	動的機能維持 に対する評価 内容	電気盤機能維 持に適用する 水平方向地震 力	等価繰返し回 数	屋内設備の アンカー定着部	機電設備の耐 震計算書作成	定型式への 最新知見の反 映	液化化に対す る影響確認
				設備名称 ^{※3,※4}	補足説明資料	耐震機電12	後次回	後次回	耐震機電13	耐震機電10	耐震機電01	耐震機電02	耐震機電03	耐震機電09	耐震機電○	耐震機電06	耐震機電15	耐震機電16	耐震機電11	耐震機電14	後次回	後次回	後次回	後次回	後次回	後次回	後次回
第2回以降	再処理施設	よう素追出し塔A,B廃ガス冷却器	前処理建屋	当該範囲については、後次回申請にて示す。																							
第2回以降	再処理施設	保守治具入口シャワ1,2	高レベル廃液ガラス固化建屋																								
第2回以降	再処理施設	負圧維持治具1,2	高レベル廃液ガラス固化建屋																								

今回設工認における主な説明事項（機器・配管系）

（青枠は第1回申請における説明範囲を示す。）

【注記】

- ※1： 本表の説明に対する説明は類型化を活用した上で行うため、補足説明資料(耐震機電07 機器・配管系に対する分類の考え方)においてその考え方を示す。
- ※2： 評価内容及び変更点については設備ごとに解析モデルの変更、評価手法の変更、計算連元の精緻化等、変更内容が多様であることから、代表として説明する内容については添付-6-3-1～添付-6-3-3にて示す。
- ※3： 本表における設備名称については、設工認申請にて示している、第6条要求の設備を対象として記載しており、第6条要求以外の設備（併類含む）については後次回申請以降で示す。
- ※4： グラウト等については支持方法が配管と同様であるため、評価手法としては配管と同じ標準支持間隔法を適用した評価を行っている。そのため、本表においては、配管とグラウトに対する標準支持間隔を統合し、共通的な設備名称として配管系標準支持間隔と示している。
- ※5： 本表における説明事項の詳細は添付-6-1にて示す。
- ※6： 説明範囲については第1回申請範囲までを示しており、後次回以降の範囲は随時説明する。

【凡例】

- ★：ヒアリングにおいて説明すべき項目（再処理事業所全体に共通する事項） ※ヒアリングで説明を行う申請回数。
- ☆：ヒアリングにおいて説明すべき項目（再処理事業所全体に共通する事項） ※先の申請回数において説明済のため、資料提出のみを予定。
- ：ヒアリングにおいて説明すべき項目（各機器・配管系それぞれについて個別に説明すべき事項） ※ヒアリングで説明を行う代表説明設備。
- ：ヒアリングにおいて説明すべき項目（各機器・配管系それぞれについて個別に説明すべき事項） ※代表説明設備で全体の考え方を示しているため、資料提出のみを予定。
- ：該当なし

【機器】

申請 回数	施設 区分	主な説明事項 ^{※1}		(1)事業許可との整合性に関する説明事項			(2)既設工認 からの変更点 に係る説明事項	(3)新規制基準 における追加要求事 項に係る説明事項	(4)その他先行発電プラントの審査実績を踏まえた説明事項等																		
				一閃束 の鉛直地震動	重大事故評価における 評価実施内容	可搬型SA	設備の評価内容 及び変更点	水平2方向に対する 影響評価	鉛直方向の動 的地震力考慮 による設備の 浮き上がり等の 影響	動的地震力の SRSS組合せ	下位クラス施 設の波及的影響	Sd評価結果 の記載方法	耐な設備の 固有周期算出	配管支持構造 物の耐震性確 認方法	配管設計にお ける考慮事項	配管系の評価 手法	材料物性 のばらつき	動的機能維持 評価手法の適 用	最新知見として 得られた減衰 定数の適用	隣接建屋 影響確認	動的機能維持 に対する評価 内容	電気盤機能維 持に適用する 水平方向地震 力	等価繰返し回 数	屋内設備の アンカー定着部	機電設備の耐 震計算書作成	定型式への 最新知見の反 映	液状化に対 する影響確認
		設備名称 ^{※3,※4}	補足説明資料	耐震機電12	後次回	後次回	耐震機電13	耐震機電10	耐震機電01	耐震機電02	耐震機電03	耐震機電09	耐震機電〇	耐震機電06	耐震機電15	耐震機電16	耐震機電11	耐震機電14	後次回	後次回	後次回	後次回	後次回	後次回	後次回	後次回	後次回
第2回以降	再処理施設	圧縮空気設備 安全空気脱湿装置A 現場監視制御盤	前処理建屋																								
第2回以降	再処理施設	蒸気設備 安全蒸気A行A現場監視制御盤	前処理建屋																								
第2回以降	再処理施設	安全圧縮空気系 安全系A No.2計装ラック	前処理建屋																								
第2回以降	再処理施設	溶解工程A,B系列安全系A溶解槽放射線A検出装置制御盤	前処理建屋																								
第2回以降	再処理施設	よう素除去工程安全系A制御盤1	前処理建屋																								
第2回以降	再処理施設	よう素除去工程安全系A制御盤2	前処理建屋																								
第2回以降	再処理施設	よう素除去工程安全系A制御盤3	前処理建屋																								
第2回以降	再処理施設	よう素除去工程排風機A制御盤	前処理建屋																								
第2回以降	再処理施設	よう素除去工程廃ガス加熱器A制御盤	前処理建屋																								
第2回以降	再処理施設	よう素除去工程ミストリクA1,A2計器架台	前処理建屋																								
第2回以降	再処理施設	110V第2非常用蓄電池A(8個並び1段2列)	前処理建屋																								
第2回以降	再処理施設	110V第2非常用蓄電池A(6個並び1段2列)	前処理建屋																								
第2回以降	再処理施設	110V非常用充電器盤A(1)	前処理建屋																								
第2回以降	再処理施設	110V非常用予備充電器盤E(2)	前処理建屋																								
第2回以降	再処理施設	110V非常用直流主分電盤A	前処理建屋																								
第2回以降	再処理施設	6.9kV非常用クワア	前処理建屋																								
第2回以降	再処理施設	460V非常用コトロ-レクタA1	前処理建屋																								
第2回以降	再処理施設	460V非常用バ-レクタA(1)	前処理建屋																								
第2回以降	再処理施設	460V非常用バ-レクタA(2)	前処理建屋																								
第2回以降	再処理施設	460V非常用バ-レクタA(3)	前処理建屋																								
第2回以降	再処理施設	460V非常用バ-レクタB(4)	前処理建屋																								
第2回以降	再処理施設	105V非常用無停電電源装置A	前処理建屋																								
第2回以降	再処理施設	分離・分配工程安全系A制御盤1,分離・分配工程安全系A制御盤2,分離・分配工程安全系A制御盤3	分離建屋																								
第2回以降	再処理施設	中性子モニタ安全系A制御盤	分離建屋																								
第2回以降	再処理施設	中性子モニタ安全系Aリアクタ取納盤	分離建屋																								
第2回以降	再処理施設	分離設備 分配設備 安全系A計装ラック	分離建屋																								
第2回以降	再処理施設	分離設備 分離建屋一時貯留処理設備 安全系A計装ラック	分離建屋																								
第2回以降	再処理施設	分離設備 安全系A No.1計装ラック	分離建屋																								
第2回以降	再処理施設	分離設備 安全系A No.2計装ラック	分離建屋																								
第2回以降	再処理施設	フィルタ安全系A制御盤	分離建屋																								
第2回以降	再処理施設	第17フィルタ計器架台	分離建屋																								
第2回以降	再処理施設	I-テリテイ工程安全系A制御盤3	分離建屋																								
第2回以降	再処理施設	塔槽類廃ガス処理設備安全系A計器架台	分離建屋																								
第2回以降	再処理施設	建屋換気設備 安全系A制御盤	分離建屋																								
第2回以降	再処理施設	高圧廃液濃縮設備 安全系A No.1計器架台	分離建屋																								
第2回以降	再処理施設	高圧廃液濃縮設備 安全系A No.2計器架台	分離建屋																								
第2回以降	再処理施設	I-テリテイ工程安全系A制御盤1	分離建屋																								
第2回以降	再処理施設	110V第2非常用蓄電池A(1個用1段1列)	分離建屋																								
第2回以降	再処理施設	110V第2非常用蓄電池A(2個用1段1列)	分離建屋																								
第2回以降	再処理施設	110V第2非常用蓄電池A(4個用1段2列)	分離建屋																								
第2回以降	再処理施設	110V非常用充電器盤A	分離建屋																								
第2回以降	再処理施設	110V非常用予備充電器盤E	分離建屋																								

当該範囲については、後次回申請にて示す。

今回設工認における主な説明事項（機器・配管系）

（青枠は第1回申請における説明範囲を示す。）

【注記】

- ※1：本表の設備に対する説明は類型化を活用した上で行うため、補足説明資料(耐震機電07 機器・配管系に対する分類の考え方)においてその考え方を示す。
- ※2：評価内容及び変更点については設備ごとに解析モデルの変更、評価手法の変更、計算諸元の精緻化等、変更内容が多様であることから、代表として説明する内容については添付-6-3-1～添付-6-3-3にて示す。
- ※3：本表における設備名称については、設工認申請にて示している、第6条要求の設備を対象として記載しており、第6条要求以外の設備（併類含む）については後次回申請以降で示す。
- ※4：ダクト等については支持方法が配管と同様であるため、評価手法としては配管と同じ標準支持間隔法を適用した評価を行っている。そのため、本表においては、配管とダクトに対する標準支持間隔を統合し、共通的な設備名称として配管系標準支持間隔と示している。
- ※5：本表における説明事項の詳細は添付-6-1にて示す。
- ※6：説明範囲については第1回申請範囲までを示しており、後次回以降の範囲は随時説明する。

【凡例】

- ★：ヒアリングにおいて説明すべき項目（再処理事業所全体に共通する事項） ※ヒアリングで説明を行う申請回数。
- ☆：ヒアリングにおいて説明すべき項目（再処理事業所全体に共通する事項） ※先の申請回数において説明済のため、資料提出のみを予定。
- ：ヒアリングにおいて説明すべき項目（各機器・配管系それぞれについて個別に説明すべき事項） ※ヒアリングで説明を行う代表説明設備。
- ：ヒアリングにおいて説明すべき項目（各機器・配管系それぞれについて個別に説明すべき事項） ※代表説明設備で全体の考え方を示しているため、資料提出のみを予定。
- ：該当なし

【機器】

申請 回数	施設 区分	主な説明事項 ^{※1}		(1)事業許可との整合性に関する説明事項			(2)設工認 からの変更点 に係る説明事項	(3)新規基準 における追加要求事 項に係る説明事項	(4)その他先行発電プラントの審査実績を踏まえた説明事項等																		
				一関東 の鉛直地震動	重大事故評価における 評価実施内容	可搬型SA			設備の評価内容 及び変更点	水平2方向に対する 影響評価	鉛直方向の動的 地震力考慮 による設備の 浮き上がり等の 影響	動的地震力の SRSS組合せ	下位クラス施 設の波及的影響	Sd評価結果 の記載方法	耐な設備の 固有周期算出	配管支持構造 物の耐震性確 認方法	配管設計にお ける考慮事項	配管系の評価 手法	材料物性の ばらつき	動的機能維持 評価手法の適 用	最新知見として 得られた減衰 定数の適用	隣接建屋 影響確認	動的機能維持 に対する評価 内容	電気盤機能維 持に適用する 水平方向地震 力	等価繰返し回 数	屋内設備の アンカー定着部	機電設備の耐 震計算書作成
		設備名称 ^{※3,※4}	補足説明資料	耐震機電12	後次回	後次回	耐震機電13	耐震機電10	耐震機電01	耐震機電02	耐震機電03	耐震機電09	耐震機電○	耐震機電06	耐震機電15	耐震機電16	耐震機電11	耐震機電14	後次回	後次回	後次回	後次回	後次回	後次回	後次回	後次回	後次回
第2回以降	再処理施設	110V非常用直流主分電盤A	分離建屋																								
第2回以降	再処理施設	460V非常用コンロ-ヒータA(1)	分離建屋																								
第2回以降	再処理施設	460V非常用コンロ-ヒータA(2)	分離建屋																								
第2回以降	再処理施設	460V非常用パワ-ヒータA(1)	分離建屋																								
第2回以降	再処理施設	460V非常用パワ-ヒータA(2)	分離建屋																								
第2回以降	再処理施設	460V非常用パワ-ヒータA(3)	分離建屋																								
第2回以降	再処理施設	105V非常用無停電交流主分電盤A1	分離建屋																								
第2回以降	再処理施設	105V非常用無停電電源装置A	分離建屋																								
第2回以降	再処理施設	ア-ムコム精製工程安全系A制御盤1, ア-ムコム精製工程安全系A制御盤2, ア-ムコム精製工程安全系A制御盤3	精製建屋																								
第2回以降	再処理施設	I-テリテイ工程安全系A制御盤(ルー盤)	精製建屋																								
第2回以降	再処理施設	ア-ムコム精製設備 安全系A No.1 計装ラック	精製建屋																								
第2回以降	再処理施設	ア-ムコム精製設備 安全系A No.3 計装ラック	精製建屋																								
第2回以降	再処理施設	ア-ムコム精製設備 安全系A No.4 計装ラック	精製建屋																								
第2回以降	再処理施設	7A7Aヒータ安全系A制御盤	精製建屋																								
第2回以降	再処理施設	7A7Aヒータ計器架台	精製建屋																								
第2回以降	再処理施設	塔槽類廃ガス処理系(ア-ムコム系)安全系A計装ラック	精製建屋																								
第2回以降	再処理施設	建屋換気設備安全系A制御盤	精製建屋																								
第2回以降	再処理施設	105V非常用計測交流電源盤A	精製建屋																								
第2回以降	再処理施設	110V第2非常用蓄電池A(6個用1段1列)	精製建屋																								
第2回以降	再処理施設	110V第2非常用蓄電池A(7個用1段1列)	精製建屋																								
第2回以降	再処理施設	110V非常用充電器盤A(1)	精製建屋																								
第2回以降	再処理施設	110V非常用充電器盤A(2)	精製建屋																								
第2回以降	再処理施設	110V非常用予備充電器盤E(3)	精製建屋																								
第2回以降	再処理施設	110V非常用直流主分電盤A	精製建屋																								
第2回以降	再処理施設	非常用電気設備ルー盤A	精製建屋																								
第2回以降	再処理施設	460V非常用コンロ-ヒータB1	精製建屋																								
第2回以降	再処理施設	460V非常用パワ-ヒータA(1)	精製建屋																								
第2回以降	再処理施設	460V非常用パワ-ヒータA(2)	精製建屋																								
第2回以降	再処理施設	460V非常用パワ-ヒータA(3)	精製建屋																								
第2回以降	再処理施設	105V非常用無停電交流主分電盤A	精製建屋																								
第2回以降	再処理施設	105V非常用無停電電源装置A	精製建屋																								
第2回以降	再処理施設	前処理建屋安全系A監視制御盤	制御建屋																								
第2回以降	再処理施設	制御建屋安全系A監視制御盤	制御建屋																								
第2回以降	再処理施設	非常用電源建屋安全系A監視制御盤	制御建屋																								
第2回以降	再処理施設	分離建屋安全系A監視制御盤	制御建屋																								
第2回以降	再処理施設	精製建屋安全系A監視制御盤	制御建屋																								
第2回以降	再処理施設	ウ-ア-ア-ムコム混合脱硝建屋安全系A監視制御盤	制御建屋																								
第2回以降	再処理施設	換気空調設備安全系A制御盤	制御建屋																								
第2回以降	再処理施設	110V第2非常用蓄電池A1(6個用1段1列)	制御建屋																								
第2回以降	再処理施設	110V第2非常用蓄電池A1(7個用1段1列)	制御建屋																								

当該範囲については、後次回申請にて示す。

今回設工認における主な説明事項（機器・配管系）

（青枠は第1回申請における説明範囲を示す。）

【注記】

- ※1：本表の設備に対する説明は類型化を活用した上で行ったため、補足説明資料(耐震機電07 機器・配管系に対する分類の考え方)においてその考え方を示す。
- ※2：評価内容及び変更点については設備ごとに解析モデルの変更、評価手法の変更、計算諸元の精緻化等、変更内容が多様であることから、代表として説明する内容については添付-6-3-1～添付-6-3-3にて示す。
- ※3：本表における設備名称については、設工認申請にて示している、第6条要求の設備を対象として記載しており、第6条要求以外の設備（併類含む）については後次回申請以降で示す。
- ※4：ダクト等については支持方法が配管と同様であるため、評価手法としては配管と同じ標準支持間隔法を適用した評価を行っている。そのため、本表においては、配管とダクトに対する標準支持間隔を統合し、共通的な設備名称として配管系標準支持間隔と示している。
- ※5：本表における説明事項の詳細は添付-6-1にて示す。
- ※6：説明範囲については第1回申請範囲までを示しており、後次回以降の範囲は随時説明する。

【凡例】

- ★：ヒアリングにおいて説明すべき項目（再処理事業所全体に共通する事項） ※ヒアリングで説明を行う申請回数。
- ☆：ヒアリングにおいて説明すべき項目（再処理事業所全体に共通する事項） ※先の申請回数において説明済のため、資料提出のみを予定。
- ：ヒアリングにおいて説明すべき項目（各機器・配管系それぞれについて個別に説明すべき事項） ※ヒアリングで説明を行う代表説明設備。
- ：ヒアリングにおいて説明すべき項目（各機器・配管系それぞれについて個別に説明すべき事項） ※代表説明設備で全体の考え方を示しているため、資料提出のみを予定。
- ：該当なし

【機器】

申請 回数	施設 区分	主な説明事項 ^{※1}		(1)事業許可との整合性に関する説明事項			(2)既設工認 からの変更点 に係る説明事項	(3)新規基準 における追加要求事 項に係る説明事項	(4)その他先行発電プラントの審査実績を踏まえた説明事項等																		
				一関東 の鉛直地震動	重大事故評価における 評価実施内容	可搬型SA	設備の評価内容 及び変更点	水平2方向に対する 影響評価	鉛直方向の動 的地震力考慮 による設備の 浮き上がり等の 影響	動的地震力の SRSS組合せ	下位クラス施 設の波及的影 響	Sd評価結果 の記載方法	耐な設備の 固有周期算出	配管支持構造 物の耐震性確 認方法	配管設計にお ける考慮事項	配管系の評価 手法	材料物性 のばらつき	動的機能維持 評価手法の適 用	最新知見として 得られた減衰 定数の適用	隣接建屋 影響確認	動的機能維持 に対する評価 内容	電気盤機能維 持に適用する 水平方向地震 力	等価繰返し回 数	屋内設備の アンカー定着部	機電設備の耐 震計算書作成	定型式への 最新知見の反 映	液状化に対 する影響確認
		設備名称 ^{※3,※4}	補足説明資料	耐震機電12	後次回	後次回	耐震機電13	耐震機電10	耐震機電01	耐震機電02	耐震機電03	耐震機電09	耐震機電〇	耐震機電06	耐震機電15	耐震機電16	耐震機電11	耐震機電14	後次回	後次回	後次回	後次回	後次回	後次回	後次回	後次回	後次回
第2回以降	再処理施設	220V第2非常用蓄電池A2(14個用1段2列)	制御建屋																								
第2回以降	再処理施設	220V第2非常用蓄電池A2(12個用1段2列)	制御建屋																								
第2回以降	再処理施設	105V非常用計測交流主分電盤A	制御建屋																								
第2回以降	再処理施設	105V非常用計測交流電源盤A	制御建屋																								
第2回以降	再処理施設	110V非常用充電器盤A(1)	制御建屋																								
第2回以降	再処理施設	110V非常用充電器盤A(2)	制御建屋																								
第2回以降	再処理施設	110V非常用予備充電器盤E(3)	制御建屋																								
第2回以降	再処理施設	110V非常用直流主分電盤A	制御建屋																								
第2回以降	再処理施設	非常用電気設備用リ-盤A	制御建屋																								
第2回以降	再処理施設	6.9kV非常用クワア	制御建屋																								
第2回以降	再処理施設	460V非常用コトロ-ルクワA1	制御建屋																								
第2回以降	再処理施設	460V非常用バ-ワ-センクワA(1)	制御建屋																								
第2回以降	再処理施設	460V非常用バ-ワ-センクワA(2)	制御建屋																								
第2回以降	再処理施設	460V非常用バ-ワ-センクワA(3)	制御建屋																								
第2回以降	再処理施設	460V非常用バ-ワ-センクワB(1)	制御建屋																								
第2回以降	再処理施設	460V非常用バ-ワ-センクワB(2)	制御建屋																								
第2回以降	再処理施設	105V非常用無停電交流主分電盤A	制御建屋																								
第2回以降	再処理施設	105V非常用無停電電源装置A	制御建屋																								
第2回以降	再処理施設	放射線監視盤	制御建屋																								
第2回以降	再処理施設	主排気筒カ-モニタック カ-ダックラA(低レンジ)	主排気筒管理建屋																								
第2回以降	再処理施設	主排気筒カ-モニタック カ-ダックラA(中レンジ)	主排気筒管理建屋																								
第2回以降	再処理施設	主排気筒カ-モニタック カ-ダックラA(高レンジ)	主排気筒管理建屋																								
第2回以降	再処理施設	主排気筒カ-モニタック サブ-ルックA	主排気筒管理建屋																								
第2回以降	再処理施設	クワ-ア-トコム混合脱硝設備 安全系A制御盤	ウラン-プルトニウム混合脱硝 建屋																								
第2回以降	再処理施設	溶液系安全系A計装ック	ウラン-プルトニウム混合脱硝 建屋																								
第2回以降	再処理施設	建屋換気設備安全系A制御盤	ウラン-プルトニウム混合脱硝 建屋																								
第2回以降	再処理施設	105V非常用計測交流主分電盤A	ウラン-プルトニウム混合脱硝 建屋																								
第2回以降	再処理施設	105V非常用計測交流電源盤A	ウラン-プルトニウム混合脱硝 建屋																								
第2回以降	再処理施設	110V第2非常用蓄電池A(6個用1段1列)	ウラン-プルトニウム混合脱硝 建屋																								
第2回以降	再処理施設	110V第2非常用蓄電池A(7個用1段1列)	ウラン-プルトニウム混合脱硝 建屋																								
第2回以降	再処理施設	110V非常用充電器盤A(1)	ウラン-プルトニウム混合脱硝 建屋																								
第2回以降	再処理施設	110V非常用充電器盤A(2)	ウラン-プルトニウム混合脱硝 建屋																								
第2回以降	再処理施設	110V非常用予備充電器盤E(3)	ウラン-プルトニウム混合脱硝 建屋																								
第2回以降	再処理施設	110V非常用直流主分電盤A	ウラン-プルトニウム混合脱硝 建屋																								
第2回以降	再処理施設	非常用電気設備用リ-盤A	ウラン-プルトニウム混合脱硝 建屋																								
第2回以降	再処理施設	6.9kV非常用クワア	ウラン-プルトニウム混合脱硝 建屋																								
第2回以降	再処理施設	460V非常用コトロ-ルクワA1	ウラン-プルトニウム混合脱硝 建屋																								
第2回以降	再処理施設	460V非常用バ-ワ-センクワA(1)	ウラン-プルトニウム混合脱硝 建屋																								

当該範囲については、後次回申請にて示す。

今回設工認における主な説明事項（機器・配管系）

（青枠は第1回申請における説明範囲を示す。）

【注記】

- ※1：本表の説明に対する説明は類型化を活用した上で行うため、補足説明資料(耐震機電07 機器・配管系に対する分類の考え方)においてその考え方を示す。
- ※2：評価内容及び変更点については設備ごとに解析モデルの変更、評価手法の変更、計算連元の精緻化等、変更内容が多様であることから、代表として説明する内容については添付 - 6 - 3 - 1 ~ 添付 - 6 - 3 - 3 にて示す。
- ※3：本表における設備名称については、設工認申請にて示している。第6条要求の設備を対象として記載しており、第6条要求以外の設備（併類含む）については後次回申請以降で示す。
- ※4：ダクト等については支持方法が配管と同様であるため、評価手法としては配管と同じ標準支持間隔法を適用した評価を行っている。そのため、本表においては、配管とダクトに対する標準支持間隔を統合し、共通的な設備名称として配管系標準支持間隔と示している。
- ※5：本表における説明事項の詳細は添付 - 6 - 1 にて示す。
- ※6：説明範囲については第1回申請範囲までを示しており、後次回以降の範囲は随時説明する。

【凡例】

- ★：ヒアリングにおいて説明すべき項目（再処理事業所全体に共通する事項） ※ヒアリングで説明を行う申請回数。
- ☆：ヒアリングにおいて説明すべき項目（再処理事業所全体に共通する事項） ※先の申請回数において説明済のため、資料提出のみを予定。
- ：ヒアリングにおいて説明すべき項目（各機器・配管系それぞれについて個別に説明すべき事項） ※ヒアリングで説明を行う代表説明設備。
- ：ヒアリングにおいて説明すべき項目（各機器・配管系それぞれについて個別に説明すべき事項） ※代表説明設備で全体の考え方を示しているため、資料提出のみを予定。
- ：該当なし

【機器】

申請 回数	施設 区分	主な説明事項 ^{※1}		(1)事業許可との整合性に関する説明事項			(2)既設工認 からの変更点 に係る説明事項	(3)新規制基準 における追加要求事 項に係る説明事項	(4)その他先行発電プラントの審査実績を踏まえた説明事項等																		
				一関東 の鉛直地震動	重大事故評価における 評価実施内容	可搬型SA	設備の評価内容 及び変更点	水平2方向に対する 影響評価	鉛直方向の動 的地震力考慮 による設備の 浮き上がり等の 影響	動的地震力の SRSS組合せ	下位クラス施 設の波及的影響	Sd評価結果 の記載方法	耐な設備の 固有周期算出	配管支持構造 物の耐震性確 認方法	配管設計にお ける考慮事項	配管系の評価 手法	材料物性 のばらつき	動的機能維持 評価手法の適 用	最新知見として 得られた減衰 定数の適用	隣接建屋 影響確認	動的機能維持 に対する評価 内容	電気盤機能維 持に適用する 水平方向地震 力	等価繰返し回 数	屋内設備の アンカー定着部 腐蝕計算書作成	機電設備の耐 震計算書作成	定型式への 最新知見の反 映	液状化に対す る影響確認
		設備名称 ^{※3,※4}	補足説明資料	耐震機電12	後次回	後次回	耐震機電13	耐震機電10	耐震機電01	耐震機電02	耐震機電03	耐震機電09	耐震機電〇	耐震機電06	耐震機電15	耐震機電16	耐震機電11	耐震機電14	後次回	後次回	後次回	後次回	後次回	後次回	後次回	後次回	後次回
第2回以降	再処理施設	460V非常用バクセウA(2)	ウラン・プルトニウム混合脱硝 建屋																								
第2回以降	再処理施設	460V非常用バクセウA(3)	ウラン・プルトニウム混合脱硝 建屋																								
第2回以降	再処理施設	105V非常用無停電交流主分電盤A	ウラン・プルトニウム混合脱硝 建屋																								
第2回以降	再処理施設	105V非常用無停電電源装置A	ウラン・プルトニウム混合脱硝 建屋																								
第2回以降	再処理施設	建屋換気設備安全系A制御盤	ウラン・プルトニウム混合酸化 物貯蔵建屋																								
第2回以降	再処理施設	110V第2非常用蓄電池A(16個用1段4列)	ウラン・プルトニウム混合酸化 物貯蔵建屋																								
第2回以降	再処理施設	110V第2非常用蓄電池B(20個用1段4列)	ウラン・プルトニウム混合酸化 物貯蔵建屋																								
第2回以降	再処理施設	110V非常用充電器盤A	ウラン・プルトニウム混合酸化 物貯蔵建屋																								
第2回以降	再処理施設	110V非常用予備充電器盤E	ウラン・プルトニウム混合酸化 物貯蔵建屋																								
第2回以降	再処理施設	110V非常用直流主分電盤A	ウラン・プルトニウム混合酸化 物貯蔵建屋																								
第2回以降	再処理施設	非常用電気設備リレー盤A	ウラン・プルトニウム混合酸化 物貯蔵建屋																								
第2回以降	再処理施設	460V非常用コトドレウA	ウラン・プルトニウム混合酸化 物貯蔵建屋																								
第2回以降	再処理施設	460V非常用バクセウA(1)	ウラン・プルトニウム混合酸化 物貯蔵建屋																								
第2回以降	再処理施設	460V非常用バクセウA(2)	ウラン・プルトニウム混合酸化 物貯蔵建屋																								
第2回以降	再処理施設	105V非常用無停電電源装置A	ウラン・プルトニウム混合酸化 物貯蔵建屋																								
第2回以降	再処理施設	1-7kV工程安全系A制御盤(リレー盤)	非常用電源建屋																								
第2回以降	再処理施設	110V第2非常用蓄電池A(28個用1段2列)	非常用電源建屋																								
第2回以降	再処理施設	110V非常用充電器盤A(1)	非常用電源建屋																								
第2回以降	再処理施設	110V非常用予備充電器盤E(2)	非常用電源建屋																								
第2回以降	再処理施設	110V非常用直流主分電盤A	非常用電源建屋																								
第2回以降	再処理施設	非常用電気設備リレー盤A1	非常用電源建屋																								
第2回以降	再処理施設	第2非常用ディーゼル発電機A制御盤(1)	非常用電源建屋																								
第2回以降	再処理施設	第2非常用ディーゼル発電機A制御盤(2)	非常用電源建屋																								
第2回以降	再処理施設	6.9kV非常用ダウA	非常用電源建屋																								
第2回以降	再処理施設	460V非常用コトドレウA	非常用電源建屋																								
第2回以降	再処理施設	非常用動力用変圧器A	非常用電源建屋																								
第2回以降	再処理施設	高いレベル廃液貯蔵・ガラス固化工程安全系B制御盤1, 高いレベル廃液貯蔵・ガラス固化工程安全系B制御盤2	高レベル廃液ガラス固化建屋																								
第2回以降	再処理施設	高いレベル廃液貯蔵・ガラス固化工程安全系B制御盤3, 高いレベル廃液貯蔵・ガラス固化工程安全系B制御盤4, 高いレベル廃液貯蔵・ガラス固化工程安全系B制御盤5	高レベル廃液ガラス固化建屋																								
第2回以降	再処理施設	高いレベル廃液貯蔵・ガラス固化工程安全系B制御盤(リ レー盤1)	高レベル廃液ガラス固化建屋																								
第2回以降	再処理施設	塔槽類廃ガス処理設備 高いレベル廃液ガラス固化設備 安全系A計装パック	高レベル廃液ガラス固化建屋																								
第2回以降	再処理施設	高いレベル廃液ガラス固化廃ガス処理設備第2排風機A 安全系A(リレー)制御盤	高レベル廃液ガラス固化建屋																								
第2回以降	再処理施設	高いレベル廃液ガラス固化廃ガス処理設備 高いレベル廃液 ガラス固化設備 安全系A計装パック	高レベル廃液ガラス固化建屋																								
第2回以降	再処理施設	高いレベル廃液ガラス固化廃ガス処理設備安全系A No.3計器架台	高レベル廃液ガラス固化建屋																								
第2回以降	再処理施設	固化ガス換気系排風機A安全系A(リレー)制御盤	高レベル廃液ガラス固化建屋																								
第2回以降	再処理施設	高いレベル廃液ガラス固化建屋換気設備安全系A計装 パック	高レベル廃液ガラス固化建屋																								
第2回以降	再処理施設	高いレベル濃縮廃液貯蔵系 安全系A 計装パック	高レベル廃液ガラス固化建屋																								
第2回以降	再処理施設	不溶解残渣廃液貯蔵系 安全系A 計装パック	高レベル廃液ガラス固化建屋																								

当該範囲については、後次回申請にて示す。

今回設工認における主な説明事項（機器・配管系）

（青枠は第1回申請における説明範囲を示す。）

【注記】

- ※1：本表の説明に対する説明は類型化を活用した上でため、補足説明資料(耐震機電07 機器・配管系に対する分類の考え方)においてその考え方を示す。
- ※2：評価内容及び変更点については設備ごとに解析モデルの変更、評価手法の変更、計算諸元の精緻化等、変更内容が多様であることから、代表として説明する内容については添付-6-3-1～添付-6-3-3にて示す。
- ※3：本表における設備名称については、設工認申請にて示している、第6条要求の設備を対象として記載しており、第6条要求以外の設備（併類含む）については後次回申請以降で示す。
- ※4：ダクト等については支持方法が配管と同様であるため、評価手法としては配管と同じ標準支持間隔法を採用した評価を行っている。そのため、本表においては、配管とダクトに対する標準支持間隔を統合し、共通的な設備名称として配管標準支持間隔と示している。
- ※5：本表における説明事項の詳細は添付-6-1にて示す。
- ※6：説明範囲については第1回申請範囲までを示しており、後次回以降の範囲は随時説明する。

【凡例】

- ★：ヒアリングにおいて説明すべき項目（再処理事業所全体に共通する事項） ※ヒアリングで説明を行う申請回数。
- ☆：ヒアリングにおいて説明すべき項目（再処理事業所全体に共通する事項） ※先の申請回数において説明済のため、資料提出のみを予定。
- ：ヒアリングにおいて説明すべき項目（各機器・配管系それぞれについて個別に説明すべき事項） ※ヒアリングで説明を行う代表説明設備。
- ：ヒアリングにおいて説明すべき項目（各機器・配管系それぞれについて個別に説明すべき事項） ※代表説明設備で全体の考え方を示しているため、資料提出のみを予定。
- ：該当なし

【機器】

申請 回数	施設 区分	主な説明事項 ^{※1}		(1)事業許可との整合性に関する説明事項			(2)既設工認 からの変更点 に係る説明事項	(3)新規基準 における追加要求事 項に係る説明事項	(4)その他先行発電プラントの審査実績を踏まえた説明事項等																		
				一関東 の鉛直地震動	重大事故評価における 評価実施内容	可搬型SA	設備の評価内容 及び変更点	水平2方向に対する 影響評価	鉛直方向の動 的地震力考慮 による設備の 浮き上がり等の 影響	動的地震力の SRSS組合せ	下位クラス施 設の波及的影響	Sd評価結果 の記載方法	耐な設備の 固有周期算出	配管支持構造 物の耐震性確 認方法	配管設計にお ける考慮事項	配管系の評価 手法	材料物性 のばらつき	動的機能維持 評価手法の適 用	最新知見として 得られた減衰 定数の適用	隣接建屋 影響確認	動的機能維持 に対する評価 内容	電気盤機能維 持に適用する 水平方向地震 力	等価繰返し回 数	屋内設備の アンカー定着部	機電設備の耐 震計算書作成	定型式への 最新知見の反 映	液状化に対す る影響確認
		設備名称 ^{※3,※4}	補足説明資料	耐震機電12	後次回	後次回	耐震機電13	耐震機電10	耐震機電01	耐震機電02	耐震機電03	耐震機電09	耐震機電○	耐震機電06	耐震機電15	耐震機電16	耐震機電11	耐震機電14	後次回	後次回	後次回	後次回	後次回	後次回	後次回	後次回	後次回
第2回以降	再処理施設	カ ³ 固化体重量計安全系A変換器収納盤	高レベル廃液ガラス固化建屋																								
第2回以降	再処理施設	流下ノズル高周波加熱安全系ALシャ断器盤	高レベル廃液ガラス固化建屋																								
第2回以降	再処理施設	高レベル廃液カ ³ 固化設備安全系A計装ラック	高レベル廃液ガラス固化建屋																								
第2回以降	再処理施設	高レベル廃液カ ³ 固化設備安全系A No.1計器架台	高レベル廃液ガラス固化建屋																								
第2回以降	再処理施設	105V非常用計測交流主分電盤A	高レベル廃液ガラス固化建屋																								
第2回以降	再処理施設	105V非常用計測交流電源盤A	高レベル廃液ガラス固化建屋																								
第2回以降	再処理施設	110V第2非常用蓄電池A(6個用1段1列)	高レベル廃液ガラス固化建屋																								
第2回以降	再処理施設	110V第2非常用蓄電池A(7個用1段1列)	高レベル廃液ガラス固化建屋																								
第2回以降	再処理施設	110V第2非常用蓄電池A(14個用1段2列)	高レベル廃液ガラス固化建屋																								
第2回以降	再処理施設	110V非常用充電器盤A	高レベル廃液ガラス固化建屋																								
第2回以降	再処理施設	110V非常用予備充電器盤E	高レベル廃液ガラス固化建屋																								
第2回以降	再処理施設	110V非常用直流主分電盤A	高レベル廃液ガラス固化建屋																								
第2回以降	再処理施設	非常用電気設備ルー-盤A	高レベル廃液ガラス固化建屋																								
第2回以降	再処理施設	460V非常用コント-ルセンターA1	高レベル廃液ガラス固化建屋																								
第2回以降	再処理施設	460V非常用バ-ワ-センターA(1)	高レベル廃液ガラス固化建屋																								
第2回以降	再処理施設	460V非常用バ-ワ-センターA(2)	高レベル廃液ガラス固化建屋																								
第2回以降	再処理施設	460V非常用バ-ワ-センターA(3)	高レベル廃液ガラス固化建屋																								
第2回以降	再処理施設	105V非常用無停電交流主分電盤A	高レベル廃液ガラス固化建屋																								
第2回以降	再処理施設	105V非常用無停電電源装置A	高レベル廃液ガラス固化建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	非常用充電器盤	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	非常用直流電圧補償装置盤	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	非常用整流器盤	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	非常用イン-バータ盤	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	非常用予備変圧器盤	燃料加工建屋																								

当該範囲については、後次回申請にて示す。

今回設工認における主な説明事項（機器・配管系）

（青枠は第1回申請における説明範囲を示す。）

【注記】

- ※1：本表の設備に対する説明は類型化を活用した上で行うため、補足説明資料(耐震機電07 機器・配管系に対する分類の考え方)においてその考え方を示す。
- ※2：評価内容及び変更点については設備ごとに解析モデルの変更、評価手法の変更、計算諸元の精緻化等、変更内容が多様であることから、代表として説明する内容については添付-6-3-1～添付-6-3-3にて示す。
- ※3：本表における設備名称については、既設工認申請にて示している、第6条要求の設備を対象として記載しており、第6条要求以外の設備（併類含む）については後次回申請以降で示す。
- ※4：ダクト等については支持方法が配管と同様であるため、評価手法としては配管と同じ標準支持間隔法を適用した評価を行っている。そのため、本表においては、配管とダクトに対する標準支持間隔を統合し、共通的な設備名称として配管系標準支持間隔と示している。
- ※5：本表における説明事項の詳細は添付-6-1にて示す。
- ※6：説明範囲については第1回申請範囲までを示しており、後次回以降の範囲は随時説明する。

【凡例】

- ★：ヒアリングにおいて説明すべき項目（再処理事業所全体に共通する事項） ※ヒアリングで説明を行う申請回数。
- ☆：ヒアリングにおいて説明すべき項目（再処理事業所全体に共通する事項） ※先の申請回数において説明済のため、資料提出のみを予定。
- ：ヒアリングにおいて説明すべき項目（各機器・配管系それぞれについて個別に説明すべき事項） ※ヒアリングで説明を行う代表説明設備。
- ：ヒアリングにおいて説明すべき項目（各機器・配管系それぞれについて個別に説明すべき事項） ※代表説明設備で全体の考え方を示しているため、資料提出のみを予定。
- ：該当なし

【機器】

申請 回数	施設 区分	主な説明事項 ^{※1}		(1)事業許可との整合性に関する説明事項			(2)既設工認 からの変更点 に係る説明事項	(3)新規基準 における追加要求事 項に係る説明事項	(4)その他先行発電プラントの審査実績を踏まえた説明事項等																		
				一関東 の鉛直地震動	重大事故評価における 評価実施内容	可搬型SA	設備の評価内容 及び変更点	水平2方向に対する 影響評価	鉛直方向の動 的地震力考慮 による設備の 浮き上がり等の 影響	動的地震力の SRSS組合せ	下位クラス施 設の波及的影 響	Sd評価結果 の記載方法	耐な設備の 固有周期算出	配管支持構造 物の耐震性確 認方法	配管設計にお ける考慮事項	配管系の評価 手法	材料物性 のばらつき	動的機能維持 評価手法の適 用	最新知見として 得られた減衰 定数の適用	隣接建屋 影響確認	動的機能維持 に対する評価 内容	電気盤機能維 持に適用する 水平方向地震 力	等価繰返し回 数	屋内設備の アンカー定着部	機電設備の耐 震計算書作成	定型式への 最新知見の反 映	液状化に対す る影響確認
				設備名称 ^{※3,※4}	補足説明資料	耐震機電12	後次回	後次回	耐震機電13	耐震機電10	耐震機電01	耐震機電02	耐震機電03	耐震機電09	耐震機電○	耐震機電06	耐震機電15	耐震機電16	耐震機電11	耐震機電14	後次回	後次回	後次回	後次回	後次回	後次回	後次回
第2回以降	再処理施設	脱硝装置A,B昇降機	ウラン・プルトニウム混合脱硝 建屋	当該範囲については、後次回申請にて示す。																							

今回設工認における主な説明事項（機器・配管系）

（青枠は第1回申請における説明範囲を示す。）

【注記】

- ※1：本表の設備に対する説明は類型化を活用した上で行うため、補足説明資料(耐震機電07 機器・配管系に対する分類の考え方)においてその考え方を示す。
- ※2：評価内容及び変更点については設備ごとに解析モデルの変更、評価手法の変更、計算諸元の精緻化等、変更内容が多様であることから、代表として説明する内容については添付-6-3-1～添付-6-3-3にて示す。
- ※3：本表における設備名称については、既設工認申請にて示している、第6条要求の設備を対象として記載しており、第6条要求以外の設備（併類含む）については後次回申請以降で示す。
- ※4：ダクト等については支持方法が配管と同様であるため、評価手法としては配管と同じ標準支持間隔法を適用した評価を行っている。そのため、本表においては、配管とダクトに対する標準支持間隔を統合し、共通的な設備名称として配管系標準支持間隔と示している。
- ※5：本表における説明事項の詳細は添付-6-1にて示す。
- ※6：説明範囲については第1回申請範囲までを示しており、後次回以降の範囲は随時説明する。

【凡例】

- ★：ヒアリングにおいて説明すべき項目（再処理事業所全体に共通する事項） ※ヒアリングで説明を行う申請回数。
- ☆：ヒアリングにおいて説明すべき項目（再処理事業所全体に共通する事項） ※先の申請回数において説明済のため、資料提出のみを予定。
- ：ヒアリングにおいて説明すべき項目（各機器・配管系それぞれについて個別に説明すべき事項） ※ヒアリングで説明を行う代表説明設備。
- ：ヒアリングにおいて説明すべき項目（各機器・配管系それぞれについて個別に説明すべき事項） ※代表説明設備で全体の考え方を示しているため、資料提出のみを予定。
- ：該当なし

【機器】

申請 回数	施設 区分	主な説明事項 ^{※1}		(1)事業許可との整合性に関する説明事項			(2)既設工認 からの変更点 に係る説明事項	(3)新規基準 における追加要求事 項に係る説明事項	(4)その他先行発電プラントの審査実績を踏まえた説明事項等																		
				一関東 の鉛直地震動	重大事故評価における 評価実施内容	可搬型SA	設備の評価内容 及び変更点	水平2方向に対する 影響評価	鉛直方向の動 的地震力考慮 による設備の 浮き上がり等の 影響	動的地震力の SRSS組合せ	下位クラス施 設の波及的影 響	Sd評価結果 の記載方法	耐な設備の 固有周期算出	配管支持構造 物の耐震性確 認方法	配管設計にお ける考慮事項	配管系の評価 手法	材料物性 のばらつき	動的機能維持 評価手法の適 用	最新知見として 得られた減衰 定数の適用	隣接建屋 影響確認	動的機能維持 に対する評価 内容	電気盤機能維 持に適用する 水平方向地震 力	等価繰返し回 数	屋内設備の アンカー定着部	機電設備の耐 震計算書作成	定型式への 最新知見の反 映	液状化に対す る影響確認
				設備名称 ^{※3,※4}	補足説明資料	耐震機電12	後次回	後次回	耐震機電13	耐震機電10	耐震機電01	耐震機電02	耐震機電03	耐震機電09	耐震機電○	耐震機電06	耐震機電15	耐震機電16	耐震機電11	耐震機電14	後次回	後次回	後次回	後次回	後次回	後次回	後次回
第2回以降	再処理施設	ガラス固化体取扱ジブクレーン	高レベル廃液ガラス固化建屋	当該範囲については、後次回申請にて示す。																							

今回設工認における主な説明事項（機器・配管系）

（青枠は第1回申請における説明範囲を示す。）

【注記】

- ※1：本表の設備に対する説明は類型化を活用した上で行うため、補足説明資料「耐震機電07 機器・配管系に対する分類の考え方」においてその考え方を示す。
- ※2：評価内容及び変更点については設備ごとに解析モデルの変更、評価手法の変更、計算諸元の精緻化等、変更内容が多様であることから、代表として説明する内容については添付-6-3-1～添付-6-3-3にて示す。
- ※3：本表における設備名称については、設工認申請にて示している、第6条要求の設備を対象として記載しており、第6条要求以外の設備（併類含む）については後次回申請以降で示す。
- ※4：ダクト等については支持方法が配管と同様であるため、評価手法としては配管と同じ標準支持間隔法を適用した評価を行っている。そのため、本表においては、配管とダクトに対する標準支持間隔を統合し、共通的な設備名称として配管系標準支持間隔と示している。
- ※5：本表における説明事項の詳細は添付-6-1にて示す。
- ※6：説明範囲については第1回申請範囲までを示しており、後次回以降の範囲は随時説明する。

【凡例】

- ★：ヒアリングにおいて説明すべき項目（再処理事業所全体に共通する事項） ※ヒアリングで説明を行う申請回次。
- ☆：ヒアリングにおいて説明すべき項目（再処理事業所全体に共通する事項） ※先の申請回次において説明済のため、資料提出のみを予定。
- ：ヒアリングにおいて説明すべき項目（各機器・配管系それぞれについて個別に説明すべき事項） ※ヒアリングで説明を行う代表説明設備。
- ：ヒアリングにおいて説明すべき項目（各機器・配管系それぞれについて個別に説明すべき事項） ※代表説明設備で全体の考え方を示しているため、資料提出のみを予定。
- ：該当なし

【機器】

申請回次	施設区分	主な説明事項 ^{※1}		(1)事業許可との整合性に関する説明事項			(2)設工認からの変更点に係る説明事項	(3)新規制基準における追加要求事項に係る説明事項	(4)その他先行発電プラントの審査実績を踏まえた説明事項等																		
				一関東の鉛直地震動	重大事故評価における評価実施内容	可搬型SA	設備の評価内容及び変更点	水平2方向に対する影響評価	鉛直方向の動的地震力考慮による設備の浮き上がり等の影響	動的地震力のSRSS組合せ	下位クラス施設の波及的影響	Sd評価結果の記載方法	耐震設備の固有周期算出	配管支持構造物の耐震性確認方法	配管設計における考慮事項	配管系の評価手法	材料物性のばらつき	動的機能維持評価手法の適用	最新知見として得られた減衰定数の適用	隣接建屋影響確認	動的機能維持に対する評価内容	電気盤機能維持に適用する等価繰返し回数	屋内設備のアンカー定着部	機電設備の耐震計算書作成	定型式への最新知見の反映	液化化に対する影響確認	
		設備名称 ^{※3,※4}	補足説明資料	耐震機電12	後次回	後次回	耐震機電13	耐震機電10	耐震機電01	耐震機電02	耐震機電03	耐震機電09	耐震機電〇	耐震機電06	耐震機電15	耐震機電16	耐震機電11	耐震機電14	後次回	後次回	後次回	後次回	後次回	後次回	後次回	後次回	後次回
第2回以降	再処理施設	塔槽類廃ガス処理室フィルタ保守用クレーン	前処理建屋	当該範囲については、後次回申請にて示す。																							
第2回以降	再処理施設	固化転送台車A,B	高レベル廃液ガラス固化建屋																								
第2回以降	再処理施設	廃ガス処理第3室クレーン	高レベル廃液ガラス固化建屋																								

今回設工認における主な説明事項（機器・配管系）

（青枠は第1回申請における説明範囲を示す。）

【注記】

- ※1：本表の設備に対する説明は類型化を活用した上で行うため、補足説明資料(耐震機電07 機器・配管系に対する分類の考え方)においてその考え方を示す。
- ※2：評価内容及び変更点については設備ごとに解析モデルの変更、評価手法の変更、計算諸元の精緻化等、変更内容が多様であることから、代表として説明する内容については添付-6-3-1～添付-6-3-3にて示す。
- ※3：本表における設備名称については、既設工認申請にて示している、第6条要求の設備を対象として記載しており、第6条要求以外の設備（併類含む）については後次回申請以降で示す。
- ※4：ダクト等については支持方法が配管と同様であるため、評価手法としては配管と同じ標準支持間隔法を適用した評価を行っている。そのため、本表においては、配管とダクトに対する標準支持間隔を統合し、共通的な設備名称として配管系標準支持間隔と示している。
- ※5：本表における説明事項の詳細は添付-6-1にて示す。
- ※6：説明範囲については第1回申請範囲までを示しており、後次回以降の範囲は随時説明する。

【凡例】

- ★：ヒアリングにおいて説明すべき項目（再処理事業所全体に共通する事項） ※ヒアリングで説明を行う申請回数。
- ☆：ヒアリングにおいて説明すべき項目（再処理事業所全体に共通する事項） ※先の申請回数において説明済のため、資料提出のみを予定。
- ：ヒアリングにおいて説明すべき項目（各機器・配管系それぞれについて個別に説明すべき事項） ※ヒアリングで説明を行う代表説明設備。
- ：ヒアリングにおいて説明すべき項目（各機器・配管系それぞれについて個別に説明すべき事項） ※代表説明設備で全体の考え方を示しているため、資料提出のみを予定。
- ：該当なし

【機器】

申請 回数	施設 区分	主な説明事項 ^{※1}		(1)事業許可との整合性に関する説明事項			(2)既設工認 からの変更点 に係る説明事項	(3)新規基準 における追加要求事 項に係る説明事項	(4)その他先行発電プラントの審査実績を踏まえた説明事項等																		
				一関東 の鉛直地震動	重大事故評価における 評価実施内容	可搬型SA	設備の評価内容 及び変更点	水平2方向に対する 影響評価	鉛直方向の動 的地震力考慮 による設備の 浮き上がり等の 影響	動的地震力の SRSS組合せ	下位クラス施 設の波及的影 響	Sd評価結果 の記載方法	耐な設備の 固有周期算出	配管支持構造 物の耐震性確 認方法	配管設計にお ける考慮事項	配管系の評価 手法	材料物性 のばらつき	動的機能維持 評価手法の適 用	最新知見として 得られた減衰 定数の適用	隣接建屋 影響確認	動的機能維持 に対する評価 内容	電気盤機能維 持に適用する 水平方向地震 力	等価繰返し回 数	屋内設備の アンカー定着部	機電設備の耐 震計算書作成	定型式への 最新知見の反 映	液状化に対す る影響確認
				設備名称 ^{※3,※4}	補足説明資料	耐震機電12	後次回	後次回	耐震機電13	耐震機電10	耐震機電01	耐震機電02	耐震機電03	耐震機電09	耐震機電○	耐震機電06	耐震機電15	耐震機電16	耐震機電11	耐震機電14	後次回	後次回	後次回	後次回	後次回	後次回	後次回
第2回以降	再処理施設	デミタ	前処理建屋	当該範囲については、後次回申請にて示す。																							

今回設工認における主な説明事項（機器・配管系）

（青枠は第1回申請における説明範囲を示す。）

【注記】

- ※1：本表の設備に対する説明は類型化を活用した上で行うため、補足説明資料(耐震機電07 機器・配管系に対する分類の考え方)においてその考え方を示す。
- ※2：評価内容及び変更点については設備ごとに解析モデルの変更、評価手法の変更、計算諸元の精緻化等、変更内容が多様であることから、代表として説明する内容については添付-6-3-1～添付-6-3-3にて示す。
- ※3：本表における設備名称については、既設工認申請にて示している、第6条要求の設備を対象として記載しており、第6条要求以外の設備（併類含む）については後次回申請以降で示す。
- ※4：ダクト等については支持方法が配管と同様であるため、評価手法としては配管と同じ標準支持間隔法を適用した評価を行っている。そのため、本表においては、配管とダクトに対する標準支持間隔を統合し、共通的な設備名称として配管系標準支持間隔と示している。
- ※5：本表における説明事項の詳細は添付-6-1にて示す。
- ※6：説明範囲については第1回申請範囲までを示しており、後次回以降の範囲は随時説明する。

【凡例】

- ★：ヒアリングにおいて説明すべき項目（再処理事業所全体に共通する事項） ※ヒアリングで説明を行う申請回数。
- ☆：ヒアリングにおいて説明すべき項目（再処理事業所全体に共通する事項） ※先の申請回数において説明済のため、資料提出のみを予定。
- ：ヒアリングにおいて説明すべき項目（各機器・配管系それぞれについて個別に説明すべき事項） ※ヒアリングで説明を行う代表説明設備。
- ：ヒアリングにおいて説明すべき項目（各機器・配管系それぞれについて個別に説明すべき事項） ※代表説明設備で全体の考え方を示しているため、資料提出のみを予定。
- ：該当なし

【機器】

申請 回数	施設 区分	主な説明事項 ^{※1}		(1)事業許可との整合性に関する説明事項			(2)既設工認 からの変更点 に係る説明事項	(3)新規基準 における追加要求事 項に係る説明事項	(4)その他先行発電プラントの審査実績を踏まえた説明事項等																		
				一関東 の鉛直地震動	重大事故評価における 評価実施内容	可搬型SA	設備の評価内容 及び変更点	水平2方向に対する 影響評価	鉛直方向の動 的地震力考慮 による設備の 浮き上がり等の 影響	動的地震力の SRSS組合せ	下位クラス施 設の波及的影 響	Sd評価結果 の記載方法	耐な設備の 固有周期算出	配管支持構造 物の耐震性確 認方法	配管設計にお ける考慮事項	配管系の評価 手法	材料物性 のばらつき	動的機能維持 評価手法の適 用	最新知見として 得られた減衰 定数の適用	隣接建屋 影響確認	動的機能維持 に対する評価 内容	電気盤機能維 持に適用する 水平方向地震 力	等価繰返し回 数	屋内設備の アンカー定着部	機電設備の耐 震計算書作成	定型式への 最新知見の反 映	液状化に対す る影響確認
				設備名称 ^{※3,※4}	補足説明資料	耐震機電12	後次回	後次回	耐震機電13	耐震機電10	耐震機電01	耐震機電02	耐震機電03	耐震機電09	耐震機電○	耐震機電06	耐震機電15	耐震機電16	耐震機電11	耐震機電14	後次回	後次回	後次回	後次回	後次回	後次回	後次回
第2回以降	再処理施設	ガス溶融炉A,B	高レベル廃液ガラス固化建屋	当該範囲については、後次回申請にて示す。																							

今回設工認における主な説明事項（機器・配管系）

（青枠は第1回申請における説明範囲を示す。）

【注記】

- ※1：本表の設備に対する説明は類型化を活用した上で行うため、補足説明資料(耐震機電07 機器・配管系に対する分類の考え方)においてその考え方を示す。
- ※2：評価内容及び変更点については設備ごとに解析モデルの変更、評価手法の変更、計算諸元の精緻化等、変更内容が多様であることから、代表として説明する内容については添付-6-3-1～添付-6-3-3にて示す。
- ※3：本表における設備名称については、既設工認申請にて示している、第6条要求の設備を対象として記載しており、第6条要求以外の設備（併類含む）については後次回申請以降で示す。
- ※4：ダクト等については支持方法が配管と同様であるため、評価手法としては配管と同じ標準支持間隔法を適用した評価を行っている。そのため、本表においては、配管とダクトに対する標準支持間隔を統合し、共通的な設備名称として配管系標準支持間隔と示している。
- ※5：本表における説明事項の詳細は添付-6-1にて示す。
- ※6：説明範囲については第1回申請範囲までを示しており、後次回以降の範囲は随時説明する。

【凡例】

- ★：ヒアリングにおいて説明すべき項目（再処理事業所全体に共通する事項） ※ヒアリングで説明を行う申請回数。
- ☆：ヒアリングにおいて説明すべき項目（再処理事業所全体に共通する事項） ※先の申請回数において説明済のため、資料提出のみを予定。
- ：ヒアリングにおいて説明すべき項目（各機器・配管系それぞれについて個別に説明すべき事項） ※ヒアリングで説明を行う代表説明設備。
- ：ヒアリングにおいて説明すべき項目（各機器・配管系それぞれについて個別に説明すべき事項） ※代表説明設備で全体の考え方を示しているため、資料提出のみを予定。
- ：該当なし

【機器】

申請 回数	施設 区分	主な説明事項 ^{※1}		(1)事業許可との整合性に関する説明事項			(2)既設工認 からの変更点 に係る説明事項	(3)新規制基準 における追加要求事 項に係る説明事項	(4)その他先行発電プラントの審査実績を踏まえた説明事項等																		
				一関東 の鉛直地震動	重大事故評価における 評価実施内容	可搬型SA	設備の評価内容 及び変更点	水平2方向に対する 影響評価	鉛直方向の動 的地震力考慮 による設備の 浮き上がり等の 影響	動的地震力の SRSS組合せ	下位クラス施 設の波及的影 響	Sd評価結果 の記載方法	耐な設備の 固有周期算出	配管支持構造 物の耐震性確 認方法	配管設計にお ける考慮事項	配管系の評価 手法	材料物性 のばらつき	動的機能維持 評価手法の適 用	最新知見として 得られた減衰 定数の適用	隣接建屋 影響確認	動的機能維持 に対する評価 内容	電気盤機能維 持に適用する 水平方向地震 力	等価繰返し回 数	屋内設備の アンカー定着部	機電設備の耐 震計算書作成	定型式への 最新知見の反 映	液状化に対す る影響確認
				設備名称 ^{※3,※4}	補足説明資料	耐震機電12	後次回	後次回	耐震機電13	耐震機電10	耐震機電01	耐震機電02	耐震機電03	耐震機電09	耐震機電○	耐震機電06	耐震機電15	耐震機電16	耐震機電11	耐震機電14	後次回	後次回	後次回	後次回	後次回	後次回	後次回
第2回以降	再処理施設	川洗浄槽A,B	前処理建屋	当該範囲については、後次回申請にて示す。																							

今回設工認における主な説明事項（機器・配管系）

（青枠は第1回申請における説明範囲を示す。）

【注記】

- ※1：本表の設備に対する説明は類型化を活用した上で行うため、補足説明資料(耐震機電07 機器・配管系に対する分類の考え方)においてその考え方を示す。
- ※2：評価内容及び変更点については設備ごとに解析モデルの変更、評価手法の変更、計算諸元の精緻化等、変更内容が多様であることから、代表として説明する内容については添付-6-3-1～添付-6-3-3にて示す。
- ※3：本表における設備名称については、既設工認申請にて示している、第6条要求の設備を対象として記載しており、第6条要求以外の設備（併類含む）については後次回申請以降で示す。
- ※4：ダクト等については支持方法が配管と同様であるため、評価手法としては配管と同じ標準支持間隔法を適用した評価を行っている。そのため、本表においては、配管とダクトに対する標準支持間隔を統合し、共通的な設備名称として配管系標準支持間隔と示している。
- ※5：本表における説明事項の詳細は添付-6-1にて示す。
- ※6：説明範囲については第1回申請範囲までを示しており、後次回以降の範囲は随時説明する。

【凡例】

- ★：ヒアリングにおいて説明すべき項目（再処理事業所全体に共通する事項） ※ヒアリングで説明を行う申請回数。
- ☆：ヒアリングにおいて説明すべき項目（再処理事業所全体に共通する事項） ※先の申請回数において説明済のため、資料提出のみを予定。
- ：ヒアリングにおいて説明すべき項目（各機器・配管系それぞれについて個別に説明すべき事項） ※ヒアリングで説明を行う代表説明設備。
- ：ヒアリングにおいて説明すべき項目（各機器・配管系それぞれについて個別に説明すべき事項） ※代表説明設備で全体の考え方を示しているため、資料提出のみを予定。
- ：該当なし

【機器】

申請 回数	施設 区分	主な説明事項 ^{※1}		(1)事業許可との整合性に関する説明事項			(2)既設工認 からの変更点 に係る説明事項	(3)新規基準 における追加要求事 項に係る説明事項	(4)その他先行発電プラントの審査実績を踏まえた説明事項等																		
				一関東 の鉛直地震動	重大事故評価における 評価実施内容	可搬型SA	設備の評価内容 及び変更点	水平2方向に対する 影響評価	鉛直方向の動 的地震力考慮 による設備の 浮き上がり等の 影響	動的地震力の SRSS組合せ	下位クラス施 設の波及的影 響	Sd評価結果 の記載方法	耐な設備の 固有周期算出	配管支持構造 物の耐震性確 認方法	配管設計にお ける考慮事項	配管系の評価 手法	材料物性 のばらつき	動的機能維持 評価手法の適 用	最新知見として 得られた減衰 定数の適用	隣接建屋 影響確認	動的機能維持 に対する評価 内容	電気盤機能維 持に適用する 水平方向地震 力	等価繰返し回 数	屋内設備の アンカー定着部	機電設備の耐 震計算書作成	定型式への 最新知見の反 映	液状化に対す る影響確認
				設備名称 ^{※3,※4}	補足説明資料	耐震機電12	後次回	後次回	耐震機電13	耐震機電10	耐震機電01	耐震機電02	耐震機電03	耐震機電09	耐震機電○	耐震機電06	耐震機電15	耐震機電16	耐震機電11	耐震機電14	後次回	後次回	後次回	後次回	後次回	後次回	後次回
第2回以降	再処理施設	高いA [※] 汚液濃縮缶A 高いA [※] 汚液濃縮缶B	分離建屋	当該範囲については、後次回申請にて示す。																							

今回設工認における主な説明事項（機器・配管系）

（青枠は第1回申請における説明範囲を示す。）

【注記】

- ※1：本表の設備に対する説明は類型化を活用した上で行うため、補足説明資料(耐震機電07 機器・配管系に対する分類の考え方)においてその考え方を示す。
- ※2：評価内容及び変更点については設備ごとに解析モデルの変更、評価手法の変更、計算諸元の精緻化等、変更内容が多様であることから、代表として説明する内容については添付-6-3-1～添付-6-3-3にて示す。
- ※3：本表における設備名称については、既設工認申請にて示している、第6条要求の設備を対象として記載しており、第6条要求以外の設備（併類含む）については後次回申請以降で示す。
- ※4：ダクト等については支持方法が配管と同様であるため、評価手法としては配管と同じ標準支持間隔法を適用した評価を行っている。そのため、本表においては、配管とダクトに対する標準支持間隔を統合し、共通的な設備名称として配管系標準支持間隔と示している。
- ※5：本表における説明事項の詳細は添付-6-1にて示す。
- ※6：説明範囲については第1回申請範囲までを示しており、後次回以降の範囲は随時説明する。

【凡例】

- ★：ヒアリングにおいて説明すべき項目（再処理事業所全体に共通する事項） ※ヒアリングで説明を行う申請回数。
- ☆：ヒアリングにおいて説明すべき項目（再処理事業所全体に共通する事項） ※先の申請回数において説明済のため、資料提出のみを予定。
- ：ヒアリングにおいて説明すべき項目（各機器・配管系それぞれについて個別に説明すべき事項） ※ヒアリングで説明を行う代表説明設備。
- ：ヒアリングにおいて説明すべき項目（各機器・配管系それぞれについて個別に説明すべき事項） ※代表説明設備で全体の考え方を示しているため、資料提出のみを予定。
- ：該当なし

【機器】

申請 回数	施設 区分	主な説明事項 ^{※1}		(1)事業許可との整合性に関する説明事項			(2)既設工認 からの変更点 に係る説明事項	(3)新規基準 における追加要求事 項に係る説明事項	(4)その他先行発電プラントの審査実績を踏まえた説明事項等																		
				一関東 の鉛直地震動	重大事故評価における 評価実施内容	可搬型SA	設備の評価内容 及び変更点	水平2方向に対する 影響評価	鉛直方向の動 的地震力考慮 による設備の 浮き上がり等の 影響	動的地震力の SRSS組合せ	下位クラス施 設の波及的影 響	Sd評価結果 の記載方法	耐な設備の 固有周期算出	配管支持構造 物の耐震性確 認方法	配管設計にお ける考慮事項	配管系の評価 手法	材料物性 のばらつき	動的機能維持 評価手法の適 用	最新知見として 得られた減衰 定数の適用	隣接建屋 影響確認	動的機能維持 に対する評価 内容	電気盤機能維 持に適用する 水平方向地震 力	等価繰返し回 数	屋内設備の アンカー定着部	機電設備の耐 震計算書作成	定型式への 最新知見の反 映	液状化に対す る影響確認
				設備名称 ^{※3,※4}	補足説明資料	耐震機電12	後次回	後次回	耐震機電13	耐震機電10	耐震機電01	耐震機電02	耐震機電03	耐震機電09	耐震機電○	耐震機電06	耐震機電15	耐震機電16	耐震機電11	耐震機電14	後次回	後次回	後次回	後次回	後次回	後次回	後次回
第2回以降	再処理施設	補助油水分離槽	精製建屋	当該範囲については、後次回申請にて示す。																							

今回設工認における主な説明事項（機器・配管系）

（青枠は第1回申請における説明範囲を示す。）

【注記】

- ※1：本表の設備に対する説明は類型化を活用した上で行うため、補足説明資料(耐震機電07 機器・配管系に対する分類の考え方)においてその考え方を示す。
- ※2：評価内容及び変更点については設備ごとに解析モデルの変更、評価手法の変更、計算諸元の精緻化等、変更内容が多様であることから、代表として説明する内容については添付-6-3-1～添付-6-3-3にて示す。
- ※3：本表における設備名称については、既設工認申請にて示している、第6条要求の設備を対象として記載しており、第6条要求以外の設備（併類含む）については後次回申請以降で示す。
- ※4：ダクト等については支持方法が配管と同様であるため、評価手法としては配管と同じ標準支持間隔法を適用した評価を行っている。そのため、本表においては、配管とダクトに対する標準支持間隔を統合し、共通的な設備名称として配管系標準支持間隔と示している。
- ※5：本表における説明事項の詳細は添付-6-1にて示す。
- ※6：説明範囲については第1回申請範囲までを示しており、後次回以降の範囲は随時説明する。

【凡例】

- ★：ヒアリングにおいて説明すべき項目（再処理事業所全体に共通する事項） ※ヒアリングで説明を行う申請回数。
- ☆：ヒアリングにおいて説明すべき項目（再処理事業所全体に共通する事項） ※先の申請回数において説明済のため、資料提出のみを予定。
- ：ヒアリングにおいて説明すべき項目（各機器・配管系それぞれについて個別に説明すべき事項） ※ヒアリングで説明を行う代表説明設備。
- ：ヒアリングにおいて説明すべき項目（各機器・配管系それぞれについて個別に説明すべき事項） ※代表説明設備で全体の考え方を示しているため、資料提出のみを予定。
- ：該当なし

【機器】

申請 回数	施設 区分	主な説明事項 ^{※1}		(1)事業許可との整合性に関する説明事項			(2)既設工認 からの変更点 に係る説明事項	(3)新規基準 における追加要求事 項に係る説明事項	(4)その他先行発電プラントの審査実績を踏まえた説明事項等																				
				一関東 の鉛直地震動	重大事故評価における 評価実施内容	可搬型SA			設備の評価内容及び 変更点	水平2方向に対する 影響評価	鉛直方向の動的 地震力考慮による設備の 浮き上がり等の 影響	動的地震力の SRSS組合せ	下位クラス施 設の波及的影響	Sd評価結果 の記載方法	耐な設備の 固有周期算出	配管支持構造 物の耐震性確 認方法	配管設計にお ける考慮事項	配管系の評価 手法	材料物性の ばらつき	動的機能維持 評価手法の適 用	最新知見として 得られた減衰 定数の適用	隣接建屋 影響確認	動的機能維持 に対する評価 内容	電気盤機能維 持に適用する 水平方向地震 力	等価繰返し回 数	屋内設備の アンカー定着部	機電設備の耐 震計算書作成	定型式への 最新知見の反 映	液化化に対す る影響確認
第2回以降	再処理施設	溶解槽A,B燃料せん断片シート	前処理建屋						当該範囲については、後次回申請にて示す。																				
第2回以降	再処理施設	IoTヒートシートA,B	前処理建屋																										

今回設工認における主な説明事項（機器・配管系）

（青枠は第1回申請における説明範囲を示す。）

【注記】

- ※1：本表の設備に対する説明は類型化を活用した上で行うため、補足説明資料(耐震機電07 機器・配管系に対する分類の考え方)においてその考え方を示す。
- ※2：評価内容及び変更点については設備ごとに解析モデルの変更、評価手法の変更、計算諸元の精緻化等、変更内容が多様であることから、代表として説明する内容については添付-6-3-1～添付-6-3-3にて示す。
- ※3：本表における設備名称については、設工認申請にて示している。第6条要求の設備を対象として記載しており、第6条要求以外の設備（併類含む）については後次回申請以降で示す。
- ※4：ダクト等については支持方法が配管と同様であるため、評価手法としては配管と同じ標準支持間隔法を適用した評価を行っている。そのため、本表においては、配管とダクトに対する標準支持間隔を統合し、共通的な設備名称として配管系標準支持間隔と示している。
- ※5：本表における説明事項の詳細は添付-6-1にて示す。
- ※6：説明範囲については第1回申請範囲までを示しており、後次回以降の範囲は随時説明する。

【凡例】

- ★：ヒアリングにおいて説明すべき項目（再処理事業所全体に共通する事項） ※ヒアリングで説明を行う申請回数。
- ☆：ヒアリングにおいて説明すべき項目（再処理事業所全体に共通する事項） ※先の申請回数において説明済のため、資料提出のみを予定。
- ：ヒアリングにおいて説明すべき項目（各機器・配管系それぞれについて個別に説明すべき事項） ※ヒアリングで説明を行う代表説明設備。
- ：ヒアリングにおいて説明すべき項目（各機器・配管系それぞれについて個別に説明すべき事項） ※代表説明設備で全体の考え方を示しているため、資料提出のみを予定。
- ：該当なし

【機器】

申請 回数	施設 区分	主な説明事項 ^{※1}		(1)事業許可との整合性に関する説明事項			(2)設工認 からの変更点 に係る説明事項	(3)新規基準 における追加要求事 項に係る説明事項	(4)その他先行発電プラントの審査実績を踏まえた説明事項等																		
				一関東 の鉛直地震動	重大事故評価における 評価実施内容	可搬型SA	設備の評価内容 及び変更点	水平2方向に対する 影響評価	鉛直方向の動 的地震力考慮 による設備の 浮き上がり等の 影響	動的地震力の SRSS組合せ	下位クラス施 設の波及的影 響	Sd評価結果 の記載方法	耐な設備の 固有周期算出	配管支持構造 物の耐震性確 認方法	配管設計にお ける考慮事項	配管系の評価 手法	材料物性 のばらつき	動的機能維持 評価手法の適 用	最新知見として 得られた減衰 定数の適用	隣接建屋 影響確認	動的機能維持 に対する評価 内容	電気盤機能維 持に適用する 水平方向地震 力	等価繰返し回 数	屋内設備の アンカー定着部	機電設備の耐 震計算書作成	定型式への 最新知見の反 映	液化化に対す る影響確認
				耐震機電12	後次回	後次回	耐震機電13	耐震機電10	耐震機電01	耐震機電02	耐震機電03	耐震機電09	耐震機電○	耐震機電06	耐震機電15	耐震機電16	耐震機電11	耐震機電14	後次回	後次回	後次回	後次回	後次回	後次回	後次回	後次回	後次回
第2回以降	再処理施設	設備名称 ^{※3,※4} ビル内ケー-A ビル内ケー-B ビル内ケー-C ビル内ケー-D ビル内ケー-E ビル内ケー-F ビル内ケー-G ビル内ケー-H ビル内ケー-I ビル内ケー-J	補足説明資料 高レベル廃液ガラス固化建屋	当該範囲については、後次回申請にて示す。																							

今回設工認における主な説明事項（機器・配管系）

（青枠は第1回申請における説明範囲を示す。）

【注記】

- ※1：本表の設備に対する説明は類型化を活用した上で行うため、補足説明資料(耐震機電07 機器・配管系に対する分類の考え方)においてその考え方を示す。
- ※2：評価内容及び変更点については設備ごとに解析モデルの変更、評価手法の変更、計算諸元の精緻化等、変更内容が多様であることから、代表として説明する内容については添付-6-3-1～添付-6-3-3にて示す。
- ※3：本表における設備名称については、既設工認申請にて示している、第6条要求の設備を対象として記載しており、第6条要求以外の設備（併類含む）については後次回申請以降で示す。
- ※4：ダクト等については支持方法が配管と同様であるため、評価手法としては配管と同じ標準支持間隔法を適用した評価を行っている。そのため、本表においては、配管とダクトに対する標準支持間隔を統合し、共通的な設備名称として配管系標準支持間隔と示している。
- ※5：本表における説明事項の詳細は添付-6-1にて示す。
- ※6：説明範囲については第1回申請範囲までを示しており、後次回以降の範囲は随時説明する。

【凡例】

- ★：ヒアリングにおいて説明すべき項目（再処理事業所全体に共通する事項） ※ヒアリングで説明を行う申請回数。
- ☆：ヒアリングにおいて説明すべき項目（再処理事業所全体に共通する事項） ※先の申請回数において説明済のため、資料提出のみを予定。
- ：ヒアリングにおいて説明すべき項目（各機器・配管系それぞれについて個別に説明すべき事項） ※ヒアリングで説明を行う代表説明設備。
- ：ヒアリングにおいて説明すべき項目（各機器・配管系それぞれについて個別に説明すべき事項） ※代表説明設備で全体の考え方を示しているため、資料提出のみを予定。
- ：該当なし

【機器】

申請 回数	施設 区分	主な説明事項 ^{※1}		(1)事業許可との整合性に関する説明事項			(2)既設工認 からの変更点 に係る説明事項	(3)新規基準 における追加要求事 項に係る説明事項	(4)その他先行発電プラントの審査実績を踏まえた説明事項等																				
				一閃東 の鉛直地震動	重大事故評価における 評価実施内容	可搬型SA	設備の評価内容 及び変更点	水平2方向に対する 影響評価	鉛直方向の動 的地震力考慮 による設備の 浮き上がり等の 影響	動的地震力の SRSS組合せ	下位クラス施 設の波及的影響	Sd評価結果 の記載方法	耐震設備の 固有周期算出	配管支持構造 物の耐震性確 認方法	配管設計にお ける考慮事項	配管系の評価 手法	材料物性 のばらつき	動的機能維持 評価手法の適 用	最新知見として 得られた減衰 定数の適用	隣接建屋 影響確認	動的機能維持 に対する評価 内容	電気盤機能維 持に適用する 水平方向地震 力	等価繰返し回 数	屋内設備の アンカー定着部	機電設備の耐 震計算書作成	定型式への 最新知見の反 映	液化化に対 する影響確認		
		設備名称 ^{※3,※4}	補足説明資料	耐震機電12	後次回	後次回	耐震機電13	耐震機電10	耐震機電01	耐震機電02	耐震機電03	耐震機電09	耐震機電○	耐震機電06	耐震機電15	耐震機電16	耐震機電11	耐震機電14	後次回	後次回	後次回	後次回	後次回	後次回	後次回	後次回	後次回	後次回	
第2回以降	再処理施設	抽出塔	分離建屋																										
第2回以降	再処理施設	第1洗浄塔	分離建屋																										
第2回以降	再処理施設	第2洗浄塔	分離建屋																										
第2回以降	再処理施設	アルコム分配塔	分離建屋																										
第2回以降	再処理施設	TBP洗浄塔	分離建屋																										

当該範囲については、後次回申請にて示す。

今回設工認における主な説明事項（機器・配管系）

（青枠は第1回申請における説明範囲を示す。）

【注記】

- ※1：本表の設備に対する説明は類型化を活用した上で行うため、補足説明資料(耐震機電07 機器・配管系に対する分類の考え方)においてその考え方を示す。
- ※2：評価内容及び変更点については設備ごとに解析モデルの変更、評価手法の変更、計算諸元の精緻化等、変更内容が多様であることから、代表として説明する内容については添付-6-3-1～添付-6-3-3にて示す。
- ※3：本表における設備名称については、既設工認申請にて示している、第6条要求の設備を対象として記載しており、第6条要求以外の設備（併類含む）については後次回申請以降で示す。
- ※4：ダクト等については支持方法が配管と同様であるため、評価手法としては配管と同じ標準支持間隔法を適用した評価を行っている。そのため、本表においては、配管とダクトに対する標準支持間隔を統合し、共通的な設備名称として配管系標準支持間隔と示している。
- ※5：本表における説明事項の詳細は添付-6-1にて示す。
- ※6：説明範囲については第1回申請範囲までを示しており、後次回以降の範囲は随時説明する。

【凡例】

- ★：ヒアリングにおいて説明すべき項目（再処理事業所全体に共通する事項） ※ヒアリングで説明を行う申請回数。
- ☆：ヒアリングにおいて説明すべき項目（再処理事業所全体に共通する事項） ※先の申請回数において説明済のため、資料提出のみを予定。
- ：ヒアリングにおいて説明すべき項目（各機器・配管系それぞれについて個別に説明すべき事項） ※ヒアリングで説明を行う代表説明設備。
- ：ヒアリングにおいて説明すべき項目（各機器・配管系それぞれについて個別に説明すべき事項） ※代表説明設備で全体の考え方を示しているため、資料提出のみを予定。
- ：該当なし

【機器】

申請 回数	施設 区分	主な説明事項 ^{※1}		(1)事業許可との整合性に関する説明事項			(2)既設工認 からの変更点 に係る説明事項	(3)新規基準 における追加要求事 項に係る説明事項	(4)その他先行発電プラントの審査実績を踏まえた説明事項等																		
				一関東 の鉛直地震動	重大事故評価における 評価実施内容	可搬型SA	設備の評価内容 及び変更点	水平2方向に対する 影響評価	鉛直方向の動 的地震力考慮 による設備の 浮き上がり等の 影響	動的地震力の SRSS組合せ	下位クラス施 設の波及的影 響	Sd評価結果 の記載方法	耐な設備の 固有周期算出	配管支持構造 物の耐震性確 認方法	配管設計にお ける考慮事項	配管系の評価 手法	材料物性 のばらつき	動的機能維持 評価手法の適 用	最新知見として 得られた減衰 定数の適用	隣接建屋 影響確認	動的機能維持 に対する評価 内容	電気盤機能維 持に適用する 水平方向地震 力	等価繰返し回 数	屋内設備の アンカー定着部	機電設備の耐 震計算書作成	定型式への 最新知見の反 映	液状化に対す る影響確認
				設備名称 ^{※3,※4}	補足説明資料	耐震機電12	後次回	後次回	耐震機電13	耐震機電10	耐震機電01	耐震機電02	耐震機電03	耐震機電09	耐震機電○	耐震機電06	耐震機電15	耐震機電16	耐震機電11	耐震機電14	後次回	後次回	後次回	後次回	後次回	後次回	後次回
第2回以降	再処理施設	汚洗浄塔	分離建屋	当該範囲については、後次回申請にて示す。																							

今回設工認における主な説明事項（機器・配管系）

（青枠は第1回申請における説明範囲を示す。）

【注記】

- ※1： 本表の説明に対する説明は類型化を活用した上で行うため、補足説明資料(耐震機電07 機器・配管系)に対する分類の考え方においてその考え方を示す。
- ※2： 評価内容及び変更点については設備ごとに解析モデルの変更、評価手法の変更、計算諸元の詳細化等、変更内容が多様であることから、代表として説明する内容については添付-6-3-1～添付-6-3-3にて示す。
- ※3： 本表における設備名称については、設工認申請にて示している、第6条要求の設備を対象として記載しており、第6条要求以外の設備（併用含む）については後次回申請以降で示す。
- ※4： タクト等については支持方法が配管と同様であるため、評価手法としては配管と同じ標準支持間隔法を適用した評価を行っている。そのため、本表においては、配管とタクトに対する標準支持間隔を統合し、共通的な設備名称として配管標準支持間隔と示している。
- ※5： 本表における説明事項の詳細は添付-6-1にて示す。
- ※6： 説明範囲については第1回申請範囲までを示しており、後次回以降の範囲は随時説明する。

【凡例】

- ★：ヒアリングにおいて説明すべき項目（再処理事業所全体に共通する事項） ※ヒアリングで説明を行う申請回数。
- ☆：ヒアリングにおいて説明すべき項目（再処理事業所全体に共通する事項） ※先の申請回数において説明済のため、資料提出のみを予定。
- ：ヒアリングにおいて説明すべき項目（各機器・配管系それぞれについて個別に説明すべき事項） ※ヒアリングで説明を行う代表説明設備。
- ：ヒアリングにおいて説明すべき項目（各機器・配管系それぞれについて個別に説明すべき事項） ※代表説明設備で全体の考え方を示しているため、資料提出のみを予定。
- ：該当なし

【機器】

申請 回数	施設 区分	主な説明事項 ^{※1}		(1)事業許可との整合性に関する説明事項			(2)既設工認 からの変更点 に係る説明事項	(3)新規耐震 における追加要求 事項に係る説明事項	(4)その他先行発電プラントの審査実績を踏まえた説明事項等																		
				一関東 の鉛直地震動	重大事故評価における 評価実施内容	可搬型SA			設備の評価内容 及び変更点	水平2方向に対する 影響評価	鉛直方向の動 的地震力考慮 による設備の 浮き上がり等の 影響	動的地震力の SRSS組合せ	下位クラス施 設の波及的影響	Sd評価結果 の記載方法	耐な設備の 固有周期算出	配管支持構造 物の耐震性確 認方法	配管設計にお ける考慮事項	配管系の評価 手法	材料物性 のばらつき	動的機能維持 評価手法の適 用	最新知見として 得られた減衰 定数の適用	隣接建屋 影響確認	動的機能維持 に対する評価 内容	電気盤機能維 持に適用する 水平方向地震 力	等価繰返し回 数	屋内設備の アンカー定着部	機電設備の耐 震計算書作成
		設備名称 ^{※3,※4}	補足説明資料	耐震機電12	後次回	後次回	耐震機電13	耐震機電10	耐震機電01	耐震機電02	耐震機電03	耐震機電09	耐震機電○	耐震機電06	耐震機電15	耐震機電16	耐震機電11	耐震機電14	後次回	後次回	後次回	後次回	後次回	後次回	後次回	後次回	後次回
第2回以降	再処理施設	迷路板(冷却空気入口シャフト側)	高レベル廃液ガラス固化建屋																								
第2回以降	再処理施設	通風管	高レベル廃液ガラス固化建屋																								
第2回以降	再処理施設	収納管	高レベル廃液ガラス固化建屋																								
第2回以降	再処理施設	迷路板(冷却空気入口シャフト側)	第1ガラス固化体貯蔵建屋東棟																								
第2回以降	再処理施設	迷路板(冷却空気出口シャフト側)	第1ガラス固化体貯蔵建屋東棟																								
第2回以降	再処理施設	通風管	第1ガラス固化体貯蔵建屋東棟																								
第2回以降	再処理施設	収納管	第1ガラス固化体貯蔵建屋東棟																								
第2回以降	再処理施設	整流板(冷却空気入口シャフト側)(冷却空気入口迷路板第1整流板～第4整流板)	第1ガラス固化体貯蔵建屋東棟																								
第2回以降	再処理施設	整流板(冷却空気出口シャフト側)(冷却空気出口迷路板第1整流板～第2整流板)	第1ガラス固化体貯蔵建屋東棟																								
第2回以降	再処理施設	迷路板(冷却空気出口シャフト側)	第1ガラス固化体貯蔵建屋西棟																								
第2回以降	再処理施設	冷却空気入口第1流路形成板、冷却空気入口第2流路形成板	第1ガラス固化体貯蔵建屋西棟																								
第2回以降	再処理施設	冷却空気出口第1流路形成板、冷却空気出口第2流路形成板	第1ガラス固化体貯蔵建屋西棟																								
第2回以降	再処理施設	通風管	第1ガラス固化体貯蔵建屋西棟																								
第2回以降	再処理施設	収納管	第1ガラス固化体貯蔵建屋西棟																								
第2回以降	再処理施設	冷却空気入口整流板（冷却空気入口第1整流板～第3整流板）	第1ガラス固化体貯蔵建屋西棟																								
第2回以降	再処理施設	冷却空気出口整流板（冷却空気出口第1整流板～第5整流板）	第1ガラス固化体貯蔵建屋西棟																								
今後申請	廃棄物管理施設	通風管	ガラス固化体貯蔵建屋																								
今後申請	廃棄物管理施設	収納管	ガラス固化体貯蔵建屋																								
今後申請	廃棄物管理施設	通風管	ガラス固化体貯蔵建屋B棟																								
今後申請	廃棄物管理施設	収納管	ガラス固化体貯蔵建屋B棟																								
今後申請	廃棄物管理施設	冷却空気出口迷路板	ガラス固化体貯蔵建屋B棟																								
今後申請	廃棄物管理施設	冷却空気入口整流板	ガラス固化体貯蔵建屋B棟																								
今後申請	廃棄物管理施設	冷却空気出口整流板	ガラス固化体貯蔵建屋B棟																								

当該範囲については、後次回申請にて示す。

今回設工認における主な説明事項（機器・配管系）

（青枠は第1回申請における説明範囲を示す。）

【注記】

- ※1：本表の設備に対する説明は類型化を活用した上で行うため、補足説明資料(耐震機電07 機器・配管系に対する分類の考え方)においてその考え方を示す。
- ※2：評価内容及び変更点については設備ごとに解析モデルの変更、評価手法の変更、計算諸元の精緻化等、変更内容が多様であることから、代表として説明する内容については添付-6-3-1～添付-6-3-3にて示す。
- ※3：本表における設備名称については、既設工認申請にて示している、第6条要求の設備を対象として記載しており、第6条要求以外の設備（併類含む）については後次回申請以降で示す。
- ※4：ダクト等については支持方法が配管と同様であるため、評価手法としては配管と同じ標準支持間隔法を適用した評価を行っている。そのため、本表においては、配管とダクトに対する標準支持間隔を統合し、共通的な設備名称として配管系標準支持間隔と示している。
- ※5：本表における説明事項の詳細は添付-6-1にて示す。
- ※6：説明範囲については第1回申請範囲までを示しており、後次回以降の範囲は随時説明する。

【凡例】

- ★：ヒアリングにおいて説明すべき項目（再処理事業所全体に共通する事項） ※ヒアリングで説明を行う申請回数。
- ☆：ヒアリングにおいて説明すべき項目（再処理事業所全体に共通する事項） ※先の申請回数において説明済のため、資料提出のみを予定。
- ：ヒアリングにおいて説明すべき項目（各機器・配管系それぞれについて個別に説明すべき事項） ※ヒアリングで説明を行う代表説明設備。
- ：ヒアリングにおいて説明すべき項目（各機器・配管系それぞれについて個別に説明すべき事項） ※代表説明設備で全体の考え方を示しているため、資料提出のみを予定。
- ：該当なし

【機器】

申請 回数	施設 区分	主な説明事項 ^{※1}		(1)事業許可との整合性に関する説明事項			(2)既設工認 からの変更点 に係る説明事項	(3)新規基準 における追加要求事 項に係る説明事項	(4)その他先行発電プラントの審査実績を踏まえた説明事項等																				
				一関東 の鉛直地震動	重大事故評価における 評価実施内容	可搬型SA			設備の評価内容 及び変更点	水平2方向に対する 影響評価	鉛直方向の動 的地震力考慮 による設備の 浮き上がり等の 影響	動的地震力の SRSS組合せ	下位クラス施 設の波及的影 響	Sd評価結果 の記載方法	耐な設備の 固有周期算出	配管支持構造 物の耐震性確 認方法	配管設計にお ける考慮事項	配管系の評価 手法	材料物性 のばらつき	動的機能維持 評価手法の適 用	最新知見として 得られた減衰 定数の適用	隣接建屋 影響確認	動的機能維持 に対する評価 内容	電気盤機能維 持に適用する 水平方向地震 力	等価繰返し回 数	屋内設備の アンカー定着部	機電設備の耐 震計算書作成	定型式への 最新知見の反 映	液状化に対す る影響確認
第2回以降	再処理施設	清澄機A,B	前処理建屋	当該範囲については、後次回申請にて示す。																									

今回設工認における主な説明事項（機器・配管系）

（青枠は第1回申請における説明範囲を示す。）

【注記】

- ※1：本表の設備に対する説明は類型化を活用した上で行うため、補足説明資料(耐震機電07 機器・配管系に対する分類の考え方)においてその考え方を示す。
- ※2：評価内容及び変更点については設備ごとに解析モデルの変更、評価手法の変更、計算諸元の精緻化等、変更内容が多様であることから、代表として説明する内容については添付-6-3-1～添付-6-3-3にて示す。
- ※3：本表における設備名称については、既設工認申請にて示している、第6条要求の設備を対象として記載しており、第6条要求以外の設備（併類含む）については後次回申請以降で示す。
- ※4：ダクト等については支持方法が配管と同様であるため、評価手法としては配管と同じ標準支持間隔法を適用した評価を行っている。そのため、本表においては、配管とダクトに対する標準支持間隔を統合し、共通的な設備名称として配管系標準支持間隔と示している。
- ※5：本表における説明事項の詳細は添付-6-1にて示す。
- ※6：説明範囲については第1回申請範囲までを示しており、後次回以降の範囲は随時説明する。

【凡例】

- ★：ヒアリングにおいて説明すべき項目（再処理事業所全体に共通する事項） ※ヒアリングで説明を行う申請回数。
- ☆：ヒアリングにおいて説明すべき項目（再処理事業所全体に共通する事項） ※先の申請回数において説明済のため、資料提出のみを予定。
- ：ヒアリングにおいて説明すべき項目（各機器・配管系それぞれについて個別に説明すべき事項） ※ヒアリングで説明を行う代表説明設備。
- ：ヒアリングにおいて説明すべき項目（各機器・配管系それぞれについて個別に説明すべき事項） ※代表説明設備で全体の考え方を示しているため、資料提出のみを予定。
- ：該当なし

【機器】

申請 回数	施設 区分	主な説明事項 ^{※1}		(1)事業許可との整合性に関する説明事項			(2)既設工認 からの変更点 に係る説明事項	(3)新規基準 における追加要求事 項に係る説明事項	(4)その他先行発電プラントの審査実績を踏まえた説明事項等																				
				一関東 の鉛直地震動	重大事故評価における 評価実施内容	可搬型SA			設備の評価内容 及び変更点	水平2方向に対する 影響評価	鉛直方向の動 的地震力考慮 による設備の 浮き上がり等の 影響	動的地震力の SRSS組合せ	下位クラス施 設の波及的影 響	Sd評価結果 の記載方法	耐な設備の 固有周期算出	配管支持構造 物の耐震性確 認方法	配管設計にお ける考慮事項	配管系の評価 手法	材料物性 のばらつき	動的機能維持 評価手法の適 用	最新知見として 得られた減衰 定数の適用	隣接建屋 影響確認	動的機能維持 に対する評価 内容	電気盤機能維 持に適用する 水平方向地震 力	等価繰返し回 数	屋内設備の アンカー定着部	機電設備の耐 震計算書作成	定型式への 最新知見の反 映	液状化に対 する影響確認
第2回以降	再処理施設	よう素追出し塔A,B	前処理建屋	当該範囲については、後次回申請にて示す。																									

今回設工認における主な説明事項（機器・配管系）

（青枠は第1回申請における説明範囲を示す。）

【注記】

- ※1：本表の設備に対する説明は類型化を活用した上で行うため、補足説明資料(耐震機電07 機器・配管系に対する分類の考え方)においてその考え方を示す。
- ※2：評価内容及び変更点については設備ごとに解析モデルの変更、評価手法の変更、計算諸元の精緻化等、変更内容が多様であることから、代表として説明する内容については添付-6-3-1～添付-6-3-3にて示す。
- ※3：本表における設備名称については、既設工認申請にて示している、第6条要求の設備を対象として記載しており、第6条要求以外の設備（併類含む）については後次回申請以降で示す。
- ※4：ダクト等については支持方法が配管と同様であるため、評価手法としては配管と同じ標準支持間隔法を適用した評価を行っている。そのため、本表においては、配管とダクトに対する標準支持間隔を統合し、共通的な設備名称として配管系標準支持間隔と示している。
- ※5：本表における説明事項の詳細は添付-6-1にて示す。
- ※6：説明範囲については第1回申請範囲までを示しており、後次回以降の範囲は随時説明する。

【凡例】

- ★：ヒアリングにおいて説明すべき項目（再処理事業所全体に共通する事項） ※ヒアリングで説明を行う申請回数。
- ☆：ヒアリングにおいて説明すべき項目（再処理事業所全体に共通する事項） ※先の申請回数において説明済のため、資料提出のみを予定。
- ：ヒアリングにおいて説明すべき項目（各機器・配管系それぞれについて個別に説明すべき事項） ※ヒアリングで説明を行う代表説明設備。
- ：ヒアリングにおいて説明すべき項目（各機器・配管系それぞれについて個別に説明すべき事項） ※代表説明設備で全体の考え方を示しているため、資料提出のみを予定。
- ：該当なし

【機器】

申請 回数	施設 区分	主な説明事項 ^{※1}		(1)事業許可との整合性に関する説明事項			(2)既設工認 からの変更点 に係る説明事項	(3)新規基準 における追加要求事 項に係る説明事項	(4)その他先行発電プラントの審査実績を踏まえた説明事項等																		
				一関東 の鉛直地震動	重大事故評価における 評価実施内容	可搬型SA	設備の評価内容 及び変更点	水平2方向に対する 影響評価	鉛直方向の動 的地震力考慮 による設備の 浮き上がり等の 影響	動的地震力の SRSS組合せ	下位クラス施 設の波及的影響	Sd評価結果 の記載方法	耐な設備の 固有周期算出	配管支持構造 物の耐震性確 認方法	配管設計にお ける考慮事項	配管系の評価 手法	材料物性 のばらつき	動的機能維持 評価手法の適 用	最新知見として 得られた減衰 定数の適用	隣接建屋 影響確認	動的機能維持 に対する評価 内容	電気盤機能維 持に適用する 水平方向地震 力	等価繰返し回 数	屋内設備の アンカー定着部	機電設備の耐 震計算書作成	定型式への 最新知見の反 映	液化化に対 する影響確認
				設備名称 ^{※3,※4}	補足説明資料	耐震機電12	後次回	後次回	耐震機電13	耐震機電10	耐震機電01	耐震機電02	耐震機電03	耐震機電09	耐震機電○	耐震機電06	耐震機電15	耐震機電16	耐震機電11	耐震機電14	後次回	後次回	後次回	後次回	後次回	後次回	後次回
第2回以降	再処理施設	溶解槽A,B	前処理建屋	当該範囲については、後次回申請にて示す。																							
第2回以降	再処理施設	第1よう素追出し槽A,B 第2よう素追出し槽A,B	前処理建屋																								
第2回以降	再処理施設	溶解槽A,B ^ア ミタ	前処理建屋																								

今回設工認における主な説明事項（機器・配管系）

（青枠は第1回申請における説明範囲を示す。）

【注記】

- ※1：本表の設備に対する説明は類型化を活用した上で行うため、補足説明資料(耐震機電07 機器・配管系に対する分類の考え方)においてその考え方を示す。
- ※2：評価内容及び変更点については設備ごとに解析モデルの変更、評価手法の変更、計算諸元の精緻化等、変更内容が多様であることから、代表として説明する内容については添付-6-3-1～添付-6-3-3にて示す。
- ※3：本表における設備名称については、既設工認申請にて示している。第6条要求の設備を対象として記載しており、第6条要求以外の設備（併類含む）については後次回申請以降で示す。
- ※4：ダクト等については支持方法が配管と同様であるため、評価手法としては配管と同じ標準支持間隔法を適用した評価を行っている。そのため、本表においては、配管とダクトに対する標準支持間隔を統合し、共通的な設備名称として配管系標準支持間隔と示している。
- ※5：本表における説明事項の詳細は添付-6-1にて示す。
- ※6：説明範囲については第1回申請範囲までを示しており、後次回以降の範囲は随時説明する。

【凡例】

- ★：ヒアリングにおいて説明すべき項目（再処理事業所全体に共通する事項） ※ヒアリングで説明を行う申請回次。
- ☆：ヒアリングにおいて説明すべき項目（再処理事業所全体に共通する事項） ※先の申請回次において説明済のため、資料提出のみを予定。
- ：ヒアリングにおいて説明すべき項目（各機器・配管系それぞれについて個別に説明すべき事項） ※ヒアリングで説明を行う代表説明設備。
- ：ヒアリングにおいて説明すべき項目（各機器・配管系それぞれについて個別に説明すべき事項） ※代表説明設備で全体の考え方を示しているため、資料提出のみを予定。
- ：該当なし

【機器】

申請回次	施設区分	主な説明事項 ^{※1}		(1)事業許可との整合性に関する説明事項			(2)既設工認からの変更点に係る説明事項	(3)新規制基準における追加要求事項に係る説明事項	(4)その他先行発電プラントの審査実績を踏まえた説明事項等																		
				一関東の鉛直地震動	重大事故評価における評価実施内容	可搬型SA	設備の評価内容及び変更点	水平2方向に対する影響評価	鉛直方向の動的地震力考慮による設備の浮き上がり等の影響	動的地震力のSRSS組合せ	下位クラス施設の波及的影響	Sd評価結果の記載方法	耐な設備の固有周期算出	配管支持構造物の耐震性確認方法	配管設計における考慮事項	配管系の評価手法	材料物性のばらつき	動的機能維持評価手法の適用	最新知見として得られた減衰定数の適用	隣接建屋影響確認	動的機能維持に対する評価内容	電気盤機能維持に適用する水平方向地震力	等価繰返し回数	屋内設備のアンカー定着部	機電設備の耐震計算書作成	定型式への最新知見の反映	液状化に対する影響確認
		設備名称 ^{※3,※4}	補足説明資料	耐震機電12	後次回	後次回	耐震機電13	耐震機電10	耐震機電01	耐震機電02	耐震機電03	耐震機電09	耐震機電〇	耐震機電06	耐震機電15	耐震機電16	耐震機電11	耐震機電14	後次回	後次回	後次回	後次回	後次回	後次回	後次回	後次回	後次回
第2回以降	再処理施設	貯蔵ホール	ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	燃料集合体貯蔵チャンネル	燃料加工建屋																								

当該範囲については、後次回申請にて示す。

今回設工認における主な説明事項（機器・配管系）

（青枠は第1回申請における説明範囲を示す。）

【注記】

- ※1：本表の設備に対する説明は類型化を活用した上で行うため、補足説明資料「耐震機電07 機器・配管系に対する分類の考え方」においてその考え方を示す。
- ※2：評価内容及び変更点については設備ごとに解析モデルの変更、評価手法の変更、計算諸元の精緻化等、変更内容が多様であることから、代表として説明する内容については添付-6-3-1～添付-6-3-3にて示す。
- ※3：本表における設備名称については、既設工認申請にて示している、第6条要求の設備を対象として記載しており、第6条要求以外の設備（併類含む）については後次回申請以降で示す。
- ※4：ダクト等については支持方法が配管と同様であるため、評価手法としては配管と同じ標準支持間隔法を適用した評価を行っている。そのため、本表においては、配管とダクトに対する標準支持間隔を統合し、共通的な設備名称として配管系標準支持間隔と示している。
- ※5：本表における説明事項の詳細は添付-6-1にて示す。
- ※6：説明範囲については第1回申請範囲までを示しており、後次回以降の範囲は随時説明する。

【凡例】

- ★：ヒアリングにおいて説明すべき項目（再処理事業所全体に共通する事項） ※ヒアリングで説明を行う申請回数。
- ☆：ヒアリングにおいて説明すべき項目（再処理事業所全体に共通する事項） ※先の申請回数において説明済のため、資料提出のみを予定。
- ：ヒアリングにおいて説明すべき項目（各機器・配管系それぞれについて個別に説明すべき事項） ※ヒアリングで説明を行う代表説明設備。
- ：ヒアリングにおいて説明すべき項目（各機器・配管系それぞれについて個別に説明すべき事項） ※代表説明設備で全体の考え方を示しているため、資料提出のみを予定。
- ：該当なし

【機器】

申請 回数	施設 区分	主な説明事項 ^{※1}		(1)事業許可との整合性に関する説明事項			(2)既設工認 からの変更点 に係る説明事項	(3)新規基準 における追加要求事 項に係る説明事項	(4)その他先行発電プラントの審査実績を踏まえた説明事項等																		
				一関東 の鉛直地震動	重大事故評価における 評価実施内容	可搬型SA	設備の評価内容 及び変更点	水平2方向に対する 影響評価	鉛直方向の動 的地震力考慮 による設備の 浮き上がり等の 影響	動的地震力の SRSS組合せ	下位クラス施 設の波及的影 響	Sd評価結果 の記載方法	耐な設備の 固有周期算出	配管支持構造 物の耐震性確 認方法	配管設計にお ける考慮事項	配管系の評価 手法	材料物性 のばらつき	動的機能維持 評価手法の適 用	最新知見として 得られた減衰 定数の適用	隣接建屋 影響確認	動的機能維持 に対する評価 内容	電気盤機能維 持に適用する 水平方向地震 力	等価繰返し回 数	屋内設備の アンカー定着部	機電設備の耐 震計算書作成	定型式への 最新知見の反 映	液状化に対す る影響確認
				設備名称 ^{※3,※4}	補足説明資料	耐震機電12	後次回	後次回	耐震機電13	耐震機電10	耐震機電01	耐震機電02	耐震機電03	耐震機電09	耐震機電○	耐震機電06	耐震機電15	耐震機電16	耐震機電11	耐震機電14	後次回	後次回	後次回	後次回	後次回	後次回	後次回
第2回以降	再処理施設	天井スラブ	ハル・エンドピース貯蔵建屋	当該範囲については、後次回申請にて示す。																							

今回設工認における主な説明事項（機器・配管系）

（青枠は第1回申請における説明範囲を示す。）

【注記】

- ※1：本表の設備に対する説明は類型化を活用した上で行うため、補足説明資料「耐震機電07 機器・配管系に対する分類の考え方」においてその考え方を示す。
- ※2：評価内容及び変更点については設備ごとに解析モデルの変更、評価手法の変更、計算諸元の精緻化等、変更内容が多様であることから、代表として説明する内容については添付-6-3-1～添付-6-3-3にて示す。
- ※3：本表における設備名称については、設工認申請にて示している、第6条要求の設備を対象として記載しており、第6条要求以外の設備（并類含む）については後次回申請以降で示す。
- ※4：ダクト等については支持方法が配管と同様であるため、評価手法としては配管と同じ標準支持間隔法を適用した評価を行っている。そのため、本表においては、配管とダクトに対する標準支持間隔を統合し、共通的な設備名称として配管系標準支持間隔と示している。
- ※5：本表における説明事項の詳細は添付-6-1にて示す。
- ※6：説明範囲については第1回申請範囲までを示しており、後次回以降の範囲は随時説明する。

【凡例】

- ★：ヒアリングにおいて説明すべき項目（再処理事業所全体に共通する事項） ※ヒアリングで説明を行う申請回数。
- ☆：ヒアリングにおいて説明すべき項目（再処理事業所全体に共通する事項） ※先の申請回数において説明済のため、資料提出のみを予定。
- ：ヒアリングにおいて説明すべき項目（各機器・配管系それぞれについて個別に説明すべき事項） ※ヒアリングで説明を行う代表説明設備。
- ：ヒアリングにおいて説明すべき項目（各機器・配管系それぞれについて個別に説明すべき事項） ※代表説明設備で全体の考え方を示しているため、資料提出のみを予定。
- ：該当なし

【機器】

申請 回数	施設 区分	主な説明事項 ^{※1}		(1)事業許可との整合性に関する説明事項			(2)既設工認 からの変更点 に係る説明事項	(3)新規基準 における追加要求 事項に係る説明事項	(4)その他先行発電プラントの審査実績を踏まえた説明事項等																		
				一関東 の鉛直地震動	重大事故評価における 評価実施内容	可搬型SA			設備の評価内容 及び変更点	鉛直方向の動的 地震力考慮 による設備の 浮き上がり等の 影響	鉛直方向の動的 地震力考慮 による設備の 浮き上がり等の 影響	動的地震力の SRSS組合せ	下位クラス施設 の波及的影響	Sd評価結果 の記載方法	耐な設備の 固有周期算出	配管支持構造 物の耐震性確認 方法	配管設計にお ける考慮事項	配管系の評価 手法	材料物性 のばらつき	動的機能維持 評価手法の適 用	最新知見として 得られた減衰 定数の適用	隣接建屋 影響確認	動的機能維持 に対する評価 内容	電気盤機能維 持に適用する 水平方向地震 力	等価繰返し回 数	屋内設備の アンカー定着部	機電設備の耐 震計算書作成
		設備名称 ^{※3,※4}	補足説明資料	耐震機電12	後次回	後次回			耐震機電13	耐震機電10	耐震機電01	耐震機電02	耐震機電03	耐震機電09	耐震機電〇	耐震機電06	耐震機電15	耐震機電16	耐震機電11	耐震機電14	後次回	後次回	後次回	後次回	後次回	後次回	後次回
第2回以降	再処理施設	H ⁺ スクラップ搬送機A,B	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋																								
第2回以降	再処理施設	H ⁺ スクラップ取扱装置	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋																								
第2回以降	再処理施設	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋天井クレーンA,B	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋																								
第2回以降	再処理施設	燃料取出し装置A,B	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋																								
第2回以降	再処理施設	燃料移送水中台車	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋																								
第2回以降	再処理施設	燃料取扱装置(BWR燃料用)	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋																								
第2回以降	再処理施設	燃料取扱装置(PWR燃料用)	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋																								
第2回以降	再処理施設	燃料取扱装置(BWR燃料及びPWR燃料用)	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋																								
第2回以降	再処理施設	燃料横転クレーンA,B	前処理建屋																								

当該範囲については、後次回申請にて示す。

今回設工認における主な説明事項（機器・配管系）

（青枠は第1回申請における説明範囲を示す。）

【注記】

- ※1：本表の設備に対する説明は類型化を活用した上で行うため、補足説明資料(耐震機電07 機器・配管系に対する分類の考え方)においてその考え方を示す。
- ※2：評価内容及び変更点については設備ごとに解析モデルの変更、評価手法の変更、計算諸元の精緻化等、変更内容が多様であることから、代表として説明する内容については添付-6-3-1～添付-6-3-3にて示す。
- ※3：本表における設備名称については、設工認申請にて示している、第6条要求の設備を対象として記載しており、第6条要求以外の設備（併類含む）については後次回申請以降で示す。
- ※4：ダクト等については支持方法が配管と同様であるため、評価手法としては配管と同じ標準支持間隔法を適用した評価を行っている。そのため、本表においては、配管とダクトに対する標準支持間隔を統合し、共通的な設備名称として配管系標準支持間隔と示している。
- ※5：本表における説明事項の詳細は添付-6-1にて示す。
- ※6：説明範囲については第1回申請範囲までを示しており、後次回以降の範囲は随時説明する。

【凡例】

- ★：ヒアリングにおいて説明すべき項目（再処理事業所全体に共通する事項） ※ヒアリングで説明を行う申請回数。
- ☆：ヒアリングにおいて説明すべき項目（再処理事業所全体に共通する事項） ※先の申請回数において説明済のため、資料提出のみを予定。
- ：ヒアリングにおいて説明すべき項目（各機器・配管系それぞれについて個別に説明すべき事項） ※ヒアリングで説明を行う代表説明設備。
- ：ヒアリングにおいて説明すべき項目（各機器・配管系それぞれについて個別に説明すべき事項） ※代表説明設備で全体の考え方を示しているため、資料提出のみを予定。
- ：該当なし

【機器】

申請 回数	施設 区分	主な説明事項 ^{※1}		(1)事業許可との整合性に関する説明事項			(2)既設工認 からの変更点 に係る説明事項	(3)新規基準 における追加要求事 項に係る説明事項	(4)その他先行発電プラントの審査実績を踏まえた説明事項等																		
				一関東 の鉛直地震動	重大事故評価における 評価実施内容	可搬型SA			設備の評価内容及び 変更点	水平2方向に対する 影響評価	鉛直方向の動的 地震力考慮による設備の 浮き上がり等の 影響	動的地震力の SRSS組合せ	下位クラス施 設の波及的影響	Sd評価結果 の記載方法	耐な設備の 固有周期算出	配管支持構造 物の耐震性確 認方法	配管設計にお ける考慮事項	配管系の評価 手法	材料物性 のばらつき	動的機能維持 評価手法の適 用	最新知見として 得られた減衰 定数の適用	隣接建屋 影響確認	動的機能維持 に対する評価 内容	電気盤機能維 持に適用する 水平方向地震 力	等価繰返し回 数	屋内設備の アンカー定着部	機電設備の耐 震計算書作成
		設備名称 ^{※3,※4}	補足説明資料	耐震機電12	後次回	後次回	耐震機電13	耐震機電10	耐震機電01	耐震機電02	耐震機電03	耐震機電09	耐震機電○	耐震機電06	耐震機電15	耐震機電16	耐震機電11	耐震機電14	後次回	後次回	後次回	後次回	後次回	後次回	後次回	後次回	後次回
第2回以降	再処理施設	第1カラス固化体貯蔵建屋床面走行クレーン	第1ガラス固化体貯蔵建屋東棟																								
第2回以降	再処理施設	トンネル移送台車	第1ガラス固化体貯蔵建屋東棟	当該範囲については、後次回申請にて示す。																							
今後申請	廃棄物管理施設	貯蔵建屋床面走行クレーン	ガラス固化体貯蔵建屋																								
今後申請	廃棄物管理施設	貯蔵建屋床面走行クレーン	ガラス固化体貯蔵建屋B棟																								

今回設工認における主な説明事項（機器・配管系）

（青枠は第1回申請における説明範囲を示す。）

【注記】

- ※1：本表の設備に対する説明は類型化を活用した上で行うため、補足説明資料(耐震機電07 機器・配管系に対する分類の考え方)においてその考え方を示す。
- ※2：評価内容及び変更点については設備ごとに解析モデルの変更、評価手法の変更、計算諸元の精緻化等、変更内容が多様であることから、代表として説明する内容については添付-6-3-1～添付-6-3-3にて示す。
- ※3：本表における設備名称については、既設工認申請にて示している、第6条要求の設備を対象として記載しており、第6条要求以外の設備（併類含む）については後次回申請以降で示す。
- ※4：ダクト等については支持方法が配管と同様であるため、評価手法としては配管と同じ標準支持間隔法を適用した評価を行っている。そのため、本表においては、配管とダクトに対する標準支持間隔を統合し、共通的な設備名称として配管系標準支持間隔と示している。
- ※5：本表における説明事項の詳細は添付-6-1にて示す。
- ※6：説明範囲については第1回申請範囲までを示しており、後次回以降の範囲は随時説明する。

【凡例】

- ★：ヒアリングにおいて説明すべき項目（再処理事業所全体に共通する事項） ※ヒアリングで説明を行う申請回次。
- ☆：ヒアリングにおいて説明すべき項目（再処理事業所全体に共通する事項） ※先の申請回次において説明済のため、資料提出のみを予定。
- ：ヒアリングにおいて説明すべき項目（各機器・配管系それぞれについて個別に説明すべき事項） ※ヒアリングで説明を行う代表説明設備。
- ：ヒアリングにおいて説明すべき項目（各機器・配管系それぞれについて個別に説明すべき事項） ※代表説明設備で全体の考え方を示しているため、資料提出のみを予定。
- ：該当なし

【機器】

申請回次	施設区分	主な説明事項 ^{※1}		(1)事業許可との整合性に関する説明事項			(2)既設工認からの変更点に係る説明事項	(3)新規制基準における追加要求事項に係る説明事項	(4)その他先行発電プラントの審査実績を踏まえた説明事項等																		
				一関東の鉛直地震動	重大事故評価における評価実施内容	可搬型SA	設備の評価内容及び変更点	水平2方向に対する影響評価	鉛直方向の動的地震力考慮による設備の浮き上がり等の影響	動的地震力のSRSS組合せ	下位クラス施設の波及的影響	Sd評価結果の記載方法	耐な設備の固有周期算出	配管支持構造物の耐震性確認方法	配管設計における考慮事項	配管系の評価手法	材料物性のばらつき	動的機能維持評価手法の適用	最新知見として得られた減衰定数の適用	隣接建屋影響確認	動的機能維持に対する評価内容	電気盤機能維持に適用する水平方向地震力	等価繰返し回数	屋内設備のアンカー定着部	機電設備の耐震計算書作成	定型式への最新知見の反映	液状化に対する影響確認
				設備名称 ^{※3,※4}	補足説明資料	耐震機電12	後次回	後次回	耐震機電13	耐震機電10	耐震機電01	耐震機電02	耐震機電03	耐震機電09	耐震機電○	耐震機電06	耐震機電15	耐震機電16	耐震機電11	耐震機電14	後次回	後次回	後次回	後次回	後次回	後次回	後次回
第2回以降	再処理施設	アルミニウム濃縮缶	精製建屋	当該範囲については、後次回申請にて示す。																							

今回設工認における主な説明事項（機器・配管系）

（青枠は第1回申請における説明範囲を示す。）

【注記】

- ※1：本表の設備に対する説明は類型化を活用した上で行うため、補足説明資料「耐震機電07 機器・配管系に対する分類の考え方」においてその考え方を示す。
- ※2：評価内容及び変更点については設備ごとに解析モデルの変更、評価手法の変更、計算諸元の精緻化等、変更内容が多様であることから、代表として説明する内容については添付-6-3-1～添付-6-3-3にて示す。
- ※3：本表における設備名称については、既設工認申請にて示している、第6条要求の設備を対象として記載しており、第6条要求以外の設備（併類含む）については後次回申請以降で示す。
- ※4：ダクト等については支持方法が配管と同様であるため、評価手法としては配管と同じ標準支持間隔法を適用した評価を行っている。そのため、本表においては、配管とダクトに対する標準支持間隔を統合し、共通的な設備名称として配管系標準支持間隔と示している。
- ※5：本表における説明事項の詳細は添付-6-1にて示す。
- ※6：説明範囲については第1回申請範囲までを示しており、後次回以降の範囲は随時説明する。

【凡例】

- ★：ヒアリングにおいて説明すべき項目（再処理事業所全体に共通する事項） ※ヒアリングで説明を行う申請回数。
- ☆：ヒアリングにおいて説明すべき項目（再処理事業所全体に共通する事項） ※先の申請回数において説明済のため、資料提出のみを予定。
- ：ヒアリングにおいて説明すべき項目（各機器・配管系それぞれについて個別に説明すべき事項） ※ヒアリングで説明を行う代表説明設備。
- ：ヒアリングにおいて説明すべき項目（各機器・配管系それぞれについて個別に説明すべき事項） ※代表説明設備で全体の考え方を示しているため、資料提出のみを予定。
- ：該当なし

【機器】

申請 回数	施設 区分	主な説明事項 ^{※1}		(1)事業許可との整合性に関する説明事項			(2)既設工認 からの変更点 に係る説明事項	(3)新規基準 における追加要求事 項に係る説明事項	(4)その他先行発電プラントの審査実績を踏まえた説明事項等																		
				一関東 の鉛直地震動	重大事故評価における 評価実施内容	可搬型SA	設備の評価内容 及び変更点	水平2方向に対する 影響評価	鉛直方向の動 的地震力考慮 による設備の 浮き上がり等の 影響	動的地震力の SRSS組合せ	下位クラス施 設の波及的影 響	Sd評価結果 の記載方法	耐な設備の 固有周期算出	配管支持構造 物の耐震性確 認方法	配管設計にお ける考慮事項	配管系の評価 手法	材料物性 のばらつき	動的機能維持 評価手法の適 用	最新知見として 得られた減衰 定数の適用	隣接建屋 影響確認	動的機能維持 に対する評価 内容	電気盤機能維 持に適用する 水平方向地震 力	等価繰返し回 数	屋内設備の アンカー定着部	機電設備の耐 震計算書作成	定型式への 最新知見の反 映	液化化に対す る影響確認
				設備名称 ^{※3,※4}	補足説明資料	耐震機電12	後次回	後次回	耐震機電13	耐震機電10	耐震機電01	耐震機電02	耐震機電03	耐震機電09	耐震機電○	耐震機電06	耐震機電15	耐震機電16	耐震機電11	耐震機電14	後次回	後次回	後次回	後次回	後次回	後次回	後次回
今後申請	廃棄物管理施設	ガラス固化体放射能測定装置	ガラス固化体貯蔵建屋	当該範囲については、後次回申請にて示す。																							

今回設工認における主な説明事項（機器・配管系）

（青枠は第1回申請における説明範囲を示す。）

【注記】

- ※1：本表の設備に対する説明は類型化を活用した上でため、補足説明資料「耐震機電07 機器・配管系」に対する分類の考え方においてその考え方を示す。
- ※2：評価内容及び変更点については設備ごとに解析モデルの変更、評価手法の変更、計算連元の精緻化等、変更内容が多様であることから、代表として説明する内容については添付-6-3-1～添付-6-3-3にて示す。
- ※3：本表における設備名称については、設工認申請にて示している、第6条要求の設備を対象として記載しており、第6条要求以外の設備（併称含む）については後次回申請以降で示す。
- ※4：ダクト等については支持方法が配管と同様であるため、評価手法としては配管と同じ標準支持間隔法を適用した評価を行っている。そのため、本表においては、配管とダクトに対する標準支持間隔を統合し、共通的な設備名称として配管標準支持間隔と示している。
- ※5：本表における説明事項の詳細は添付-6-1にて示す。
- ※6：説明範囲については第1回申請範囲までを示しており、後次回以降の範囲は随時説明する。

【配管系】

申請 回数	施設 区分	主な説明事項		(1)事業許可との整合性に関する説明事項			(2)既設工認 からの変更点 に係る説明事項	(3)新規制基準 における追加要求 事項に係る説明事項	(4)その他先行発電炉の審査実績を踏まえた説明事項等																			
				一関東 の鉛直地震動	重大事故評価にお ける評価実施内容	可搬型SA	設備の評価内容 及び変更点	鉛直方向の動 的地震力考慮 による設備の 浮き上がり等の 影響	鉛直方向の動 的地震力考 慮による設備 の浮き上がり 等の影響	動的地震力の SRSS組合せ	下位クラス施 設の波及的影 響	Sd評価結果 の記載方法	耐震設備の 固有周期算出	配管支持構造 物の耐震性確 認方法	配管設計にお ける考慮事項	配管系の評価 手法	材料物性 のばらつき	動的機能維持 評価手法の適 用	最新知見として 得られた減衰 定数の適用	隣接建屋 影響確認	動的機能維持 に対する評価 内容	電気設備機能 維持に適用する 水平方向地震 力	等価繰返し回 数	屋内設備の アンカー定着部	機電設備の耐 震計算書作成	定型式への 最新知見の反 映	液状化に対 する影響確認	
		耐震機電12	後次回	後次回	耐震機電13	耐震機電10	耐震機電01	耐震機電02	耐震機電03	耐震機電09	耐震機電0	耐震機電06	耐震機電15	耐震機電16	耐震機電11	耐震機電14	後次回	後次回	後次回	後次回	後次回	後次回	後次回	後次回	後次回	後次回		
第1回申請	再処理施設	配管系標準支持間隔（安全冷却水B冷却塔）	屋外	★	-	-	※2	●※6	●※6	★	★	-	-	-	-	●※6	●※6	★	-	-	-	-	-	-	-	★	-	-
第2回以降	再処理施設	配管系標準支持間隔（前処理建屋）	前処理建屋		○	-		○	-			-	-	-	-	-	○	○	-	○	○	-	-	-	-	-	-	-
第2回以降	再処理施設	配管系標準支持間隔（分離建屋）	分離建屋		○	-		○	-			-	-	-	-	-	○	○	-	○	○	-	-	-	-	-	-	-
第2回以降	再処理施設	配管系標準支持間隔（精製建屋）	精製建屋		○	-		○	-			-	-	-	-	-	○	○	-	○	○	-	-	-	-	-	-	-
第2回以降	再処理施設	配管系標準支持間隔（ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋）	ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋		○	-		○	-			-	-	-	-	-	○	○	-	○	○	-	-	-	-	-	-	-
第2回以降	再処理施設	配管系標準支持間隔（高レベル廃液ガラス固化建屋）	高レベル廃液ガラス固化建屋		○	-		○	-			-	-	-	-	-	○	○	-	○	○	-	-	-	-	-	-	-
第2回以降	再処理施設	配管系標準支持間隔（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋）	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋		○	-		○	-			-	-	-	-	-	○	○	-	○	○	-	-	-	-	-	-	-
第2回以降	再処理施設	配管系標準支持間隔（安全冷却水系冷却塔A基礎）	屋外		-	-		○	-			-	-	-	-	-	○	○	-	○	○	-	-	-	-	-	-	-
第2回以降	再処理施設	配管系標準支持間隔（安全冷却水系冷却塔B基礎）	屋外		-	-		○	-			-	-	-	-	-	○	○	-	○	○	-	-	-	-	-	-	-
第2回以降	再処理施設	配管系標準支持間隔（非常用電源建屋）	非常用電源建屋		○	-		○	-			-	-	-	-	-	○	○	-	○	○	-	-	-	-	-	-	-
第2回以降	再処理施設	配管系標準支持間隔（非常用電源建屋燃料油貯蔵タンクA,B）	非常用電源建屋燃料油貯蔵タンクA,B		○	-		○	-			-	-	-	-	-	○	○	-	○	○	-	-	-	-	-	-	-
第2回以降	再処理施設	配管系標準支持間隔（制御建屋）	制御建屋		○	-		○	-			-	-	-	-	-	○	○	-	○	○	-	-	-	-	-	-	-
第2回以降	再処理施設	配管系標準支持間隔（分離建屋/高レベル廃液ガラス固化建屋間,分離建屋/精製建屋/ウラン脱硝建屋/ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋/ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋/低レベル廃液処理建屋/低レベル廃棄物処理建屋/分析建屋間,精製建屋/ウラン脱硝建屋間,精製建屋/ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋間洞道）	分離建屋/高レベル廃液ガラス固化建屋間,分離建屋/精製建屋/ウラン脱硝建屋/ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋/ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋/低レベル廃液処理建屋/低レベル廃棄物処理建屋/分析建屋間,精製建屋/ウラン脱硝建屋間,精製建屋/ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋間洞道	☆	○	-	※2	○	-	☆	☆	-	-	-	-	-	○	○	☆	○	○	-	-	-	-	☆	-	-
第2回以降	再処理施設	配管系標準支持間隔（前処理建屋/分離建屋/精製建屋/高レベル廃液ガラス固化建屋/ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋/制御建屋/非常用電源建屋/冷却塔設備の安全冷却水系/主排気筒/主排気筒管理建屋間洞道）	前処理建屋/分離建屋/精製建屋/高レベル廃液ガラス固化建屋/ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋/制御建屋/非常用電源建屋/冷却塔設備の安全冷却水系/主排気筒/主排気筒管理建屋間洞道		○	-		○	-			-	-	-	-	-	○	○	-	○	○	-	-	-	-	-	-	○
第2回以降	再処理施設	配管系標準支持間隔（主排気筒管理建屋）	主排気筒管理建屋		○	-		○	-			-	-	-	-	-	○	○	-	○	○	-	-	-	-	-	-	-
第2回以降	再処理施設	配管系標準支持間隔（主排気筒基礎）	屋外		○	-		○	-			-	-	-	-	-	○	○	-	○	○	-	-	-	-	-	-	-
第2回以降	再処理施設	配管系標準支持間隔（主排気筒筒身）	屋外		○	-		○	-			-	-	-	-	-	○	○	-	○	○	-	-	-	-	-	-	-
第2回以降	再処理施設	配管系標準支持間隔（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋/安全冷却水系冷却塔A,B基礎間洞道）	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋/安全冷却水系冷却塔A,B基礎間洞道		-	-		○	-			-	-	-	-	-	○	○	-	○	○	-	-	-	-	-	-	○
第2回以降	再処理施設	配管系標準支持間隔（安全冷却水A冷却塔）	屋外		-	-		○	-			-	-	-	-	-	○	○	-	○	○	-	-	-	-	-	-	-
第2回以降	再処理施設	配管系標準支持間隔（冷却塔A,B）	屋外		-	-		○	-			-	-	-	-	-	○	○	-	○	○	-	-	-	-	-	-	-
第2回以降	再処理施設	配管系標準支持間隔（ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋）	ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋		○	-		○	-			-	-	-	-	-	○	○	-	○	○	-	-	-	-	-	-	-
第2回以降	MOX燃料加工施設	配管系標準支持間隔（燃料加工建屋）	燃料加工建屋		○	-		○	-			-	-	-	-	-	○	○	-	○	○	-	-	-	-	-	-	-

【凡例】

- ★：ヒアリングにおいて説明すべき項目（再処理事業所全体に共通する事項） ※ヒアリングで説明を行う申請回数。
- ☆：ヒアリングにおいて説明すべき項目（再処理事業所全体に共通する事項） ※先の申請回数において説明済のため、資料提出のみを予定。
- ：ヒアリングにおいて説明すべき項目（各機器・配管系それぞれについて個別に説明すべき事項） ※ヒアリングで説明を行う代表説明設備。
- ：ヒアリングにおいて説明すべき項目（各機器・配管系それぞれについて個別に説明すべき事項） ※代表説明設備で全体の考え方を示しているため、資料提出のみを予定。
- ：該当なし

基本方針に入れ込むため、本項目は削除

・再処理事業所のうち、再処理施設の設備*について示す。
 *本表における設備名称については、既設工事にて示している申請設備のうち、第6条要求の設備を対象として記載している。

【分類】 中間支持たて置円筒形容器（4ラグ支持、耐震設計上の重要度分類Sクラス）				●：説明代表設備		補設設備	既設設備 <u>（評価条件の変更）</u>
番号	施設区分	設置場所	設備名称	設工認申請 分割申請状況		当該範囲については、後次回申請にて示す。	
				第1回申請	後次回以降申請		
1	再処理施設	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋	クーラ水冷却系熱交換器A, B, C				
2	再処理施設	前処理建屋	中間ホットA, B				
3	再処理施設	前処理建屋	計量槽A, B				
4	再処理施設	前処理建屋	計量・調整槽				
5	再処理施設	前処理建屋	極低レベル廃ガス洗浄塔				
6	再処理施設	前処理建屋	廃ガス洗浄塔				
7	再処理施設	前処理建屋	凝縮器A, B				
8	再処理施設	前処理建屋	NOx吸収塔A, B				
9	再処理施設	分離建屋	溶解液供給槽				
10	再処理施設	分離建屋	補助抽出廃液受槽				
11	再処理施設	分離建屋	抽出廃液受槽				
12	再処理施設	分離建屋	溶解液供給槽ゲートA, B 溶解液供給槽予備ゲートA, B				
13	再処理施設	分離建屋	抽出塔ベネチア廃ガスベッファ槽 第1洗浄塔ベネチア廃ガスベッファ槽 第2洗浄塔ベネチア廃ガスベッファ槽 TBP洗浄塔ベネチア廃ガスベッファ槽				
14	再処理施設	分離建屋	プロセス分配塔ベネチア廃ガスベッファ槽 ガン洗浄塔ベネチア廃ガスベッファ槽				
15	再処理施設	分離建屋	第3一時貯留処理槽				
16	再処理施設	分離建屋	第4一時貯留処理槽				
17	再処理施設	分離建屋	第9一時貯留処理槽				
18	再処理施設	分離建屋	第10一時貯留処理槽				
19	再処理施設	分離建屋	第6一時貯留処理槽				
20	再処理施設	分離建屋	極低レベル廃ガス洗浄塔				
21	再処理施設	分離建屋	廃ガス洗浄塔				
22	再処理施設	分離建屋	高レベル濃縮廃液分配器A				
23	再処理施設	分離建屋	高レベル濃縮廃液分配器B				
24	再処理施設	分離建屋	高レベル廃液濃縮缶凝縮器ミキ				
25	再処理施設	分離建屋	第2コンタ凝縮器ミキ				
26	再処理施設	分離建屋	高レベル廃液供給槽A供給液脈動整定ホットA, B				
27	再処理施設	分離建屋	供給ホットA				

当該範囲については、後次回申請にて示す。

・再処理事業所のうち、再処理施設の設備*について示す。
 *本表における設備名称については、既設工事にて示している申請設備のうち、第6条要求の設備を対象として記載している。

【分類】 中間支持たて置円筒形容器（4ラグ支持、耐震設計上の重要度分類Sクラス）				●：説明代表設備		補設設備	既設設備 (評価条件の変更)
番号	施設区分	設置場所	設備名称	設工認申請 分割申請状況		当該範囲については、後次回申請にて示す。	
				第1回申請	後次回以降申請		
28	再処理施設	分離建屋	高レベル廃液供給槽A,B ² ミタ				
29	再処理施設	分離建屋	高レベル廃液供給槽B供給液脈動整定装置A,B				
30	再処理施設	分離建屋	供給ポンプB				
31	再処理施設	分離建屋	高レベル廃液濃縮缶A濃縮廃液抜出ポンプA,B				
32	再処理施設	分離建屋	攪拌蒸気ポンプA				
33	再処理施設	分離建屋	高レベル廃液濃縮缶B濃縮廃液抜出ポンプA,B				
34	再処理施設	分離建屋	攪拌蒸気ポンプB				
35	再処理施設	分離建屋	高レベル廃液供給槽の漏えい液シールドポンプA,B				
36	再処理施設	精製建屋	NOx廃ガス洗浄塔				
37	再処理施設	精製建屋	廃ガス洗浄塔				
38	再処理施設	ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋	硝酸プロトニウム貯槽一時貯槽				
39	再処理施設	ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋	混合槽A,B				
40	再処理施設	ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋	よう素フィルターA,B				
41	再処理施設	ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋	よう素フィルター第1,第2加熱器				
42	再処理施設	高レベル廃液ガラス固化建屋	廃ガス洗浄塔				当該範囲については、後次回申請にて示す。
43	再処理施設	高レベル廃液ガラス固化建屋	廃ガス洗浄塔				
44	再処理施設	高レベル廃液ガラス固化建屋	第1,第2高レベル濃縮廃液分配器				
45	再処理施設	高レベル廃液ガラス固化建屋	第1,第2高レベル濃縮廃液貯槽				
46	再処理施設	高レベル廃液ガラス固化建屋	第1,第2高レベル濃縮廃液一時貯槽				
47	再処理施設	高レベル廃液ガラス固化建屋	高レベル濃縮廃液貯槽第1の漏えい液受皿第1号ポンプ				
48	再処理施設	高レベル廃液ガラス固化建屋	第1,第2不溶解残渣廃液一時貯槽				
49	再処理施設	高レベル廃液ガラス固化建屋	第1,第2不溶解残渣廃液貯槽				
50	再処理施設	高レベル廃液ガラス固化建屋	不溶解残渣廃液一時貯槽の漏えい液受皿第1号ポンプ				
51	再処理施設	高レベル廃液ガラス固化建屋	高レベル廃液共用貯槽				
52	再処理施設	高レベル廃液ガラス固化建屋	ミストフィルターA,B				
53	再処理施設	高レベル廃液ガラス固化建屋	洗浄塔				
54	再処理施設	高レベル廃液ガラス固化建屋	高レベル廃液混合槽A				
55	再処理施設	高レベル廃液ガラス固化建屋	高レベル廃液混合槽B				

類型化における設備分類表（再処理施設）

・再処理事業所のうち、再処理施設の設備*について示す。
 *本表における設備名称については、既設工事にて示している申請設備のうち、第6条要求の設備を対象として記載している。

【分類】 中間支持たて置円筒形容器（4ラグ支持、耐震設計上の重要度分類Sクラス）				●：説明代表設備		補強設備	既設設備 (評価条件の変更)
番号	施設区分	設置場所	設備名称	設工事申請 分割申請状況		当該範囲については、後次回申請にて示す。	
				第1回申請	後次回以降申請		
56	再処理施設	高レベル廃液ガラス固化建屋	7kg濃縮廃液中和槽			当該範囲については、後次回申請にて示す。	
57	再処理施設	高レベル廃液ガラス固化建屋	供給液槽A				
58	再処理施設	高レベル廃液ガラス固化建屋	供給液槽A,B				
59	再処理施設	高レベル廃液ガラス固化建屋	供給液槽B				
60	再処理施設	高レベル廃液ガラス固化建屋	ミストフィクサA,B				
61	再処理施設	高レベル廃液ガラス固化建屋	よう素フィクサA,B				
62	再処理施設	高レベル廃液ガラス固化建屋	廃ガス洗浄器A,B				
63	再処理施設	高レベル廃液ガラス固化建屋	第1,第2吸収塔				
64	再処理施設	高レベル廃液ガラス固化建屋	活性炭吸着塔A,B				
65	再処理施設	分離建屋	溶媒供給槽				

・再処理事業所のうち、再処理施設の設備*について示す。
 *本表における設備名称については、既設工事にて示している申請設備のうち、第6条要求の設備を対象として記載している。

【分類】 スカート支持たて置円筒形容器（耐震設計上の重要度分類Sクラス）				●：説明代表設備		補強設備	既設設備 (詳細条件の変更)
番号	施設区分	設置場所	設備名称	設工認申請 分割申請状況		当該範囲については、後次回申請にて示す。	
				第1回申請	後次回以降申請		
1	再処理施設	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋	空気だめ				
2	再処理施設	屋外	安全冷却水系膨張槽A				
3	再処理施設	屋外	安全冷却水系膨張槽B				
4	再処理施設	前処理建屋	超音波洗浄廃液受槽				
5	再処理施設	前処理建屋	シフターA, B				
6	再処理施設	前処理建屋	中継槽A, B				
7	再処理施設	前処理建屋	不溶解残渣回収槽A, B				
8	再処理施設	前処理建屋	計量前中間貯槽A, B				
9	再処理施設	前処理建屋	計量後中間貯槽				
10	再処理施設	前処理建屋	計量補助槽				
11	再処理施設	前処理建屋	漏えい液希釈水供給槽				
12	再処理施設	前処理建屋	安全空気脱湿装置A, B (777A, B)				
13	再処理施設	前処理建屋	安全空気脱湿装置A, B (777A, B)				
14	再処理施設	前処理建屋	安全空気脱湿装置A, B (脱湿塔 1A, 2A, 1B, 2B)				
15	再処理施設	前処理建屋	安全空気圧縮装置A, B, C (後置冷却器 1A, 2A, 1B, 2B, C)				
16	再処理施設	前処理建屋	水素掃気用空気貯槽				
17	再処理施設	分離建屋	溶解液中間貯槽				
18	再処理施設	分離建屋	抽出廃液中間貯槽				
19	再処理施設	分離建屋	抽出廃液供給槽A				
20	再処理施設	分離建屋	抽出廃液供給槽B				
21	再処理施設	分離建屋	高レベル廃液供給槽A				
22	再処理施設	分離建屋	高レベル廃液供給槽B				
23	再処理施設	分離建屋	フラッシュトラップA, B				
24	再処理施設	精製建屋	第7一時貯留処理槽				
25	再処理施設	精製建屋	第5一時貯留処理槽				
26	再処理施設	精製建屋	安全冷却水A, B, C検知計				
27	再処理施設	ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋	安全冷却水A, B膨張槽				
28	再処理施設	ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋	安全冷却水A, B検知計				
29	再処理施設	非常用電源建屋	空気だめA 空気だめB				

当該範囲については、後次回申請にて示す。

類型化における設備分類表（再処理施設）

・再処理事業所のうち、再処理施設の設備*について示す。
 *本表における設備名称については、既設工事にて示している申請設備のうち、第6条要求の設備を対象として記載している。

【分類】 横軸ポンプ（耐震設計上の重要度分類Sクラス）				●：説明代表設備	補強設備	既設設備 (評価条件の変更)
番号	施設区分	設置場所	設備名称	設工認申請 分割申請状況		当該範囲については、後次回申請にて示す。
				第1回申請	後次回以降申請	
1	再処理施設	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋	クーリング水冷却系ポンプ A, B, C			当該範囲については、後次回申請にて示す。
2	再処理施設	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋	補給水設備ポンプ A, B			
3	再処理施設	使用済燃料受入れ・貯蔵施設用安全冷却水系冷却塔B	安全冷却水系冷却水循環ポンプ A, B, C			
4	再処理施設	使用済燃料受入れ・貯蔵施設用安全冷却水系冷却塔B	燃料移送ポンプ A, B			
5	再処理施設	前処理建屋	排風機A, B			
6	再処理施設	前処理建屋	排風機A, B			
7	再処理施設	前処理建屋	溶解槽排風機A 溶解槽排風機B 溶解槽排風機A 溶解槽排風機B			
8	再処理施設	前処理建屋	排風機A, B, C			
9	再処理施設	前処理建屋	安全冷却水A循環ポンプ A, B			
10	再処理施設	前処理建屋	安全冷却水B循環ポンプ A, B			
11	再処理施設	前処理建屋	安全冷却水1Aポンプ A, B			
12	再処理施設	前処理建屋	安全冷却水1Bポンプ A, B			
13	再処理施設	前処理建屋	安全冷却水2Aポンプ A, B			
14	再処理施設	前処理建屋	安全蒸気ドライバ, B(送風機)			
15	再処理施設	前処理建屋	安全蒸気ドライバ, B(給水ポンプ)			
16	再処理施設	前処理建屋	安全空気圧縮装置A, B, C(空気圧縮機A, B, C)			
17	再処理施設	分離建屋	排風機A, B			
18	再処理施設	分離建屋	ローボックス排風機A, B, C			
19	再処理施設	分離建屋	排風機A, B			
20	再処理施設	分離建屋	冷却水循環ポンプ A, B, C, D			
21	再処理施設	分離建屋	安全冷却水1Aポンプ A, B			
22	再処理施設	分離建屋	安全冷却水1Bポンプ A, B			
23	再処理施設	分離建屋	安全冷却水2Aポンプ A, B			
24	再処理施設	精製建屋	ローボックス排風機A, B			
25	再処理施設	精製建屋	排風機A, B			
26	再処理施設	精製建屋	排風機A, B			
27	再処理施設	精製建屋	安全冷却水Aポンプ A, B			

・再処理事業所のうち、再処理施設の設備*について示す。
 *本表における設備名称については、既設工事にて示している申請設備のうち、第6条要求の設備を対象として記載している。

【分類】 横軸ポンプ（耐震設計上の重要度分類Sクラス）				●：説明代表設備	補強設備	既設設備 (評価条件の変更)
番号	施設区分	設置場所	設備名称	設工認申請 分割申請状況		当該範囲については、後次回申請にて示す。
				第1回申請	後次回以降申請	
28	再処理施設	精製建屋	安全冷却水Bポンプ A, B			当該範囲については、後次回申請にて示す。
29	再処理施設	精製建屋	安全冷却水Cポンプ A, B			
30	再処理施設	制御建屋	中央制御室送風機A, B			
31	再処理施設	制御建屋	中央制御室排風機A, B			
32	再処理施設	ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋	第1排風機A, B			
33	再処理施設	ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋	第2排風機A, B, C			
34	再処理施設	ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋	ダクトファン・ガス・セ排風機A, B, C			
35	再処理施設	ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋	換気設備用冷凍機A, B			
36	再処理施設	ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋	冷水移送ポンプ A, B, C, D			
37	再処理施設	ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋	貯蔵室排風機A, B			
38	再処理施設	ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋	貯蔵室排風機C, D			
39	再処理施設	非常用電源建屋	冷却水循環ポンプ A, B			
40	再処理施設	非常用電源建屋	燃料油移送ポンプ A, B			
41	再処理施設	高レベル廃液ガラス固化建屋	排風機A, B			
42	再処理施設	高レベル廃液ガラス固化建屋	排風機A, B			
43	再処理施設	高レベル廃液ガラス固化建屋	固化セ換気系排風機A, B			
44	再処理施設	高レベル廃液ガラス固化建屋	セ排風機A セ排風機B			
45	再処理施設	高レベル廃液ガラス固化建屋	第1排風機A, B			
46	再処理施設	高レベル廃液ガラス固化建屋	第2排風機A, B			
47	再処理施設	高レベル廃液ガラス固化建屋	安全冷水Aポンプ A 安全冷水Aポンプ B			
48	再処理施設	高レベル廃液ガラス固化建屋	安全冷水Bポンプ A 安全冷水Bポンプ B			
49	再処理施設	高レベル廃液ガラス固化建屋	第1高レベル濃縮廃液貯槽冷却水Aポンプ A 第1高レベル濃縮廃液貯槽冷却水Aポンプ B			
50	再処理施設	高レベル廃液ガラス固化建屋	第1高レベル濃縮廃液貯槽冷却水Bポンプ A 第1高レベル濃縮廃液貯槽冷却水Bポンプ B			
51	再処理施設	高レベル廃液ガラス固化建屋	第2高レベル濃縮廃液貯槽冷却水Aポンプ A 第2高レベル濃縮廃液貯槽冷却水Aポンプ B			
52	再処理施設	高レベル廃液ガラス固化建屋	第2高レベル濃縮廃液貯槽冷却水Bポンプ A 第2高レベル濃縮廃液貯槽冷却水Bポンプ B			

・再処理事業所のうち、再処理施設の設備*について示す。
 *本表における設備名称については、既設工事にて示している申請設備のうち、第6条要求の設備を対象として記載している。

【分類】 横軸ポンプ（耐震設計上の重要度分類Sクラス）				●：説明代表設備	補強設備	既設設備 (評価条件の変更)
番号	施設区分	設置場所	設備名称	設工認申請 分割申請状況		当該範囲については、後次回申請にて示す。
				第1回申請	後次回以降申請	
53	再処理施設	高レベル廃液ガラス固化建屋	安全冷却水A系ポンプ A 安全冷却水A系ポンプ B			当該範囲については、後次回申請にて示す。
54	再処理施設	高レベル廃液ガラス固化建屋	安全冷却水B系ポンプ A 安全冷却水B系ポンプ B			
55	再処理施設	高レベル廃液ガラス固化建屋	高いレベル廃液共用貯槽冷却水Aポンプ A 高いレベル廃液共用貯槽冷却水Aポンプ B			
56	再処理施設	高レベル廃液ガラス固化建屋	高いレベル廃液共用貯槽冷却水Bポンプ A 高いレベル廃液共用貯槽冷却水Bポンプ B			
57	再処理施設	高レベル廃液ガラス固化建屋	安全冷水A冷凍機 スクリュー圧縮機 安全冷水A冷凍機 スクリュー圧縮機 安全冷水B冷凍機 スクリュー圧縮機 安全冷水B冷凍機 スクリュー圧縮機			
58	再処理施設	高レベル廃液ガラス固化建屋	安全冷却水1Aポンプ A 安全冷却水1Aポンプ B			
59	再処理施設	高レベル廃液ガラス固化建屋	安全冷却水1Bポンプ A 安全冷却水1Bポンプ B			
60	再処理施設	前処理建屋	建屋排風機A, B			
61	再処理施設	前処理建屋	建屋排風機C			
62	再処理施設	分離建屋	建屋排風機A, B			
63	再処理施設	精製建屋	建屋排風機A, B			
64	再処理施設	ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋	建屋排風機A, B			
65	再処理施設	高レベル廃液ガラス固化建屋	建屋排風機A, B			

・再処理事業所のうち、再処理施設の設備*について示す。
 *本表における設備名称については、既設工事にて示している申請設備のうち、第6条要求の設備を対象として記載している。

【分類】 横置一胴円筒形容器（耐震設計上の重要度分類Sクラス）				●：説明代表設備	補設設備	既設設備 (評価条件の変更)
番号	施設区分	設置場所	設備名称	設工事申請 分割申請状況		当該範囲については、後次回申請にて示す。
				第1回申請	後次回以降申請	
1	再処理施設	第1非常用ディーゼル発電設備用重油タンク室	重油タンクA-1, 2, B-1, 2			当該範囲については、後次回申請にて示す。
2	再処理施設	前処理建屋	水ヘッパ槽			
3	再処理施設	前処理建屋	フィルタ			
4	再処理施設	前処理建屋	よう素フィルタ第1, 第2加熱器			
5	再処理施設	前処理建屋	廃ガス冷却器A, B, C			
6	再処理施設	前処理建屋	安全冷却水A, B膨張槽			
7	再処理施設	前処理建屋	安全冷却水1A, 1B, 2膨張槽			
8	再処理施設	前処理建屋	ばいり供給水槽			
9	再処理施設	前処理建屋	安全蒸気ばいりA, B			
10	再処理施設	前処理建屋	安全空気圧縮装置A, B, C(後置冷却器A, B, C)			
11	再処理施設	前処理建屋	計測制御用空気貯槽			
12	再処理施設	分離建屋	第1一時貯留処理槽ソーラ槽			
13	再処理施設	分離建屋	第8一時貯留処理槽ソーラ槽			
14	再処理施設	分離建屋	第8一時貯留処理槽プレート			
15	再処理施設	分離建屋	よう素フィルタ後置フィルタ			
16	再処理施設	分離建屋	よう素フィルタ第1, 第2加熱器			
17	再処理施設	分離建屋	高レベル廃液濃縮缶凝縮器A			
18	再処理施設	分離建屋	第1シラック凝縮器			
19	再処理施設	分離建屋	第2シラック凝縮器			
20	再処理施設	分離建屋	高レベル廃液濃縮缶凝縮器B			
21	再処理施設	分離建屋	排ガス槽			
22	再処理施設	分離建屋	漏えい液希釈溶液供給槽			
23	再処理施設	分離建屋	中間熱交換器A, B			
24	再処理施設	分離建屋	安全冷却水1A, 1B, 2膨張槽			
25	再処理施設	精製建屋	第1一時貯留処理槽供給槽			
26	再処理施設	精製建屋	第2一時貯留処理槽供給槽			
27	再処理施設	精製建屋	凝縮器			
28	再処理施設	精製建屋	よう素フィルタ後置フィルタ			

・再処理事業所のうち、再処理施設の設備*について示す。
 *本表における設備名称については、既設工事にて示している申請設備のうち、第6条要求の設備を対象として記載している。

【分類】 横置一胴円筒形容器（耐震設計上の重要度分類Sクラス）				●：説明代表設備	補強設備	既設設備 (設備条件の変更)
番号	施設区分	設置場所	設備名称	設工認申請 分割申請状況		当該範囲については、後次回申請にて示す。
				第1回申請	後次回以降申請	
29	再処理施設	精製建屋	高性能粒子フィラ第1, 第2加熱器			当該範囲については、後次回申請にて示す。
30	再処理施設	精製建屋	よう素フィラ第1, 第2加熱器			
31	再処理施設	精製建屋	廃ガス第1, 第2電気加熱器			
32	再処理施設	精製建屋	安全冷却水A, B, C膨張槽			
33	再処理施設	制御建屋	換気設備用冷凍機A, B			
34	再処理施設	制御建屋	換気設備用冷凍機A, B(凝縮器)			
35	再処理施設	ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋	混合廃ガス凝縮器			
36	再処理施設	ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋	安全冷却水A, B第1中間熱交換器			
37	再処理施設	ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋	安全冷却水A, B第2中間熱交換器			
38	再処理施設	高レベル廃液ガラス固化建屋	第1, 第2加熱器			
39	再処理施設	高レベル廃液ガラス固化建屋	第1, 第2加熱器			
40	再処理施設	高レベル廃液ガラス固化建屋	純水中間貯槽			
41	再処理施設	高レベル廃液ガラス固化建屋	安全冷水A, B冷凍機 油冷却器			
42	再処理施設	高レベル廃液ガラス固化建屋	安全冷水A, B冷凍機 油分離器			
43	再処理施設	高レベル廃液ガラス固化建屋	安全冷水A, B冷却器			
44	再処理施設	精製建屋	凝縮液冷却器			

類型化における設備分類表（再処理施設）

・再処理事業所のうち、再処理施設の設備*について示す。
 *本表における設備名称については、既設工事にて示している申請設備のうち、第6条要求の設備を対象として記載している。

【分類】 平底たて置円筒形容器（耐震設計上の重要度分類Sクラス）				●：説明代表設備		補強設備	既設設備 (経年条件の変更)
番号	施設区分	設置場所	設備名称	設工事申請 分割申請状況		当該範囲については、後次回申請にて示す。	
				第1回申請	後次回以降申請		
1	再処理施設	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋	燃料デブリ槽			当該範囲については、後次回申請にて示す。	
2	再処理施設	前処理建屋	安全冷却水1A, 1B, 2放射線レベル計測槽				
3	再処理施設	非常用電源建屋	燃料油レベルスタンクA, B				
4	再処理施設	高レベル廃液ガラス固化建屋	安全冷却水A, B検知ボット				
5	再処理施設	高レベル廃液ガラス固化建屋	第1, 第2高レベル濃縮廃液貯槽冷却水A, B検知ボット				
6	再処理施設	高レベル廃液ガラス固化建屋	安全冷却水A系, B系検知ボット				
7	再処理施設	高レベル廃液ガラス固化建屋	高レベル廃液共用貯槽冷却水A, B検知ボット				
8	再処理施設	高レベル廃液ガラス固化建屋	安全冷却水1A, 1B検知ボット				

・再処理事業所のうち、再処理施設の設備*について示す。
 *本表における設備名称については、既設工事にて示している申請設備のうち、第6条要求の設備を対象として記載している。

【分類】 中間支持たて置円筒形容器（2ラグ支持、耐震設計上の重要度分類Sクラス）				●：説明代表設備	補強設備	既設設備 (評価条件の変更)
番号	施設区分	設置場所	設備名称	設工認申請 分割申請状況		当該範囲については、後次回申請にて示す。
				第1回申請	後次回以降申請	
1	再処理施設	前処理建屋	溶解槽A, B駆付け体A分離ボット 溶解槽A, B駆付け体B分離ボット 第1よう素追出し槽A, B駆付け体A分離ボット 第1よう素追出し槽A, B駆付け体B分離ボット 第2よう素追出し槽A, B駆付け体A分離ボット 第2よう素追出し槽A, B駆付け体B分離ボット			当該範囲については、後次回申請にて示す。
2	再処理施設	前処理建屋	中間ボットA, B駆付け体分離ボット			
3	再処理施設	前処理建屋	溶解槽A, Bの漏えい検知ボット1			
4	再処理施設	前処理建屋	漏えい液受皿中間ボット1A			
5	再処理施設	前処理建屋	漏えい液受皿中間ボット2A			
6	再処理施設	前処理建屋	漏えい液受皿中間ボット3A			
7	再処理施設	前処理建屋	漏えい液受皿中間ボットB			
8	再処理施設	前処理建屋	中継槽A, BゲデオA?ライジングボット			
9	再処理施設	前処理建屋	パッセンボットA, B			
10	再処理施設	前処理建屋	中継槽A, BゲデオA, B			
11	再処理施設	前処理建屋	廃ガスシールドボット			
12	再処理施設	前処理建屋	リストフィルタA1, A2, B1, B2, C1, C2			
13	再処理施設	前処理建屋	第1高性能粒子フィルタA, B, C			
14	再処理施設	前処理建屋	第1よう素フィルタA1, A2, B1, B2, C1, C2			
15	再処理施設	前処理建屋	第2よう素フィルタA1, A2, B1, B2, C1, C2			
16	再処理施設	前処理建屋	第2高性能粒子フィルタA, B, C			
17	再処理施設	前処理建屋	廃ガス加熱器A, B, C			
18	再処理施設	前処理建屋	DOGタンクの漏えい検知ボット			
19	再処理施設	分離建屋	溶解液中間貯槽の漏えい液受皿3形式 ジェットポンプシールドボット			
20	再処理施設	分離建屋	抽出塔の漏えい液受皿3形式 ジェットポンプシールドボット			
21	再処理施設	分離建屋	抽出塔予備の漏えい液受皿3形式 ジェットポンプシールドボット			
22	再処理施設	分離建屋	抽出廃液受槽の漏えい液受皿3形式 ジェットポンプ Bシールドボット 抽出廃液受槽の漏えい液受皿3形式 ジェットポンプ Aシールドボット 抽出廃液供給槽の漏えい液受皿3形式 ジェットポンプ Bシールドボット 抽出廃液供給槽の漏えい液受皿3形式 ジェットポンプ Aシールドボット			

・再処理事業所のうち、再処理施設の設備*について示す。
 *本表における設備名称については、既設工事にて示している申請設備のうち、第6条要求の設備を対象として記載している。

【分類】 中間支持たて置円筒形容器（2ラグ支持、耐震設計上の重要度分類Sクラス）				●：説明代表設備	補強設備	既設設備 (評価条件の変更)
番号	施設区分	設置場所	設備名称	設工事申請 分割申請状況		当該範囲については、後次回申請にて示す。
				第1回申請	後次回以降申請	
23	再処理施設	分離建屋	分離建屋一時貯留処理槽第1セ*漏えい液受皿(貯留)ポンプ Aセ*ポンプ			当該範囲については、後次回申請にて示す。
24	再処理施設	分離建屋	分離建屋一時貯留処理槽第1セ*漏えい液受皿(貯留)ポンプ Bセ*ポンプ			
25	再処理施設	精製建屋	膨張ポットA			
26	再処理施設	精製建屋	膨張ポットB, D, E			
27	再処理施設	ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋	硝酸プロトニウム貯槽(アクリル) A分離ポット			
			硝酸プロトニウム貯槽(アクリル) B分離ポット			
			硝酸プロトニウム貯槽(アクリル) C分離ポット			
			硝酸プロトニウム貯槽(アクリル) E分離ポット			
			混合槽(アクリル) A分離ポット			
			混合槽(アクリル) B分離ポット			
			混合槽(アクリル) C分離ポット			
			混合槽(アクリル) A分離ポット			
			混合槽(アクリル) B分離ポット			
			混合槽(アクリル) C分離ポット			
一時貯留(アクリル) A分離ポット						
一時貯留(アクリル) B分離ポット						
28	再処理施設	ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋	定量ポットA 定量ポットB 定量ポットC 定量ポットD			
29	再処理施設	ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋	中間ポットA, B			
30	再処理施設	ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋	廃ガス第1冷却器			
31	再処理施設	ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋	第1廃ガス洗浄塔(メタ)			
32	再処理施設	ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋	第2廃ガス洗浄塔(メタ)			
33	再処理施設	ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋	廃ガス第1冷却器(メタ)			
34	再処理施設	ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋	第1廃ガス洗浄塔			
35	再処理施設	ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋	第2廃ガス洗浄塔			
36	再処理施設	ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋	第3廃ガス洗浄塔			
37	再処理施設	ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋	定量ポットA, B, C, D(メタ)			
38	再処理施設	ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋	混合廃ガス(メタ)			
39	再処理施設	ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋	脱硝廃ガスA第1凝縮器			
			脱硝廃ガスA第2凝縮器			
			脱硝廃ガスB第1凝縮器			
			脱硝廃ガスB第2凝縮器			
40	再処理施設	ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋	脱硝廃ガス冷却器気液分離器			
41	再処理施設	非常用電源建屋	膨張槽A, B			
42	再処理施設	高レベル廃液ガラス固化建屋	高いレベル濃縮廃液貯槽第1セ*漏えい液受皿第2セ*ポンプ			
43	再処理施設	高レベル廃液ガラス固化建屋	高いレベル濃縮廃液共用貯槽(セ*漏えい液受皿)ポンプ			

・再処理事業所のうち、再処理施設の設備*について示す。
 *本表における設備名称については、既設工事にて示している申請設備のうち、第6条要求の設備を対象として記載している。

【分類】 中間支持たて置円筒形容器（2ラグ支持、耐震設計上の重要度分類Sクラス）				●：説明代表設備	補強設備	既設設備 (詳細条件の変更)
番号	施設区分	設置場所	設備名称	設工認申請 分割申請状況		当該範囲については、後次回申請にて示す。
				第1回申請	後次回以降申請	
44	再処理施設	高レベル廃液ガラス固化建屋	凝縮器			当該範囲については、後次回申請にて示す。
45	再処理施設	高レベル廃液ガラス固化建屋	固化セル換気系粒子フィルタユニットA, B			
46	再処理施設	高レベル廃液ガラス固化建屋	第1加温器A, B			
47	再処理施設	高レベル廃液ガラス固化建屋	第2加温器A, B			
48	再処理施設	高レベル廃液ガラス固化建屋	凝縮器			
49	再処理施設	高レベル廃液ガラス固化建屋	よう素フィルタA, B冷却器			
50	再処理施設	高レベル廃液ガラス固化建屋	第1排風機A, B冷却器			
51	再処理施設	高レベル廃液ガラス固化建屋	第1高性能粒子フィルタA, B			
52	再処理施設	高レベル廃液ガラス固化建屋	第2高性能粒子フィルタA, B			
53	再処理施設	高レベル廃液ガラス固化建屋	活性炭吸着塔A, B加温器			
54	再処理施設	高レベル廃液ガラス固化建屋	加熱器A, B			
55	再処理施設	高レベル廃液ガラス固化建屋	第1不溶解残渣廃液一時貯槽サンプリング分離ポットA			
56	再処理施設	高レベル廃液ガラス固化建屋	第2不溶解残渣廃液一時貯槽サンプリング分離ポットA			
57	再処理施設	高レベル廃液ガラス固化建屋	不溶解残渣廃液一時貯槽セル漏えい液受皿サンプリング分離ポット			
58	再処理施設	高レベル廃液ガラス固化建屋	第1不溶解残渣廃液貯槽サンプリング分離ポットA			
59	再処理施設	高レベル廃液ガラス固化建屋	不溶解残渣廃液貯槽第1セル漏えい液受皿サンプリング分離ポット			
60	再処理施設	高レベル廃液ガラス固化建屋	第2不溶解残渣廃液貯槽サンプリング分離ポットA			
61	再処理施設	高レベル廃液ガラス固化建屋	不溶解残渣廃液貯槽第2セル漏えい液受皿サンプリング分離ポット			

・再処理事業所のうち、再処理施設の設備*について示す。
 *本表における設備名称については、既設工事にて示している申請設備のうち、第6条要求の設備を対象として記載している。

【分類】 たて軸ポンプ（耐震設計上の重要度分類Sクラス）				●：説明代表設備		補強設備	既設設備 <small>（評価条件の変更）</small>
番号	施設区分	設置場所	設備名称	設工認申請 分割申請状況		当該範囲については、後次回申請にて示す。	
				第1回申請	後次回以降申請		
1	再処理施設	前処理建屋	不溶解残渣回収槽A,Bポンプ 1, 2 計量前中間貯槽Aポンプ 1, 2A, 2B, 3 計量前中間貯槽Bポンプ 1, 2A, 2B, 3 計量後中間貯槽ポンプ A, B			当該範囲については、後次回申請にて示す。	
2	再処理施設	前処理建屋	バルブライザー-A, B				
3	再処理施設	分離建屋	溶解液中間貯槽ポンプ A, B				
4	再処理施設	分離建屋	アルミナ溶液中間貯槽ポンプ A, B				
5	再処理施設	精製建屋	アルミナ濃縮液ポンプ A, B				
6	再処理施設	精製建屋	アルミナ濃縮液ポンプ C, F				
7	再処理施設	精製建屋	アルミナ濃縮液ポンプ E, D				
8	再処理施設	ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋	一時貯槽ポンプ 漏えい液移送ポンプ A 漏えい液移送ポンプ B				

・再処理事業所のうち、再処理施設の設備*について示す。
 *本表における設備名称については、既設工事にて示している申請設備のうち、第6条要求の設備を対象として記載している。

【分類】 デミスタ（2脚支持、耐震設計上の重要度分類Sクラス）				●：説明代表設備		補強設備	既設設備 (評価条件の変更)
番号	施設区分	設置場所	設備名称	設工事申請 分割申請状況		当該範囲については、後次回申請にて示す。	
				第1回申請	後次回以降申請		
1	再処理施設	前処理建屋	中間ホットA, Bエアフト分離ホット				
2	再処理施設	前処理建屋	デミスタ				
3	再処理施設	前処理建屋	サイクル槽Aデミスタ				
4	再処理施設	前処理建屋	サイクル槽Bデミスタ				
5	再処理施設	前処理建屋	計量前中間貯槽Aデミスタ				
6	再処理施設	前処理建屋	計量前中間貯槽Bデミスタ 計量後中間貯槽デミスタ 計量補助槽デミスタ				
7	再処理施設	分離建屋	デミスタ				
8	再処理施設	分離建屋	溶解液中間貯槽デミスタ				
9	再処理施設	分離建屋	溶解液供給槽デミスタ				
10	再処理施設	分離建屋	抽出塔エアフトホップ Aデミスタ 第1洗浄塔エアフトホップ Aデミスタ 第2洗浄塔エアフトホップ Aデミスタ				
11	再処理施設	分離建屋	抽出塔エアフトホップ Bデミスタ				
12	再処理施設	分離建屋	抽出塔エアフトホップ Eデミスタ クアン洗浄塔エアフトホップ Aデミスタ TBP洗浄塔エアフトホップ Eデミスタ				
13	再処理施設	分離建屋	予備抽出塔エアフトホップ Bデミスタ				
14	再処理施設	分離建屋	TBP洗浄塔エアフトホップ Bデミスタ				
15	再処理施設	分離建屋	抽出廃液受槽デミスタ				
16	再処理施設	分離建屋	抽出廃液供給槽Aデミスタ				
17	再処理施設	分離建屋	第3一時貯留処理槽デミスタ				
18	再処理施設	分離建屋	第6一時貯留処理槽デミスタ				
19	再処理施設	精製建屋	NOx廃ガス洗浄塔デミスタ				
20	再処理施設	精製建屋	デミスタ				
21	再処理施設	精製建屋	膨張ホットデミスタ				
22	再処理施設	ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋	廃ガス第2冷却器				
23	再処理施設	高レベル廃液ガラス固化建屋	デミスタ				
24	再処理施設	高レベル廃液ガラス固化建屋	デミスタ				
25	再処理施設	高レベル廃液ガラス固化建屋	高いレベル廃液混合槽A, B凝縮器				
26	再処理施設	高レベル廃液ガラス固化建屋	70%濃縮廃液中和槽凝縮器				
27	再処理施設	高レベル廃液ガラス固化建屋	供給液槽A, B凝縮器				

当該範囲については、後次回申請にて示す。

類型化における設備分類表（再処理施設）

添付-6-3-1

・再処理事業所のうち、再処理施設の設備*について示す。
 *本表における設備名称については、既設工事にて示している申請設備のうち、第6条要求の設備を対象として記載している。

【分類】 デミスタ（2脚支持，耐震設計上の重要度分類Sクラス）				●：説明代表設備	補強設備	既設設備 <small>（評価条件の変更）</small>
番号	施設区分	設置場所	設備名称	設工認申請 分割申請状況		当該範囲については，後次回申請にて示す。
				第1回申請	後次回以降申請	
28	再処理施設	分離建屋	補助抽出器予備エアリフトポンプデミスタ			当該範囲については，後次回申請にて示す。
29	再処理施設	分離建屋	ブルトニウム分配塔エアリフトポンプAデミスタ			

・再処理事業所のうち、再処理施設の設備*について示す。
 *本表における設備名称については、既設工事にて示している申請設備のうち、第6条要求の設備を対象として記載している。

【分類】 中間支持たて置円筒形容器（1ラグ支持、耐震設計上の重要度分類Sクラス）				●：説明代表設備	補強設備	既設設備 (経備条件の変更)
番号	施設区分	設置場所	設備名称	設工認申請 分割申請状況		当該範囲については、後次回申請にて示す。
				第1回申請	後次回以降申請	
1	再処理施設	前処理建屋	計量・調整槽#1は1分離ボット 計量・調整槽#1は2分離ボット 計量・調整槽#1は3分離ボット 計量・調整槽#1は4分離ボット 計量・調整槽#1は5分離ボット 計量・調整槽#1は1分離ボット 計量・調整槽#1は2分離ボット 計量・調整槽#1は3分離ボット			当該範囲については、後次回申請にて示す。
2	再処理施設	前処理建屋	計量・調整槽#1は6A分離ボット 計量・調整槽#1は6B分離ボット 計量・調整槽#1は6A分離ボット 計量・調整槽#1は6B分離ボット			
3	再処理施設	前処理建屋	計量・調整槽#1は4、5分離ボット			
4	再処理施設	分離建屋	抽出塔#アフリタボンプ B分離ボット 予備抽出塔#アフリタボンプ B分離ボット			
5	再処理施設	分離建屋	抽出塔#アフリタボンプ C分離ボット			
6	再処理施設	分離建屋	抽出塔#アフリタボンプ D分離ボット			
7	再処理施設	分離建屋	抽出塔#アフリタボンプ E分離ボット			
8	再処理施設	分離建屋	第1洗浄塔#アフリタボンプ B分離ボット			
9	再処理施設	分離建屋	第1洗浄塔#アフリタボンプ D分離ボット			
10	再処理施設	分離建屋	第2洗浄塔#アフリタボンプ D分離ボット			
11	再処理施設	分離建屋	プレコーム分配塔#アフリタボンプ B分離ボット クラン洗浄塔#アフリタボンプ B分離ボット			
12	再処理施設	分離建屋	プレコーム分配塔#アフリタボンプ C分離ボット クラン洗浄塔#アフリタボンプ C分離ボット			
13	再処理施設	分離建屋	TBP洗浄塔#アフリタボンプ B、C分離ボット			
14	再処理施設	分離建屋	TBP洗浄塔#アフリタボンプ D分離ボット			
15	再処理施設	分離建屋	TBP洗浄塔#アフリタボンプ E分離ボット			
16	再処理施設	分離建屋	溶解液供給槽#チオAライニングボット 溶解液供給槽予備#チオAライニングボット			
17	再処理施設	分離建屋	溶解液供給槽#チオBライニングボット 溶解液供給槽予備#チオBライニングボット			
18	再処理施設	分離建屋	第1洗浄塔溶液採取ボット			
19	再処理施設	分離建屋	プレコーム溶液TBP洗浄器#イオンボット			
20	再処理施設	分離建屋	プレコーム溶液中間貯槽# A、B#レイクボット			
21	再処理施設	分離建屋	溶解液供給槽流量計測ボットA 溶解液供給槽流量計測ボットB 溶解液供給槽予備流量計測ボットA 溶解液供給槽予備流量計測ボットB			

・再処理事業所のうち、再処理施設の設備*について示す。
 *本表における設備名称については、既設工事にて示している申請設備のうち、第6条要求の設備を対象として記載している。

【分類】 中間支持たて置円筒形容器（1ラグ支持、耐震設計上の重要度分類Sクラス）				●：説明代表設備		補強設備	既設設備 (評価条件の変更)
番号	施設区分	設置場所	設備名称	設工認申請 分割申請状況		当該範囲については、後次回申請にて示す。	
				第1回申請	後次回以降申請		
22	再処理施設	分離建屋	抽出塔流量計測*ottB 抽出塔流量計測*ottC TBP洗浄塔流量計測*ottA TBP洗浄塔流量計測*ottB				
23	再処理施設	分離建屋	第1洗浄塔流量計測*ottB				
24	再処理施設	分離建屋	アルコA分配塔流量計測*ottB				
25	再処理施設	分離建屋	ウラン洗浄塔流量計測*ottB				
26	再処理施設	分離建屋	第1一時貯留処理槽*ottA 分離*ott				
27	再処理施設	分離建屋	第7一時貯留処理槽*ottA 分離*ott				
28	再処理施設	分離建屋	第8一時貯留処理槽*ottA 分離*ott				
29	再処理施設	分離建屋	第2一時貯留処理槽*ottA 分離*ott				
30	再処理施設	分離建屋	第3、第4一時貯留処理槽第1*ottA 分離*ott				
31	再処理施設	分離建屋	第3一時貯留処理槽第2*ottA 分離*ott 第3一時貯留処理槽予備第2*ottA 分離*ott 第4一時貯留処理槽第2*ottA 分離*ott 第4一時貯留処理槽予備第2*ottA 分離*ott				
32	再処理施設	分離建屋	第4一時貯留処理槽*ottA 分離*ott				
33	再処理施設	分離建屋	第6一時貯留処理槽*ottA 分離*ott				
34	再処理施設	分離建屋	第3一時貯留処理槽流量計測*ott 第3一時貯留処理槽予備流量計測*ott				
35	再処理施設	精製建屋	第3一時貯留処理槽第1*ottA 分離*ott 第3一時貯留処理槽第2*ottA 分離*ott 第7一時貯留処理槽第1*ottA 分離*ott				
36	再処理施設	精製建屋	第3一時貯留処理槽*ottA 分離*ott				
37	再処理施設	精製建屋	第7一時貯留処理槽*ottA 分離*ott				
38	再処理施設	精製建屋	アルコA溶液供給槽*ottA 分離*ott 第2脱ガス塔*ottA 分離*ott アルコA溶液受槽*ottA 分離*ott アルコA濃縮缶供給槽*ottA 分離*ott 貯留槽*ottA 分離*ott 希釈槽*ottA 分離*ott 希釈槽第1*ottA 分離*ott 希釈槽第2*ottA 分離*ott				

当該範囲については、後次回申請にて示す。

類型化における設備分類表（再処理施設）

・再処理事業所のうち、再処理施設の設備*について示す。
 *本表における設備名称については、既設工事にて示している申請設備のうち、第6条要求の設備を対象として記載している。

【分類】 中間支持たて置円筒形容器（1ラグ支持、耐震設計上の重要度分類Sクラス）				●：説明代表設備		補強設備	既設設備 (評価条件の変更)
番号	施設区分	設置場所	設備名称	設工事申請 分割申請状況		当該範囲については、後次回申請にて示す。	
				第1回申請	後次回以降申請		
39	再処理施設	精製建屋	アルミ-9M溶液供給槽第1エフ10ポンプ B分離ダクト アルミ-9M溶液供給槽第2エフ10ポンプ B分離ダクト 第1酸化塔第1エフ10ポンプ 分離ダクト 第1酸化塔第2エフ10ポンプ 分離ダクト 第1脱ガス塔第1エフ10ポンプ 分離ダクト 第1脱ガス塔第2エフ10ポンプ 分離ダクト 抽出塔エフ10ポンプ A分離ダクト 核分裂生成物洗浄塔エフ10ポンプ B分離ダクト 逆抽出塔エフ10ポンプ A分離ダクト 油水分離槽エフ10ポンプ A分離ダクト				
40	再処理施設	精製建屋	核分裂生成物洗浄塔エフ10ポンプ A分離ダクト 逆抽出塔エフ10ポンプ B分離ダクト クラン洗浄塔エフ10ポンプ A分離ダクト クラン洗浄塔エフ10ポンプ B分離ダクト TBP洗浄器エフ10ポンプ 分離ダクト 補助油水分離槽ライシグダクトエフ10ポンプ 分離ダクト 第2酸化塔エフ10ポンプ 分離ダクト 第2脱ガス塔エフ10ポンプ A分離ダクト 油分リサイクルダクトエフ10ポンプ 分離ダクト アルミ-9M濃縮缶供給槽第1エフ10ポンプ A分離ダクト アルミ-9M濃縮缶供給槽第2エフ10ポンプ A分離ダクト				
41	再処理施設	精製建屋	油水分離槽エフ10ポンプ B分離ダクト				
42	再処理施設	精製建屋	アルミ-9M溶液槽				
43	再処理施設	精製建屋	第1脱ガス塔第1ライシグダクト				
44	再処理施設	精製建屋	第1脱ガス塔第2ライシグダクト				
45	再処理施設	精製建屋	TBP洗浄器キイボットA				
46	再処理施設	精製建屋	TBP洗浄器キイボットB				
47	再処理施設	精製建屋	第2脱ガス塔ライシグダクトB				
48	再処理施設	精製建屋	油水分離槽キイボットBライシグダクト アルミ-9M濃縮缶キイボットAライシグダクト アルミ-9M濃縮缶キイボットBライシグダクト				
49	再処理施設	精製建屋	油分リサイクルダクト				
50	再処理施設	精製建屋	抽出塔供給流量計測ダクトA クラン洗浄塔供給流量計測ダクト 補助油水分離槽供給流量計測ダクト				
51	再処理施設	精製建屋	抽出塔流量計測ダクト				
52	再処理施設	精製建屋	核分裂生成物洗浄塔流量計測ダクト				
53	再処理施設	精製建屋	抽出塔供給流量計測ダクトB				
54	再処理施設	精製建屋	クラン洗浄塔流量計測ダクトA				
55	再処理施設	精製建屋	アルミ-9M濃縮缶キイボットA, B分離ダクト				
56	再処理施設	精製建屋	アルミ-9M濃縮缶供給槽ライシグダクト				

当該範囲については、後次回申請にて示す。

・再処理事業所のうち、再処理施設の設備*について示す。
 *本表における設備名称については、既設工事にて示している申請設備のうち、第6条要求の設備を対象として記載している。

【分類】 中間支持たて置円筒形容器（1ラグ支持、耐震設計上の重要度分類Sクラス）				●：説明代表設備		補強設備	既設設備 (<u>評価条件の変更</u>)
番号	施設区分	設置場所	設備名称	設工認申請 分割申請状況		当該範囲については、後次回申請にて示す。	
				第1回申請	後次回以降申請		
57	再処理施設	精製建屋	アルファ濃縮缶供給槽ゲデオンA, Bプライミングポット			当該範囲については、後次回申請にて示す。	
58	再処理施設	高レベル廃液ガラス固化建屋	供給槽A, B気液分離器A, B				
59	再処理施設	分離建屋	溶媒供給槽ゲデオンBプライミングポット				
60	再処理施設	分離建屋	第2アルファモニタ流量計測ポット				
61	再処理施設	分離建屋	第2アルファモニタサイホン分離ポット				
62	再処理施設	分離建屋	第2アルファモニタサイホンプライミングポット				
63	再処理施設	分離建屋	ガンマモニタサイホン分離ポット				
64	再処理施設	分離建屋	溶媒供給槽予備ゲデオンAプライミングポット				
65	再処理施設	分離建屋	予備ウラン濃縮缶サイホンB分離ポット				
66	再処理施設	精製建屋	精製建屋一時貯留処理槽第1セル漏えい液受皿2シールポット				
67	再処理施設	精製建屋	凝縮液中間ポット				
68	再処理施設	精製建屋	アクティブトレント漏えい検知ポット3サンプリングエアリフトポンプ分離ポット				

・再処理事業所のうち、再処理施設の設備*について示す。
 *本表における設備名称については、既設工事にて示している申請設備のうち、第6条要求の設備を対象として記載している。

【分類】 中間支持たて置角形容器（2ラグ支持、耐震設計上の重要度分類Sクラス）				●：説明代表設備	補設設備	既設設備 (評価条件の変更)
番号	施設区分	設置場所	設備名称	設工認申請 分割申請状況		当該範囲については、後次回申請にて示す。
				第1回申請	後次回以降申請	
1	再処理施設	前処理建屋	凝縮器			当該範囲については、後次回申請にて示す。
2	再処理施設	前処理建屋	冷却器			
3	再処理施設	分離建屋	第8一時貯留処理槽*ミスタ			
4	再処理施設	分離建屋	凝縮器			
5	再処理施設	分離建屋	冷却器			
6	再処理施設	分離建屋	アルミニウム溶液受槽*ミスタ 第1一時貯留処理槽*ミスタ 第7一時貯留処理槽*ミスタ 第2一時貯留処理槽*ミスタ			
7	再処理施設	精製建屋	第1脱ガス塔第1ライシク*ボット*ゲ*ン			
8	再処理施設	精製建屋	アルミニウム濃縮缶供給槽*ゲ*ンA,B			
9	再処理施設	精製建屋	凝縮器			
10	再処理施設	精製建屋	よう素フィルタ冷却器			
11	再処理施設	精製建屋	第1一時貯留処理槽*ミスタ 第3一時貯留処理槽*ミスタ アルミニウム溶液供給槽*ミスタ 第1酸化塔*コ*リ*ト*ン*ゲ*ン*デ*ミ*スタ アルミニウム溶液受槽*ミスタ アルミニウム濃縮缶供給槽*ミスタ アルミニウム溶液一時貯留槽*ミスタ 希釈槽*ミスタ アルミニウム濃縮液一時貯留槽*ミスタ			
12	再処理施設	精製建屋	第2一時貯留処理槽*ミスタ 第1脱ガス塔第2ライシク*ボット*ゲ*ン*デ*ミ*スタ			
13	再処理施設	精製建屋	第2酸化塔*ミスタ 第2脱ガス塔ライシク*ボット*ゲ*ン*デ*ミ*スタ アルミニウム濃縮液受槽*ミスタ リサイクル槽*ミスタ アルミニウム濃縮液計量槽*ミスタ アルミニウム濃縮液中間貯留槽*ミスタ			
14	再処理施設	ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋	脱硝装置A,B			
15	再処理施設	高レベル廃液ガラス固化建屋	凝縮器 ██████████			
16	再処理施設	高レベル廃液ガラス固化建屋	凝縮器 ██████████			
17	再処理施設	高レベル廃液ガラス固化建屋	脱ガス冷却器 ██████████			
18	再処理施設	高レベル廃液ガラス固化建屋	脱ガス冷却器 ██████████			

・再処理事業所のうち、再処理施設の設備*について示す。
 *本表における設備名称については、既設工事にて示している申請設備のうち、第6条要求の設備を対象として記載している。

【分類】 四脚たて置円筒形容器（耐震設計上の重要度分類Sクラス）				●：説明代表設備	補強設備	既設設備 (評価条件の変更)
番号	施設区分	設置場所	設備名称	設工認申請 分割申請状況		当該範囲については、後次回申請にて示す。
				第1回申請	後次回以降申請	
1	再処理施設	前処理建屋	可溶性中性子吸収材緊急供給槽A, B			当該範囲については、後次回申請にて示す。
2	再処理施設	高レベル廃液ガラス固化建屋	流下ノズル冷却用空気槽A, B			
3	再処理施設	高レベル廃液ガラス固化建屋	安全冷水A, B膨張槽			
4	再処理施設	高レベル廃液ガラス固化建屋	第1高レベル濃縮廃液貯槽冷却水A膨張槽 第1高レベル濃縮廃液貯槽冷却水B膨張槽 第2高レベル濃縮廃液貯槽冷却水A膨張槽 第2高レベル濃縮廃液貯槽冷却水B膨張槽			
5	再処理施設	高レベル廃液ガラス固化建屋	安全冷却水A系, B系膨張槽			
6	再処理施設	高レベル廃液ガラス固化建屋	高レベル廃液共用貯槽冷却水A, B膨張槽			
7	再処理施設	高レベル廃液ガラス固化建屋	安全冷水A, B冷凍機 凝縮器			
8	再処理施設	高レベル廃液ガラス固化建屋	安全冷却水1A, 1B膨張槽			

・再処理事業所のうち、再処理施設の設備*について示す。
 *本表における設備名称については、既設工事にて示している申請設備のうち、第6条要求の設備を対象として記載している。

【分類】 デミスタ（1脚支持、耐震設計上の重要度分類Sクラス）				●：説明代表設備	補強設備	既設設備 (評価条件の変更)
番号	施設区分	設置場所	設備名称	設工認申請 分割申請状況		当該範囲については、後次回申請にて示す。
				第1回申請	後次回以降申請	
1	再処理施設	前処理建屋	中間ホットA, Bエアリフトミスタ			当該範囲については、後次回申請にて示す。
2	再処理施設	分離建屋	抽出塔エアリフトホップA分離ホット 第1洗浄塔エアリフトホップA分離ホット			
3	再処理施設	分離建屋	第2洗浄塔エアリフトホップA分離ホット			
4	再処理施設	分離建屋	ウラン洗浄塔エアリフトホップA分離ホット			
5	再処理施設	分離建屋	TBP洗浄塔エアリフトホップA分離ホット			
6	再処理施設	分離建屋	第2ウランホップモニタ第2エアリフトホップデミスタ			
7	再処理施設	分離建屋	予備第2ウランホップモニタ第2エアリフトホップデミスタ			
8	再処理施設	分離建屋	ホップモニタ第2エアリフトホップデミスタ ホップモニタ分配塔エアリフトホップBデミスタ			
9	再処理施設	分離建屋	予備ホップモニタ第2エアリフトホップデミスタ			
10	再処理施設	分離建屋	第1洗浄塔エアリフトホップBデミスタ			
11	再処理施設	分離建屋	ウラン洗浄塔エアリフトホップBデミスタ			
12	再処理施設	分離建屋	TBP洗浄塔エアリフトホップAデミスタ			
13	再処理施設	分離建屋	バルク乾燥ホップデミスタ			
14	再処理施設	分離建屋	第3一時貯留処理槽第2エアリフトホップデミスタ 第4一時貯留処理槽第2エアリフトホップデミスタ			
15	再処理施設	精製建屋	抽出塔流量計測ホットエアリフトホップ分離ホット 核分裂生成物洗浄塔流量計測ホットエアリフトホップ分離ホット ウラン洗浄塔流量計測ホット第2エアリフトホップ分離ホット ウラン洗浄塔流量計測ホット第1エアリフトホップ分離ホット			
16	再処理施設	精製建屋	第3一時貯留処理槽第2エアリフトホップAデミスタ 逆抽出塔エアリフトホップBデミスタ ウラン洗浄塔流量計測ホットエアリフトホップデミスタ ウラン洗浄塔エアリフトホップAデミスタ TBP洗浄器エアリフトホップデミスタ 補助油水分離槽ライシグホットエアリフトホップデミスタ 補助油水分離槽デミスタ			
17	再処理施設	精製建屋	第7一時貯留処理槽エアリフトホップBデミスタ			
18	再処理施設	精製建屋	抽出塔流量計測ホットエアリフトホップデミスタ 核分裂生成物洗浄塔流量計測ホットエアリフトホップデミスタ 核分裂生成物洗浄塔エアリフトホップAデミスタ 希釈槽第2エアリフトホップDデミスタ			
19	再処理施設	分離建屋	第2アルファモニタ第1エアリフトホップ分離ホット			

類型化における設備分類表（再処理施設）

・再処理事業所のうち、再処理施設の設備*について示す。
 *本表における設備名称については、既設工事にて示している申請設備のうち、第6条要求の設備を対象として記載している。

【分類】 デミスタ（1脚支持，耐震設計上の重要度分類Sクラス）				●：説明代表設備	補強設備	既設設備 (評価条件の変更)
番号	施設区分	設置場所	設備名称	設工認申請 分割申請状況		当該範囲については，後次回申請にて示す。
				第1回申請	後次回以降申請	
20	再処理施設	分離建屋	第2アルファモニタ第2エアリフトポンプデミスタ			当該範囲については，後次回申請にて示す。
21	再処理施設	分離建屋	ガンマモニタ第1エアリフトポンプ分離ポット			
22	再処理施設	分離建屋	ガンマモニタ第2エアリフトポンプ分離ポット			
23	再処理施設	分離建屋	補助抽出器エアリフトポンプ分離ポット			
24	再処理施設	分離建屋	補助抽出器予備エアリフトポンプ分離ポット			

・再処理事業所のうち、再処理施設の設備*について示す。
 *本表における設備名称については、既設工事にて示している申請設備のうち、第6条要求の設備を対象として記載している。

【分類】 プレート式熱交換器（耐震設計上の重要度分類Sクラス）				●：説明代表設備	補強設備	既設設備 (評価条件の変更)
番号	施設区分	設置場所	設備名称	設工認申請 分割申請状況		当該範囲については、後次回申請にて示す。
				第1回申請	後次回以降申請	
1	再処理施設	前処理建屋	安全冷却水A,B補助冷却器			当該範囲については、後次回申請にて示す。
2	再処理施設	前処理建屋	安全冷却水1A,1B中間熱交換器			
3	再処理施設	前処理建屋	安全冷却水2中間熱交換器			
4	再処理施設	分離建屋	安全冷却水1A,1B中間熱交換器			
5	再処理施設	分離建屋	安全冷却水2中間熱交換器			
6	再処理施設	精製建屋	安全冷却水中間熱交換器A,B			
7	再処理施設	精製建屋	安全冷却水中間熱交換器C			
8	再処理施設	高レベル廃液ガラス固化建屋	第1高レベル濃縮廃液貯槽冷却水A,B中間熱交換器			
9	再処理施設	高レベル廃液ガラス固化建屋	第2高レベル濃縮廃液貯槽冷却水A,B中間熱交換器			
10	再処理施設	高レベル廃液ガラス固化建屋	安全冷却水A系,B系中間熱交換器			
11	再処理施設	高レベル廃液ガラス固化建屋	高レベル廃液共用貯槽冷却水A,B中間熱交換器			
12	再処理施設	高レベル廃液ガラス固化建屋	安全冷却水1A,1B中間熱交換器			

・再処理事業所のうち、再処理施設の設備*について示す。
 *本表における設備名称については、既設工事にて示している申請設備のうち、第6条要求の設備を対象として記載している。

【分類】 フィルタユニット（耐震設計上の重要度分類Sクラス）				●：説明代表設備		補設設備	既設設備 (評価条件の変更)
番号	施設区分	設置場所	設備名称	設工認申請 分割申請状況		当該範囲については、後次回申請にて示す。	
				第1回申請	後次回以降申請		
1	再処理施設	前処理建屋	セ6排気フィルタユニットA セ6排気フィルタユニットB セ6排気フィルタユニットC セ6排気フィルタユニットD			当該範囲については、後次回申請にて示す。	
2	再処理施設	前処理建屋	溶解槽セ6A排気フィルタユニットA 溶解槽セ6A排気フィルタユニットB 溶解槽セ6A排気フィルタユニットC 溶解槽セ6A排気フィルタユニットD 溶解槽セ6B排気フィルタユニットA 溶解槽セ6B排気フィルタユニットB 溶解槽セ6B排気フィルタユニットC 溶解槽セ6B排気フィルタユニットD				
3	再処理施設	前処理建屋	LPGボイラユニットA, B				
4	再処理施設	分離建屋	建屋排気フィルタユニットN 建屋排気フィルタユニットO 建屋排気フィルタユニットB 建屋排気フィルタユニットC 建屋排気フィルタユニットD 建屋排気フィルタユニットE 建屋排気フィルタユニットF 建屋排気フィルタユニットG 建屋排気フィルタユニットH 建屋排気フィルタユニットI 建屋排気フィルタユニットJ 建屋排気フィルタユニットK 建屋排気フィルタユニットL 建屋排気フィルタユニットM				
5	再処理施設	分離建屋	グローブボックス・セ6排気フィルタユニットA				
6	再処理施設	分離建屋	グローブボックス・セ6排気フィルタユニットB グローブボックス・セ6排気フィルタユニットC グローブボックス・セ6排気フィルタユニットD グローブボックス・セ6排気フィルタユニットE グローブボックス・セ6排気フィルタユニットF グローブボックス・セ6排気フィルタユニットG グローブボックス・セ6排気フィルタユニットH グローブボックス・セ6排気フィルタユニットI グローブボックス・セ6排気フィルタユニットJ グローブボックス・セ6排気フィルタユニットK				
7	再処理施設	精製建屋	セ6排気フィルタユニットA~J				
8	再処理施設	精製建屋	CAMTセ6排気フィルタユニットA, B, C				
9	再処理施設	精製建屋	グローブボックス排気フィルタユニットA, B				
10	再処理施設	精製建屋	アルミニウム濃縮液ボンプ Aのグローブボックス排気フィルタユニットA, B				
11	再処理施設	精製建屋	アルミニウム濃縮液ボンプのグローブボックス排気フィルタユニットA, B				
12	再処理施設	精製建屋	アルミニウム濃縮液ボンプ Eのグローブボックス排気フィルタユニットA, B				
13	再処理施設	精製建屋	アルミニウム濃縮液ボンプ Dのグローブボックス排気フィルタユニットA, B				
14	再処理施設	精製建屋	アルミニウム濃縮液ボンプ Bのグローブボックス排気フィルタユニットA, B				
15	再処理施設	制御建屋	中央制御室フィルタユニットA, B, C				
16	再処理施設	制御建屋	中央制御室空調ユニット				
17	再処理施設	ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋	第1高性能粒子フィルタユニットA, B, C				

類型化における設備分類表（再処理施設）

・再処理事業所のうち、再処理施設の設備*について示す。
 *本表における設備名称については、既設工事にて示している申請設備のうち、第6条要求の設備を対象として記載している。

【分類】 フィルタユニット（耐震設計上の重要度分類Sクラス）				●：説明代表設備	補設設備	既設設備 (詳細条件の変更)
番号	施設区分	設置場所	設備名称	設工認申請 分割申請状況		当該範囲については、後次回申請にて示す。
				第1回申請	後次回以降申請	
18	再処理施設	ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋	第2高性能粒子フィルタA, B			当該範囲については、後次回申請にて示す。
19	再処理施設	ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋	貯槽セル排気フィルタユニットA, B			
20	再処理施設	ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋	混合槽セル排気フィルタユニットA, B			
21	再処理施設	ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋	グループボックスセル排気フィルタユニットA～F			
22	再処理施設	ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋	グループボックス排気Aフィルタ			
23	再処理施設	ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋	グループボックス排気Bフィルタ			
24	再処理施設	ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋	貯蔵室排気フィルタユニットA～Q			
25	再処理施設	高レベル廃液ガラス固化建屋	ダストフィルタ			
26	再処理施設	高レベル廃液ガラス固化建屋	ダストフィルタ			
27	再処理施設	高レベル廃液ガラス固化建屋	固化セル換気系排気フィルタユニットA, B			
28	再処理施設	高レベル廃液ガラス固化建屋	固化セル圧力放出系前置フィルタユニットA, B			
29	再処理施設	高レベル廃液ガラス固化建屋	固化セル圧力放出系排気フィルタユニットA, B			
30	再処理施設	高レベル廃液ガラス固化建屋	固化セル入気フィルタユニットA, B			
31	再処理施設	高レベル廃液ガラス固化建屋	セル排気フィルタユニットA セル排気フィルタユニットB セル排気フィルタユニットC セル排気フィルタユニットD セル排気フィルタユニットE セル排気フィルタユニットF セル排気フィルタユニットG			
32	再処理施設	高レベル廃液ガラス固化建屋	ヘリウム吸着塔			
33	再処理施設	高レベル廃液ガラス固化建屋	第3高性能粒子フィルタA, B			
34	再処理施設	前処理建屋	建屋排気フィルタユニットC			
35	再処理施設	前処理建屋	建屋排気フィルタユニットA, B, D～S			
36	再処理施設	分離建屋	建屋排気フィルタユニットA			
37	再処理施設	精製建屋	建屋排気フィルタユニットA～Q			
38	再処理施設	ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋	建屋排気フィルタユニットA～V			
39	再処理施設	高レベル廃液ガラス固化建屋	建屋排気フィルタユニットA～K			
40	再処理施設	高レベル廃液ガラス固化建屋	固化セルガラス固化体収納架台			

・再処理事業所のうち、再処理施設の設備*について示す。
 *本表における設備名称については、既設工事にて示している申請設備のうち、第6条要求の設備を対象として記載している。

【分類】 フィルタユニット（しゃへい体一体形、耐震設計上の重要度分類Sクラス）				●：説明代表設備		補強設備	既設設備 (評価条件の変更)		
番号	施設区分	設置場所	設備名称	設工事申請 分割申請状況		当該範囲については、後次回申請にて示す。			
				第1回申請	後次回以降申請				
1	再処理施設	前処理建屋	第1,第2高性能粒子フィルタ			当該範囲については、後次回申請にて示す。			
2	再処理施設	前処理建屋	第1,第2高性能粒子フィルタB,C						
3	再処理施設	前処理建屋	第1,第2高性能粒子フィルタD						
4	再処理施設	前処理建屋	よう素フィルタ						
5	再処理施設	前処理建屋	よう素フィルタB,C						
6	再処理施設	前処理建屋	よう素フィルタD						
7	再処理施設	前処理建屋	溶解槽A排気前置フィルタ 溶解槽B排気前置フィルタ せん断機・溶解槽A保守排気前置フィルタ せん断機・溶解槽B保守排気前置フィルタ						
8	再処理施設	前処理建屋	溶解槽A排気前置フィルタ(B~D) 溶解槽B排気前置フィルタ(B~D) せん断機・溶解槽A保守排気前置フィルタ(B~D) せん断機・溶解槽B保守排気前置フィルタ(B~D)						
9	再処理施設	前処理建屋	溶解槽A排気前置フィルタE 溶解槽B排気前置フィルタE せん断機・溶解槽A保守排気前置フィルタE せん断機・溶解槽B保守排気前置フィルタE						
10	再処理施設	分離建屋	第1,第2高性能粒子フィルタ					当該範囲については、後次回申請にて示す。	
11	再処理施設	分離建屋	第1,第2高性能粒子フィルタB,C,D,E						
12	再処理施設	分離建屋	よう素フィルタA,C						
13	再処理施設	分離建屋	よう素フィルタB,D						
14	再処理施設	分離建屋	第1,第2高性能粒子フィルタA,B,C,D						
15	再処理施設	分離建屋	第1,第2高性能粒子フィルタE						
16	再処理施設	精製建屋	第1,第2高性能粒子フィルタ						
17	再処理施設	精製建屋	第1,第2高性能粒子フィルタB						
18	再処理施設	精製建屋	第1,第2高性能粒子フィルタC						
19	再処理施設	精製建屋	よう素フィルタ						
20	再処理施設	精製建屋	よう素フィルタB						
21	再処理施設	精製建屋	よう素フィルタC						
22	再処理施設	精製建屋	第1,第2高性能粒子フィルタ						
23	再処理施設	精製建屋	第1,第2高性能粒子フィルタB						

・再処理事業所のうち、再処理施設の設備*について示す。
 *本表における設備名称については、既設工事にて示している申請設備のうち、第6条要求の設備を対象として記載している。

【分類】 フィルタユニット（しゃへい体一体形、耐震設計上の重要度分類Sクラス）				●：説明代表設備	補強設備	既設設備 (評価条件の変更)
番号	施設区分	設置場所	設備名称	設工認申請 分割申請状況		当該範囲については、後次回申請にて示す。
				第1回申請	後次回以降申請	
24	再処理施設	精製建屋	第1,第2高性能粒子フィルタC			当該範囲については、後次回申請にて示す。
25	再処理施設	高レベル廃液ガラス固化建屋	第1,第2高性能粒子フィルタA			
26	再処理施設	高レベル廃液ガラス固化建屋	第1,第2高性能粒子フィルタB			
27	再処理施設	高レベル廃液ガラス固化建屋	第1,第2高性能粒子フィルタA			
28	再処理施設	高レベル廃液ガラス固化建屋	第1,第2高性能粒子フィルタB			
29	再処理施設	高レベル廃液ガラス固化建屋	よう素フィルタA			
30	再処理施設	高レベル廃液ガラス固化建屋	よう素フィルタB			
31	再処理施設	高レベル廃液ガラス固化建屋	よう素フィルタC			
32	再処理施設	高レベル廃液ガラス固化建屋	よう素フィルタA			
33	再処理施設	高レベル廃液ガラス固化建屋	よう素フィルタB			
34	再処理施設	高レベル廃液ガラス固化建屋	よう素フィルタC			

・再処理事業所のうち、再処理施設の設備*について示す。
 *本表における設備名称については、既設工事にて示している申請設備のうち、第6条要求の設備を対象として記載している。

【分類】 中間支持たて置円筒形容器（長手方向2ラグ支持、耐震設計上の重要度分類Sクラス）				●：説明代表設備	補強設備	既設設備 (評価条件の変更)
番号	施設区分	設置場所	設備名称	設工事申請 分割申請状況		当該範囲については、後次回申請にて示す。
				第1回申請	後次回以降申請	
1	再処理施設	精製建屋	第1酸化塔シールド			当該範囲については、後次回申請にて示す。
2	再処理施設	精製建屋	第1脱ガス塔シールド			
3	再処理施設	精製建屋	第2酸化塔供給塔			
4	再処理施設	精製建屋	第2酸化塔シールド			
5	再処理施設	精製建屋	第2脱ガス塔シールド			

・再処理事業所のうち、再処理施設の設備*について示す。
 *本表における設備名称については、既設工事にて示している申請設備のうち、第6条要求の設備を対象として記載している。

【分類】 環状形槽（平底たて置，耐震設計上の重要度分類Sクラス）				●：説明代表設備		補強設備	既設設備 (評価条件の変更)
番号	施設区分	設置場所	設備名称	設工認申請 分割申請状況		当該範囲については，後次回申請にて示す。	
				第1回申請	後次回以降申請		
1	再処理施設	分離建屋	ブルーム溶液受槽			当該範囲については，後次回申請にて示す。	
2	再処理施設	分離建屋	ブルーム溶液中間貯槽				
3	再処理施設	分離建屋	第1一時貯留処理槽				
4	再処理施設	分離建屋	第7一時貯留処理槽				
5	再処理施設	分離建屋	第8一時貯留処理槽				
6	再処理施設	分離建屋	第2一時貯留処理槽				
7	再処理施設	分離建屋	第5一時貯留処理槽				
8	再処理施設	精製建屋	第1一時貯留処理槽				
9	再処理施設	精製建屋	第2一時貯留処理槽				
10	再処理施設	精製建屋	第3一時貯留処理槽				
11	再処理施設	精製建屋	第4一時貯留処理槽				
12	再処理施設	精製建屋	ブルーム溶液供給槽				
13	再処理施設	精製建屋	ブルーム溶液受槽				
14	再処理施設	精製建屋	油水分離槽				
15	再処理施設	精製建屋	ブルーム濃縮液供給槽				
16	再処理施設	精製建屋	ブルーム溶液一時貯槽				
17	再処理施設	精製建屋	ブルーム濃縮液受槽				
18	再処理施設	精製建屋	リサイクル槽				
19	再処理施設	精製建屋	希釈槽				
20	再処理施設	精製建屋	ブルーム濃縮液一時貯槽				
21	再処理施設	精製建屋	ブルーム濃縮液計量槽				
22	再処理施設	精製建屋	ブルーム濃縮液中間貯槽				

類型化における設備分類表（再処理施設）

・再処理事業所のうち、再処理施設の設備*について示す。
 *本表における設備名称については、既設工認にて示している申請設備のうち、第6条要求の設備を対象として記載している。

【分類】 円筒形パルスカラム（耐震設計上の重要度分類Sクラス）				●：説明代表設備	補強設備	既設設備 (評価条件の変更)
番号	施設区分	設置場所	設備名称	設工認申請 分割申請状況		当該範囲については、後次回申請にて示す。
				第1回申請	後次回以降申請	
1	再処理施設	精製建屋	抽出塔			当該範囲については、後次回申請にて示す。
2	再処理施設	精製建屋	核分裂生成物洗浄塔			
3	再処理施設	精製建屋	TBP洗浄塔			
4	再処理施設	精製建屋	逆抽出塔			
5	再処理施設	精製建屋	ガン洗浄塔			

・再処理事業所のうち、再処理施設の設備*について示す。
 *本表における設備名称については、既設工事にて示している申請設備のうち、第6条要求の設備を対象として記載している。

【分類】 充てん塔（耐震設計上の重要度分類Sクラス）				●：説明代表設備	補強設備	既設設備 (評価条件の変更)
番号	施設区分	設置場所	設備名称	設工事申請 分割申請状況		当該範囲については、後次回申請にて示す。
				第1回申請	後次回以降申請	
1	再処理施設	精製建屋	第1酸化塔			当該範囲については、後次回申請にて示す。
2	再処理施設	精製建屋	第1脱ガス塔			
3	再処理施設	精製建屋	第2酸化塔			
4	再処理施設	精製建屋	第2脱ガス塔			

類型化における設備分類表（再処理施設）

・再処理事業所のうち、再処理施設の設備*について示す。
 *本表における設備名称については、既設工事にて示している申請設備のうち、第6条要求の設備を対象として記載している。

【分類】 ミキサ・セトラ（耐震設計上の重要度分類Sクラス）				●：説明代表設備	補強設備	既設設備 (評価条件の変更)
番号	施設区分	設置場所	設備名称	設工事申請 分割申請状況		当該範囲については、後次回申請にて示す。
				第1回申請	後次回以降申請	
1	再処理施設	分離建屋	ブルトニウム溶液TBP洗浄器			当該範囲については、後次回申請にて示す。
2	再処理施設	分離建屋	ブルトニウム洗浄器			
3	再処理施設	分離建屋	第1洗浄器			
4	再処理施設	精製建屋	T B P 洗浄器			

・再処理事業所のうち、再処理施設の設備*について示す。
 *本表における設備名称については、既設工事にて示している申請設備のうち、第6条要求の設備を対象として記載している。

【分類】 グローブボックス等（耐震設計上の重要度分類Sクラス）				●：説明代表設備		補強設備	既設設備 (経年条件の変更)
番号	施設区分	設置場所	設備名称	設工認申請 分割申請状況		当該範囲については、後次回申請にて示す。	
				第1回申請	後次回以降申請		
1	再処理施設	精製建屋	ブルトニウム濃縮液ポンプ* A グローブボックス				
2	再処理施設	精製建屋	ブルトニウム濃縮液ポンプ* E グローブボックス				
3	再処理施設	精製建屋	ブルトニウム濃縮液ポンプ* D グローブボックス				
4	再処理施設	精製建屋	ブルトニウム濃縮液ポンプC グローブボックス				
5	再処理施設	精製建屋	ブルトニウム濃縮液弁 グローブボックス				
6	再処理施設	精製建屋	ブルトニウム濃縮液ポンプB グローブボックス				
7	再処理施設	ウラン・ブルトニウム混合脱硝建屋	硝酸ブルトニウム移送 グローブボックス				
8	再処理施設	ウラン・ブルトニウム混合脱硝建屋	定量ポット グローブボックスA				
9	再処理施設	ウラン・ブルトニウム混合脱硝建屋	定量ポット グローブボックスB				
10	再処理施設	ウラン・ブルトニウム混合脱硝建屋	一時貯槽第1 グローブボックス				
11	再処理施設	ウラン・ブルトニウム混合脱硝建屋	一時貯槽第2 グローブボックス				
12	再処理施設	ウラン・ブルトニウム混合脱硝建屋	脱硝装置 グローブボックスA, B				
13	再処理施設	ウラン・ブルトニウム混合脱硝建屋	脱硝皿取扱装置第1 グローブボックスA, B				
14	再処理施設	ウラン・ブルトニウム混合脱硝建屋	脱硝皿取扱装置第2 グローブボックスA, B				
15	再処理施設	ウラン・ブルトニウム混合脱硝建屋	脱硝皿取扱装置第3 グローブボックスA, B				
16	再処理施設	ウラン・ブルトニウム混合脱硝建屋	脱硝皿取扱装置第4 グローブボックスA, B				
17	再処理施設	ウラン・ブルトニウム混合脱硝建屋	廃ガス処理第1 グローブボックス				
18	再処理施設	ウラン・ブルトニウム混合脱硝建屋	廃ガス処理第2 グローブボックス				
19	再処理施設	ウラン・ブルトニウム混合脱硝建屋	廃ガス処理第3 グローブボックス				
20	再処理施設	ウラン・ブルトニウム混合脱硝建屋	脱硝廃ガス処理 グローブボックス				

当該範囲については、後次回申請にて示す。

類型化における設備分類表（再処理施設）

・再処理事業所のうち、再処理施設の設備*について示す。
 *本表における設備名称については、既設工事にて示している申請設備のうち、第6条要求の設備を対象として記載している。

【分類】 パッファチューブ（2ラグ支持、耐震設計上の重要度分類Sクラス）				●：説明代表設備		補強設備	既設設備 (経年条件の変更)
番号	施設区分	設置場所	設備名称	設工認申請 分割申請状況		当該範囲については、後次回申請にて示す。	
				第1回申請	後次回以降申請		
1	再処理施設	分離建屋	TBP洗浄塔エアリフトポンプパッファチューブ			当該範囲については、後次回申請にて示す。	
2	再処理施設	分離建屋	抽出塔流量計測ユニットA/抽出塔エアリフトポンプパッファチューブ				
3	再処理施設	分離建屋	第1洗浄塔流量計測ユニットA/第1洗浄塔エアリフトポンプパッファチューブ				
4	再処理施設	分離建屋	第2洗浄塔流量計測ユニットA/第2洗浄塔エアリフトポンプパッファチューブ				
5	再処理施設	分離建屋	クラン洗浄塔流量計測ユニットA/クラン洗浄塔エアリフトポンプパッファチューブ				

類型化における設備分類表（再処理施設）

・再処理事業所のうち、再処理施設の設備*について示す。
 *本表における設備名称については、既設工事にて示している申請設備のうち、第6条要求の設備を対象として記載している。

【分類】 パッフアチューブ（小口径タイプ、耐震設計上の重要度分類Sクラス）				●：説明代表設備	補強設備	既設設備 (経年条件の変更)
番号	施設区分	設置場所	設備名称	設工事申請 分割申請状況		当該範囲については、後次回申請にて示す。
				第1回申請	後次回以降申請	
1	再処理施設	精製建屋	抽出塔流量計測* ットパッフアチューブ			当該範囲については、後次回申請にて示す。
2	再処理施設	精製建屋	核分裂生成物洗浄塔流量計測* ットパッフアチューブ			
3	再処理施設	精製建屋	ガン洗浄塔流量計測* ットパッフアチューブ			
4	再処理施設	精製建屋	TBP洗浄器* ットパッフアチューブ			
5	再処理施設	精製建屋	補助油水分離槽* ライニング* ット			

類型化における設備分類表（再処理施設）

・再処理事業所のうち、再処理施設の設備*について示す。
 *本表における設備名称については、既設工事にて示している申請設備のうち、第6条要求の設備を対象として記載している。

【分類】 定型式 1				●：説明代表設備	補強設備	既設設備 (評価条件の変更)
番号	施設区分	設置場所	設備名称	設工事申請 分割申請状況		当該範囲については、後次回申請にて示す。
				第1回申請	後次回以降申請	
1	再処理施設	前処理建屋	洗浄廃液受槽			当該範囲については、後次回申請にて示す。
2	再処理施設	非常用電源建屋	燃料油貯蔵7/1A, 2A 燃料油貯蔵7/1B, 2B			

・再処理事業所のうち、再処理施設の設備*について示す。
 *本表における設備名称については、既設工事にて示している申請設備のうち、第6条要求の設備を対象として記載している。

【分類】 定型式2				●：説明代表設備	補強設備	既設設備 (経年条件の変更)
番号	施設区分	設置場所	設備名称	設工事申請 分割申請状況		当該範囲については、後次回申請にて示す。
				第1回申請	後次回以降申請	
1	再処理施設	前処理建屋	よう素追出し塔A,B廃ガス冷却器			当該範囲については、後次回申請にて示す。
2	再処理施設	高レベル廃液ガラス固化建屋	保守治具入口シャッター1,2			
3	再処理施設	高レベル廃液ガラス固化建屋	負圧維持治具1,2			

類型化における設備分類表（再処理施設）

・再処理事業所のうち、再処理施設の設備*について示す。
 *本表における設備名称については、既設工事にて示している申請設備のうち、第6条要求の設備を対象として記載している。

【分類】 定型式3				●：説明代表設備	補強設備	既設設備 (経年条件の変更)
番号	施設区分	設置場所	設備名称	設工事申請 分割申請状況		当該範囲については、後次回申請にて示す。
				第1回申請	後次回以降申請	
1	再処理施設	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋	デ「イ-セ」#機関			当該範囲については、後次回申請にて示す。
2	再処理施設	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋	同期発電機			
3	再処理施設	非常用電源建屋	デ「イ-セ」#機関A、B			
4	再処理施設	非常用電源建屋	第2非常用デ「イ-セ」#発電機A・B(同期発電機)			

・再処理事業所のうち、再処理施設の設備*について示す。
 *本表における設備名称については、既設工事にて示している申請設備のうち、第6条要求の設備を対象として記載している。

【分類】 定型式 4				●：説明代表設備	補強設備	既設設備 (詳細条件の変更)
番号	施設区分	設置場所	設備名称	設工認申請 分割申請状況		当該範囲については、後次回申請にて示す。
				第1回申請	後次回以降申請	
1	再処理施設	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋	計器架台 7-9水冷却系浄化系入口流量A (収納)			当該範囲については、後次回申請にて示す。
2	再処理施設	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋	計器架台 7-9水冷却系浄化系入口流量A (収納)			
3	再処理施設	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋	安全系監視制御盤1A			
4	再処理施設	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋	安全系監視制御盤2			
5	再処理施設	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋	安全系制御盤1A-1			
6	再処理施設	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋	安全系制御盤1A-2			
7	再処理施設	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋	電気設備制御盤A(非常用)			
8	再処理施設	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋	電気設備制御盤E(非常用)			
9	再処理施設	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋	105V非常用計測交流電源盤B			
10	再処理施設	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋	110V第1非常用蓄電池B(8個並び1段2列)			
11	再処理施設	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋	110V第1非常用蓄電池B(7個並び1段2列)			
12	再処理施設	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋	110V第1非常用蓄電池B(8個並び1段1列)			
13	再処理施設	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋	110V第1非常用蓄電池B(7個並び1段1列)			
14	再処理施設	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋	110V第1非常用蓄電池B(6個並び1段1列)			
15	再処理施設	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋	110V第1非常用蓄電池B(4個並び1段1列)			
16	再処理施設	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋	110V非常用充電器盤B			
17	再処理施設	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋	110V非常用直流主分電盤B			
18	再処理施設	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋	第1非常用ディセ*発電機A制御盤			
19	再処理施設	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋	6.9kV非常用「バックアップ」スイッチ*YA			
20	再処理施設	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋	460V非常用バレーンタ(1)			
21	再処理施設	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋	460V非常用バレーンタ(2)			
22	再処理施設	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋	460V非常用バレーンタ(3)			
23	再処理施設	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋	105V非常用無停電交流分電盤B1			
24	再処理施設	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋	105V非常用無停電電源装置B			
25	再処理施設	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋	計器架台 安全冷却水系膨張槽B液位1 (収納)、安全冷却水系膨張槽B液位2 (収納)			
26	再処理施設	前処理建屋	せん断工程A系列安全系A制御盤(計器盤1)、せん断工程B系列安全系A制御盤(計器盤2)			

・再処理事業所のうち、再処理施設の設備*について示す。
 *本表における設備名称については、既設工事にて示している申請設備のうち、第6条要求の設備を対象として記載している。

【分類】 定型式 4				●：説明代表設備	補強設備	既設設備 (評価条件の変更)
番号	施設区分	設置場所	設備名称	設工認申請 分割申請状況		当該範囲については、後次回申請にて示す。
				第1回申請	後次回以降申請	
27	再処理施設	前処理建屋	せん断工程A,B系列安全系A制御盤(0-1盤1)			当該範囲については、後次回申請にて示す。
28	再処理施設	前処理建屋	せん断工程A,B系列安全系Aせん断停止系電源しゃ断箱			
29	再処理施設	前処理建屋	溶解工程A系列安全系A制御盤(計器盤3), 溶解工程A系列・ユティリティ工程安全系A制御盤1(計器盤4), 溶解工程A系列・ユティリティ工程安全系A制御盤2(計器盤5)			
30	再処理施設	前処理建屋	溶解設備 安全系No. 1計装777			
31	再処理施設	前処理建屋	溶解設備 安全系No. 9計装777			
32	再処理施設	前処理建屋	溶解設備 安全系No. 8計装777			
33	再処理施設	前処理建屋	清澄・計量設備安全系A計装777			
34	再処理施設	前処理建屋	清澄・計量設備安全系A制御盤			
35	再処理施設	前処理建屋	よう素除去工程C系統電源切替盤			
36	再処理施設	前処理建屋	圧縮空気設備 安全空気圧縮装置A 現場監視制御盤			
37	再処理施設	前処理建屋	圧縮空気設備 安全空気圧縮装置C 現場制御回路分離盤A			
38	再処理施設	前処理建屋	圧縮空気設備 安全空気脱湿装置A 現場監視制御盤			
39	再処理施設	前処理建屋	蒸気設備 安全蒸気17A現場監視制御盤			
40	再処理施設	前処理建屋	安全圧縮空気系 安全系 No. 2計装777			
41	再処理施設	前処理建屋	溶解工程A,B系列安全系A溶解槽放射線レベル検出装置制御盤			
42	再処理施設	前処理建屋	よう素除去工程安全系A制御盤1 よう素除去工程安全系A制御盤2 よう素除去工程安全系A制御盤3			
43	再処理施設	前処理建屋	よう素除去工程排風機A制御盤			
44	再処理施設	前処理建屋	よう素除去工程廃ガス加熱器A制御盤			
45	再処理施設	前処理建屋	よう素除去工程ミストろ過A1, A2計器架台			
46	再処理施設	前処理建屋	110V第2非常用蓄電池A(8個並び1段2列)			
47	再処理施設	前処理建屋	110V第2非常用蓄電池A(6個並び1段2列)			
48	再処理施設	前処理建屋	110V非常用充電器盤A(1)			
49	再処理施設	前処理建屋	110V非常用予備充電器盤E(2)			
50	再処理施設	前処理建屋	110V非常用直流主分電盤A			
51	再処理施設	前処理建屋	6.9KV非常用7777A			
52	再処理施設	前処理建屋	460V非常用コントロールセン777A1			

当該範囲については、後次回申請にて示す。

・再処理事業所のうち、再処理施設の設備*について示す。
 *本表における設備名称については、既設工事にて示している申請設備のうち、第8条要求の設備を対象として記載している。

【分類】 定型式 4				●：説明代表設備	補強設備	既設設備 (評価条件の変更)
番号	施設区分	設置場所	設備名称	設工認申請 分割申請状況		当該範囲については、後次回申請にて示す。
				第1回申請	後次回以降申請	
53	再処理施設	前処理建屋	460V非常用パワセンA(1)			当該範囲については、後次回申請にて示す。
54	再処理施設	前処理建屋	460V非常用パワセンA(2)			
55	再処理施設	前処理建屋	460V非常用パワセンA(3)			
56	再処理施設	前処理建屋	460V非常用パワセンB(4)			
57	再処理施設	前処理建屋	105V非常用無停電電源装置A			
58	再処理施設	分離建屋	分離・分配工程安全系A制御盤1, 分離・分配工程安全系A制御盤2, 分離・分配工程安全系A制御盤3			
59	再処理施設	分離建屋	中性子モニ安全系A制御盤			
60	再処理施設	分離建屋	中性子モニ安全系A'リアプ'収納盤			
61	再処理施設	分離建屋	分離設備 分配設備 安全系A計装フック			
62	再処理施設	分離建屋	分離設備 分離建屋一時貯留処理設備 安全系A計装フック			
63	再処理施設	分離建屋	分離設備 安全系A No.1計装フック			
64	再処理施設	分離建屋	分離設備 安全系A No.2計装フック			
65	再処理施設	分離建屋	707モニ安全系A制御盤			
66	再処理施設	分離建屋	第1707モニ計器架台			
67	再処理施設	分離建屋	モニリテイ工程安全系A制御盤3			
68	再処理施設	分離建屋	塔槽類廃ガス処理設備安全系A計器架台			
69	再処理施設	分離建屋	建屋換気設備 安全系A制御盤			
70	再処理施設	分離建屋	高いレベル廃液濃縮設備 安全系A No.1計器架台			
71	再処理施設	分離建屋	高いレベル廃液濃縮設備 安全系A No.2計器架台			
72	再処理施設	分離建屋	モニリテイ工程安全系A制御盤1			
73	再処理施設	分離建屋	110V第2非常用蓄電池A(1個用1段1列)			
74	再処理施設	分離建屋	110V第2非常用蓄電池A(2個用1段1列)			
75	再処理施設	分離建屋	110V第2非常用蓄電池A(4個用1段2列)			
76	再処理施設	分離建屋	110V非常用充電器盤A			
77	再処理施設	分離建屋	110V非常用予備充電器盤E			
78	再処理施設	分離建屋	110V非常用直流主分電盤A			
79	再処理施設	分離建屋	460V非常用コントローセンA(1)			

・再処理事業所のうち、再処理施設の設備*について示す。
 *本表における設備名称については、既設工事にて示している申請設備のうち、第6条要求の設備を対象として記載している。

【分類】 定型式 4				●：説明代表設備	補強設備	既設設備 (評価条件の変更)
番号	施設区分	設置場所	設備名称	設工認申請 分割申請状況		当該範囲については、後次回申請にて示す。
				第1回申請	後次回以降申請	
80	再処理施設	分離建屋	460V非常用コントロールセンA(2)			当該範囲については、後次回申請にて示す。
81	再処理施設	分離建屋	460V非常用バレーセンA(1)			
82	再処理施設	分離建屋	460V非常用バレーセンA(2)			
83	再処理施設	分離建屋	460V非常用バレーセンA(3)			
84	再処理施設	分離建屋	105V非常用無停電交流主分電盤A1			
85	再処理施設	分離建屋	105V非常用無停電電源装置A			
86	再処理施設	精製建屋	ブルトコム精製工程安全系A制御盤1、ブルトコム精製工程安全系A制御盤2、ブルトコム精製工程安全系A制御盤3			
87	再処理施設	精製建屋	エディリティ工程安全系A制御盤(リレー盤)			
88	再処理施設	精製建屋	ブルトコム精製設備 安全系A No.1 計装ラック			
89	再処理施設	精製建屋	ブルトコム精製設備 安全系A No.3 計装ラック			
90	再処理施設	精製建屋	ブルトコム精製設備 安全系A No.4 計装ラック			
91	再処理施設	精製建屋	ブルトコム安全系A制御盤			
92	再処理施設	精製建屋	ブルトコムE計器架台			
93	再処理施設	精製建屋	塔槽類廃ガス処理系(ブルトコム系)安全系A計装ラック			
94	再処理施設	精製建屋	建屋換気設備安全系A制御盤			
95	再処理施設	精製建屋	105V非常用計測交流電源盤A			
96	再処理施設	精製建屋	110V第2非常用蓄電池A(6個用1段1列)			
97	再処理施設	精製建屋	110V第2非常用蓄電池A(7個用1段1列)			
98	再処理施設	精製建屋	110V非常用充電器盤A(1)			
99	再処理施設	精製建屋	110V非常用充電器盤A(2)			
100	再処理施設	精製建屋	110V非常用予備充電器盤E(3)			
101	再処理施設	精製建屋	110V非常用直流主分電盤A			
102	再処理施設	精製建屋	非常用電気設備リレー盤A			
103	再処理施設	精製建屋	460V非常用コントロールセンB1			
104	再処理施設	精製建屋	460V非常用バレーセンA(1)			
105	再処理施設	精製建屋	460V非常用バレーセンA(2)			
106	再処理施設	精製建屋	460V非常用バレーセンA(3)			

・再処理事業所のうち、再処理施設の設備*について示す。
 *本表における設備名称については、既設工事にて示している申請設備のうち、第8条要求の設備を対象として記載している。

【分類】 定型式 4				●：説明代表設備	補強設備	既設設備 (詳細条件の変更)
番号	施設区分	設置場所	設備名称	設工事申請 分割申請状況		当該範囲については、後次回申請にて示す。
				第1回申請	後次回以降申請	
107	再処理施設	精製建屋	105V非常用無停電交流主分電盤A			当該範囲については、後次回申請にて示す。
108	再処理施設	精製建屋	105V非常用無停電電源装置A			
109	再処理施設	制御建屋	前処理建屋安全系A監視制御盤			
110	再処理施設	制御建屋	制御建屋安全系A監視制御盤			
111	再処理施設	制御建屋	非常用電源建屋安全系A監視制御盤			
112	再処理施設	制御建屋	分離建屋安全系A監視制御盤			
113	再処理施設	制御建屋	精製建屋安全系A監視制御盤			
114	再処理施設	制御建屋	77・ブロット-A混合脱硝建屋安全系A監視制御盤			
115	再処理施設	制御建屋	換気空調設備安全系A制御盤			
116	再処理施設	制御建屋	110V第2非常用蓄電池A1(6個用1段1列)			
117	再処理施設	制御建屋	110V第2非常用蓄電池A1(7個用1段1列)			
118	再処理施設	制御建屋	220V第2非常用蓄電池A2(14個用1段2列)			
119	再処理施設	制御建屋	220V第2非常用蓄電池A2(12個用1段2列)			
120	再処理施設	制御建屋	105V非常用計測交流主分電盤A			
121	再処理施設	制御建屋	105V非常用計測交流電源盤A			
122	再処理施設	制御建屋	110V非常用充電器盤A(1)			
123	再処理施設	制御建屋	110V非常用充電器盤A(2)			
124	再処理施設	制御建屋	110V非常用予備充電器盤E(3)			
125	再処理施設	制御建屋	110V非常用直流主分電盤A			
126	再処理施設	制御建屋	非常用電気設備リレー盤A			
127	再処理施設	制御建屋	6.9kV非常用モックFA			
128	再処理施設	制御建屋	460V非常用コントローラセンタA1			
129	再処理施設	制御建屋	460V非常用パワセンタ(1)			
130	再処理施設	制御建屋	460V非常用パワセンタ(2)			
131	再処理施設	制御建屋	460V非常用パワセンタ(3)			
132	再処理施設	制御建屋	460V非常用パワセンタB(1)			
133	再処理施設	制御建屋	460V非常用パワセンタB(2)			
134	再処理施設	制御建屋	105V非常用無停電交流主分電盤A			

当該範囲については、後次回申請にて示す。

・再処理事業所のうち、再処理施設の設備*について示す。
 *本表における設備名称については、既設工事にて示している申請設備のうち、第6条要求の設備を対象として記載している。

【分類】 定型式 4				●：説明代表設備	補強設備	既設設備 (評価条件の変更)
番号	施設区分	設置場所	設備名称	設工認申請 分割申請状況		当該範囲については、後次回申請にて示す。
				第1回申請	後次回以降申請	
135	再処理施設	制御建屋	105V非常用無停電電源装置A			当該範囲については、後次回申請にて示す。
136	再処理施設	制御建屋	放射線監視盤			
137	再処理施設	主排気筒管理建屋	主排気筒αモニタック カ'スンプラA(低レンジ)			
138	再処理施設	主排気筒管理建屋	主排気筒αモニタック カ'スンプラA(中レンジ)			
139	再処理施設	主排気筒管理建屋	主排気筒αモニタック カ'スンプラA(高レンジ)			
140	再処理施設	主排気筒管理建屋	主排気筒αモニタック キンブ RラックA			
141	再処理施設	ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋	ケソノ・モニタ混合脱硝設備 安全系A制御盤			
142	再処理施設	ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋	溶液系安全系A計装ラック			
143	再処理施設	ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋	建屋換気設備安全系A制御盤			
144	再処理施設	ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋	105V非常用計測交流主分電盤A			
145	再処理施設	ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋	105V非常用計測交流電源盤A			
146	再処理施設	ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋	110V第2非常用蓄電池A(6個用1段1列)			
147	再処理施設	ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋	110V第2非常用蓄電池A(7個用1段1列)			
148	再処理施設	ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋	110V非常用充電器盤A(1)			
149	再処理施設	ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋	110V非常用充電器盤A(2)			
150	再処理施設	ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋	110V非常用予備充電器盤E(3)			
151	再処理施設	ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋	110V非常用直流主分電盤A			
152	再処理施設	ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋	非常用電気設備Vレ盤A			
153	再処理施設	ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋	6.9kV非常用VラックA			
154	再処理施設	ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋	460V非常用コントローラA1			
155	再処理施設	ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋	460V非常用VラックA(1)			
156	再処理施設	ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋	460V非常用VラックA(2)			
157	再処理施設	ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋	460V非常用VラックA(3)			
158	再処理施設	ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋	105V非常用無停電交流主分電盤A			
159	再処理施設	ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋	105V非常用無停電電源装置A			
160	再処理施設	ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋	建屋換気設備安全系A制御盤			
161	再処理施設	ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋	110V第2非常用蓄電池A(16個用1段4列)			
162	再処理施設	ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋	110V第2非常用蓄電池B(20個用1段4列)			

・再処理事業所のうち、再処理施設の設備*について示す。
 *本表における設備名称については、既設工事にて示している申請設備のうち、第6条要求の設備を対象として記載している。

【分類】 定型式 4				●：説明代表設備	補強設備	既設設備 (詳細条件の変更)
番号	施設区分	設置場所	設備名称	設工認申請 分割申請状況		当該範囲については、後次回申請にて示す。
				第1回申請	後次回以降申請	
163	再処理施設	ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋	110V非常用充電器盤A			当該範囲については、後次回申請にて示す。
164	再処理施設	ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋	110V非常用予備充電器盤E			
165	再処理施設	ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋	110V非常用直流主分電盤A			
166	再処理施設	ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋	非常用電気設備9レ盤A			
167	再処理施設	ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋	460V非常用コントローラA			
168	再処理施設	ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋	460V非常用パワレクタA(1)			
169	再処理施設	ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋	460V非常用パワレクタA(2)			
170	再処理施設	ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋	105V非常用無停電電源装置A			
171	再処理施設	非常用電源建屋	モニタリ工程安全系A制御盤(9レ盤)			
172	再処理施設	非常用電源建屋	110V第2非常用蓄電池A(28個用1段2列)			
173	再処理施設	非常用電源建屋	110V非常用充電器盤A(1)			
174	再処理施設	非常用電源建屋	110V非常用予備充電器盤E(2)			
175	再処理施設	非常用電源建屋	110V非常用直流主分電盤A			
176	再処理施設	非常用電源建屋	非常用電気設備9レ盤A1			
177	再処理施設	非常用電源建屋	第2非常用ディーズ発電機A制御盤(1)			
178	再処理施設	非常用電源建屋	第2非常用ディーズ発電機A制御盤(2)			
179	再処理施設	非常用電源建屋	6.9kV非常用モタ7A			
180	再処理施設	非常用電源建屋	460V非常用コントローラA			
181	再処理施設	非常用電源建屋	非常用動力用変圧器A			
182	再処理施設	高レベル廃液ガラス固化建屋	高レベル廃液貯蔵・ガラス固化工程安全系B制御盤1,高レベル廃液貯蔵・ガラス固化工程安全系B制御盤2			
183	再処理施設	高レベル廃液ガラス固化建屋	高レベル廃液貯蔵・ガラス固化工程安全系B制御盤3,高レベル廃液貯蔵・ガラス固化工程安全系B制御盤4,高レベル廃液貯蔵・ガラス固化工程安全系B制御盤5			
184	再処理施設	高レベル廃液ガラス固化建屋	高レベル廃液貯蔵・ガラス固化工程安全系B制御盤(9レ盤1)			
185	再処理施設	高レベル廃液ガラス固化建屋	塔槽類廃ガス処理設備 高レベル廃液ガラス固化設備 安全系A計装7A7			
186	再処理施設	高レベル廃液ガラス固化建屋	高レベル廃液ガラス固化廃ガス処理設備第2排風機A安全系A1/パワレクタ制御盤			
187	再処理施設	高レベル廃液ガラス固化建屋	高レベル廃液ガラス固化廃ガス処理設備 高レベル廃液ガラス固化設備 安全系A計装7A7			
188	再処理施設	高レベル廃液ガラス固化建屋	高レベル廃液ガラス固化廃ガス処理設備安全系A No.3計器架台			

当該範囲については、後次回申請にて示す。

・再処理事業所のうち、再処理施設の設備*について示す。
 *本表における設備名称については、既設工事にて示している申請設備のうち、第6条要求の設備を対象として記載している。

【分類】 定型式 4				●：説明代表設備		補強設備		既設設備 (評価条件の変更)											
番号	施設区分	設置場所	設備名称	設工認申請 分割申請状況		当該範囲については、後次回申請にて示す。													
				第1回申請	後次回以降申請														
189	再処理施設	高レベル廃液ガラス固化建屋	固化槽換気系排風機A安全系Aインバー制御盤			当該範囲については、後次回申請にて示す。													
190	再処理施設	高レベル廃液ガラス固化建屋	高レベル廃液ガラス固化建屋換気設備安全系A計装7ヶ所																
191	再処理施設	高レベル廃液ガラス固化建屋	高レベル濃縮廃液貯蔵系 安全系A 計装7ヶ所																
192	再処理施設	高レベル廃液ガラス固化建屋	不溶解残渣廃液貯蔵系 安全系A 計装7ヶ所																
193	再処理施設	高レベル廃液ガラス固化建屋	ガラス固化体重量計安全系A変換器収納盤																
194	再処理施設	高レベル廃液ガラス固化建屋	流下ノズル高周波加熱安全系Aしゃ断器盤																
195	再処理施設	高レベル廃液ガラス固化建屋	高レベル廃液ガラス固化設備安全系A計装7ヶ所																
196	再処理施設	高レベル廃液ガラス固化建屋	高レベル廃液ガラス固化設備安全系A No.1計器架台																
197	再処理施設	高レベル廃液ガラス固化建屋	105V非常用計測交流主分電盤A																
198	再処理施設	高レベル廃液ガラス固化建屋	105V非常用計測交流電源盤A																
199	再処理施設	高レベル廃液ガラス固化建屋	110V第2非常用蓄電池A(6個用1段1列)																
200	再処理施設	高レベル廃液ガラス固化建屋	110V第2非常用蓄電池A(7個用1段1列)																
201	再処理施設	高レベル廃液ガラス固化建屋	110V第2非常用蓄電池A(14個用1段2列)																
202	再処理施設	高レベル廃液ガラス固化建屋	110V非常用充電器盤A																
203	再処理施設	高レベル廃液ガラス固化建屋	110V非常用予備充電器盤E																
204	再処理施設	高レベル廃液ガラス固化建屋	110V非常用直流主分電盤A																
205	再処理施設	高レベル廃液ガラス固化建屋	非常用電気設備7列盤A																
206	再処理施設	高レベル廃液ガラス固化建屋	460V非常用コントローラ1																
207	再処理施設	高レベル廃液ガラス固化建屋	460V非常用バーセンA(1)																
208	再処理施設	高レベル廃液ガラス固化建屋	460V非常用バーセンA(2)																
209	再処理施設	高レベル廃液ガラス固化建屋	460V非常用バーセンA(3)																
210	再処理施設	高レベル廃液ガラス固化建屋	105V非常用無停電交流主分電盤A																
211	再処理施設	高レベル廃液ガラス固化建屋	105V非常用無停電電源装置A																

類型化における設備分類表（再処理施設）

・再処理事業所のうち、再処理施設の設備*について示す。
 *本表における設備名称については、既設工事にて示している申請設備のうち、第6条要求の設備を対象として記載している。

【分類】 定型式5				●：説明代表設備	補強設備	既設設備 (評価条件の変更)
番号	施設区分	設置場所	設備名称	設工事申請 分割申請状況		当該範囲については、後次回申請にて示す。
				第1回申請	後次回以降申請	
1	再処理施設	高レベル廃液ガラス固化建屋	冷却空気出口側のルーバ			当該範囲については、後次回申請にて示す。
2	再処理施設	高レベル廃液ガラス固化建屋	迷路板(冷却空気出口シャフト側)			
3	再処理施設	第1ガラス固化体貯蔵建屋東棟	冷却空気出口側のルーバ			
4	再処理施設	第1ガラス固化体貯蔵建屋西棟	冷却空気出口側のルーバ			

類型化における設備分類表（再処理施設）

・再処理事業所のうち、再処理施設の設備*について示す。
 *本表における設備名称については、既設工事にて示している申請設備のうち、第6条要求の設備を対象として記載している。

【分類】 定型式6				●：説明代表設備	補強設備	既設設備 (評価条件の変更)
番号	施設区分	設置場所	設備名称	設工事申請 分割申請状況		当該範囲については、後次回申請にて示す。
				第1回申請	後次回以降申請	
1	再処理施設	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋	燃焼度計測後燃料仮置きラック 燃焼度計測前燃料仮置きラック			当該範囲については、後次回申請にて示す。

類型化における設備分類表（再処理施設）

・再処理事業所のうち、再処理施設の設備*について示す。
 *本表における設備名称については、既設工事にて示している申請設備のうち、第6条要求の設備を対象として記載している。

【分類】 定型式7				●：説明代表設備	補強設備	既設設備 (設備条件の変更)
番号	施設区分	設置場所	設備名称	設工事申請 分割申請状況		当該範囲については、後次回申請にて示す。
				第1回申請	後次回以降申請	
1	再処理施設	ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋	脱硝装置A, B昇降機			当該範囲については、後次回申請にて示す。

類型化における設備分類表（再処理施設）

・再処理事業所のうち、再処理施設の設備*について示す。
 *本表における設備名称については、既設工事にて示している申請設備のうち、第6条要求の設備を対象として記載している。

【分類】 定型式 8				●：説明代表設備	補強設備	既設設備 (設備条件の変更)
番号	施設区分	設置場所	設備名称	設工事申請 分割申請状況		当該範囲については、後次回申請にて示す。
				第1回申請	後次回以降申請	
1	再処理施設	高レベル廃液ガラス固化建屋	ガラス固化体取扱ジブクレーン			当該範囲については、後次回申請にて示す。

類型化における設備分類表（再処理施設）

・再処理事業所のうち、再処理施設の設備*について示す。
 *本表における設備名称については、既設工事にて示している申請設備のうち、第6条要求の設備を対象として記載している。

【分類】 定型式 9				●：説明代表設備		補強設備	既設設備 (経年条件の変更)
番号	施設区分	設置場所	設備名称	設工認申請 分割申請状況		当該範囲については、後次回申請にて示す。	
				第1回申請	後次回以降申請		
1	再処理施設	前処理建屋	塔槽類廃ガス処理室フィルタ保守用クレーン			当該範囲については、後次回申請にて示す。	
2	再処理施設	高レベル廃液ガラス固化建屋	固化セル移送台車A, B				
3	再処理施設	高レベル廃液ガラス固化建屋	廃ガス処理第3室クレーン				

類型化における設備分類表（再処理施設）

・再処理事業所のうち、再処理施設の設備*について示す。
 *本表における設備名称については、既設工認にて示している申請設備のうち、第6条要求の設備を対象として記載している。

【分類】 FEM 1				●：説明代表設備		補強設備			既設設備 (詳細条件の変更)											
番号	施設区分	設置場所	設備名称	設工認申請 分割申請状況		部材変更	材料変更	サポート 追加	材質	断面性能	温度	圧力	荷重	重量	重心高さ	比重	寸法	ばね定数	設置EL	文献値
				第1回申請	後次回以降申請															
1	再処理施設	屋外	安全冷却水 B 冷却塔	●		○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
2	再処理施設	屋外	安全冷却水系冷却塔 A, B																	
3	再処理施設	屋外	安全冷却水 A 冷却塔																	
4	再処理施設	屋外	冷却塔 A, B																	

当該範囲については、後次回申請にて示す。

類型化における設備分類表（再処理施設）

・再処理事業所のうち、再処理施設の設備^{*}について示す。
 *本表における設備名称については、既設工事にて示している申請設備のうち、第6条要求の設備を対象として記載している。

【分類】 FEM 2				●：説明代表設備	補強設備	既設設備 (設備条件の変更)
番号	施設区分	設置場所	設備名称	設工認申請 分割申請状況		当該範囲については、後次回申請にて示す。
				第1回申請	後次回以降申請	
1	再処理施設	前処理建屋	デミスタ			当該範囲については、後次回申請にて示す。

類型化における設備分類表（再処理施設）

・再処理事業所のうち、再処理施設の設備^{*}について示す。
 *本表における設備名称については、既設工事にて示している申請設備のうち、第6条要求の設備を対象として記載している。

【分類】 FEM 3				●：説明代表設備		補強設備	既設設備 (設備条件の変更)
番号	施設区分	設置場所	設備名称	設工事申請 分割申請状況		当該範囲については、後次回申請にて示す。	
				第1回申請	後次回以降申請		
1	再処理施設	高レベル廃液ガラス固化建屋	ガラス溶融炉A, B			当該範囲については、後次回申請にて示す。	

類型化における設備分類表（再処理施設）

・再処理事業所のうち、再処理施設の設備^{*}について示す。
^{*}本表における設備名称については、既設工事にて示している申請設備のうち、第6条要求の設備を対象として記載している。

【分類】 FEM 4				●：説明代表設備	補強設備	既設設備 (設備条件の変更)
番号	施設区分	設置場所	設備名称	設工事申請 分割申請状況		当該範囲については、後次回申請にて示す。
				第1回申請	後次回以降申請	
1	再処理施設	前処理建屋	W洗浄槽A, B			当該範囲については、後次回申請にて示す。

類型化における設備分類表（再処理施設）

・再処理事業所のうち、再処理施設の設備[※]について示す。
 ※本表における設備名称については、既設工事にて示している申請設備のうち、第6条要求の設備を対象として記載している。

【分類】 FEM 5				●：説明代表設備	補強設備	既設設備 (設備条件の変更)
番号	施設区分	設置場所	設備名称	設工事申請 分割申請状況		当該範囲については、後次回申請にて示す。
				第1回申請	後次回以降申請	
1	再処理施設	分離建屋	高レベル廃液濃縮缶A 高レベル廃液濃縮缶B			当該範囲については、後次回申請にて示す。

類型化における設備分類表（再処理施設）

・再処理事業所のうち、再処理施設の設備^{*}について示す。
 *本表における設備名称については、既設工事にて示している申請設備のうち、第6条要求の設備を対象として記載している。

【分類】 FEM 6				●：説明代表設備	補強設備	既設設備 (設備条件の変更)
番号	施設区分	設置場所	設備名称	設工事申請 分割申請状況		当該範囲については、後次回申請にて示す。
				第1回申請	後次回以降申請	
1	再処理施設	精製建屋	補助油水分離槽			当該範囲については、後次回申請にて示す。

類型化における設備分類表（再処理施設）

・再処理事業所のうち、再処理施設の設備^{*}について示す。
 *本表における設備名称については、既設工事にて示している申請設備のうち、第6条要求の設備を対象として記載している。

【分類】 FEM 7				●：説明代表設備	補強設備	既設設備 (設備条件の変更)
番号	施設区分	設置場所	設備名称	設工認申請 分割申請状況		当該範囲については、後次回申請にて示す。
				第1回申請	後次回以降申請	
1	再処理施設	前処理建屋	溶解槽A, B燃料せん断片シュート			当該範囲については、後次回申請にて示す。
2	再処理施設	前処理建屋	エンドビューシュートA, B			

類型化における設備分類表（再処理施設）

・再処理事業所のうち、再処理施設の設備*について示す。
 *本表における設備名称については、既設工事にて示している申請設備のうち、第6条要求の設備を対象として記載している。

【分類】 FEM 8				●：説明代表設備		補強設備	既設設備 (詳細条件の変更)
番号	施設区分	設置場所	設備名称	設工事申請 分割申請状況		当該範囲については、後次回申請にて示す。	
				第1回申請	後次回以降申請		
1	再処理施設	高レベル廃液ガラス固化建屋	ぜ4内ケー-A ぜ4内ケー-B ぜ4内ケー-C ぜ4内ケー-D ぜ4内ケー-E ぜ4内ケー-F ぜ4内ケー-G ぜ4内ケー-H ぜ4内ケー-I ぜ4内ケー-J			当該範囲については、後次回申請にて示す。	

類型化における設備分類表（再処理施設）

・再処理事業所のうち、再処理施設の設備*について示す。
 *本表における設備名称については、既設工事にて示している申請設備のうち、第6条要求の設備を対象として記載している。

【分類】 FEM 9				●：説明代表設備	補強設備	既設設備 (設備条件の変更)
番号	施設区分	設置場所	設備名称	設工事申請 分割申請状況		当該範囲については、後次回申請にて示す。
				第1回申請	後次回以降申請	
1	再処理施設	分離建屋	抽出塔			当該範囲については、後次回申請にて示す。
2	再処理施設	分離建屋	第1洗浄塔			
3	再処理施設	分離建屋	第2洗浄塔			
4	再処理施設	分離建屋	アルコーム分配塔			
5	再処理施設	分離建屋	TBP洗浄塔			

類型化における設備分類表（再処理施設）

・再処理事業所のうち、再処理施設の設備^{*}について示す。
 *本表における設備名称については、既設工事にて示している申請設備のうち、第6条要求の設備を対象として記載している。

【分類】 FEM 10				●：説明代表設備	補強設備	既設設備 (設備条件の変更)
番号	施設区分	設置場所	設備名称	設工事申請 分割申請状況		当該範囲については、後次回申請にて示す。
				第1回申請	後次回以降申請	
1	再処理施設	分離建屋	汚洗浄塔			当該範囲については、後次回申請にて示す。

・再処理事業所のうち、再処理施設の設備*について示す。
 *本表における設備名称については、既設工事にて示している申請設備のうち、第6条要求の設備を対象として記載している。

【分類】 FEM 11				●：説明代表設備		補強設備	既設設備 (<u>設備条件の変更</u>)
番号	施設区分	設置場所	設備名称	設工事申請 分割申請状況		当該範囲については、後次回申請にて示す。	
				第1回申請	後次回以降申請		
1	再処理施設	高レベル廃液ガラス固化建屋	送路板(冷却空気入口シャフト側)			当該範囲については、後次回申請にて示す。	
2	再処理施設	高レベル廃液ガラス固化建屋	通風管				
3	再処理施設	高レベル廃液ガラス固化建屋	取納管				
4	再処理施設	第1ガラス固化体貯蔵建屋東棟	送路板(冷却空気入口シャフト側)				
5	再処理施設	第1ガラス固化体貯蔵建屋東棟	送路板(冷却空気出口シャフト側)				
6	再処理施設	第1ガラス固化体貯蔵建屋東棟	通風管				
7	再処理施設	第1ガラス固化体貯蔵建屋東棟	取納管				
8	再処理施設	第1ガラス固化体貯蔵建屋東棟	整流板(冷却空気入口シャフト側)(冷却空気入口送路板第1整流板～第4整流板)				
9	再処理施設	第1ガラス固化体貯蔵建屋東棟	整流板(冷却空気出口シャフト側)(冷却空気出口送路板第1整流板～第2整流板)				
10	再処理施設	第1ガラス固化体貯蔵建屋西棟	送路板(冷却空気出口シャフト側)				
11	再処理施設	第1ガラス固化体貯蔵建屋西棟	冷却空気入口第1流路形成板, 冷却空気入口第2流路形成板				
12	再処理施設	第1ガラス固化体貯蔵建屋西棟	冷却空気出口第1流路形成板, 冷却空気出口第2流路形成板				
13	再処理施設	第1ガラス固化体貯蔵建屋西棟	通風管				
14	再処理施設	第1ガラス固化体貯蔵建屋西棟	取納管				
15	再処理施設	第1ガラス固化体貯蔵建屋西棟	冷却空気入口整流板(冷却空気入口第1整流板～第3整流板)				
16	再処理施設	第1ガラス固化体貯蔵建屋西棟	冷却空気出口整流板(冷却空気出口第1整流板～第5整流板)				

類型化における設備分類表（再処理施設）

・再処理事業所のうち、再処理施設の設備^{*}について示す。
 *本表における設備名称については、既設工事にて示している申請設備のうち、第6条要求の設備を対象として記載している。

【分類】 FEM 12				●：説明代表設備	補強設備	既設設備 (設備条件の変更)
番号	施設区分	設置場所	設備名称	設工事申請 分割申請状況		当該範囲については、後次回申請にて示す。
				第1回申請	後次回以降申請	
1	再処理施設	前処理建屋	清澄機A, B			当該範囲については、後次回申請にて示す。

類型化における設備分類表（再処理施設）

・再処理事業所のうち、再処理施設の設備^{*}について示す。
^{*}本表における設備名称については、既設工事にて示している申請設備のうち、第6条要求の設備を対象として記載している。

【分類】 FEM 13				●：説明代表設備	補強設備	既設設備 (詳細条件の変更)
番号	施設区分	設置場所	設備名称	設工事申請 分割申請状況		当該範囲については、後次回申請にて示す。
				第1回申請	後次回以降申請	
1	再処理施設	前処理建屋	よう素追出し塔A,B			当該範囲については、後次回申請にて示す。

類型化における設備分類表（再処理施設）

・再処理事業所のうち、再処理施設の設備*について示す。
 *本表における設備名称については、既設工事にて示している申請設備のうち、第6条要求の設備を対象として記載している。

【分類】 FEM 14				●：説明代表設備		補強設備	既設設備 (<u>設備条件の変更</u>)
番号	施設区分	設置場所	設備名称	設工認申請 分割申請状況		当該範囲については、後次回申請にて示す。	
				第1回申請	後次回以降申請		
1	再処理施設	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋	高残留濃縮度BWR燃料貯蔵ラック 高残留濃縮度PWR燃料貯蔵ラック 低残留濃縮度BWR燃料貯蔵ラック 低残留濃縮度PWR燃料貯蔵ラック			当該範囲については、後次回申請にて示す。	
2	再処理施設	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋	バスケット仮置き架台（空用） バスケット仮置き架台（実入り用）				
3	再処理施設	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋	第1チャンネルボックス切断装置				
4	再処理施設	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋	第1バーナブルボイゾン切断装置				

類型化における設備分類表（再処理施設）

・再処理事業所のうち、再処理施設の設備*について示す。
 *本表における設備名称については、既設工事にて示している申請設備のうち、第6条要求の設備を対象として記載している。

【分類】 FEM 15				●：説明代表設備	補強設備	既設設備 (詳細条件の変更)
番号	施設区分	設置場所	設備名称	設工事申請 分割申請状況		当該範囲については、後次回申請にて示す。
				第1回申請	後次回以降申請	
1	再処理施設	前処理建屋	溶解槽A, B			当該範囲については、後次回申請にて示す。
2	再処理施設	前処理建屋	第1よう素追出し槽A, B 第2よう素追出し槽A, B			
3	再処理施設	前処理建屋	溶解槽A, B ⁷ ミタ			

類型化における設備分類表（再処理施設）

・再処理事業所のうち、再処理施設の設備[※]について示す。
 ※本表における設備名称については、既設工事にて示している申請設備のうち、第6条要求の設備を対象として記載している。

【分類】 FEM 16				●：説明代表設備	補強設備	既設設備 (設備条件の変更)
番号	施設区分	設置場所	設備名称	設工事申請 分割申請状況		当該範囲については、後次回申請にて示す。
				第1回申請	後次回以降申請	
1	再処理施設	ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋	貯蔵ホール			当該範囲については、後次回申請にて示す。

類型化における設備分類表（再処理施設）

・再処理事業所のうち、再処理施設の設備^{*}について示す。
 *本表における設備名称については、既設工事にて示している申請設備のうち、第6条要求の設備を対象として記載している。

【分類】 FEM 17				●：説明代表設備	補強設備	既設設備 (設備条件の変更)
番号	施設区分	設置場所	設備名称	設工事申請 分割申請状況		当該範囲については、後次回申請にて示す。
				第1回申請	後次回以降申請	
1	再処理施設	ハル・エンド ピース貯蔵建屋	天井スラブ			当該範囲については、後次回申請にて示す。

類型化における設備分類表（再処理施設）

・再処理事業所のうち、再処理施設の設備*について示す。
 *本表における設備名称については、既設工事にて示している申請設備のうち、第6条要求の設備を対象として記載している。

【分類】 FEM 18				●：説明代表設備		補強設備	既設設備 (<u>設備条件の変更</u>)
番号	施設区分	設置場所	設備名称	設工認申請 分割申請状況		当該範囲については、後次回申請にて示す。	
				第1回申請	後次回以降申請		
1	再処理施設	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋	ベケット搬送機A, B			当該範囲については、後次回申請にて示す。	
2	再処理施設	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋	ベケット取扱装置				
3	再処理施設	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋天井クレーンA, B				
4	再処理施設	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋	燃料取出し装置A, B				
5	再処理施設	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋	燃料移送水中台車				
6	再処理施設	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋	燃料取扱装置(BWR燃料用)				
7	再処理施設	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋	燃料取扱装置(PWR燃料用)				
8	再処理施設	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋	燃料取扱装置(BWR燃料及びPWR燃料用)				
9	再処理施設	前処理建屋	燃料横転クレーンA, B				

類型化における設備分類表（再処理施設）

・再処理事業所のうち、再処理施設の設備[※]について示す。
 ※本表における設備名称については、既設工事にて示している申請設備のうち、第6条要求の設備を対象として記載している。

※1：Sクラスのしゃべり容器と一体で評価

【分類】 FEM 19				●：説明代表設備		補強設備	既設設備 (評価条件の変更)
番号	施設区分	設置場所	設備名称	設工事申請 分割申請状況		当該範囲については、後次回申請にて示す。	
				第1回申請	後次回以降申請		
1	再処理施設	第1ガラス固化体貯蔵建屋東棟	第1 ^{※1} ガラス固化体貯蔵建屋床面走行クレーン ^{※1}			当該範囲については、後次回申請にて示す。	
2	再処理施設	第1ガラス固化体貯蔵建屋東棟	リフト移送台車 ^{※1}				

類型化における設備分類表（再処理施設）

・再処理事業所のうち、再処理施設の設備^{*}について示す。
 *本表における設備名称については、既設工事にて示している申請設備のうち、第6条要求の設備を対象として記載している。

【分類】 FEM 20				●：説明代表設備		補強設備	既設設備 (設備条件の変更)
番号	施設区分	設置場所	設備名称	設工事申請 分割申請状況		当該範囲については、後次回申請にて示す。	
				第1回申請	後次回以降申請		
1	再処理施設	精製建屋	アルミ濃縮缶			当該範囲については、後次回申請にて示す。	

類型化における設備分類表 (再処理施設)

・再処理事業所のうち、再処理施設の設備*について示す。

*本表における設備名称については、既設工認申請にて示している、第6条要求の設備を対象として記載しており、第6条要求以外の設備（弁類含む）については後次回申請以降で示す。なお、設備名称の記載方法として、配管系とは配管、ダクトの総称を示す。

※1 配管系標準支持間隔における評価条件の変更については、耐震機電16 配管系の評価手法（標準支持間隔評価の保守性、相対変位の考慮、等）にて示す。

【分類】 標準支持間隔による評価設備				●：説明代表設備	補強設備			既設設備	
番号	施設区分	設置場所	設備名称	設工認申請 分割申請状況		部材変更	材料変更	サポート 追加	評価条件の変更※1
				第1回申請	後次回以降申請				
1	再処理施設	屋外	配管系標準支持間隔（安全冷却水B冷却塔）	●		－	－	○	－
2	再処理施設	前処理建屋	配管系標準支持間隔（前処理建屋）						
3	再処理施設	分離建屋	配管系標準支持間隔（分離建屋）						
4	再処理施設	精製建屋	配管系標準支持間隔（精製建屋）						
5	再処理施設	ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋	配管系標準支持間隔（ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋）						
6	再処理施設	高レベル廃液ガラス固化建屋	配管系標準支持間隔（高レベル廃液ガラス固化建屋）						
7	再処理施設	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋	配管系標準支持間隔（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋）						
8	再処理施設	屋外	配管系標準支持間隔（安全冷却水系冷却塔A基礎）						
9	再処理施設	屋外	配管系標準支持間隔（安全冷却水系冷却塔B基礎）						
10	再処理施設	非常用電源建屋	配管系標準支持間隔（非常用電源建屋）						
11	再処理施設	非常用電源建屋燃料油貯蔵タンクA, B	配管系標準支持間隔（非常用電源建屋燃料油貯蔵タンクA, B）						
12	再処理施設	制御建屋	配管系標準支持間隔（制御建屋）						
13	再処理施設	分離建屋/高レベル廃液ガラス固化建屋間、分離建屋/精製建屋/ウラン脱硝建屋/ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋/低レベル廃液処理建屋/低レベル廃棄物処理建屋/分析建屋間、精製建屋/ウラン脱硝建屋間、精製建屋/ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋間洞道	配管系標準支持間隔（分離建屋/高レベル廃液ガラス固化建屋間、分離建屋/精製建屋/ウラン脱硝建屋/ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋/低レベル廃液処理建屋/低レベル廃棄物処理建屋/分析建屋間、精製建屋/ウラン脱硝建屋間、精製建屋/ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋間洞道）						

当該範囲については、後次回申請にて示す。

類型化における設備分類表 (再処理施設)

・再処理事業所のうち、再処理施設の設備*について示す。

*本表における設備名称については、既設工認申請にて示している、第6条要求の設備を対象として記載しており、第6条要求以外の設備（弁類含む）については後次回申請以降で示す。なお、設備名称の記載方法として、配管系とは配管、ダクトの総称を示す。

※1 配管系標準支持間隔における評価条件の変更については、耐震機電16 配管系の評価手法（標準支持間隔評価の保守性、相対変位の考慮、等）にて示す。

【分類】 標準支持間隔による評価設備				●：説明代表設備	補強設備			既設設備	
番号	施設区分	設置場所	設備名称	設工認申請 分割申請状況		部材変更	材料変更	サポート 追設	評価条件の変更 ^{※1}
				第1回申請	後次回以降申請				
14	再処理施設	前処理建屋/分離建屋/精製建屋/高レベル廃液ガラス固化建屋/ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋/制御建屋/非常用電源建屋/冷却塔設備の安全冷却水系/主排気筒/主排気筒管理建屋間洞道	配管系標準支持間隔（前処理建屋/分離建屋/精製建屋/高レベル廃液ガラス固化建屋/ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋/制御建屋/非常用電源建屋/冷却塔設備の安全冷却水系/主排気筒/主排気筒管理建屋間洞道）						当該範囲については、後次回申請にて示す。
15	再処理施設	主排気筒管理建屋	配管系標準支持間隔（主排気筒管理建屋）						
16	再処理施設	屋外	配管系標準支持間隔（主排気筒基礎）						
17	再処理施設	屋外	配管系標準支持間隔（主排気筒筒身）						
18	再処理施設	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋/安全冷却水系冷却塔A,B基礎間洞道	配管系標準支持間隔（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋/安全冷却水系冷却塔A,B基礎間洞道）						
19	再処理施設	屋外	配管系標準支持間隔（安全冷却水A冷却塔）						
20	再処理施設	屋外	配管系標準支持間隔（冷却塔A,B）						
21	再処理施設	ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋	配管系標準支持間隔（ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋）						

・再処理事業所のうち、再処理施設の設備[※]について示す。
 ※本表における設備名称については、施設工事申請にて示している。第6条要求の設備を対象として記載しており、第6条要求以外の設備（非該当）については後次回申請以降で示す。

【分類】 多質点はりモデルによる評価設備				●：説明代表設備	補強設備	既設設備 (評価条件の変更)
番号	施設区分	設置場所	設備名称	設工認申請	当該範囲については、後次回申請にて示す。	
				分割申請状況		
				第1回申請	後次回以降申請	
1	再処理施設	前処理建屋	配管多質点はり			
2	再処理施設	前処理建屋	配管多質点はり			
3	再処理施設	前処理建屋	配管多質点はり			
4	再処理施設	前処理建屋	配管多質点はり			
5	再処理施設	前処理建屋	配管多質点はり			
6	再処理施設	前処理建屋	配管多質点はり			
7	再処理施設	前処理建屋	配管多質点はり			
8	再処理施設	前処理建屋	配管多質点はり			
9	再処理施設	前処理建屋	配管多質点はり			
10	再処理施設	分離建屋	配管多質点はり			
11	再処理施設	分離建屋	配管多質点はり			
12	再処理施設	分離建屋	配管多質点はり			
13	再処理施設	分離建屋	配管多質点はり			
14	再処理施設	精製建屋	配管多質点はり			
15	再処理施設	精製建屋	配管多質点はり			
16	再処理施設	精製建屋	配管多質点はり			
17	再処理施設	高レベル廃液ガラス固化建屋	配管多質点はり			
18	再処理施設	高レベル廃液ガラス固化建屋	配管多質点はり			
19	再処理施設	高レベル廃液ガラス固化建屋	配管多質点はり			
20	再処理施設	高レベル廃液ガラス固化建屋	配管多質点はり			
21	再処理施設	高レベル廃液ガラス固化建屋	配管多質点はり			
22	再処理施設	高レベル廃液ガラス固化建屋	配管多質点はり			
23	再処理施設	高レベル廃液ガラス固化建屋	配管多質点はり			
24	再処理施設	高レベル廃液ガラス固化建屋	配管多質点はり			
25	再処理施設	高レベル廃液ガラス固化建屋	配管多質点はり			
26	再処理施設	高レベル廃液ガラス固化建屋	配管多質点はり			
27	再処理施設	高レベル廃液ガラス固化建屋	配管多質点はり			
28	再処理施設	高レベル廃液ガラス固化建屋	配管多質点はり			

当該範囲については、後次回申請にて示す。

類型化における設備分類表（再処理施設）

・再処理事業所のうち、再処理施設の設備[※]について示す。
 ※本表における設備名称については、既設工事申請にて示している。第6条要求の設備を対象として記載しており、第6条要求以外の設備（非該当）については後次回申請以降で示す。

【分類】 多質点はりモデルによる評価設備				●：説明代表設備	補強設備	既設設備 (評価条件の変更)
番号	施設区分	設置場所	設備名称	設工認申請	分割申請状況	
				第1回申請	後次回以降申請	当該範囲については、後次回申請にて示す。
29	再処理施設	高レベル廃液ガラス固化建屋	配管多質点系はり			当該範囲については、後次回申請にて示す。
30	再処理施設	高レベル廃液ガラス固化建屋	配管多質点系はり			
31	再処理施設	高レベル廃液ガラス固化建屋	配管多質点系はり			
32	再処理施設	高レベル廃液ガラス固化建屋	配管多質点系はり			
33	再処理施設	高レベル廃液ガラス固化建屋	配管多質点系はり			
34	再処理施設	高レベル廃液ガラス固化建屋	配管多質点系はり			

・再処理事業所のうち、廃棄物管理施設の設備※について示す。
 ※本分類表は、再処理事業所廃棄物管理事業変更許可申請書に示す基準地震動Ssによる評価が必要となる設備を対象として記載している。

【分類】 定型式 5				●：説明代表設備	補強設備	既設設備 (評価条件の変更)
番号	施設区分	設置場所	機器名称	設工認申請 分割申請状況	当該範囲については、後次回申請にて示す。	
				今後申請		
1	廃棄物管理施設	ガラス固化体貯蔵建屋B棟	冷却空気出口ルーバ		当該範囲については、後次回申請にて示す。	

・再処理事業所のうち、廃棄物管理施設の設備※について示す。
 ※本分類表は、再処理事業所廃棄物管理事業変更許可申請書に示す基準地震動Ssによる評価が必要となる設備を対象として記載している。

【分類】 FEM 11				●：説明代表設備	補強設備	既設設備 (評価条件の変更)
番号	施設区分	設置場所	機器名称	設工認申請 分割申請状況	当該範囲については、後次回申請にて示す。	
				今後申請		
1	廃棄物管理施設	ガラス固化体貯蔵建屋	通風管		当該範囲については、後次回申請にて示す。	
2	廃棄物管理施設	ガラス固化体貯蔵建屋	取納管			
3	廃棄物管理施設	ガラス固化体貯蔵建屋B棟	通風管			
4	廃棄物管理施設	ガラス固化体貯蔵建屋B棟	取納管			
5	廃棄物管理施設	ガラス固化体貯蔵建屋B棟	冷却空気出口迷路板			
6	廃棄物管理施設	ガラス固化体貯蔵建屋B棟	冷却空気入口整流板			
7	廃棄物管理施設	ガラス固化体貯蔵建屋B棟	冷却空気出口整流板			

・再処理事業所のうち、廃棄物管理施設の設備※について示す。
 ※本分類表は、再処理事業所廃棄物管理事業変更許可申請書に示す基準地震動Ssによる評価が必要となる設備を対象として記載している。

※1：Sクラスのしゃへい容器と一体で評価

【分類】 FEM 19				●：説明代表設備	補強設備	既設設備 (評価条件の変更)
番号	施設区分	設置場所	機器名称	設工認申請 分割申請状況	当該範囲については、後次回申請にて示す。	
				今後申請		
1	廃棄物管理施設	ガラス固化体貯蔵建屋	貯蔵建屋床面走行クレーン※1		当該範囲については、後次回申請にて示す。	
2	廃棄物管理施設	ガラス固化体貯蔵建屋B棟	貯蔵建屋床面走行クレーン※1			

・再処理事業所のうち、廃棄物管理施設の設備※について示す。
 ※本分類表は、再処理事業所廃棄物管理事業変更許可申請書に示す基準地震動Ssによる評価が必要となる設備を対象として記載している。

【分類】 FEM 21				●：説明代表設備	補強設備	既設設備 <small>（評価条件の変更）</small>
番号	施設区分	設置場所	機器名称	設工認申請 分割申請状況	当該範囲については、後次回申請にて示す。	
				今後申請		
1	廃棄物管理施設	ガラス固化体貯蔵建屋	ガラス固化体放射能測定装置		当該範囲については、後次回申請にて示す。	

・再処理事業所のうち、MOX燃料加工施設の設備*について示す。
 *本管理表は第1回設工認申請(2020年12月24日申請)の添付書類「設工認申請対象設備の技術基準への適合性に係る整理」に示す申請設備のうち、第6条要求の設備を対象として記載している。

【分類】 スカート支持たて置円筒形容器 (耐震設計上の重要度分類Sクラス)				●: 説明代表設備	補強設備	既設設備 (評価条件の変更)
番号	施設区分	設置場所	設備名称	設工認申請	分割申請状況	当該範囲については、後次回申請にて示す。
				第1回申請	後次回以降申請	
1	その他の加工施設	燃料加工建屋	起動用空気槽A			当該範囲については、後次回申請にて示す。
2	その他の加工施設	燃料加工建屋	起動用空気槽B			

・再処理事業所のうち、MOX燃料加工施設の設備*について示す。
 *本管理表は第1回設工認申請(2020年12月24日申請)の添付書類「設工認申請対象設備の技術基準への適合性に係る整理」に示す申請設備のうち、第6条要求の設備を対象として記載している。

【分類】 横軸ポンプ (耐震設計上の重要度分類Sクラス)				●: 説明代表設備	補強設備	既設設備 (評価条件の変更)
番号	施設区分	設置場所	設備名称	設工認申請	分割申請状況	当該範囲については、後次回申請にて示す。
				第1回申請	後次回以降申請	
1	放射性廃棄物の廃棄施設	燃料加工建屋	グローブボックス排風機			当該範囲については、後次回申請にて示す。
2	放射性廃棄物の廃棄施設	燃料加工建屋	窒素循環ファン			
3	その他の加工施設	燃料加工建屋	非常用ガスタービン発電機A			
4	その他の加工施設	燃料加工建屋	非常用ガスタービン発電機B			
5	その他の加工施設	燃料加工建屋	燃料油移送ポンプA			
6	その他の加工施設	燃料加工建屋	燃料油移送ポンプB			
7	その他の加工施設	燃料加工建屋	給気ファンA			
8	その他の加工施設	燃料加工建屋	給気ファンB			
9	その他の加工施設	燃料加工建屋	排気ファンA			
10	その他の加工施設	燃料加工建屋	排気ファンB			

・再処理事業所のうち、MOX燃料加工施設の設備*について示す。
 *本管理表は第1回設工認申請(2020年12月24日申請)の添付書類「設工認申請対象設備の技術基準への適合性に係る整理」に示す申請設備のうち、第6条要求の設備を対象として記載している。

【分類】 横置一胴円筒形容器 (耐震設計上の重要度分類Sクラス)				●: 説明代表設備	補強設備	既設設備 (評価条件の変更)
番号	施設区分	設置場所	設備名称	設工認申請	分割申請状況	当該範囲については、後次回申請にて示す。
				第1回申請	後次回以降申請	
1	その他の加工施設	燃料加工建屋	燃料油貯蔵タンク			当該範囲については、後次回申請にて示す。

・再処理事業所のうち、MOX燃料加工施設の設備*について示す。
 *本管理表は第1回設工認申請(2020年12月24日申請)の添付書類「設工認申請対象設備の技術基準への適合性に係る整理」に示す申請設備のうち、第6条要求の設備を対象として記載している。

【分類】 平底たて置円筒形容器 (耐震設計上の重要度分類Sクラス)				●: 説明代表設備	補強設備	既設設備 (評価条件の変更)
番号	施設区分	設置場所	設備名称	設工認申請	分割申請状況	当該範囲については、後次回申請にて示す。
				第1回申請	後次回以降申請	
1	その他の加工施設	燃料加工建屋	燃料油サービスタンクA			当該範囲については、後次回申請にて示す。
2	その他の加工施設	燃料加工建屋	燃料油サービスタンクB			

・再処理事業所のうち、MOX燃料加工施設の設備*について示す。
 *本管理表は第1回設工認申請(2020年12月24日申請)の添付書類「設工認申請対象設備の技術基準への適合性に係る整理」に示す申請設備のうち、第6条要求の設備を対象として記載している。

【分類】 フィルタユニット (耐震設計上の重要度分類Sクラス)				●: 説明代表設備	補強設備	既設設備 (評価条件の変更)
番号	施設区分	設置場所	設備名称	設工認申請	分割申請状況	当該範囲については、後次回申請にて示す。
				第1回申請	後次回以降申請	
1	放射性廃棄物の廃棄施設	燃料加工建屋	工程室排気フィルタユニット			当該範囲については、後次回申請にて示す。
2	放射性廃棄物の廃棄施設	燃料加工建屋	グローブボックス排気フィルタユニット			
3	放射性廃棄物の廃棄施設	燃料加工建屋	窒素循環冷却機			
4	その他の加工施設	燃料加工建屋	冷却空気用給気フィルタA			
5	その他の加工施設	燃料加工建屋	冷却空気用給気フィルタB			
6	その他の加工施設	燃料加工建屋	高性能エアフィルタA			
7	その他の加工施設	燃料加工建屋	高性能エアフィルタB			

・再処理事業所のうち、MOX燃料加工施設の設備*について示す。
 *本管理表は第1回設工認申請(2020年12月24日申請)の添付書類「設工認申請対象設備の技術基準への適合性に係る整理」に示す申請設備のうち、第6条要求の設備を対象として記載している。

【分類】 グローブボックス等 (耐震設計上の重要度分類Sクラス)				●: 説明代表設備	補強設備	既設設備 (評価条件の変更)
番号	施設区分	設置場所	機器名称	設工認申請	分割申請状況	当該範囲については、後次回申請にて示す。
				第1回申請	後次回以降申請	
18	加工設備本体	燃料加工建屋	回収粉末微粉砕装置			当該範囲については、後次回申請にて示す。
19	加工設備本体	燃料加工建屋	回収粉末処理・混合装置			
20	加工設備本体	燃料加工建屋	再生スクラップ焙焼処理装置			
21	加工設備本体	燃料加工建屋	再生スクラップ受払装置			
22	加工設備本体	燃料加工建屋	容器移送装置-1			
23	加工設備本体	燃料加工建屋	容器移送装置-2			
24	加工設備本体	燃料加工建屋	容器移送装置-3			
25	加工設備本体	燃料加工建屋	容器移送装置-4			
26	加工設備本体	燃料加工建屋	容器移送装置-5			
27	加工設備本体	燃料加工建屋	容器移送装置-6			
28	加工設備本体	燃料加工建屋	原料粉末搬送装置-1			
29	加工設備本体	燃料加工建屋	原料粉末搬送装置-2			
30	加工設備本体	燃料加工建屋	原料粉末搬送装置-3			
31	加工設備本体	燃料加工建屋	原料粉末搬送装置-4			
32	加工設備本体	燃料加工建屋	原料粉末搬送装置-5			
33	加工設備本体	燃料加工建屋	原料粉末搬送装置-6			
34	加工設備本体	燃料加工建屋	再生スクラップ搬送装置			

当該範囲については、後次回申請にて示す。

・再処理事業所のうち、MOX燃料加工施設の設備*について示す。
 *本管理表は第1回設工認申請(2020年12月24日申請)の添付書類「設工認申請対象設備の技術基準への適合性に係る整理」に示す申請設備のうち、第6条要求の設備を対象として記載している。

【分類】 グローブボックス等 (耐震設計上の重要度分類Sクラス)				●: 説明代表設備	補強設備	既設設備 (評価条件の変更)
番号	施設区分	設置場所	機器名称	設工認申請	分割申請状況	当該範囲については、後次回申請にて示す。
				第1回申請	後次回以降申請	
35	加工設備本体	燃料加工建屋	添加剤混合粉末搬送装置			当該範囲については、後次回申請にて示す。
36	加工設備本体	燃料加工建屋	調整粉末搬送装置-1			
37	加工設備本体	燃料加工建屋	調整粉末搬送装置-2			
38	加工設備本体	燃料加工建屋	調整粉末搬送装置-3			
39	加工設備本体	燃料加工建屋	調整粉末搬送装置-4			
40	加工設備本体	燃料加工建屋	調整粉末搬送装置-5			
41	加工設備本体	燃料加工建屋	調整粉末搬送装置-6			
42	加工設備本体	燃料加工建屋	調整粉末搬送装置-7			
43	加工設備本体	燃料加工建屋	調整粉末搬送装置-8			
44	加工設備本体	燃料加工建屋	調整粉末搬送装置-9			
45	加工設備本体	燃料加工建屋	調整粉末搬送装置-11			
46	加工設備本体	燃料加工建屋	調整粉末搬送装置-13			
47	加工設備本体	燃料加工建屋	調整粉末搬送装置-14			
48	加工設備本体	燃料加工建屋	調整粉末搬送装置-16			
49	加工設備本体	燃料加工建屋	調整粉末搬送装置-19			
50	加工設備本体	燃料加工建屋	調整粉末搬送装置-20			
51	加工設備本体	燃料加工建屋	プレス装置A(粉末取扱部)			

当該範囲については、後次回申請にて示す。

・再処理事業所のうち、MOX燃料加工施設の設備*について示す。
 *本管理表は第1回設工認申請(2020年12月24日申請)の添付書類「設工認申請対象設備の技術基準への適合性に係る整理」に示す申請設備のうち、第6条要求の設備を対象として記載している。

【分類】 グローブボックス等 (耐震設計上の重要度分類Sクラス)				●: 説明代表設備	補強設備	既設設備 (評価条件の変更)
番号	施設区分	設置場所	機器名称	設工認申請 分割申請状況		当該範囲については、後次回申請にて示す。
				第1回申請	後次回以降申請	
52	加工設備本体	燃料加工建屋	プレス装置B(粉末取扱部)			当該範囲については、後次回申請にて示す。
53	加工設備本体	燃料加工建屋	プレス装置A(プレス部)			
54	加工設備本体	燃料加工建屋	プレス装置B(プレス部)			
55	加工設備本体	燃料加工建屋	空焼結ポート取扱装置			
56	加工設備本体	燃料加工建屋	グリーンペレット積込装置A			
57	加工設備本体	燃料加工建屋	グリーンペレット積込装置B			
58	加工設備本体	燃料加工建屋	焼結ポート供給装置A			
59	加工設備本体	燃料加工建屋	焼結ポート供給装置B			
60	加工設備本体	燃料加工建屋	焼結ポート供給装置C			
61	加工設備本体	燃料加工建屋	焼結ポート取出装置A			
62	加工設備本体	燃料加工建屋	焼結ポート取出装置B			
63	加工設備本体	燃料加工建屋	焼結ポート取出装置C			
64	加工設備本体	燃料加工建屋	排ガス処理装置A			
65	加工設備本体	燃料加工建屋	排ガス処理装置B			
66	加工設備本体	燃料加工建屋	排ガス処理装置C			
67	加工設備本体	燃料加工建屋	焼結ペレット供給装置A			
68	加工設備本体	燃料加工建屋	焼結ペレット供給装置B			

当該範囲については、後次回申請にて示す。

・再処理事業所のうち、MOX燃料加工施設の設備*について示す。
 *本管理表は第1回設工認申請(2020年12月24日申請)の添付書類「設工認申請対象設備の技術基準への適合性に係る整理」に示す申請設備のうち、第6条要求の設備を対象として記載している。

【分類】 グローブボックス等 (耐震設計上の重要度分類Sクラス)				●: 説明代表設備	補強設備	既設設備 (評価条件の変更)
番号	施設区分	設置場所	機器名称	設工認申請 分割申請状況		当該範囲については、後次回申請にて示す。
				第1回申請	後次回以降申請	
86	加工設備本体	燃料加工建屋	焼結ボート搬送装置-7			当該範囲については、後次回申請にて示す。
87	加工設備本体	燃料加工建屋	焼結ボート搬送装置-8			
88	加工設備本体	燃料加工建屋	焼結ボート搬送装置-9			
89	加工設備本体	燃料加工建屋	焼結ボート搬送装置-10			
90	加工設備本体	燃料加工建屋	ペレット保管容器搬送装置-1			
91	加工設備本体	燃料加工建屋	ペレット保管容器搬送装置-2			
92	加工設備本体	燃料加工建屋	回収粉末容器搬送装置			
93	核燃料物質の貯蔵施設	燃料加工建屋	原料MOX粉末加一時保管装置			
94	核燃料物質の貯蔵施設	燃料加工建屋	原料MOX粉末加一時保管搬送装置			
95	核燃料物質の貯蔵施設	燃料加工建屋	粉末一時保管装置1			
96	核燃料物質の貯蔵施設	燃料加工建屋	粉末一時保管装置2			
97	核燃料物質の貯蔵施設	燃料加工建屋	粉末一時保管装置3			
98	核燃料物質の貯蔵施設	燃料加工建屋	粉末一時保管装置4			
99	核燃料物質の貯蔵施設	燃料加工建屋	粉末一時保管装置5			
100	核燃料物質の貯蔵施設	燃料加工建屋	粉末一時保管装置6			
101	核燃料物質の貯蔵施設	燃料加工建屋	粉末一時保管装置7			
102	核燃料物質の貯蔵施設	燃料加工建屋	粉末一時保管装置8			

当該範囲については、後次回申請にて示す。

・再処理事業所のうち、MOX燃料加工施設の設備*について示す。
 *本管理表は第1回設工認申請(2020年12月24日申請)の添付書類「設工認申請対象設備の技術基準への適合性に係る整理」に示す申請設備のうち、第6条要求の設備を対象として記載している。

【分類】 グローブボックス等 (耐震設計上の重要度分類Sクラス)				●: 説明代表設備	補強設備	既設設備 (評価条件の変更)	
番号	施設区分	設置場所	機器名称	設工認申請 分割申請状況		当該範囲については、後次回申請にて示す。	
				第1回申請	後次回以降申請		
103	核燃料物質の貯蔵施設	燃料加工建屋	粉末一時保管装置9			当該範囲については、後次回申請にて示す。	
104	核燃料物質の貯蔵施設	燃料加工建屋	粉末一時保管装置10				
105	核燃料物質の貯蔵施設	燃料加工建屋	粉末一時保管装置11				
106	核燃料物質の貯蔵施設	燃料加工建屋	粉末一時保管装置12				
107	核燃料物質の貯蔵施設	燃料加工建屋	粉末一時保管搬送装置A				
108	核燃料物質の貯蔵施設	燃料加工建屋	粉末一時保管搬送装置B				
109	核燃料物質の貯蔵施設	燃料加工建屋	粉末一時保管搬送装置C				
110	核燃料物質の貯蔵施設	燃料加工建屋	粉末一時保管搬送装置D				
111	核燃料物質の貯蔵施設	燃料加工建屋	ペレット一時保管棚-1				当該範囲については、後次回申請にて示す。
112	核燃料物質の貯蔵施設	燃料加工建屋	ペレット一時保管棚-2				
113	核燃料物質の貯蔵施設	燃料加工建屋	ペレット一時保管棚-3				
114	核燃料物質の貯蔵施設	燃料加工建屋	焼結ボート入出庫装置-1				
115	核燃料物質の貯蔵施設	燃料加工建屋	焼結ボート入出庫装置-2				
116	核燃料物質の貯蔵施設	燃料加工建屋	焼結ボート受渡装置-1				
117	核燃料物質の貯蔵施設	燃料加工建屋	焼結ボート受渡装置-2				
118	核燃料物質の貯蔵施設	燃料加工建屋	焼結ボート受渡装置-3				
119	核燃料物質の貯蔵施設	燃料加工建屋	焼結ボート受渡装置-4				

・再処理事業所のうち、MOX燃料加工施設の設備*について示す。
 *本管理表は第1回設工認申請(2020年12月24日申請)の添付書類「設工認申請対象設備の技術基準への適合性に係る整理」に示す申請設備のうち、第6条要求の設備を対象として記載している。

【分類】 グローブボックス等 (耐震設計上の重要度分類Sクラス)				●: 説明代表設備	補強設備	既設設備 (評価条件の変更)
番号	施設区分	設置場所	機器名称	設工認申請 分割申請状況		当該範囲については、後次回申請にて示す。
				第1回申請	後次回以降申請	
120	核燃料物質の貯蔵施設	燃料加工建屋	焼結ボート受渡装置-5			当該範囲については、後次回申請にて示す。
121	核燃料物質の貯蔵施設	燃料加工建屋	焼結ボート受渡装置-6			
122	核燃料物質の貯蔵施設	燃料加工建屋	焼結ボート受渡装置-7			
123	核燃料物質の貯蔵施設	燃料加工建屋	焼結ボート受渡装置-8			
124	核燃料物質の貯蔵施設	燃料加工建屋	スクラップ貯蔵棚-1			
125	核燃料物質の貯蔵施設	燃料加工建屋	スクラップ貯蔵棚-2			
126	核燃料物質の貯蔵施設	燃料加工建屋	スクラップ貯蔵棚-3			
127	核燃料物質の貯蔵施設	燃料加工建屋	スクラップ貯蔵棚-4			
128	核燃料物質の貯蔵施設	燃料加工建屋	スクラップ貯蔵棚-5			
129	核燃料物質の貯蔵施設	燃料加工建屋	スクラップ保管容器入出庫装置			
130	核燃料物質の貯蔵施設	燃料加工建屋	スクラップ保管容器受渡装置-1			
131	核燃料物質の貯蔵施設	燃料加工建屋	スクラップ保管容器受渡装置-2			
132	核燃料物質の貯蔵施設	燃料加工建屋	製品ペレット貯蔵棚-1			
133	核燃料物質の貯蔵施設	燃料加工建屋	製品ペレット貯蔵棚-2			
134	核燃料物質の貯蔵施設	燃料加工建屋	製品ペレット貯蔵棚-3			
135	核燃料物質の貯蔵施設	燃料加工建屋	製品ペレット貯蔵棚-4			
136	核燃料物質の貯蔵施設	燃料加工建屋	製品ペレット貯蔵棚-5			

当該範囲については、後次回申請にて示す。

・再処理事業所のうち、MOX燃料加工施設の設備*について示す。
 *本管理表は第1回設工認申請(2020年12月24日申請)の添付書類「設工認申請対象設備の技術基準への適合性に係る整理」に示す申請設備のうち、第6条要求の設備を対象として記載している。

【分類】 グローブボックス等 (耐震設計上の重要度分類Sクラス)				●: 説明代表設備	補強設備	既設設備 (評価条件の変更)
番号	施設区分	設置場所	機器名称	設工認申請 分割申請状況		当該範囲については、後次回申請にて示す。
				第1回申請	後次回以降申請	
137	核燃料物質の貯蔵施設	燃料加工建屋	ベレット保管容器入出庫装置			当該範囲については、後次回申請にて示す。
138	核燃料物質の貯蔵施設	燃料加工建屋	ベレット保管容器受渡装置-1			
139	核燃料物質の貯蔵施設	燃料加工建屋	ベレット保管容器受渡装置-2			
140	その他の加工施設	燃料加工建屋	小規模粉末混合装置			
141	その他の加工施設	燃料加工建屋	小規模プレス装置			
142	その他の加工施設	燃料加工建屋	小規模焼結処理装置			
143	その他の加工施設	燃料加工建屋	小規模焼結炉排ガス処理装置			
144	その他の加工施設	燃料加工建屋	小規模研削検査装置			
145	その他の加工施設	燃料加工建屋	資材保管装置			
146	加工設備本体	燃料加工建屋	貯蔵容器受払装置オープンポートボックス			
147	加工設備本体	燃料加工建屋	原料MOX粉末缶取出装置グローブボックス			
148	加工設備本体	燃料加工建屋	原料MOX粉末秤量・分取装置Aグローブボックス			
149	加工設備本体	燃料加工建屋	原料MOX粉末秤量・分取装置Bグローブボックス			
150	加工設備本体	燃料加工建屋	ウラン粉末・回収粉末秤量・分取装置グローブボックス			
151	加工設備本体	燃料加工建屋	予備混合装置グローブボックス			
152	加工設備本体	燃料加工建屋	一次混合装置Aグローブボックス			
153	加工設備本体	燃料加工建屋	一次混合装置Bグローブボックス			

当該範囲については、後次回申請にて示す。

・再処理事業所のうち、MOX燃料加工施設の設備*について示す。
 *本管理表は第1回竣工申請(2020年12月24日申請)の添付書類「竣工申請対象設備の技術基準への適合性に係る整理」に示す申請設備のうち、第6条要求の設備を対象として記載している。

【分類】 グローブボックス等 (耐震設計上の重要度分類Sクラス)				●: 説明代表設備	補強設備	既設設備 (評価条件の変更)
番号	施設区分	設置場所	機器名称	設工認申請 分割申請状況		当該範囲については、後次回申請にて示す。
				第1回申請	後次回以降申請	
154	加工設備本体	燃料加工建屋	一次混合粉末秤量・分取装置グローブボックス			当該範囲については、後次回申請にて示す。
155	加工設備本体	燃料加工建屋	ウラン粉末秤量・分取装置グローブボックス			
156	加工設備本体	燃料加工建屋	均一化混合装置グローブボックス			
157	加工設備本体	燃料加工建屋	造粒装置グローブボックス			
158	加工設備本体	燃料加工建屋	添加剤混合装置Aグローブボックス			
159	加工設備本体	燃料加工建屋	添加剤混合装置Bグローブボックス			
160	加工設備本体	燃料加工建屋	原料MOX分析試料採取装置グローブボックス			
161	加工設備本体	燃料加工建屋	分析試料採取・詰替装置グローブボックス			
162	加工設備本体	燃料加工建屋	回収粉末処理・詰替装置グローブボックス			
163	加工設備本体	燃料加工建屋	回収粉末微粉砕装置グローブボックス			
164	加工設備本体	燃料加工建屋	回収粉末処理・混合装置グローブボックス			
165	加工設備本体	燃料加工建屋	再生スクラップ焙焼処理装置グローブボックス			
166	加工設備本体	燃料加工建屋	再生スクラップ受払装置グローブボックス			
167	加工設備本体	燃料加工建屋	容器移送装置グローブボックス-1			
168	加工設備本体	燃料加工建屋	容器移送装置グローブボックス-2			
169	加工設備本体	燃料加工建屋	容器移送装置グローブボックス-3			
170	加工設備本体	燃料加工建屋	容器移送装置グローブボックス-4			

当該範囲については、後次回申請にて示す。

・再処理事業所のうち、MOX燃料加工施設の設備*について示す。
 *本管理表は第1回設工認申請(2020年12月24日申請)の添付書類「設工認申請対象設備の技術基準への適合性に係る整理」に示す申請設備のうち、第6条要求の設備を対象として記載している。

【分類】 グローブボックス等 (耐震設計上の重要度分類Sクラス)				●: 説明代表設備	補強設備	既設設備 (評価条件の変更)
番号	施設区分	設置場所	機器名称	設工認申請 分割申請状況		当該範囲については、後次回申請にて示す。
				第1回申請	後次回以降申請	
171	加工設備本体	燃料加工建屋	容器移送装置グローブボックス-5			<p>当該範囲については、後次回申請にて示す。</p>
172	加工設備本体	燃料加工建屋	容器移送装置グローブボックス-6			
173	加工設備本体	燃料加工建屋	原料粉末搬送装置-1グローブボックス			
174	加工設備本体	燃料加工建屋	原料粉末搬送装置-2グローブボックス			
175	加工設備本体	燃料加工建屋	原料粉末搬送装置-3グローブボックス-1			
176	加工設備本体	燃料加工建屋	原料粉末搬送装置-3グローブボックス-2			
177	加工設備本体	燃料加工建屋	原料粉末搬送装置-3グローブボックス-3			
178	加工設備本体	燃料加工建屋	原料粉末搬送装置-3グローブボックス-4			
179	加工設備本体	燃料加工建屋	原料粉末搬送装置-4グローブボックス			
180	加工設備本体	燃料加工建屋	原料粉末搬送装置-5グローブボックス			
181	加工設備本体	燃料加工建屋	原料粉末搬送装置-6グローブボックス			
182	加工設備本体	燃料加工建屋	再生スクラップ搬送装置グローブボックス-1			
183	加工設備本体	燃料加工建屋	再生スクラップ搬送装置グローブボックス-2			
184	加工設備本体	燃料加工建屋	添加剤混合粉末搬送装置-1グローブボックス			
185	加工設備本体	燃料加工建屋	添加剤混合粉末搬送装置-2グローブボックス			
186	加工設備本体	燃料加工建屋	添加剤混合粉末搬送装置-3グローブボックス			
187	加工設備本体	燃料加工建屋	調整粉末搬送装置-1グローブボックス			

・再処理事業所のうち、MOX燃料加工施設の設備*について示す。
 *本管理表は第1回竣工申請(2020年12月24日申請)の添付書類「竣工申請対象設備の技術基準への適合性に係る整理」に示す申請設備のうち、第6条要求の設備を対象として記載している。

【分類】 グローブボックス等 (耐震設計上の重要度分類Sクラス)				●: 説明代表設備	補強設備	既設設備 (評価条件の変更)
番号	施設区分	設置場所	機器名称	設工認申請 分割申請状況		当該範囲については、後次回申請にて示す。
				第1回申請	後次回以降申請	
188	加工設備本体	燃料加工建屋	調整粉末搬送装置-3グローブボックス			当該範囲については、後次回申請にて示す。
189	加工設備本体	燃料加工建屋	調整粉末搬送装置-4グローブボックス			
190	加工設備本体	燃料加工建屋	調整粉末搬送装置-6グローブボックス			
191	加工設備本体	燃料加工建屋	調整粉末搬送装置-7グローブボックス-1			
192	加工設備本体	燃料加工建屋	調整粉末搬送装置-7グローブボックス-2			
193	加工設備本体	燃料加工建屋	調整粉末搬送装置-8グローブボックス			
194	加工設備本体	燃料加工建屋	調整粉末搬送装置-9グローブボックス			
195	加工設備本体	燃料加工建屋	調整粉末搬送装置-11グローブボックス			
196	加工設備本体	燃料加工建屋	調整粉末搬送装置-13グローブボックス			
197	加工設備本体	燃料加工建屋	調整粉末搬送装置-14グローブボックス			
198	加工設備本体	燃料加工建屋	調整粉末搬送装置-16グローブボックス			
199	加工設備本体	燃料加工建屋	調整粉末搬送装置-19グローブボックス			
200	加工設備本体	燃料加工建屋	調整粉末搬送装置-20グローブボックス			
201	加工設備本体	燃料加工建屋	プレス装置A(粉末取扱部)グローブボックス			
202	加工設備本体	燃料加工建屋	プレス装置B(粉末取扱部)グローブボックス			
203	加工設備本体	燃料加工建屋	プレス装置A(プレス部)グローブボックス			
204	加工設備本体	燃料加工建屋	プレス装置B(プレス部)グローブボックス			

当該範囲については、後次回申請にて示す。

・再処理事業所のうち、MOX燃料加工施設の設備*について示す。
 *本管理表は第1回設工認申請(2020年12月24日申請)の添付書類「設工認申請対象設備の技術基準への適合性に係る整理」に示す申請設備のうち、第6条要求の設備を対象として記載している。

【分類】 グローブボックス等 (耐震設計上の重要度分類Sクラス)				●: 説明代表設備	補強設備	既設設備 (評価条件の変更)
番号	施設区分	設置場所	機器名称	設工認申請 分割申請状況		当該範囲については、後次回申請にて示す。
				第1回申請	後次回以降申請	
205	加工設備本体	燃料加工建屋	空焼結ボート取扱装置グローブボックス			当該範囲については、後次回申請にて示す。
206	加工設備本体	燃料加工建屋	グリーンペレット横込装置Aグローブボックス			
207	加工設備本体	燃料加工建屋	グリーンペレット横込装置Bグローブボックス			
208	加工設備本体	燃料加工建屋	焼結ボート供給装置Aグローブボックス			
209	加工設備本体	燃料加工建屋	焼結ボート供給装置Bグローブボックス			
210	加工設備本体	燃料加工建屋	焼結ボート供給装置Cグローブボックス			
211	加工設備本体	燃料加工建屋	焼結ボート取出装置Aグローブボックス			
212	加工設備本体	燃料加工建屋	焼結ボート取出装置Bグローブボックス			
213	加工設備本体	燃料加工建屋	焼結ボート取出装置Cグローブボックス			
214	加工設備本体	燃料加工建屋	排ガス処理装置Aグローブボックス(上部)			
215	加工設備本体	燃料加工建屋	排ガス処理装置Bグローブボックス(上部)			
216	加工設備本体	燃料加工建屋	排ガス処理装置Cグローブボックス(上部)			
217	加工設備本体	燃料加工建屋	排ガス処理装置Aグローブボックス(下部)			
218	加工設備本体	燃料加工建屋	排ガス処理装置Bグローブボックス(下部)			
219	加工設備本体	燃料加工建屋	排ガス処理装置Cグローブボックス(下部)			
220	加工設備本体	燃料加工建屋	焼結ペレット供給装置Aグローブボックス			
221	加工設備本体	燃料加工建屋	焼結ペレット供給装置Bグローブボックス			

当該範囲については、後次回申請にて示す。

・再処理事業所のうち、MOX燃料加工施設の設備*について示す。
 *本管理表は第1回竣工申請（2020年12月24日申請）の添付書類「竣工申請対象設備の技術基準への適合性に係る整理」に示す申請設備のうち、第6条要求の設備を対象として記載している。

【分類】 グローブボックス等（耐震設計上の重要度分類Sクラス）				●：説明代表設備	補強設備	既設設備 (評価条件の変更)
番号	施設区分	設置場所	機器名称	竣工申請 分割申請状況		当該範囲については、後次回申請にて示す。
				第1回申請	後次回以降申請	
222	加工設備本体	燃料加工建屋	研削装置Aグローブボックス			当該範囲については、後次回申請にて示す。
223	加工設備本体	燃料加工建屋	研削装置Bグローブボックス			
224	加工設備本体	燃料加工建屋	研削粉回収装置Aグローブボックス			
225	加工設備本体	燃料加工建屋	研削粉回収装置Bグローブボックス			
226	加工設備本体	燃料加工建屋	ベレット検査設備Aグローブボックス			
227	加工設備本体	燃料加工建屋	ベレット検査設備Bグローブボックス			
228	加工設備本体	燃料加工建屋	ベレット立会検査装置グローブボックス			
229	加工設備本体	燃料加工建屋	焼結ボート搬送装置グローブボックス-1			
230	加工設備本体	燃料加工建屋	焼結ボート搬送装置グローブボックス-2			
231	加工設備本体	燃料加工建屋	焼結ボート搬送装置グローブボックス-3			
232	加工設備本体	燃料加工建屋	焼結ボート搬送装置グローブボックス-4			
233	加工設備本体	燃料加工建屋	焼結ボート搬送装置グローブボックス-5			
234	加工設備本体	燃料加工建屋	焼結ボート搬送装置グローブボックス-6			
235	加工設備本体	燃料加工建屋	焼結ボート搬送装置グローブボックス-7			
236	加工設備本体	燃料加工建屋	焼結ボート搬送装置グローブボックス-8			
237	加工設備本体	燃料加工建屋	焼結ボート搬送装置グローブボックス-9			
238	加工設備本体	燃料加工建屋	焼結ボート搬送装置グローブボックス-10			

当該範囲については、後次回申請にて示す。

・再処理事業所のうち、MOX燃料加工施設の設備*について示す。
 *本管理表は第1回設工認申請(2020年12月24日申請)の添付書類「設工認申請対象設備の技術基準への適合性に係る整理」に示す申請設備のうち、第6条要求の設備を対象として記載している。

【分類】 グローブボックス等 (耐震設計上の重要度分類Sクラス)				●: 説明代表設備	補強設備	既設設備 (評価条件の変更)
番号	施設区分	設置場所	機器名称	設工認申請 分割申請状況		当該範囲については、後次回申請にて示す。
				第1回申請	後次回以降申請	
239	加工設備本体	燃料加工建屋	焼結ボート搬送装置グローブボックス-11			<p>当該範囲については、後次回申請にて示す。</p>
240	加工設備本体	燃料加工建屋	焼結ボート搬送装置グローブボックス-12			
241	加工設備本体	燃料加工建屋	焼結ボート搬送装置グローブボックス-13			
242	加工設備本体	燃料加工建屋	焼結ボート搬送装置グローブボックス-14			
243	加工設備本体	燃料加工建屋	焼結ボート搬送装置グローブボックス-15			
244	加工設備本体	燃料加工建屋	焼結ボート搬送装置グローブボックス-16			
245	加工設備本体	燃料加工建屋	焼結ボート搬送装置グローブボックス-17			
246	加工設備本体	燃料加工建屋	焼結ボート搬送装置グローブボックス-18			
247	加工設備本体	燃料加工建屋	焼結ボート搬送装置グローブボックス-19			
248	加工設備本体	燃料加工建屋	焼結ボート搬送装置グローブボックス-20			
249	加工設備本体	燃料加工建屋	焼結ボート搬送装置グローブボックス-21			
250	加工設備本体	燃料加工建屋	焼結ボート搬送装置グローブボックス-22			
251	加工設備本体	燃料加工建屋	焼結ボート搬送装置グローブボックス-23			
252	加工設備本体	燃料加工建屋	焼結ボート搬送装置グローブボックス-24			
253	加工設備本体	燃料加工建屋	焼結ボート搬送装置グローブボックス-25			
254	加工設備本体	燃料加工建屋	焼結ボート搬送装置グローブボックス-26			
255	加工設備本体	燃料加工建屋	焼結ボート搬送装置グローブボックス-27			

当該範囲については、後次回申請にて示す。

・再処理事業所のうち、MOX燃料加工施設の設備*について示す。
 *本管理表は第1回竣工申請(2020年12月24日申請)の添付書類「竣工申請対象設備の技術基準への適合性に係る整理」に示す申請設備のうち、第6条要求の設備を対象として記載している。

【分類】 グローブボックス等 (耐震設計上の重要度分類Sクラス)				●: 説明代表設備	補強設備	既設設備 (評価条件の変更)
番号	施設区分	設置場所	機器名称	設工認申請 分割申請状況		当該範囲については、後次回申請にて示す。
				第1回申請	後次回以降申請	
256	加工設備本体	燃料加工建屋	焼結ボート搬送装置グローブボックス-28			当該範囲については、後次回申請にて示す。
257	加工設備本体	燃料加工建屋	焼結ボート搬送装置グローブボックス-29			
258	加工設備本体	燃料加工建屋	焼結ボート搬送装置グローブボックス-30			
259	加工設備本体	燃料加工建屋	焼結ボート搬送装置グローブボックス-31			
260	加工設備本体	燃料加工建屋	焼結ボート搬送装置グローブボックス-32			
261	加工設備本体	燃料加工建屋	焼結ボート搬送装置グローブボックス-33			
262	加工設備本体	燃料加工建屋	焼結ボート搬送装置グローブボックス-34			
263	加工設備本体	燃料加工建屋	焼結ボート搬送装置グローブボックス-35			
264	加工設備本体	燃料加工建屋	焼結ボート搬送装置グローブボックス-36			
265	加工設備本体	燃料加工建屋	焼結ボート搬送装置グローブボックス-37			
266	加工設備本体	燃料加工建屋	焼結ボート搬送装置グローブボックス-38			
267	加工設備本体	燃料加工建屋	焼結ボート搬送装置グローブボックス-39			
268	加工設備本体	燃料加工建屋	焼結ボート搬送装置グローブボックス-40			
269	加工設備本体	燃料加工建屋	焼結ボート搬送装置グローブボックス-41			
270	加工設備本体	燃料加工建屋	焼結ボート搬送装置グローブボックス-42			
271	加工設備本体	燃料加工建屋	焼結ボート搬送装置グローブボックス-43			
272	加工設備本体	燃料加工建屋	焼結ボート搬送装置グローブボックス-44			

当該範囲については、後次回申請にて示す。

・再処理事業所のうち、MOX燃料加工施設の設備*について示す。
 *本管理表は第1回設工認申請（2020年12月24日申請）の添付書類「設工認申請対象設備の技術基準への適合性に係る整理」に示す申請設備のうち、第6条要求の設備を対象として記載している。

【分類】 グローブボックス等（耐震設計上の重要度分類Sクラス）				●：説明代表設備	補強設備	既設設備 （評価条件の変更）
番号	施設区分	設置場所	機器名称	設工認申請 分割申請状況		当該範囲については、後次回申請にて示す。
				第1回申請	後次回以降申請	
273	加工設備本体	燃料加工建屋	焼結ボート搬送装置グローブボックス-45			当該範囲については、後次回申請にて示す。
274	加工設備本体	燃料加工建屋	焼結ボート搬送装置グローブボックス-46-1			
275	加工設備本体	燃料加工建屋	焼結ボート搬送装置グローブボックス-46-2			
276	加工設備本体	燃料加工建屋	焼結ボート搬送装置グローブボックス-47			
277	加工設備本体	燃料加工建屋	焼結ボート搬送装置グローブボックス-48			
278	加工設備本体	燃料加工建屋	焼結ボート搬送装置グローブボックス-49			
279	加工設備本体	燃料加工建屋	焼結ボート搬送装置グローブボックス-50			
280	加工設備本体	燃料加工建屋	焼結ボート搬送装置グローブボックス-51			
281	加工設備本体	燃料加工建屋	焼結ボート搬送装置グローブボックス-52			
282	加工設備本体	燃料加工建屋	ペレット保管容器搬送装置グローブボックス-1			
283	加工設備本体	燃料加工建屋	ペレット保管容器搬送装置グローブボックス-2			
284	加工設備本体	燃料加工建屋	ペレット保管容器搬送装置グローブボックス-3			
285	加工設備本体	燃料加工建屋	ペレット保管容器搬送装置グローブボックス-4			
286	加工設備本体	燃料加工建屋	ペレット保管容器搬送装置グローブボックス-5			
287	加工設備本体	燃料加工建屋	ペレット保管容器搬送装置グローブボックス-6			
288	加工設備本体	燃料加工建屋	ペレット保管容器搬送装置グローブボックス-7			
289	加工設備本体	燃料加工建屋	ペレット保管容器搬送装置グローブボックス-8			

当該範囲については、後次回申請にて示す。

・再処理事業所のうち、MOX燃料加工施設の設備*について示す。
 *本管理表は第1回設工認申請(2020年12月24日申請)の添付書類「設工認申請対象設備の技術基準への適合性に係る整理」に示す申請設備のうち、第6条要求の設備を対象として記載している。

【分類】 グローブボックス等 (耐震設計上の重要度分類Sクラス)				●: 説明代表設備	補強設備	既設設備 (評価条件の変更)	
番号	施設区分	設置場所	機器名称	設工認申請 分割申請状況		当該範囲については、後次回申請にて示す。	
				第1回申請	後次回以降申請		
290	加工設備本体	燃料加工建屋	ペレット保管容器搬送装置グローブボックス-9			当該範囲については、後次回申請にて示す。	
291	加工設備本体	燃料加工建屋	ペレット保管容器搬送装置グローブボックス-10				
292	加工設備本体	燃料加工建屋	ペレット保管容器搬送装置グローブボックス-11				
293	加工設備本体	燃料加工建屋	ペレット保管容器搬送装置グローブボックス-12				
294	加工設備本体	燃料加工建屋	ペレット保管容器搬送装置グローブボックス-13				
295	加工設備本体	燃料加工建屋	ペレット保管容器搬送装置グローブボックス-14				
296	加工設備本体	燃料加工建屋	回収粉末容器搬送装置グローブボックス-1				
297	加工設備本体	燃料加工建屋	回収粉末容器搬送装置グローブボックス-2				
298	加工設備本体	燃料加工建屋	回収粉末容器搬送装置グローブボックス-3				
299	核燃料物質の貯蔵施設	燃料加工建屋	原料MOX粉末缶一時保管装置グローブボックス				当該範囲については、後次回申請にて示す。
300	核燃料物質の貯蔵施設	燃料加工建屋	粉末一時保管装置グローブボックス-1				
301	核燃料物質の貯蔵施設	燃料加工建屋	粉末一時保管装置グローブボックス-2				
302	核燃料物質の貯蔵施設	燃料加工建屋	粉末一時保管装置グローブボックス-3				
303	核燃料物質の貯蔵施設	燃料加工建屋	粉末一時保管装置グローブボックス-4				
304	核燃料物質の貯蔵施設	燃料加工建屋	粉末一時保管装置グローブボックス-5				
305	核燃料物質の貯蔵施設	燃料加工建屋	粉末一時保管装置グローブボックス-6				
306	核燃料物質の貯蔵施設	燃料加工建屋	ペレット一時保管棚グローブボックス-1				

・再処理事業所のうち、MOX燃料加工施設の設備*について示す。
 *本管理表は第1回設工認申請(2020年12月24日申請)の添付書類「設工認申請対象設備の技術基準への適合性に係る整理」に示す申請設備のうち、第6条要求の設備を対象として記載している。

【分類】 グローブボックス等 (耐震設計上の重要度分類Sクラス)				●: 説明代表設備		補強設備	既設設備 (評価条件の変更)
番号	施設区分	設置場所	機器名称	設工認申請 分割申請状況		当該範囲については、後次回申請にて示す。	
				第1回申請	後次回以降申請		
307	核燃料物質の貯蔵施設	燃料加工建屋	ペレット一時保管棚グローブボックス-2			当該範囲については、後次回申請にて示す。	
308	核燃料物質の貯蔵施設	燃料加工建屋	ペレット一時保管棚グローブボックス-3				
309	核燃料物質の貯蔵施設	燃料加工建屋	焼結ポート受渡装置グローブボックス-1				
310	核燃料物質の貯蔵施設	燃料加工建屋	焼結ポート受渡装置グローブボックス-2				
311	核燃料物質の貯蔵施設	燃料加工建屋	焼結ポート受渡装置グローブボックス-3				
312	核燃料物質の貯蔵施設	燃料加工建屋	焼結ポート受渡装置グローブボックス-4				
313	核燃料物質の貯蔵施設	燃料加工建屋	スクラップ貯蔵棚グローブボックス-1				
314	核燃料物質の貯蔵施設	燃料加工建屋	スクラップ貯蔵棚グローブボックス-2				
315	核燃料物質の貯蔵施設	燃料加工建屋	スクラップ貯蔵棚グローブボックス-3				
316	核燃料物質の貯蔵施設	燃料加工建屋	スクラップ貯蔵棚グローブボックス-4				
317	核燃料物質の貯蔵施設	燃料加工建屋	スクラップ貯蔵棚グローブボックス-5				
318	核燃料物質の貯蔵施設	燃料加工建屋	スクラップ保管容器受渡装置グローブボックス-1				
319	核燃料物質の貯蔵施設	燃料加工建屋	スクラップ保管容器受渡装置グローブボックス-2				
320	核燃料物質の貯蔵施設	燃料加工建屋	製品ペレット貯蔵棚グローブボックス-1				
321	核燃料物質の貯蔵施設	燃料加工建屋	製品ペレット貯蔵棚グローブボックス-2				
322	核燃料物質の貯蔵施設	燃料加工建屋	製品ペレット貯蔵棚グローブボックス-3				
323	核燃料物質の貯蔵施設	燃料加工建屋	製品ペレット貯蔵棚グローブボックス-4				

当該範囲については、後次回申請にて示す。

・再処理事業所のうち、MOX燃料加工施設の設備*について示す。
 *本管理表は第1回設工認申請(2020年12月24日申請)の添付書類「設工認申請対象設備の技術基準への適合性に係る整理」に示す申請設備のうち、第6条要求の設備を対象として記載している。

【分類】 グローブボックス等 (耐震設計上の重要度分類Sクラス)				●: 説明代表設備	補強設備	既設設備 (評価条件の変更)	
番号	施設区分	設置場所	機器名称	設工認申請 分割申請状況		当該範囲については、後次回申請にて示す。	
				第1回申請	後次回以降申請		
324	核燃料物質の貯蔵施設	燃料加工建屋	製品ペレット貯蔵棚グローブボックス-5			当該範囲については、後次回申請にて示す。	
325	核燃料物質の貯蔵施設	燃料加工建屋	ペレット保管容器受渡装置グローブボックス-1				
326	核燃料物質の貯蔵施設	燃料加工建屋	ペレット保管容器受渡装置グローブボックス-2				
327	その他の加工施設	燃料加工建屋	ろ過・第1活性炭処理グローブボックス				
328	その他の加工施設	燃料加工建屋	第2活性炭・吸着処理グローブボックス				
329	その他の加工施設	燃料加工建屋	小規模粉末混合装置グローブボックス				
330	その他の加工施設	燃料加工建屋	小規模プレス装置グローブボックス				
331	その他の加工施設	燃料加工建屋	小規模焼結処理装置グローブボックス				
332	その他の加工施設	燃料加工建屋	小規模焼結炉排ガス処理装置グローブボックス				
333	その他の加工施設	燃料加工建屋	小規模研削検査装置グローブボックス				
334	その他の加工施設	燃料加工建屋	資材保管装置グローブボックス				
							当該範囲については、後次回申請にて示す。

・再処理事業所のうち、MOX燃料加工施設の設備*について示す。
 *本管理表は第1回設工認申請(2020年12月24日申請)の添付書類「設工認申請対象設備の技術基準への適合性に係る整理」に示す申請設備のうち、第6条要求の設備を対象として記載している。

【分類】 定型式4				●: 説明代表設備	補強設備	既設設備 (評価条件の変更)
番号	施設区分	設置場所	設備名称	設工認申請	分割申請状況	当該範囲については、後次回申請にて示す。
				第1回申請	後次回以降申請	
1	その他の加工施設	燃料加工建屋	非常用充電器盤			当該範囲については、後次回申請にて示す。
2	その他の加工施設	燃料加工建屋	非常用直流電圧補償装置盤			
3	その他の加工施設	燃料加工建屋	非常用整流器盤			
4	その他の加工施設	燃料加工建屋	非常用インバータ盤			
5	その他の加工施設	燃料加工建屋	非常用予備変圧器盤			

・再処理事業所のうち、MOX燃料加工施設の設備*について示す。
 *本管理表は第1回設工認申請(2020年12月24日申請)の添付書類「設工認申請対象設備の技術基準への適合性に係る整理」に示す申請設備のうち、第6条要求の設備を対象として記載している。

【分類】 FEM 14				●: 説明代表設備	補強設備	既設設備 (評価条件の変更)
番号	施設区分	設置場所	機器名称	設工認申請 分割申請状況		当該範囲については、後次回申請にて示す。
				第1回申請	後次回以降申請	
1	加工設備本体	燃料加工建屋	焼結炉A			当該範囲については、後次回申請にて示す。
2	加工設備本体	燃料加工建屋	焼結炉B			
3	加工設備本体	燃料加工建屋	焼結炉C			
4	核燃料物質の貯蔵施設	燃料加工建屋	一時保管ピット			
5	核燃料物質の貯蔵施設	燃料加工建屋	燃料棒貯蔵棚-1			
6	核燃料物質の貯蔵施設	燃料加工建屋	燃料棒貯蔵棚-2			
7	放射性廃棄物の廃棄施設	燃料加工建屋	グローブボックス給気フィルタ (耐糞Sクラス)			
8	放射性廃棄物の廃棄施設	燃料加工建屋	グローブボックス排気フィルタ (耐糞Sクラス)			
9	その他の加工施設	燃料加工建屋	G B 消火用窒素ガス貯蔵容器ユニット-1-1			
10	その他の加工施設	燃料加工建屋	G B 消火用窒素ガス貯蔵容器ユニット-1-2			
11	その他の加工施設	燃料加工建屋	G B 消火用窒素ガス貯蔵容器ユニット-1-3			
12	その他の加工施設	燃料加工建屋	G B 消火用窒素ガス貯蔵容器ユニット-1-4			
13	その他の加工施設	燃料加工建屋	G B 消火用窒素ガス貯蔵容器ユニット-1-5			
14	その他の加工施設	燃料加工建屋	G B 消火用窒素ガス貯蔵容器ユニット-2-1			
15	その他の加工施設	燃料加工建屋	G B 消火用窒素ガス貯蔵容器ユニット-2-2			
16	その他の加工施設	燃料加工建屋	G B 消火用窒素ガス貯蔵容器ユニット-2-3			
17	その他の加工施設	燃料加工建屋	G B 消火用窒素ガス貯蔵容器ユニット-2-4			
18	その他の加工施設	燃料加工建屋	G B 消火用窒素ガス貯蔵容器ユニット-2-5			
19	その他の加工施設	燃料加工建屋	G B 消火用窒素ガス貯蔵容器ユニット-3			
20	その他の加工施設	燃料加工建屋	G B 消火用窒素ガス貯蔵容器ユニット-4			
21	その他の加工施設	燃料加工建屋	G B 消火用減圧装置ユニット-1			
22	その他の加工施設	燃料加工建屋	G B 消火用減圧装置ユニット-2			

【分類】 FEM 14				●：説明代表設備	補強設備	既設設備 (評価条件の変更)
番号	施設区分	設置場所	機器名称	設工認申請	分割申請状況	
				第1回申請	後次回以降申請	
23	その他の加工施設	燃料加工建屋	G B 消火用減圧装置ユニット-3		当該範囲については、後次回申請にて示す。	
24	その他の加工施設	燃料加工建屋	G B 消火用減圧装置ユニット-4			
25	その他の加工施設	燃料加工建屋	G B 消火用選択弁ユニット-1-1			
26	その他の加工施設	燃料加工建屋	G B 消火用選択弁ユニット-1-2			
27	その他の加工施設	燃料加工建屋	G B 消火用選択弁ユニット-1-3			
28	その他の加工施設	燃料加工建屋	G B 消火用選択弁ユニット-1-4			
29	その他の加工施設	燃料加工建屋	G B 消火用選択弁ユニット-2			
30	その他の加工施設	燃料加工建屋	G B 消火用選択弁ユニット-3-1			
31	その他の加工施設	燃料加工建屋	G B 消火用選択弁ユニット-3-2			
32	その他の加工施設	燃料加工建屋	G B 消火用選択弁ユニット-4-1			
33	その他の加工施設	燃料加工建屋	起動弁ユニットA			
34	その他の加工施設	燃料加工建屋	起動弁ユニットB			

・再処理事業所のうち、MOX燃料加工施設の設備*について示す。
 *本管理表は第1回設工認申請(2020年12月24日申請)の添付書類「設工認申請対象設備の技術基準への適合性に係る整理」に示す申請設備のうち、第6条要求の設備を対象として記載している。

【分類】 FEM 16				●: 説明代表設備	補強設備	既設設備 (評価条件の変更)
番号	施設区分	設置場所	設備名称	設工認申請	分割申請状況	当該範囲については、後次回申請にて示す。
				第1回申請	後次回以降申請	
1	核燃料物質の貯蔵施設	燃料加工建屋	燃料集合体貯蔵チャンネル			当該範囲については、後次回申請にて示す。

類型化における設備分類表 (MOX燃料加工施設)

・再処理事業所のうち、MOX燃料加工施設の設備*について示す。

*本管理表は第1回設工認申請（2020年12月24日申請）の添付書類「設工認申請対象設備の技術基準への適合性に係る整理」に示す申請設備のうち、第6条要求の設備を対象として記載している。なお、設備名称の記載方法として、配管系とは配管、ダクトの総称を示す。

※1 配管系標準支持間隔における評価条件の変更については、耐震機電16 配管系の評価手法（標準支持間隔評価の保守性、相対変位の考慮等）にて示す。

【分類】 標準支持間隔による評価設備				●：説明代表設備	補強設備	既設設備
番号	施設区分	設置場所	設備名称	設工認申請	分割申請状況	
				第1回申請	後次回以降申請	
1	MOX燃料加工施設	燃料加工建屋	配管系標準支持間隔（燃料加工建屋）		当該範囲については、後次回申請にて示す。	

【凡例】
 ★：ヒアリングにおいて説明すべき項目（再処理事業所全体に共通する事項） ※ヒアリングで説明を行う申請回次。
 ☆：ヒアリングにおいて説明すべき項目（再処理事業所全体に共通する事項） ※先の申請回次において説明済のため、資料提出のみを予定。
 ●：ヒアリングにおいて説明すべき項目（各建物・構築物それぞれについて個別に説明すべき事項） ※ヒアリングで説明を行う代表説明建屋、又は代表性がなく全ての建屋について個々に説明すべき事項。
 ○：ヒアリングにおいて説明すべき項目（各建物・構築物それぞれについて個別に説明すべき事項） ※代表説明建屋で全体の考え方を示しているため、資料提出のみを予定。
 △：資料提出のみで、ヒアリングでの説明は不要と考える項目（設工認添付資料の詳細データの整理結果の提示等）
 ー：該当なし

今回設工認における主な説明事項（建屋及び屋外機械基礎）
 （青枠は第1回申請における説明範囲を示す。）

申請 回次	施設 区分	主な説明事項		(1)事業許可との整合性に関する説明事項			(2)既設工認からの変更点 に係る説明事項		(3)新規基準における追加要求事項に係る説明事項			(4)その他先行発電炉の審査実績を踏まえた説明事項等									
				a.地盤モデル の設定	b.一関東の 鉛直地震動	c.1.2xSs 評価	a.解析モデル 及び手法 の比較	b.埋込み効果	a.水平2方向 (評価部位 の抽出)	b.水平2方向 (3次元FEM 応答解析)	c.観測記録 シミュレーション	a.設計用地下 水位の設定	b.隣接効果	c.スケルトン カーブの設定	d.RC減衰定数	e.材料物性の ばらつき	f.応力解析モデル のモデル化	g.地震荷重 の入力方法	h.組合せ係数法 の適用	i.断面の 評価部位	j.2重床等の ディテール
				建物・構築物名称	補足説明資料	耐震建物08	耐震建物12	設工認「耐震性に 関する説明書」	耐震建物21 -別紙1	耐震建物05	耐震建物07	耐震建物07-別紙2	耐震建物13	耐震建物06	耐震建物9	耐震建物10	耐震建物11	耐震建物15	耐震建物16	耐震建物17	耐震建物18
1	加工施設	燃料加工建屋	PA	★	●	●	●	●	●	●※2-1	-	★	★※3-1	△	△	△	●	●	●	△	●
1	再処理施設	安全冷却水B冷却塔（基礎）	A4B基礎		○	-	●	-	○	-	-			△	△	△	●	●	○	△	-
2	再処理施設	主排気筒（基礎）	A1基礎		○	-	○	○	○	-	-		☆※3-1	△	△	△	●※4-1	○	○	△	-
2	再処理施設	前処理建屋	AA		○	○	○	○	○	-	-		●※3-2	△	△	△	○	○	○	△	○
2	再処理施設	分離建屋	AB		○	○	○	○	○	○※2-2	●※2-2		●※3-2	△	△	△	○	○	○	△	○
2	再処理施設	精製建屋	AC		○	○	○	○	○	-	-		☆※3-1	△	△	△	○	○	○	△	○
2	再処理施設	主排気筒管理建屋	AP		○	○	○	-	○	-	-		☆※3-1	△	△	△	-※4	-※4	-※4	-※4	-
2	再処理施設	ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋	CA		○	○	○	○	○	-	-		☆※3-1	△	△	△	○	○	○	△	○
2	再処理施設	ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋	CB		○	○	○	○	○	-	-		☆※3-1	△	△	△	○	○	○	△	○
2	再処理施設	安全冷却水A冷却塔（基礎）	A4A基礎		○	-	○	-	○	-	-		●※3-2	△	△	△	○	○	○	△	-
2	再処理施設	安全冷却水系冷却塔A（基礎）	F1A基礎		○	-	○	-	○	-	-		●※3-2	△	△	△	○	○	○	△	-
2	再処理施設	安全冷却水系冷却塔B（基礎）	F1B基礎		○	-	○	-	○	-	-		●※3-2	△	△	△	○	○	○	△	-
2	再処理施設	第1非常用ディーゼル発電設備重油タンク室（基礎）	F2基礎		○	○	○	-	○	-	-		●※3-2	△	△	△	○	○	○	△	-
2	再処理施設	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋	FA		○	○	○	○	○	-	-		●※3-2	△	△	△	●※4-2 ○※4-3	●※4-4	○	△	○
2	再処理施設	使用済燃料輸送容器管理建屋 (使用済燃料収納使用済燃料輸送容器保管庫)	FC (FCM)	☆	○	-	○	○	○	-	-		-	△	△	△	○	○	○	△	-
2	再処理施設	使用済燃料輸送容器管理建屋 (トレーエリア)	FC (FCT)		○	-	○	○	○	-	-		-	△	△	△	○	○	○	△	-
2	再処理施設	冷却塔A、B（基礎）	G10基礎		○	-	○	-	○	-	-		●※3-2	△	△	△	○	○	○	△	-
2	再処理施設	第1保管庫・貯水所	G13		○	○	-※1	-	○	-	-		-	△	△	△	○	○	○	△	-
2	再処理施設	第2保管庫・貯水所	G14		○	○	-※1	-	○	-	-		-	△	△	△	○	○	○	△	-
2	再処理施設	第1軽油貯蔵所（基礎）	G15基礎		○	○	-※1	-	○	-	-		☆※3-1	△	△	△	○	○	○	△	-
2	再処理施設	第2軽油貯蔵所（基礎）	G16基礎		○	○	-※1	-	○	-	-		●※3-2	△	△	△	○	○	○	△	-
2	再処理施設	重油貯蔵所（基礎）	G17基礎		○	○	-※1	-	○	-	-		●※3-2	△	△	△	○	○	○	△	-
2	再処理施設	非常用電源建屋	GA		○	-	○	○	○	-	-		●※3-2	△	△	△	○	○	○	△	-
2	再処理施設	非常用電源燃料タンク基礎	GAT 基礎		○	-	○	-	○	-	-		●※3-2	△	△	△	○	○	○	△	-
2	再処理施設	高レベル廃液ガラス固化建屋	KA		○	○	○	○	○	-	-		●※3-2	△	△	△	○※4-2	○	○	△	○
2	廃棄物管理施設	ガラス固化体受入れ建屋	EA		○	-	○	○	○	-	-		-	△	△	△	○	○	○	△	-
2	廃棄物管理施設	ガラス固化体貯蔵建屋	EB		○	-	○	○	○	-	-		●※3-2	△	△	△	○※4-2 ○※4-3	○	○	△	-
2	廃棄物管理施設	ガラス固化体貯蔵建屋B棟	EB2		○	-	○	○	○	-	-		☆※3-1	△	△	△	○※4-2 ○※4-3	○	○	△	-
3	再処理施設	ハル・エンドピース貯蔵建屋	AE		○	-	○	○	○	-	-		☆※3-1	△	△	△	○※4-2 ○※4-3	○※4-4	○	△	○
3	再処理施設	制御建屋	AG		○	○	○	○	○	-	-		●※3-2	△	△	△	○	○	○	△	-
3	再処理施設	緊急時対策建屋	AZ		○	○	-※1	-	○	-	-		●※3-2	△	△	△	○	○	○	△	-
3	再処理施設	チャンネルボックス・バーナブルポイズン処理建屋	DC	☆	○	-	○	○	○	-	-		☆※3-1	△	△	△	○	○	○	△	○
3	再処理施設	第1ガラス固化体貯蔵建屋東棟	KB(E)		○	○	○	○	○	-	-		☆※3-1	△	△	△	○※4-2 ○※4-3	○	○	△	-
3	再処理施設	第1ガラス固化体貯蔵建屋西棟	KB(W)		○	○	○	○	○	-	-		☆※3-1	△	△	△	○※4-2 ○※4-3	○	○	△	-

【注記】
 ※1：新増設の建物・構築物であるため対象外。 ※2-1：建設中のため観測記録はないが、新設であることを踏まえ参考として選定した。（MOX燃料加工施設代表） ※2-2：観測記録を有し、偏心率が最も大きい建屋であることを踏まえ選定した。（再処理施設代表）
 ※3-1：隣接建屋の影響の有無の判定に係る共通的な考え方を説明し、当該建屋については影響が無いことを示す。 ※3-2：評価対象建屋のうち、「隣接建屋の影響が無いとはいえない」建物・構築物として詳細を説明する。 ※4：層評価のみで、局所評価を行う部位はない。（基礎は、A1基礎と共有しているため、A1基礎として評価を実施。）
 ※4-1：基礎形状を考慮して梁要素でモデル化しているためヒアリングで説明を行う。 ※4-2：プール、貯蔵区域（3次元モデル）についてFAのプールを代表としてヒアリングで説明を行う。 ※4-3：内部波及影響の確認として、屋根トラス、屋根鉄骨の評価を行う。
 ※4-4：考慮する荷重として水圧及び温度荷重があるFAのプールを代表としてヒアリングで説明を行う。

今回設工認における主な説明事項（屋外重要土木構造物（洞道））

【凡例】
 ★：ヒアリングにおいて説明すべき項目（再処理事業所全体に共通する事項） ※ヒアリングで説明を行う申請回次。
 ☆：ヒアリングにおいて説明すべき項目（再処理事業所全体に共通する事項） ※先の申請回次において説明済のため、資料提出のみを予定。
 ●：ヒアリングにおいて説明すべき項目（各建物・構築物それぞれについて個別に説明すべき事項） ※ヒアリングで説明を行う代表説明洞道、又は代表性がなく全ての洞道について個々に説明すべき事項。
 ○：ヒアリングにおいて説明すべき項目（各建物・構築物それぞれについて個別に説明すべき事項） ※代表説明洞道で全体の考え方を示しているため、資料提出のみを予定。
 △：資料提出のみで、ヒアリングでの説明は不要と考える項目（設工認添付資料の詳細データの整理結果の提示等）
 ー：該当なし

申請回次	施設区分	主な説明事項		(1)事業許可との整合性に関する説明事項			(2)既設工認からの変更点に係る説明事項			(3)新規制基準における追加要求事項に係る説明事項	(4)その他先行発電炉の審査実績を踏まえた説明事項等					
				a.地盤モデルの設定	b.一関東の鉛直地震動	c.1.2×Ss評価	a.解析モデル及び手法の比較	b.洞道側方の地盤改良、隣接構造物の考慮	c.材料非線形解析	a.水平2方向影響評価	a.設計用地下水位の設定	b.評価対象断面の代表性	c.隣接建屋影響	d.断層交差部の影響	e.物性のばらつきの影響評価	f.位相反転影響
		建物・構築物名称	補足説明資料	耐震建物08	後次回申請にて示す	後次回申請にて示す	後次回申請にて示す	後次回申請にて示す	後次回申請にて示す	後次回申請にて示す	【方針】耐震建物13【評価方法、結果】後次回申請にて示す	後次回申請にて示す	後次回申請にて示す	後次回申請にて示す	後次回申請にて示す	後次回申請にて示す
2	再処理施設	分離建屋／高レベル廃液ガラス固化建屋間洞道	AT06			●※1	●※1	●※1	●	ー						
2	再処理施設	高レベル廃液ガラス固化建屋／第1ガラス固化体貯蔵建屋間洞道	AT52			○	ー	○	●	○						
2	再処理施設	分離建屋／精製建屋／ウラン脱硝建屋／ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋／低レベル廃液処理建屋／低レベル廃棄物処理建屋／分析建屋間洞道	AT02N			○	ー	○	●	ー						
2	再処理施設	間洞道	AT05			○	○	○	●	ー						
2	再処理施設	精製建屋／ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋間洞道	AT04			○	○	○	●	ー						
2	再処理施設	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋／安全冷却水系冷却塔A基礎間洞道	TY83			○	ー	○	●	○						
2	再処理施設	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋／安全冷却水系冷却塔B基礎間洞道	TY81			○	ー	○	●	ー						
2	再処理施設		TY82	○		○	ー	○	●	ー	●※3	★	●※3	●※3	●※3	●※3
2	再処理施設		TX40S	○		○	ー	○	●	ー						
2	再処理施設		TX51	○		○	ー	○	●	○						
2	再処理施設		TX60	○		○	○	○	●	●※2						
2	再処理施設	前処理建屋／分離建屋／精製建屋／高レベル廃液ガラス固化建屋／ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋／制御建屋／非常用電源建屋／冷却水設備の安全冷却水系／主排気筒／主排気筒管理建屋間洞道	TX70			○	○	○	●	○						
2	再処理施設		TY10E			○	○	○	●	○						
2	再処理施設		TY20			○	ー	○	●	○						
2	再処理施設		TY25			○	ー	○	●	ー						

【注記】

※1：Sクラスの洞道であることから代表洞道として選定した。、 ※2：構造形式等が複数ある洞道であることから、代表洞道として選定した。 ※3：各影響評価に係る方針及び代表断面での検討結果について、ヒアリングで詳細を説明する。

【凡例】
 ★：ヒアリングにおいて説明すべき項目（再処理事業所全体に共通する事項） ※ヒアリングで説明を行う申請回次。
 ☆：ヒアリングにおいて説明すべき項目（再処理事業所全体に共通する事項） ※先の申請回次において説明済のため、資料提出のみを予定。
 ●：ヒアリングにおいて説明すべき項目（各建物・構築物それぞれについて個別に説明すべき事項）
 ※ヒアリングで説明を行う代表説明建屋、又は代表性がなく全ての建屋について個々に説明すべき事項。
 ○：ヒアリングにおいて説明すべき項目（各建物・構築物それぞれについて個別に説明すべき事項）
 ※代表説明建屋で全体の考え方を示しているため、資料提出のみを予定。
 △：資料提出のみで、ヒアリングでの説明は不要と考える項目（設工認添付資料の詳細データの整理結果の提示等）
 ー：該当なし

今回設工認における主な説明事項（竜巻防護対策設備）
 （青枠は第1回申請における説明範囲を示す。）

申請回次	施設区分	主な説明事項		(1)事業許可との整合性に関する説明事項	(3)新規制基準追加要求事項に係る説明事項	(4)その他先行発電炉の審査実績を踏まえた説明事項等								
				a.地盤モデルの設定	b.一関東の鉛直地震動	a.水平2方向（評価部位の抽出）	a.材料非線形解析	b.減衰定数	c.材料物性のばらつき	d.応力解析モデルのモデル化	e.地震荷重の入力方法	f.組合せ係数法の適用	g.風荷重影響	h.設計用地下水位の設定
		建物・構築物名称	補足説明資料	耐震建物08	耐震建物12	耐震建物07	耐震建物23	耐震建物23	耐震建物23	耐震建物23	耐震建物23	耐震建物17	耐震建物23	耐震建物13
1	再処理施設	安全冷却水B冷却塔 飛来物防護ネット	-	★	●※1-1	●※2-1	●	●	●※1-1	●※3-1	●※1-1	○	●※3-1	★
2	再処理施設	安全冷却水A冷却塔 飛来物防護ネット	-	☆	○	○	○	○	○	○	○	○	○	☆
2	再処理施設	冷却塔A,B 飛来物防護ネット	-	☆	○	○	○	○	○	○	○	○	○	☆
2	再処理施設	主排気筒に接続する屋外配管及び屋外ダクトの飛来物防護板（主排気筒周り）	-	☆	○	●※2-1	-	○	○	●※3-2	○	○	●※3-2	☆
2	再処理施設	主排気筒に接続する屋外配管及び屋外ダクトの飛来物防護板（分離建屋屋外）	-	☆	●※1-2	○	-	○	●※1-2	○	●※1-2	○	○	☆
2	再処理施設	主排気筒に接続する屋外配管及び屋外ダクトの飛来物防護板（精製建屋屋外）	-	☆	○	○	-	○	○	○	○	○	○	☆
2	再処理施設	主排気筒に接続する屋外配管及び屋外ダクトの飛来物防護板（高レベル廃液ガラス固化建屋屋外）	-	☆	○	○	-	○	○	○	○	○	○	☆
3	再処理施設	安全冷却水系冷却塔A 飛来物防護ネット	-	☆	○	○	-	○	○	○	○	○	○	☆
3	再処理施設	安全冷却水系冷却塔B 飛来物防護ネット	-	☆	○	○	-	○	○	○	○	○	○	☆

【注記】

- ※1-1：時刻歴地震力に対する評価結果を行っている施設の代表としてヒアリングにて説明する， ※1-2：床応答曲線に対する評価結果を行っている施設の代表としてヒアリングにて説明する
- ※2-1：評価対象抽出の考え方に応じて代表説明対象を選定，
- ※3-1：防護ネット構造である設備の代表としてヒアリングにて説明する， ※3-2：防護板構造である設備の代表としてヒアリングにて説明する